

改正前（令和 6 年版）	改正後（令和 8 年版）
第 1 編 共 通 編 第 1 章 総 則 第 1 節 総 則 1－1－1 適 用 1. 適用工事 静岡市建設工事共通仕様書(以下「共通仕様書」という。)は、静岡市が発注する河川工事、海岸工事、砂防工事、ダム工事、道路工事、公園工事、水道工事、下水道工事、港湾工事、電気通信設備工事、機械工事、建築・設備工事その他これらに類する工事(以下「工事」という。)に係る静岡市建設工事請負契約約款(契約書を含み以下「契約書」という。)及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。工事の施工は、契約書及び設計図書のほか、静岡市の建設工事に関する諸規程、静岡市土木工事施工管理基準、国土交通省中部地方整備局土木工事数量算出要領による。 2. 共通仕様書の適用 受注者は、共通仕様書の適用にあたっては、静岡市建設工事監督規程(以下「監督規程」という。)及び静岡市工事検査実施要綱(以下「検査実施要綱」という。)に従った監督・検査体制のもとで、建設業法第18条に定める建設工事の請負契約の原則に基づく施工管理体制を遵守しなければならない。また、受注者はこれら監督、検査にあたっては、地方自治法施行令第167条の15に基づくものであることを認識しなければならない。 3. 優先事項 契約図面、特記仕様書及び工事数量総括表に記載された事項は、この共通仕様書に優先する。また、建築・設備工事については、公共建築工事標準仕様書を優先する。 4. 設計図書間の不整合 特記仕様書、契約図面、工事数量総括表または共通仕様書の間に相違がある場合、または契約図面からの読み取りと契約図面に書かれた数字が相違する場合、受注者は監督員に確認して指示を受けなければならない。 受注者は、信義に従って誠実に工事を履行し、監督員の指示がない限り工事を継続しなければならない。但し、契約書第 27 条に定める内容等の措置を行う場合は、この限りでない。 5. S I 単位 設計図書は、S I 単位を使用する。S I 単位については、S I 単位と非S I 単位が併記されている場合は（ ）内を非S I 単位とする。 6. 工程表及び工事工程月報の提出 受注者は、契約書第 3 条に従って、「工程表」（静岡市建設工事執行規則（平成 15 年静岡市規則第 48 号。以下「規則」という。）規則様式第 12 号）及び「工事工程月報」（規	第 1 編 共 通 編 第 1 章 総 則 第 1 節 総 則 1－1－1 適 用 1. 適用工事 静岡市建設工事共通仕様書(以下「共通仕様書」という。)は、静岡市が発注する河川工事、海岸工事、砂防工事、ダム工事、道路工事、公園工事、水道工事、下水道工事、港湾工事、電気通信設備工事、機械工事、建築・設備工事その他これらに類する工事(以下「工事」という。)に係る静岡市建設工事請負契約約款(契約書を含み以下「契約書」という。)及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。工事の施工は、契約書及び設計図書のほか、静岡市の建設工事に関する諸規程、静岡市土木工事施工管理基準、国土交通省中部地方整備局土木工事数量算出要領による。 2. 共通仕様書の適用 受注者は、共通仕様書の適用にあたっては、静岡市建設工事監督規程(以下「監督規程」という。)及び静岡市工事検査実施要綱(以下「検査実施要綱」という。)に従った監督・検査体制のもとで、建設業法第18条に定める建設工事の請負契約の原則に基づく施工管理体制を遵守しなければならない。また、受注者はこれら監督、検査にあたっては、地方自治法施行令第167条の15に基づくものであることを認識しなければならない。 3. 優先事項 契約図面、特記仕様書及び工事数量総括表に記載された事項は、この共通仕様書に優先する。また、建築・設備工事については、公共建築工事標準仕様書を優先する。 4. 設計図書間の不整合 特記仕様書、契約図面、工事数量総括表または共通仕様書の間に相違がある場合、または契約図面からの読み取りと契約図面に書かれた数字が相違する場合、受注者は監督員に確認して指示を受けなければならない。 受注者は、信義に従って誠実に工事を履行し、監督員の指示がない限り工事を継続しなければならない。但し、契約書第 27 条に定める内容等の措置を行う場合は、この限りでない。 5. S I 単位 設計図書は、S I 単位を使用する。S I 単位については、S I 単位と非S I 単位が併記されている場合は（ ）内を非S I 単位とする。 6. 工程表及び工事工程月報の提出 受注者は、契約書第 3 条に従って、「工程表」（静岡市建設工事執行規則（平成 15 年静岡市規則第 48 号。以下「規則」という。）規則様式第 12 号）及び「工事工程月報」（規

改正前（令和 6 年版）	改正後（令和 8 年版）
則様式第 13 号）を別に定める様式に基づき作成し、発注者に提出しなければならない。 ⑦. 要綱、法令等の適用 要綱、法令等は、改正があった場合は最新のものを適用すること。 1－1－2 用語の定義 1. 監督員 監督員とは、総括監督員、主任監督員、担当監督員を総称している。受注者には主として主任監督員及び担当監督員が対応する。 2. 総括監督員 総括監督員とは、「静岡県建設工事監督規程」に定める監督総括業務を担当し、主に、受注者に対する指示、承諾または協議及び関連工事の調整のうち重要なものの処理、及び設計図書の変更、一時中止または打切りの必要があると認める場合における契約担当者等（地方自治法第 234 条に規定する契約担当者をいう。）に対する報告等を行うとともに、主任監督員及び担当監督員の指揮監督並びに監督業務の掌理を行う者をいう。 3. 主任監督員 主任監督員とは、「静岡県建設工事監督規程」に定める現場監督総括業務を担当し、主に、受注者に対する指示、承諾または協議（重要なもの及び軽易なものを除く）の処理、工事实施のための詳細図等（軽易なものを除く）の作成及び交付または受注者が作成した図面の承諾を行い、また、契約図書に基づく工程の管理、立会、段階確認、工事材料の試験または検査の実施（他のものに実施させ当該実施を確認することを含む）で重要なものの処理、関連工事の調整（重要なものを除く）、設計図書の変更（重要なものを除く）、一時中止または打切りの必要があると認める場合における総括監督員への報告を行うと共に、担当監督員の指揮監督並びに現場監督総括業務及び一般監督業務の掌理を行う者をいう。 4. 担当監督員 担当監督員とは、「静岡県建設工事監督規程」に定める一般監督業務を担当し、主に、受注者に対する指示、承諾または協議で軽易なものの処理、工事实施のための詳細図等で軽易なものの作成及び交付または受注者が作成した図面のうち軽易なものの承諾を行い、また、契約図書に基づく工程の管理、立会、段階確認、工事材料の試験の実施（重要なものは除く）を行い、設計図書の変更、一時中止または打切りの必要があると認める場合における主任監督員への報告を行うとともに、一般監督業務の掌理を行う者をいう。 5. 契約図書 契約図書とは、契約書及び設計図書をいう。 6. 設計図書 設計図書とは、仕様書、設計書、図面、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。また、土木工事においては、工事数量総括表を含むものとする。	則様式第 13 号）を別に定める様式に基づき作成し、発注者に提出しなければならない。 なお、工事工程月報は毎月 10 日までに提出し、完成時の提出がこれにより難しい場合、完成通知書提出前に提出するものとする。 ⑦. 要綱、法令等の適用 要綱、法令等は、市のマニュアル等も含め改正があった場合は最新のものを適用すること。 1－1－2 用語の定義 1. 監督員 監督員とは、総括監督員、主任監督員、担当監督員を総称している。受注者には主として主任監督員及び担当監督員が対応する。 2. 総括監督員 総括監督員とは、「静岡県建設工事監督規程」に定める監督総括業務を担当し、主に、受注者に対する指示、承諾または協議及び関連工事の調整のうち重要なものの処理、及び設計図書の変更、一時中止または打切りの必要があると認める場合における契約担当者等（地方自治法第 234 条に規定する契約担当者をいう。）に対する報告等を行うとともに、主任監督員及び担当監督員の指揮監督並びに監督業務の掌理を行う者をいう。 3. 主任監督員 主任監督員とは、「静岡県建設工事監督規程」に定める現場監督総括業務を担当し、主に、受注者に対する指示、承諾または協議（重要なもの及び軽易なものを除く）の処理、工事实施のための詳細図等（軽易なものを除く）の作成及び交付または受注者が作成した図面の承諾を行い、また、契約図書に基づく工程の管理、立会、段階確認、工事材料の試験または検査の実施（他のものに実施させ当該実施を確認することを含む）で重要なものの処理、関連工事の調整（重要なものを除く）、設計図書の変更（重要なものを除く）、一時中止または打切りの必要があると認める場合における総括監督員への報告を行うと共に、担当監督員の指揮監督並びに現場監督総括業務及び一般監督業務の掌理を行う者をいう。 4. 担当監督員 担当監督員とは、「静岡県建設工事監督規程」に定める一般監督業務を担当し、主に、受注者に対する指示、承諾または協議で軽易なものの処理、工事实施のための詳細図等で軽易なものの作成及び交付または受注者が作成した図面のうち軽易なものの承諾を行い、また、契約図書に基づく工程の管理、立会、段階確認、工事材料の試験の実施（重要なものは除く）を行い、設計図書の変更、一時中止または打切りの必要があると認める場合における主任監督員への報告を行うとともに、一般監督業務の掌理を行う者をいう。 5. 契約図書 契約図書とは、契約書及び設計図書をいう。 6. 設計図書 設計図書とは、仕様書、設計書、図面、現場説明書、施工条件明示書及び現場説明に対する質問回答書をいう。また、土木工事においては、工事数量総括表を含むものとする。

改正前（令和6年版）	改正後（令和8年版）
7.仕様書 仕様書とは、各工事に共通する共通仕様書と各工事ごとに規定される特記仕様書を総称している。 8. 共通仕様書 共通仕様書とは、各建設作業の順序、使用材料の品質、数量、仕上げるの程度、施工方法等工事を施工するうえで必要な技術的要求、工事内容を説明したもののうち、あらかじめ定型的な内容を盛り込み作成したものをいう。 9. 特記仕様書 特記仕様書とは、共通仕様書を補足し、工事の施工に関する明細または工事に固有の技術的要求を定める図書をいう。 10. 現場説明書（施工条件明示） 現場説明書（施工条件明示）とは、工事の入札に参加するものに対して発注者が当該工事の契約条件等を説明するための書類をいう。 11. 質問回答書 質問回答書とは、質問受付時に入札参加者が提出した契約条件等に関する質問に対して発注者が回答する書面をいう。 12. 図面 図面とは、入札に際して発注者が示した設計図、発注者から変更または追加された設計図、工事完成図等をいう。なお、設計図書に基づき監督員が受注者に指示した図面及び受注者が提出し、監督員が書面により承諾した図面を含む。 13. 工事数量総括表 工事数量総括表とは、工事施工に関する工種、設計数量及び規格を示した書類をいう。 14. 指示 指示とは、契約図書の定めに基づき、監督員が受注者に対し、工事の施工上必要な事項について書面により示し、実施させることをいう。 15. 承諾 承諾とは、契約図書で明示した事項について、発注者若しくは監督員または受注者が書面により同意することをいう。 16. 協議 協議とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者または監督員と受注者が対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。 17. 提出 提出とは、監督員が受注者に対し、または受注者が監督員に対し工事に係わる書面またはその他の資料を説明し、差し出すことをいう。 18. 提示 提示とは、監督員が受注者に対し、または受注者が監督員または検査員に対し工事に係わる書面またはその他の資料を示し、説明することをいう。	る。 7. 仕様書 仕様書とは、各工事に共通する共通仕様書と各工事ごとに規定される特記仕様書を総称している。 8. 共通仕様書 共通仕様書とは、各建設作業の順序、使用材料の品質、数量、仕上げるの程度、施工方法等工事を施工するうえで必要な技術的要求、工事内容を説明したもののうち、あらかじめ定型的な内容を盛り込み作成したものをいう。 9. 特記仕様書 特記仕様書とは、共通仕様書を補足し、工事の施工に関する明細または工事に固有の技術的要求を定める図書をいう。 10. 契約図面 契約図面とは、契約時に設計図書の一部として、契約書に添付されている図面をいう。 11. 現場説明書（施工条件明示） 現場説明書（施工条件明示）とは、工事の入札に参加するものに対して発注者が当該工事の契約条件等を説明するための書類をいう。 12. 質問回答書 質問回答書とは、質問受付時に入札参加者が提出した契約条件等に関する質問に対して発注者が回答する書面をいう。 13. 図面 図面とは、契約図面を含め、発注者から変更または追加された設計図、工事完成図等をいう。なお、設計図書に基づき監督員が受注者に指示した図面及び受注者が提出し、監督員が書面により承諾した図面を含む。 14. 工事数量総括表 工事数量総括表とは、工事施工に関する工種、設計数量及び規格を示した書類をいう。 15. 指示 指示とは、契約図書の定めに基づき、監督員が受注者に対し、工事の施工上必要な事項について書面により示し、実施させることをいう。 16. 承諾 承諾とは、契約図書で明示した事項について、発注者若しくは監督員または受注者が書面により同意することをいう。 17. 協議 協議とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者または監督員と受注者が対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。 18. 提出 提出とは、監督員が受注者に対し、または受注者が監督員に対し工事に係わる書面またはその他の資料を説明し、差し出すことをいう。 19. 提示 提示とは、監督員が受注者に対し、または受注者が監督員または検査員に対し工事に係わる書面またはその他の資料を示し、説明することをいう。

改正前（令和 6 年版）	改正後（令和 8 年版）
19. 報告 報告とは、受注者が監督員に対し、工事の状況または結果について書面により知らせることをいう。 20. 通知 通知とは、発注者または監督員と受注者または現場代理人の間で、工事の施工に関する事項について、書面により互いに知らせることをいう。 21. 受理 受理とは、契約図書に基づき、受注者、監督員が相互に提出された書面を受け取り、内容を把握することをいう。 22. 連絡 連絡とは、監督員と受注者または現場代理人の間で契約書第 18 条に該当しない事項または緊急で伝達すべき事項について、口頭、ファクシミリ、電子メールなどにより互いに知らせることをいう。なお、後日書面による連絡内容の伝達は不要とする。 23. 納品 納品とは、受注者が発注者に工事完成時に成果品を納めることをいう。 24. 電子納品 電子納品とは、電子成果品を納品することをいう。なお、電子納品を行う場合は別途監督員と協議する。 25. 情報共有システム 情報共有システムとは、監督員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務効率化を実現するシステムのことをいう。なお、本システムを用いて作成及び提出等を行った工事帳票については、別途紙に出力しない。 26. 書面 書面とは、手書き、印刷物等による工事打合せ簿等の工事帳票をいい、発行年月日を記載し、署名または記名押印したものを有効とする。 27. 工事写真 工事写真とは、工事着手前及び工事完成、また、施工管理の手段として各工事の施工段階及び工事完成後目視できない個所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を静岡市土木工事施工管理基準の写真管理基準に基づき撮影したものをいう。なお、デジタル工事写真の小黑板情報電子化を行う場合は、「デジタル工事写真の小黑板情報電子化についての一部改正について」（令和 3 年 3 月 26 日 国技建管第 21 号）に基づき実施しなければならない。	20. 報告 報告とは、受注者が監督員に対し、工事の状況または結果について書面により知らせることをいう。 21. 通知 通知とは、発注者または監督員と受注者または現場代理人の間で、工事の施工に関する事項について、書面により互いに知らせることをいう。 22. 受理 受理とは、契約図書に基づき、受注者、監督員が相互に提出された書面を受け取り、内容を把握することをいう。 23. 連絡 連絡とは、監督員と受注者または現場代理人の間で契約書第 18 条に該当しない事項または緊急で伝達すべき事項について、口頭、ファクシミリ、電子メールなどにより互いに知らせることをいう。なお、後日書面による連絡内容の伝達は不要とする。 24. 納品 納品とは、受注者が発注者に工事完成時に成果品を納めることをいう。 25. 電子納品 電子納品とは、電子成果品を納品することをいう。なお、電子納品の運用は「静岡市電子納品要領・基準」に基づき行うものとし、これにより難い場合は別途監督員と協議すること。 オンライン電子納品については、「建設工事におけるオンライン電子納品に関する特記仕様書」及び「オンライン電子納品の運用に関する事項」に基づくものとする。 26. 情報共有システム 情報共有システムとは、監督員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務効率化を実現するシステムのことをいう。なお、本システムを用いて作成及び提出等を行った工事帳票については、別途紙に出力しない。 27. 書面 書面とは、工事打合せ簿等の工事帳票をいい、手書き、印刷物又は情報共有システムを用いて作成され、指示、承諾、協議、提出、報告、通知が行われたものを有効とする。また、情報共有システム等の情報通信技術（電子メール可）を利用しての提出を基本とする。ただし、情報共有システムを用いない印刷物等の場合は、発行年月日を記載し、記名（署名または押印を含む）したのもも有効とする。なお、「静岡市における情報共有システム活用の手引き」（巻末資料参照）に基づき実施しなければならない。 28. 工事写真 工事写真とは、工事着手前及び工事完成、また、施工管理の手段として各工事の施工段階及び工事完成後目視できない個所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を静岡市土木工事施工管理基準の写真管理基準に基づき撮影したものをいう。なお、デジタル工事写真の小黑板情報電子化を行う場合は、「デジタル工事写真の小黑板情報電子化についての一部改正について」（令和 5 年 3 月 15 日 国技建管第 6 号）に基づき実施しなければならない。

改正前（令和 6 年版）	改正後（令和 8 年版）
28. 工事帳票 工事帳票とは、施工計画書、工事打合せ簿、品質管理資料、出来形管理資料等の定型様式の資料、及び工事打合せ簿等に添付して提出される非定型の資料をいう。	29. 工事帳票 工事帳票とは、施工計画書、工事打合せ簿、品質管理資料、出来形管理資料等の定型様式の資料、及び工事打合せ簿等に添付して提出される非定型の資料をいう。
29. 工事書類 工事書類とは、工事写真及び工事帳票をいう。	30. 工事書類 工事書類とは、工事写真及び工事帳票をいう。
30. 契約関係書類 契約関係書類とは、契約書第 9 条第 5 項の定めにより監督員を経由して受注者から発注者へ、または受注者へ提出される書類をいう。	31. 契約関係書類 契約関係書類とは、契約書第 9 条第 5 項の定めにより監督員を経由して受注者から発注者へ、または受注者へ提出される書類をいう。
31. 工事管理台帳 工事管理台帳とは、設計図書に従って工事目的物の完成状態を記録した台帳をいう。工事管理台帳は、工事目的物の諸元をとりまとめた施設管理台帳と工事目的物の品質記録をとりまとめた品質管理台帳をいう。（橋梁、照明、水道、下水道等を表す。）	32. 工事管理台帳 工事管理台帳とは、設計図書に従って工事目的物の完成状態を記録した台帳をいう。工事管理台帳は、工事目的物の諸元をとりまとめた施設管理台帳と工事目的物の品質記録をとりまとめた品質管理台帳をいう。（橋梁、照明、水道、下水道等を表す。）
32. 工事完成図書 工事完成図書とは、工事完成時に納品する成果品をいう。	33. 工事完成図書 工事完成図書とは、工事完成時に納品する成果品をいう。
33. 電子成果品 電子成果品とは、電子的手段によって発注者に納品する成果品となる電子データをいう。	34. 電子成果品 電子成果品とは、電子的手段によって発注者に納品する成果品となる電子データをいう。
34. 工事関係書類 工事関係書類とは、契約図書、契約関係書類、工事書類、及び工事完成図書をいう。	35. 工事関係書類 工事関係書類とは、契約図書、契約関係書類、工事書類、及び工事完成図書をいう。
35. 確認 確認とは、契約図書に示された事項について、監督員、検査員または受注者が臨場もしくは関係資料により、その内容について契約図書との適合を確かめることをいう。	36. 確認 確認とは、契約図書に示された事項について、監督員、検査員または受注者が臨場もしくは関係資料により、その内容について契約図書との適合を確かめることをいう。
36. 立会 立会とは、契約図書に示された項目について、監督員が臨場により、その内容について契約図書との適合を確かめることをいう。	37. 立会 立会とは、契約図書に示された項目について、監督員が臨場により、その内容について契約図書との適合を確かめることをいう。
37. 段階確認 段階確認とは、設計図書に示された施工段階において、監督員が臨場等により、施工状況、出来形、品質、規格、数値等を確認することをいう。	38. 段階確認 段階確認とは、設計図書に示された施工段階において、監督員が臨場等により、施工状況、出来形、品質、規格、数値等を確認することをいう。
38. 遠隔臨場 遠隔臨場とは、タブレット等モバイル端末などのビデオ通話（映像と音声の双方向通信）で行う立会、段階確認をいう。	39. 遠隔臨場 遠隔臨場とは、タブレット等モバイル端末などのビデオ通話（映像と音声の双方向通信）で行う立会、段階確認をいう。
39. 工事検査 工事検査とは、検査員が契約書第 32 条、第 38 条、第 39 条に基づいて給付の完了の確認を行うことをいう。検査員は、次に掲げる工事検査の種類ごとに、工事の検査を行うものとする。なお、受注者は工事検査受検時に、静岡市建設工事共通仕様書及び静岡市土木工事施工管理基準を持参するものとする。 （１）完成検査 静岡市建設工事執行規則（平成 15 年静岡市規則第 48 号。以下「規則」という。）第 44 条第 2 項の、建設工事の完成を確認するための検査をいう。	40. 工事検査 工事検査とは、検査員が契約書第 32 条、第 38 条、第 39 条に基づいて給付の完了の確認を行うことをいう。検査員は、次に掲げる工事検査の種類ごとに、工事の検査を行うものとする。なお、受注者は工事検査受検時に、静岡市建設工事共通仕様書及び静岡市土木工事施工管理基準を持参するものとする。 （１）完成検査 静岡市建設工事執行規則（平成 15 年静岡市規則第 48 号。以下「規則」という。）第 44 条第 2 項の、建設工事の完成を確認するための検査をいう。

改正前（令和 6 年版）	改正後（令和 8 年版）
（２）既済部分検査 規則第 61 条第 1 項の、契約の解除又はその他の事情により市長が必要があると認めるときに、出来形部分について行う検査をいう。 （３）出来形部分検査 規則第 50 条第 3 項の、同条第 2 項の確認をするための検査及び同規則第 51 条第 1 項の、指定部分が完成したときに行う検査をいう。 （４）中間検査 別に定める土木工事検査技術基準又は建築・設備工事検査技術基準により、工事の完成前に行う検査をいう。 （完成検査の際に出来形の確認が困難な場合に必要に応じその工事中に行う検査。） （５）中間技術検査 別に定める土木工事中間技術検査実施要領又は建築・設備工事中間技術検査実施要領により、工事の完成前に行う検査をいう。	（２）既済部分検査 規則第 61 条第 1 項の、契約の解除又はその他の事情により市長が必要があると認めるときに、出来形部分について行う検査をいう。 （３）出来形部分検査 規則第 50 条第 3 項の、同条第 2 項の確認をするための検査及び同規則第 51 条第 1 項の、指定部分が完成したときに行う検査をいう。 （４）中間検査 別に定める土木工事検査技術基準又は建築・設備工事検査技術基準により、工事の完成前に行う検査をいう。 （完成検査の際に出来形の確認が困難な場合に必要に応じその工事中に行う検査。） （５）中間技術検査 別に定める土木工事中間技術検査実施要領又は建築・設備工事中間技術検査実施要領により、工事の完成前に行う検査をいう。 （６）査察 別に定める静岡市工事検査員規則第 7 条の規定により、工事の完成前に行う調査であり、検査の判定を厳正かつ的確に実施するために行うものとする。
40. 検査員 検査員とは、契約書第 32 条第 2 項の規定に基づき、工事検査を行うために発注者が定めた者をいう。	41. 検査員 検査員とは、契約書第 32 条第 2 項の規定に基づき、工事検査を行うために発注者が定めた者をいう。
41. 同等以上の品質 同等以上の品質とは、仕様書で指定する品質または仕様書に指定がない場合、監督員が承諾する試験機関の品質確認を得た品質または、監督員の承諾した品質をいう。なお、試験機関での品質の確認のために必要となる費用は、受注者の負担とする。	42. 同等以上の品質 同等以上の品質とは、仕様書で指定する品質または仕様書に指定がない場合、監督員が承諾する試験機関の品質確認を得た品質または、監督員の承諾した品質をいう。なお、試験機関での品質の確認のために必要となる費用は、受注者の負担とする。
42. 工期 工期とは、契約図書に明示した工事を実施するために要する準備及び後片付け期間を含めた始期日から終期日までの期間をいう。	43. 工期 工期とは、契約図書に明示した工事を実施するために要する準備及び後片付け期間を含めた始期日から終期日までの期間をいう。
43. 工事開始日 工事開始日とは、工期の始期日または設計図書において規定する始期日をいう。	44. 工事開始日 工事開始日とは、工期の始期日または設計図書において規定する始期日をいう。
44. 工事着手 工事着手とは、工事開始日以降の実際の工事のための準備工事（現場事務所等の設置または測量をいう。）詳細設計付工事における詳細設計または工場製作を含む工事における工場製作工のいずれかに着手することをいう。	45. 工事着手 工事着手とは、工事開始日以降の実際の工事のための準備工事（現場事務所等の設置または測量をいう。）、詳細設計付工事における詳細設計または工場製作を含む工事における工場製作工のいずれかに着手することをいう。なお、受注者は、設計図書に定めのある他、特別な事情がない限り、工事開始日以降施工条件明示書に記載の準備期間内に工事に着手しなければならない。
45. 準備期間 準備期間とは、工事開始日から本体工事または仮設工事の着手までの期間をいう。	46. 準備期間 準備期間とは、工事開始日から本体工事または仮設工事の着手までの期間をいう。
46. 工事 工事とは、本体工事及び仮設工事、またはそれらの一部をいう。	47. 工事 工事とは、本体工事及び仮設工事、またはそれらの一部をいう。
47. 本体工事 本体工事とは、設計図書に従って、工事目的物を施工するための工事をいう。	48. 本体工事 本体工事とは、設計図書に従って、工事目的物を施工するための工事をいう。

改正前（令和 6 年版）	改正後（令和 8 年版）
48. 仮設工事 仮設工事とは、各種の仮工事であって、工事の施工及び完成に必要とされるものをいう。 49. 後片付け期間 施工終了後の自主検査、後片付け、清掃等の期間をいう。 50. 工事区域 工事区域とは、工事用地、その他設計図書で定める土地または水面の区域をいう。 51. 現場 現場とは、工事を施工する場所及び工事の施工に必要な場所及び設計図書で明確に指定される場所をいう。 52. S I S I とは、国際単位系をいう。 53. 現場発生品 現場発生品とは、工事の施工により現場において副次的に生じたもので、その所有権は発注者に帰属する。 54. JIS規格 JIS 規格とは、日本産業規格をいう。	49. 仮設工事 仮設工事とは、各種の仮工事であって、工事の施工及び完成に必要とされるものをいう。 50. 後片付け期間 施工終了後の自主検査、後片付け、清掃等の期間をいう。 51. 工事区域 工事区域とは、工事用地、その他設計図書で定める土地または水面の区域をいう。 52. 現場 現場とは、工事を施工する場所及び工事の施工に必要な場所及び設計図書で明確に指定される場所をいう。 53. S I S I とは、国際単位系をいう。 54. 現場発生品 現場発生品とは、工事の施工により現場において副次的に生じたもので、その所有権は発注者に帰属する。 55. JIS規格 JIS 規格とは、日本産業規格をいう。
1－1－3 設計図書の照査等 1. 図面原図の貸与 受注者からの要求があり、監督員が必要と認めた場合、受注者に図面の原図を貸与、もしくは電子データを提供することができる。ただし、共通仕様書等市販・公開されているものについては、受注者が備えなければならない。 2. 設計図書の照査 受注者は、施工前及び施工途中において、自らの負担により契約書第 1 8 条第 1 項第 1 号から第 5 号に係る設計図書の照査を「設計図書の照査ガイドライン」に基づき行い、該当する事実がある場合は、監督員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。 なお、確認できる資料とは、現地地形図、設計図との対比図、取合い図、施工図等を含むものとする。また、受注者は、監督員から更に詳細な説明または書面の追加の要求があった場合は従わなければならない。 ただし、設計図書の照査範囲を超える資料の作成については、契約書第 19 条によるものとし、監督員からの指示によるものとする。 3. 契約図書等の使用制限 受注者は、契約の目的のために必要とする以外は、契約図書、及びその他の図書を監督員の承諾なくして第三者に使用させ、または伝達してはならない。	1－1－3 設計図書の照査等 1. 図面原図の貸与 受注者からの要求があり、監督員が必要と認めた場合、受注者に図面の原図を貸与、もしくは電子データを提供することができる。ただし、共通仕様書等市販・公開されているものについては、受注者が備えなければならない。 2. 設計図書の照査 受注者は、施工前及び施工途中において、自らの負担により契約書第 1 8 条第 1 項第 1 号から第 5 号に係る設計図書の照査を「設計図書の照査ガイドライン」に基づき行い、該当する事実がある場合は、監督員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。 なお、確認できる資料とは、現地地形図、設計図との対比図、取合い図、施工図等を含むものとする。また、受注者は、監督員から更に詳細な説明または書面の追加の要求があった場合は従わなければならない。 ただし、設計図書の照査範囲を超える資料の作成については、契約書第 19 条によるものとし、監督員からの指示によるものとする。 3. 契約図書等の使用制限 受注者は、契約の目的のために必要とする以外は、契約図書、及びその他の図書を監督員の承諾なくして第三者に使用させ、または伝達してはならない。
1－1－4 請負代金内訳書 1. 請負代金内訳書 受注者は、契約書第 3 条により請負代金内訳書（以下「内訳書」という。）を請求され	1－1－4 請負代金内訳書 1. 請負代金内訳書 受注者は、契約書第 3 条により請負代金内訳書（以下「内訳書」という。）を契約締結

改正前（令和 6 年版）	改正後（令和 8 年版）
たときは、内訳書を監督員を通じて発注者に提出しなければならない。 2. 内訳書の内容説明 監督員は、内訳書の内容に関し受注者の同意を得て、説明を受けることができる。ただし、内容に関する協議等は行わないものとする。 1－1－5 クイックレスポンス 当該工事において生じた諸問題について、「静岡県クイックレスポンスガイドライン」に従い、受注者が請負工事に関して書面をもってあらかじめこれらへの回答希望日及びその理由を監督員に伝え、監督員は当該希望日までに請求事項について書面により回答することとする。 ただし、当該希望日までの回答が困難な場合には、受注者と工程に与える影響を打ち合わせるとともに、回答予定日を受注者に書面により回答する。 1－1－6 施工計画書 1. 一般事項 受注者は、工事着手前に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を監督員に提出しなければならない。なお、建築・設備工事については、公共建築工事標準仕様書に記載された事項による。 受注者は、施工計画書を遵守し工事の施工に当たらなければならない。 この場合、受注者は、施工計画書に以下の事項について記載しなければならない。また、監督員がその他の項目について補足を求めた場合には、追記するものとする。ただ	の日から14日以内に、内訳書を監督員を通じて発注者に提出しなければならない。 2. 内訳書の内容説明 監督員は、内訳書の内容に関し受注者の同意を得て、説明を受けることができる。ただし、内容に関する協議等は行わないものとする。 1－1－5 クイックレスポンス 当該工事において生じた諸問題について、「静岡県クイックレスポンスガイドライン」に従い、受注者が請負工事に関して書面をもってあらかじめこれらへの回答希望日及びその理由を監督員に伝え、監督員は当該希望日までに請求事項について書面により回答することとする。 ただし、当該希望日までの回答が困難な場合には、受注者と工程に与える影響を打ち合わせるとともに、回答予定日を受注者に書面により回答する。 1－1－⑥ ウィークリースタンス 1. 一般事項 監督職員及び受注者は、「ウィークリースタンス」の実施に努める。ウィークリースタンスとは、労働環境を改善し、円滑な実施と品質向上に努めることを目的に、受発注者間で確認・共有した取組の総称をいう。 2. ウィークリースタンスの取組について 上記に基づいて以下に示す項目の内容について、受発注者間で設定した取組み内容を「打合せ簿」または「施工計画書（15）法定休日・所定休日」にて共有するものとする。なお、緊急を要する場合はこの内容によらず対応するものとする。 （1）（業務時間外にかかるおそれのある）午後 5 時以降は、打合せ開始時刻に設定しない。 （2）週末の休暇が取れるよう、土曜・日曜日の作業が必要となる依頼を休日前（金曜日等）は行わない。 （3）毎週水曜日および受注者の企業が設定している定時退社日においては、退社時刻以降の電話連絡をお互いに行わない。 （4）作業内容に見合った作業期間を確保する。 （5）その他、任意に設定する（例：実施工程に影響する条件等を受発注者間で確認・共有する） 1－1－7 施工計画書 1. 一般事項 受注者は、工事施工条件明示書に記載の工事準備期間内に前に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を監督員に提出しなければならない。なお、建築・設備工事については、公共建築工事標準仕様書に記載された事項による。 受注者は、施工計画書を遵守し工事の施工に当たらなければならない。 この場合、受注者は、施工計画書に以下の事項について記載しなければならない。また、監督員がその他の項目について補足を求めた場合には、追記するものとする。ただ

改正前（令和 6 年版）	改正後（令和 8 年版）
し、受注者は別に定める小規模工事においては「小規模工事事務取扱要領」により記載内容の一部を省略することができる。 （１）工事概要 （２）計画工程表 （３）現場組織表 （４）指定機械（使用機械） （５）主要資材 （６）施工方法（主要機械、仮設備計画、工事用地等を含む） （７）施工管理計画（立会、段階確認の時期等を含む） （８）安全管理 （９）緊急時の体制及び対応 （10）交通管理 （11）環境対策 （12）現場作業環境の整備 （13）再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法 （14）創意工夫等 （15）法定休日・所定休日（週休二日の導入） （16）その他 2. 変更施工計画書 受注者は、施工計画書の内容に変更が生じた場合には、その都度当該工事に着手する前に変更に関する事項について、変更施工計画書を監督員に提出しなければならない。 3. 詳細施工計画書 受注者は、施工計画書を提出した際、監督員が指示した事項について、さらに詳細な施工計画書を提出しなければならない。 4. 創意工夫 受注者は、自ら立案実施した創意工夫や地域社会への貢献として評価できる項目について、工事完成時までに所定の様式により、監督員に提出する事ができる。 1－1－7 配置技術者等について 1. 現場代理人の兼任 契約書第 10 条第 4 項の規定に該当する工事においては、現場代理人を兼任することができる工事とする。なお、取扱の概要は次のとおりとする。 （１）現場代理人の兼任を認める際の条件 ① 同一の者を現場代理人として配置できる工事は 2 件までとし、いずれも国、地方公共団体等が発注する工事であること。 ② 請負代金額（変更されている場合は、変更後の請負代金額）が、いずれも 4,000 万円（建築一式工事は 8,000 万円）未満の工事であること。 ③ 兼任する工事現場間を概ね 1 時間以内で移動できること。	し、受注者は別に定める小規模工事においては「小規模工事事務取扱要領」により記載内容の一部を省略することができる。 （１）工事概要 （２）計画工程表 （３）現場組織表 （４）指定機械（使用機械） （５）主要資材 （６）施工方法（主要機械、仮設備計画、工事用地等を含む） （７）施工管理計画（立会、段階確認の時期等を含む） （８）安全管理 （９）緊急時の体制及び対応 （10）交通管理 （11）環境対策 （12）現場作業環境の整備 （13）再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法 （14）創意工夫等 （15）法定休日・所定休日（週休二日の導入） （16）その他 2. 変更施工計画書 受注者は、工法や地盤等の施工条件に変更が生じた場合には、その都度当該工事に着手する前に変更に関する事項について、変更施工計画書を監督員に提出しなければならない。また、契約変更に伴う修正についても都度変更施工計画書を監督員に提出しなければならない。 3. 詳細施工計画書 受注者は、施工計画書を提出した際、監督員が指示した事項について、さらに詳細な施工計画書を提出しなければならない。 4. 創意工夫 受注者は、自ら立案実施した創意工夫や地域社会への貢献として評価できる項目について、工事完成時までに所定の様式により、監督員に提出する事ができる。 1－1－⑧ 配置技術者等について 1. 現場代理人等の兼任 契約書第 10 条第 4 項の規定に該当する工事においては、現場代理人を兼任することができる工事とする。なお、取扱の概要は次のとおりとする。 （１）現場代理人の兼任を認める際の条件 ① 同一の者を現場代理人として配置できる工事は 2 件までとし、いずれも国、地方公共団体等が発注する工事であること。 ② 請負代金額（変更されている場合は、変更後の請負代金額）が、いずれも 4,500 万円（建築一式工事は 9,000 万円）未満の工事であること。 ③ 兼任する工事現場間を概ね 1 時間以内（片道）で移動できること。

改正前（令和6年版）	改正後（令和8年版）
④ 上記①～③にかかわらず、工事の内容、工事における特殊性が著しく顕著で兼任を認め難い場合は、兼任を認めないこととする。 （2）兼任する場合の手続について ① 契約後、主任技術者等通知書に所定の事項を記載し、発注者に提出する。この際、兼任を予定する工事の請負代金額が変更（変更指示書による概算の請負代金額を含む。）され、兼任できないことがあるので、留意すること。 ② 変更等によりいずれかの工事の請負代金が 4,000 万円（建築一式工事は 8,000 万円）以上（変更指示書による概算の請負代金額を含む。）となった場合は、兼任が解除となる。このとき、現場代理人の変更が必要となるので、主任技術者等通知書に所定の事項を記入し提出すること。 ③ 上記①及び②による手続は、兼任する一方の工事についても現場代理人の兼任の状況が変わるため、同様に主任技術者等通知書を発注者へ提出すること。	④ 上記①～③にかかわらず、工事の内容、工事における特殊性が著しく顕著で兼任を認め難い場合は、兼任を認めないこととする。 （2）現場代理人を兼任する場合の手続について ① 契約後、現場代理人等通知書に所定の事項を記載し、発注者に提出する。この際、兼任を予定する工事の請負代金額が変更（変更指示書による概算の請負代金額を含む。）され、兼任できないことがあるので、留意すること。もう一方の現場代理人等通知書を提出済みの案件については、現場代理人等の兼任通知書を発注者に提出する。 ② 変更等によりいずれかの工事の請負代金が 4,500 万円（建築一式工事は 9,000 万円）以上（変更指示書による概算の請負代金額を含む。）となった場合は、兼任が解除となる。このとき、現場代理人の変更が必要となるので、現場代理人等通知書に所定の事項を記入し提出すること。 ③ 上記①及び②による手続は、兼任する一方の工事についても現場代理人の兼任の状況が変わるため、同様に現場代理人等通知書を発注者へ提出すること。 （3）取扱の留意点 ① 本取扱いを適用し2件の工事を兼任する場合は、いずれの工事現場においても適切な運営及び取締りを行うことが必要となる。 ② 兼任を認める場合の手続に関し虚偽が発覚した場合は、当該受注者に対し工事成績評定への反映を行うとともに、指名停止や契約解除等の必要な措置を行うことがある。 ③ 主任（監理）技術者を兼任（専任特例）するための条件を含め取扱いにあたっては、「建設工事における技術者等の適正な配置のための手引き」によるものとする。
1－1－8 監督員 1. 監督員の権限 当該工事における監督員の権限は、契約書第9条第3項に規定した事項である。 2. 監督員の権限の行使 監督員がその権限を行使するときは、書面により行う。ただし、緊急を要する場合は監督員が、受注者に対し口頭による指示等を行えるものとする。口頭による指示等が行われた場合には、後日、書面により監督員と受注者の両者が指示内容等を確認する。	1－1－9 監督員 1. 監督員の権限 当該工事における監督員の権限は、契約書第9条第3項に規定した事項である。 2. 監督員の権限の行使 監督員がその権限を行使するときは、書面により行う。ただし、緊急を要する場合は監督員が、受注者に対し口頭による指示等を行えるものとする。口頭による指示等が行われた場合には、後日、書面により監督員と受注者の両者が指示内容等を確認する。
1－1－9 工事用地等の使用 1. 維持・管理 受注者は、発注者から使用承認あるいは提供を受けた工事用地等は、善良なる管理者の注意をもって維持・管理する。 2. 用地の確保 設計図書において受注者が確保するものとされる用地及び工事の施工上受注者が必要とする用地については、自ら準備し、確保する。この場合において、工事の施工上受注者が必要とする用地とは、営繕用地（受注者の現場事務所、宿舍、駐車場）及び型枠または鉄筋作業場等専ら受注者が使用する用地並びに発注者の負担により借地する範囲以	1－1－10 工事用地等の使用 1. 維持・管理 受注者は、発注者から使用承認あるいは提供を受けた工事用地等は、善良なる管理者の注意をもって維持・管理する。 2. 用地の確保 設計図書において受注者が確保するものとされる用地及び工事の施工上受注者が必要とする用地については、自ら準備し、確保する。この場合において、工事の施工上受注者が必要とする用地とは、営繕用地（受注者の現場事務所、宿舍、駐車場）及び型枠または鉄筋作業場等専ら受注者が使用する用地並びに発注者の負担により借地する範囲以

改正前（令和 6 年版）	改正後（令和 8 年版）
外の構造物掘削等に伴う借地等をいう。 3. 第三者からの調達用地 受注者は、工事の施工上必要な土地等を第三者から借用または買収したときは、その土地等の所有者との間の契約を遵守し、その土地等の使用による苦情または紛争が生じないように努めなければならない。 4. 用地の返還 受注者は、第 1 項に規定した工事用地等の使用終了後は、設計図書の定めまたは監督員の指示に従い復旧の上、速やかに発注者に返還しなければならない。工事の完成前に発注者が返還を要求した場合も速やかに発注者に返還しなければならない。 5. 復旧費用の負担 発注者は、第 1 項に規定した工事用地等について受注者が復旧の義務を履行しないときは受注者の費用負担において自ら復旧することができるものとし、その費用は受注者に支払うべき請負代金額から控除するものとする。この場合において、受注者は、復旧に要した費用に関して発注者に異議を申し立てることができない。 6. 用地の使用制限 受注者は、提供を受けた用地を工事用仮設物等の用地以外の目的に使用してはならない。 1－1－10 工事着手 受注者は、設計図書に定めのある他、特別な事情がない限り、工事始期日以降30日以内に工事に着手しなければならない。 1－1－11 工事の下請負 受注者は、下請負に付する場合には、当該下請負工事の施工能力を有することを確認したうえで、以下の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。 （1）静岡市建設工事下請負の適正化に関する要綱（制定平成 15 年 4 月 1 日 最終改正平成 25 年 4 月 1 日）の規定によること。 （2）受注者が、工事の施工につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。 （3）下請負者は、当該下請負工事の施工能力を有すること。なお、下請契約を締結するときは、下請負に使用される技術者、技能労働者等の賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境が適正に整備されるよう、市場における労務の取引価格、保険料等を的確に反映した適正な額の請負代金及び適正な工期等を定める下請契約を締結しなければならない。 1－1－12 施工体制台帳 1. 一般事項 受注者は、工事を施工するために下請契約を締結した場合には、建設業法第 24 条の 7、及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第 13 条の規定による記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督員に提出しなければならない。	外の構造物掘削等に伴う借地等をいう。 3. 第三者からの調達用地 受注者は、工事の施工上必要な土地等を第三者から借用または買収したときは、その土地等の所有者との間の契約を遵守し、その土地等の使用による苦情または紛争が生じないように努めなければならない。 4. 用地の返還 受注者は、第 1 項に規定した工事用地等の使用終了後は、設計図書の定めまたは監督員の指示に従い復旧の上、速やかに発注者に返還しなければならない。工事の完成前に発注者が返還を要求した場合も速やかに発注者に返還しなければならない。 5. 復旧費用の負担 発注者は、第 1 項に規定した工事用地等について受注者が復旧の義務を履行しないときは受注者の費用負担において自ら復旧することができるものとし、その費用は受注者に支払うべき請負代金額から控除するものとする。この場合において、受注者は、復旧に要した費用に関して発注者に異議を申し立てることができない。 6. 用地の使用制限 受注者は、提供を受けた用地を工事用仮設物等の用地以外の目的に使用してはならない。 1－1－11 工事の下請負 受注者は、下請負に付する場合には、当該下請負工事の施工能力を有することを確認したうえで、以下の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。 （1）静岡市建設工事下請負の適正化に関する要綱（制定平成 15 年 4 月 1 日 最終改正平成 25 年 4 月 1 日）の規定によること。 （2）受注者が、工事の施工につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。 （3）下請負者は、当該下請負工事の施工能力を有すること。なお、下請契約を締結するときは、下請負に使用される技術者、技能労働者等の賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境が適正に整備されるよう、市場における労務の取引価格、保険料等を的確に反映した適正な額の請負代金及び適正な工期等を定める下請契約を締結しなければならない。 1－1－12 施工体制台帳 1. 一般事項 受注者は、工事を施工するために下請契約を締結した場合には、建設業法第 24 条の 8、及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第 15 条の規定による記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督員に提出しなければならない。

改正前（令和 6 年版）	改正後（令和 8 年版）
また、その他記載すべき内容については以下のとおりとする。 （１）建設業法施行規則第 14 条の 2 に掲げる事項 （２）安全衛生責任者名、安全衛生推進者名、雇用管理責任者名 2. 施工体系図 受注者は、第 1 項に示す法律の定めに従って、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともに監督員に提出しなければならない。 なお、施工体系図に記述する工事内容は、契約図書の工種区分との対比がわかりやすいように記述することとする。ただし、詳細になりすぎないように留意する。 3. 名札等の着用 監督員が必要と認め指示を行った場合、受注者は、監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者（下請負者を含む）及び受注者の専門技術者（専任している場合のみ）に、工事現場内において、工事名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札等を着用させなければならない。名札は図 1－1 を標準とする。 （監理技術者補佐は、建設業法第26条第 3 項ただし書きに規定する者をいう。） 監理（主任）技術者、監理技術者補佐 写真 2 cm × 3 cm 程度 氏 名 ○○ ○○ 工事名 ○○改良工事 工 期 自○○年○○月○○日 至○○年○○月○○日 会 社 ◇◇建設株式会社 印 〔注 1〕用紙の大きさは名刺サイズ以上とする。 〔注 2〕所属会社の社印とする。	また、その他記載すべき内容については以下のとおりとする。 （１）建設業法施行規則第 14 条の 2 に掲げる事項 （２）安全衛生責任者名、安全衛生推進者名、雇用管理責任者名 2. 施工体系図 受注者は、第 1 項に示す法律の定めに従って、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともに監督員に提出しなければならない。 また、記載すべき内容は第 1 項（１）（２）に加え、（３）受注者が直接委託契約を結んだ警備会社の商号又は名称、現場責任者名、工期を記載するものとする。 なお、施工体系図に記述する工事内容は、契約図書の工種区分との対比がわかりやすいように記述することとする。ただし、詳細になりすぎないように留意する。 3. 名札等の着用 監督員が必要と認め指示を行った場合、受注者は、監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者（下請負者を含む）及び受注者の専門技術者（専任している場合のみ）に、工事現場内において、工事名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札等を着用させなければならない。名札は図 1－1 を標準とする。 （監理技術者補佐は、建設業法第26条第 3 項ただし書きに規定する者をいう。） 監理（主任）技術者、監理技術者補佐 写真 2 cm × 3 cm 程度 氏 名 ○○ ○○ 工事名 ○○改良工事 工 期 自○○年○○月○○日 至○○年○○月○○日 会 社 ◇◇建設株式会社 印 〔注 1〕用紙の大きさは名刺サイズ以上とする。 〔注 2〕所属会社の社印とする。
図 1－1 名札の標準図	図 1－1 名札の標準図
4. 施工体制台帳等変更時の処置 第 1 項の受注者は、施工体制台帳及び施工体系図に変更が生じた場合は、その都度速やかに監督員に提出しなければならない。 1－1－13 受注者相互の協力 受注者は、契約書第 2 条の規定に基づき隣接工事または関連工事の請負業者と相互に協力し、施工しなければならない。 また、他事業者が施工する関連工事が同時に施工される場合にも、これら関係者と相互に協力しなければならない。	4. 施工体制台帳等変更時の処置 第 1 項の受注者は、施工体制台帳及び施工体系図に変更が生じた場合は、その都度速やかに監督員に提出しなければならない。 1－1－13 受注者相互の協力 受注者は、契約書第 2 条の規定に基づき隣接工事または関連工事の請負業者と相互に協力し、施工しなければならない。 また、他事業者が施工する関連工事が同時に施工される場合にも、これら関係者と相互に協力しなければならない。

改正前（令和6年版）	改正後（令和8年版）
1－1－14 調査及び試験に対する協力 1. 一般事項 受注者は、発注者が自らまたは発注者が指定する第三者が行う調査及び試験に対して、監督員の指示によりこれに協力しなければならない。この場合、発注者は、具体的な内容等を事前に受注者に通知する。 2. 公共事業労務費調査 受注者は、当該工事が発注者の実施する公共事業労務費調査の対象工事となった場合には、以下の各号に掲げる協力をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。 （1）調査票等に必要事項を正確に記入し、発注者に提出する等必要な協力をしなければならない。 （2）調査票等を提出した事業所を発注者が、事後に訪問して行う調査・指導の対象になった場合には、その実施に協力しなければならない。 （3）正確な調査票等の提出が行えるよう、労働基準法等に従い就業規則を作成すると共に賃金台帳を調製・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行なわなければならない。 （4）対象工事の一部について下請契約を締結する場合には、当該下請負工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。）が前号と同様の義務を負う旨を定めなければならない。 3. 諸経費動向調査 受注者は、当該工事が発注者の実施する諸経費動向調査の対象工事となった場合には、調査等の必要な協力をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。 4. 施工合理化調査等 受注者は、当該工事が発注者の実施する施工合理化調査等の対象工事となった場合には、調査等の必要な協力をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。 5. 施工形態動向調査 受注者は、当該工事が発注者の実施する施工形態動向調査の対象工事となった場合には、調査等の必要な協力をしなければならない、また、工期経過後においても同様とする。 6. 低入札価格調査 受注者は、当該工事が静岡市建設工事低入札価格調査試行要領の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合の措置として「低入札価格調査制度」の調査対象工事となった場合は、以下に掲げる措置をとらなければならない。 （1）受注者は、監督員の求めに応じて、施工体制台帳を提出しなければならない。また、	1－1－14 調査及び試験に対する協力 1. 一般事項 受注者は、発注者が自らまたは発注者が指定する第三者が行う調査及び試験に対して、監督員の指示によりこれに協力しなければならない。この場合、発注者は、具体的な内容等を事前に受注者に通知する。 2. 公共事業労務費調査 受注者は、当該工事が発注者の実施する公共事業労務費調査の対象工事となった場合には、以下の各号に掲げる協力をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。 （1）調査票等に必要事項を正確に記入し、発注者に提出する等必要な協力をしなければならない。 （2）調査票等を提出した事業所を発注者が、事後に訪問して行う調査・指導の対象になった場合には、その実施に協力しなければならない。 （3）正確な調査票等の提出が行えるよう、労働基準法等に従い就業規則を作成すると共に賃金台帳を調製・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行なわなければならない。 （4）対象工事の一部について下請契約を締結する場合には、当該下請負工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。）が前号と同様の義務を負う旨を定めなければならない。 3. 諸経費動向調査 受注者は、当該工事が発注者の実施する諸経費動向調査の対象工事となった場合には、調査等の必要な協力をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。 4. 施工合理化調査 受注者は、当該工事が発注者の実施する施工合理化調査等の対象工事となった場合には、調査等の必要な協力をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。 5. 施工形態動向調査 受注者は、当該工事が発注者の実施する施工形態動向調査の対象工事となった場合には、調査等の必要な協力をしなければならない、また、工期経過後においても同様とする。 6. 施工体制に関する全国一斉点検 受注者は、当該工事が発注者の実施する施工体制に関する全国一斉点検の対象工事となった場合には、調査等の必要な協力をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。 7. 低入札価格調査 受注者は、当該工事が静岡市建設工事低入札価格調査試行要領の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合の措置として「低入札価格調査制度」の調査対象工事となった場合は、以下に掲げる措置をとらなければならない。 （1）受注者は、監督員の求めに応じて、施工体制台帳を提出しなければならない。また、

改正前（令和6年版）	改正後（令和8年版）
書類の提出に際して、その内容のヒアリングを求められたときは、受注者はこれに応じなければならない。 （2）第1編1－1－6に基づく施工計画書の提出に際して、その内容についてヒアリングを求められたときは、受注者はこれに応じなければならない。 7. 間接工事費等諸経費動向調査 受注者は、当該工事が発注者の実施する間接工事費等諸経費動向調査の対象工事となった場合は、以下の各号に掲げる協力をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。 （1）受注者は、間接工事費等諸経費動向調査票の作成を行い、工事完了後、速やかに監督員に提出しなければならない。なお、調査票等については、別途監督員が指示する。 （2）受注者は、間接工事費等諸経費動向調査票の内容について、監督員が説明を求めた場合には、これに応じなければならない。 なお、監督員からその内容の説明を下請負者に対しても行う場合があるので、受注者は了知するとともに、下請負者に対し周知しなければならない。 8. 独自の調査・試験を行う場合の処置 受注者は、工事現場において独自の調査・試験等を行う場合、具体的な内容を事前に監督員に説明し、承諾を得なければならない。 また、受注者は、調査・試験等の成果を公表する場合、事前に発注者に説明し、承諾を得なければならない。	書類の提出に際して、その内容のヒアリングを求められたときは、受注者はこれに応じなければならない。 （2）第1編1－1－7に基づく施工計画書の提出に際して、その内容についてヒアリングを求められたときは、受注者はこれに応じなければならない。 8. 間接工事費等諸経費動向調査 受注者は、当該工事が発注者の実施する間接工事費等諸経費動向調査の対象工事となった場合は、以下の各号に掲げる協力をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。 （1）受注者は、間接工事費等諸経費動向調査票の作成を行い、工事完了後、速やかに監督員に提出しなければならない。なお、調査票等については、別途監督員が指示する。 （2）受注者は、間接工事費等諸経費動向調査票の内容について、監督員が説明を求めた場合には、これに応じなければならない。 なお、監督員からその内容の説明を下請負者に対しても行う場合があるので、受注者は了知するとともに、下請負者に対し周知しなければならない。 9. 独自の調査・試験を行う場合の処置 受注者は、工事現場において独自の調査・試験等を行う場合、具体的な内容を事前に監督員に説明し、承諾を得なければならない。 また、受注者は、調査・試験等の成果を公表する場合、事前に発注者に説明し、承諾を得なければならない。
1－1－15 工事の一時中止 1. 一般事項 発注者は、契約書第20条の規定に基づき、以下の各号に該当する場合においては、受注者に対して工事一時中止に係るガイドラインに従い、あらかじめ書面をもって通知した上で、必要とする期間、工事の全部または一部の施工について一時中止をさせることができる。なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的または人為的な事象による工事の中断については、第1編1－1－45臨機の措置により、受注者は、適切に対応しなければならない。 （1）埋蔵文化財の調査、発掘の遅延及び埋蔵文化財が新たに発見され、工事の続行が不適当または不可能となった場合 （2）関連する他の工事の進捗が遅れたため工事の続行を不適当と認めた場合 （3）工事着手後、環境問題等の発生により工事の続行が不適当または不可能となった場合 2. 発注者の中止権 発注者は、受注者が契約図書に違反したまたは監督員の指示に従わない場合等、監督員が必要と認めた場合には、工事の中止内容を受注者に通知し、工事の全部または一部の施工について一時中止させることができる。 3. 基本計画書の作成 前1項及び2項の場合において、受注者は施工を一時中止する場合は、中止期間中の維持・管理に関する基本計画書を発注者に提出し、協議するものとする。また、受注者	1－1－15 工事の一時中止 1. 一般事項 発注者は、契約書第20条の規定に基づき、以下の各号に該当する場合においては、受注者に対して「工事一時中止に係るガイドライン」に従い、あらかじめ書面をもって通知した上で、必要とする期間、工事の全部または一部の施工について一時中止をさせることができる。なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的または人為的な事象による工事の中断については、第1編1－1－45臨機の措置により、受注者は、適切に対応しなければならない。 （1）埋蔵文化財の調査、発掘の遅延及び埋蔵文化財が新たに発見され、工事の続行が不適当または不可能となった場合 （2）関連する他の工事の進捗が遅れたため工事の続行を不適当と認めた場合 （3）工事着手後、環境問題等の発生により工事の続行が不適当または不可能となった場合 2. 発注者の中止権 発注者は、受注者が契約図書に違反したまたは監督員の指示に従わない場合等、監督員が必要と認めた場合には、工事の中止内容を受注者に通知し、工事の全部または一部の施工について一時中止させることができる。 3. 基本計画書の作成 前1項及び2項の場合において、受注者は施工を一時中止する場合は、中止期間中の維持・管理に関する基本計画書を発注者に提出し、協議するものとする。また、受注者

改正前（令和 6 年版）	改正後（令和 8 年版）
は工事の再開に備え工事現場を保全しなければならない。 1－1－16 設計図書の変更 設計図書の変更とは、入札に際して発注者が示した設計図書を、発注者が指示した内容及び設計変更の対象となることを認めた協議内容に基づき、発注者が修正することをいう。 なお、設計変更にあたっては、「工事請負契約における設計変更ガイドライン」による。 1－1－17 工期変更 1. 一般事項 契約書第15条第 7 項、第17条第 1 項、第18条第 5 項、第19条、第20条第 3 項、第22条及び第44条第 2 項の規定に基づく工期の変更について、契約書第24条の工期変更協議の対象であるか否かを発注者と受注者との間で確認する（本条において以下「事前協議」という。）ものとし、監督員はその結果を受注者に通知する。 2. 設計図書の変更等 受注者は、契約書第18条第 5 項及び第19条に基づき設計図書の変更又は訂正が行われた場合、第 1 項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、「変更工程表」（規則様式第12号）その他必要な資料を添付の上、契約書第24条第 2 項に定める協議開始の日までに工期変更の協議書を発注者に提出しなければならない。 3. 工事の一時中止 受注者は、契約書第20条に基づく工事の全部もしくは一部の施工が一時中止となった場合、第 1 項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、「変更工程表」（規則様式第12号）その他必要な資料を添付の上、契約書第24条第2項に定める協議開始の日までに工期変更に関して発注者と協議しなければならない。 4. 工期の延長 受注者は、契約書第 22 条に基づき工期の延長を求める場合、第 1 項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする延長日数の算出根拠、「変更工程表」（規則様式第 12 号）その他必要な資料を添付の上、契約書第 24 条第 2 項に定める協議開始の日までに工期変更に関して発注者と協議しなければならない。 5. 工期の短縮 受注者は、契約書第23条第 1 項に基づき工期の短縮を求められた場合、可能な短縮日数の算出根拠、「変更工程表」（規則様式第12号）その他必要な資料を添付し、契約書第 24 条第 2 項に定める協議開始の日までに工期変更に関して発注者と協議しなければならない。	は工事の再開に備え工事現場を保全しなければならない。 1－1－16 設計図書の変更 設計図書の変更とは、入札に際して発注者が示した設計図書を、発注者が指示した内容及び設計変更の対象となることを認めた協議内容に基づき、発注者が修正することをいう。 なお、設計変更にあたっては、「工事請負契約における設計変更ガイドライン」による。 1－1－17 工期変更 1. 一般事項 契約書第15条第 7 項、第17条第 1 項、第18条第 5 項、第19条、第20条第 3 項、第22条及び第44条第 2 項の規定に基づく工期の変更について、契約書第24条の工期変更協議の対象であるか否かを発注者と受注者との間で確認する（本条において以下「事前協議」という。）ものとし、監督員はその結果を受注者に通知する。 2. 設計図書の変更等 受注者は、契約書第18条第 5 項及び第19条に基づき設計図書の変更又は訂正が行われた場合、第 1 項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、「変更工程表」（規則様式第12号）その他必要な資料を添付の上、契約書第24条第 2 項に定める協議開始の日までに工期変更の協議書を発注者に提出しなければならない。 3. 工事の一時中止 受注者は、契約書第20条に基づく工事の全部もしくは一部の施工が一時中止となった場合、第 1 項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、「変更工程表」（規則様式第12号）その他必要な資料を添付の上、契約書第24条第2項に定める協議開始の日までに工期変更に関して発注者と協議しなければならない。 4. 工期の延長 受注者は、契約書第 22 条に基づき工期の延長を求める場合、第 1 項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする延長日数の算出根拠、「変更工程表」（規則様式第 12 号）その他必要な資料を添付の上、契約書第 24 条第 2 項に定める協議開始の日までに工期変更に関して発注者と協議しなければならない。 5. 工期の短縮 受注者は、契約書第23条第 1 項に基づき工期の短縮を求められた場合、可能な短縮日数の算出根拠、「変更工程表」（規則様式第12号）その他必要な資料を添付し、契約書第 24 条第 2 項に定める協議開始の日までに工期変更に関して発注者と協議しなければならない。

改正前（令和 6 年版）	改正後（令和 8 年版）
1－1－18 支給材料及び貸与品 1. 一般事項 受注者は、支給材料及び貸与品を契約書第 15 条第 8 項の規定に基づき善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。 2. 受払状況の記録 受注者は、支給材料及び貸与品の受払状況を記録した帳簿を備え付け、常にその残高を明らかにしておかなければならない。 3. 支給品精算書 受注者は、工事完成時（完成前に工事工程上、支給材料の精算が可能な場合は、その時点。）に、支給品精算書を、監督員を通じて発注者に提出しなければならない。 4. 受領書及び借用書 受注者は、契約書第15条第 1 項の規定に基づき、支給材料及び貸与物件の支給を受ける場合、品名、数量、品質、規格または性能を記した要求書をその使用予定日の14日前までに発注者に提出しなければならない。受領書又は借用書を引渡しの日から 7 日以内に発注者に提出しなければならない。 5. 引渡場所 契約書第15条第 1 項に規定する「引渡場所」は、設計図書または監督員の指示による。 6. 返還 受注者は、契約書第15条第 9 項「不用となった支給材料または貸与品」の規定に基づき返還する場合、監督員の指示に従うものとする。なお、受注者は、返還が完了するまで材料の損失に対する責任を免れることはできない。 7. 修理等 受注者は、支給材料及び貸与品の修理等を行う場合、事前に監督員の承諾を得なければならない。 8. 流用の禁止 受注者は、支給材料及び貸与品を他の工事に流用してはならない。 9. 所有権 支給材料及び貸与品の所有権は、受注者が管理する場合でも発注者に属する。 1－1－19 工事現場発生品 1. 一般事項 受注者は、設計図書に定められた現場発生品について、設計図書または監督員の指示する場所で監督員に引き渡すとともに、あわせて現場発生品調書を作成し、監督員を通じて発注者に提出しなければならない。 2. 設計図書以外の現場発生品の処置 受注者は、第 1 項以外のものが発生した場合、監督員に連絡し、監督員が引き渡しを指示したものについては、監督員の指示する場所で監督員に引き渡すとともに、あわせて現場発生品調書を作成し、監督員を通じて発注者に提出しなければならない。	1－1－18 支給材料及び貸与品 1. 一般事項 受注者は、支給材料及び貸与品を契約書第 15 条第 8 項の規定に基づき善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。 2. 受払状況の記録 受注者は、支給材料及び貸与品の受払状況を記録した帳簿を備え付け、常にその残高を明らかにしておかなければならない。 3. 支給品精算書 受注者は、工事完成時（完成前に工事工程上、支給材料の精算が可能な場合は、その時点。）に、支給品精算書を、監督員を通じて発注者に提出しなければならない。 4. 受領書及び借用書 受注者は、契約書第15条第 1 項の規定に基づき、支給材料及び貸与物件の支給を受ける場合、品名、数量、品質、規格または性能を記した要求書をその使用予定日の14日前までに発注者に提出しなければならない。受領書又は借用書を引渡しの日から 7 日以内に発注者に提出しなければならない。 5. 引渡場所 契約書第15条第 1 項に規定する「引渡場所」は、設計図書または監督員の指示による。 6. 返還 受注者は、契約書第15条第 9 項「不用となった支給材料または貸与品」の規定に基づき返還する場合、監督員の指示に従うものとする。なお、受注者は、返還が完了するまで材料の損失に対する責任を免れることはできない。 7. 修理等 受注者は、支給材料及び貸与品の修理等を行う場合、事前に監督員の承諾を得なければならない。 8. 流用の禁止 受注者は、支給材料及び貸与品を他の工事に流用してはならない。 9. 所有権 支給材料及び貸与品の所有権は、受注者が管理する場合でも発注者に属する。 1－1－19 工事現場発生品 1. 一般事項 受注者は、設計図書に定められた現場発生品について、設計図書または監督員の指示する場所で監督員に引き渡すとともに、あわせて現場発生品調書を作成し、監督員を通じて発注者に提出しなければならない。 2. 設計図書以外の現場発生品の処置 受注者は、第 1 項以外のものが発生した場合、監督員に連絡し、監督員が引き渡しを指示したものについては、監督員の指示する場所で監督員に引き渡すとともに、あわせて現場発生品調書を作成し、監督員を通じて発注者に提出しなければならない。

改正前（令和 6 年版）	改正後（令和 8 年版）
1－1－20 建設副産物 1. 一般事項 受注者は、掘削により発生した石、砂利、砂その他の材料を工事に用いる場合、設計図書によるものとするが、設計図書に明示がない場合には、本体工事または設計図書に指定された仮設工事にあつては、監督員と協議するものとし、設計図書に明示がない任意の仮設工事にあたつては、監督員の承諾を得なければならない。 2. マニフェスト 受注者は、産業廃棄物が搬出される工事にあたつては、産業廃棄物管理票（マニフェスト）または電子マニフェストにより、適正に処理されていることを確かめるとともに監督員に提示しなければならない。 3. 法令遵守 受注者は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年 5 月 31 日法律第 104 号、最終改正令和 3 年 5 月 19 日法律第 37 号）、建設副産物適正処理推進要綱（国土交通事務次官通達、平成 14 年 5 月 30 日）、再生資源の利用の促進について（建設大臣官房技術審議官通達、平成 3 年 10 月 25 日）、建設汚泥の再生利用に関するガイドライン（国土交通事務次官通達、平成 18 年 6 月 12 日）を遵守して、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図らなければならない。 4. 再生資源利用計画 受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄からなる建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、建設副産物情報交換システム【COBRIS】（以下「システム」という）に登録し、再生資源利用計画を施工計画書にその写しを添付して監督員に提出しなければならない。また、登録情報に変更が生じた場合は、速やかにシステムにアクセスし、データの入力を行うものとする。 また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用計画を公衆が見やすい場所に掲げなければならない。 5. 再生資源利用促進計画 受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物または金属くずを工事現場から搬出する場合には、システムに登録し、再生資源利用促進計画を施工計画書にその写しを添付して監督員に提出しなければならない。また、登録情報に変更が生じた場合は、速やかにシステムにアクセスし、データの入力を行うものとする。 また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を公衆が見やすい場所に掲げなければならない。	1－1－20 建設副産物 1. 一般事項 受注者は、掘削により発生した石、砂利、砂その他の材料を工事に用いる場合、設計図書によるものとするが、設計図書に明示がない場合には、本体工事または設計図書に指定された仮設工事にあつては、監督員と協議するものとし、設計図書に明示がない任意の仮設工事にあたつては、監督員の承諾を得なければならない。 2. マニフェスト 受注者は、産業廃棄物が搬出される工事にあたつては、産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）または電子マニフェストにより、適正に処理されていることを確かめるとともに監督員に提示しなければならない。 3. 法令遵守 受注者は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年 5 月 31 日法律第 104 号、最終改正令和 3 年 5 月 19 日法律第 37 号）、建設副産物適正処理推進要綱（国土交通事務次官通達、平成 14 年 5 月 30 日）、再生資源の利用の促進について（建設大臣官房技術審議官通達、平成 3 年 10 月 25 日）、建設汚泥の再生利用に関するガイドライン（国土交通事務次官通達、平成 18 年 6 月 12 日）を遵守して、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図らなければならない。 4. 再生資源利用計画 受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄からなる建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令等に基づき、建設副産物情報交換システム「コブリス・プラス」（以下「システム」という）に登録し、再生資源利用計画を施工計画書にその写しを添付して監督員に提出しなければならない。また、登録情報に変更が生じた場合は、速やかにシステムにアクセスし、データの入力を行うものとする。 また、受注者は、法令等に基づき、工事現場において再生資源利用計画を公衆の見やすい場所に掲げなければならない。 5. 受領書の交付 受注者は、土砂を再生資源利用計画に記載した搬入元から搬入したときは、法令等に基づき、速やかに受領書を搬入元に交付しなければならない。 6. 再生資源利用促進計画 受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物または金属くずを工事現場から搬出する場合には、システムに登録し、再生資源利用促進計画を施工計画書にその写しを添付して監督員に提出しなければならない。また、登録情報に変更が生じた場合は、速やかにシステムにアクセスし、データの入力を行うものとする。 また、受注者は、法令等に基づき、工事現場において再生資源利用促進計画を公衆の見やすい場所に掲げなければならない。 7. 再生資源利用促進計画を作成するうえでの確認事項等 受注者は、再生資源利用促進計画の作成に当たり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、工事現場内の土地の掘削その他形質の変更に関して、発注者等が行った土壌

改正前（令和 6 年版）	改正後（令和 8 年版）
6. 実施書の提出 受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況を記録した「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」をシステムに登録し、工事書類に含め監督員に提出しなければならない。 システムに関する問い合わせ先は下記のとおりとする。 一般財団法人 日本建設情報総合センター（JACIC）内 建設副産物情報センター 電話：03－3505－0410 URL：http://www.recycle.jacic.or.jp/ E-mail: recycle@jacic.or.jp 7. 搬出調書 受注者は、建設発生土が搬出される工事にあたっては、搬出調書を作成し、監督員または検査員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。 ⑧. 運搬処分等委託契約 建設副産物の処分又は運搬を委託する場合は、委託契約書の写しを整備、保管し、監督員または検査員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。 9. ■■■■■■ 受注者は、アスファルト・セメントコンクリート舗装等の切断時に発生する排水（泥水）を河川や側溝に排水することなく排水吸引機能を有する切断機械等により回収するものとする。また、回収水等は、当該作業現場が属する地方公共団体の定め等に基づき取り扱うものとし、処理・運搬方法等については、事前に監督員と協議するものとする。 1－1－21 工事完成図 受注者は、設計図書に従って工事完成図を作成しなければならない。 ただし、各種ブロック製作工等工事目的物によっては、監督員の承諾を得て工事完成図を省略することが出来る。	汚染対策法等の手続きの状況や、搬出先が盛土規制法の許可地等であるなど適正であることについて、法令等に基づき確認しなければならない。 また、確認結果は再生資源利用促進計画に添付するとともに、工事現場において公衆の見やすい場所に掲げなければならない。 8. 建設発生土の運搬を行う者に対する通知 受注者は、建設現場等から土砂の搬出を他の者に委託しようとするときは、第6項の再生資源利用促進計画に記載した事項（搬出先の名称、所在地及び搬出量）と、前項で行った確認結果を委託した搬出者に対して、法令等に基づき通知しなければならない。 9. 建設発生土の搬出先に対する受領書の交付請求等 受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画に記載した搬出先に搬出したときは、法令等に基づき、速やかに搬出先の管理者に受領書の交付を求め、受領書に記載された事項が再生資源利用促進計画に記載した内容と一致することを確認するとともに、監督員から請求があった場合には、受領書の写しを提出しなければならない。 10. 実施書の提出 受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況を記録した「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」をシステムに登録し、工事書類に含め監督員に提出しなければならない。 システムに関する問い合わせ先は下記のとおりとする。 一般財団法人 日本建設情報総合センター（JACIC）内 建設副産物情報センター 電話：03－6261－4324 URL：http://www.recycle.jacic.or.jp/ E-mail: recycle@jacic.or.jp 11. 搬出調書 受注者は、建設発生土が搬出される工事にあたっては、搬出調書を作成し、監督員または検査員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。 ⑫. 運搬処分等委託契約 建設副産物の処分又は運搬を委託する場合は、委託契約書の写しを整備、保管し、監督員または検査員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。 13. 舗装等切断時の排水処理■ 受注者は、アスファルト・セメントコンクリート舗装等の切断時に発生する排水（汚泥）を河川や側溝に排水することなく排水吸引機能を有する切断機械等により回収するものとする。また、回収水等は、当該作業現場が属する地方公共団体の定め等に基づき取り扱うものとし、処理・運搬方法等については、事前に監督員と協議するものとする。 1－1－21 工事完成図 受注者は、設計図書に従って工事完成図を作成しなければならない。 ただし、各種ブロック製作工等工事目的物によっては、監督員の承諾を得て工事完成図を省略することが出来る。

改正前（令和 6 年版）	改正後（令和 8 年版）
1－1－22 完成検査 1. 工事完成通知書の提出 受注者は、契約書第32条の規定に基づき、「完成届出書」（規則様式第19号）を発注者に提出しなければならない。 2. 完成検査の要件 受注者は、「完成届出書」（規則様式第19号）を発注者に提出する際には、以下の各号に掲げる要件をすべて満たさなくてはならない。 （1）設計図書（追加、変更指示も含む。）に示されるすべての工事が完成していること。 （2）契約書第 17 条第 1 項の規定に基づき、監督員の請求した改造が完了していること。 （3）設計図書により義務付けられた工事記録写真、出来形管理資料、工事関係図等の資料の整備がすべて完了していること。 （4）契約変更を行う必要が生じた工事においては、最終変更契約を発注者と締結していること。 3. 検査日の通知 発注者は、完成検査に先立って、監督員を通じて受注者に対して検査日を通知する。 4. 検査内容 検査員は、監督員及び受注者の臨場の上、工事目的物を対象として契約図書と対比し、次の各号に掲げる検査を行う。 （1）工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえ （2）工事管理状況に関する書類、記録及び写真等 （3）週休二日の履行状況 5. 修補の指示 検査員は、修補の必要があると認めた場合には、受注者に対して、期限を定めて修補の指示を行うことができる。 6. 修補期間 修補の完了が確認された場合は、その指示の日から補修完了の確認の日までの期間は、契約書第 32 条第 2 項に規定する期間に含めない。 7. 適用規定 受注者は、当該完成検査については、第 3 編 1－1－6 監督員による検査（確認を含む）及び立会い等第 3 項の規定を準用する。 1－1－23 中間技術検査 1. 一般事項 受注者は、当該工事が予定価格（税込）で 1 億 5 千万円以上あるいは静岡市建設工事低入札価格調査試行要領に規定する調査対象に該当する場合は、中間技術検査を受けなければならない。 なお、土木工事については土木工事中間技術検査実施要領を、建築・設備工事については建築・設備工事中間技術検査実施要領による。	1－1－22 完成検査 1. 工事完成通知書の提出 受注者は、契約書第32条の規定に基づき、「完成通知書」（規則様式第19号）を発注者に提出しなければならない。 2. 完成検査の要件 受注者は、「完成通知書」（規則様式第19号）を発注者に提出する際には、以下の各号に掲げる要件をすべて満たさなくてはならない。 （1）設計図書（追加、変更指示も含む。）に示されるすべての工事が完成していること。 （2）契約書第 17 条第 1 項の規定に基づき、監督員の請求した改造が完了していること。 （3）設計図書により義務付けられた工事記録写真、出来形管理資料、工事関係図等の資料の整備がすべて完了していること。 （4）契約変更を行う必要が生じた工事においては、最終変更契約を発注者と締結していること。 3. 検査日の通知 発注者は、完成検査に先立って、監督員を通じて受注者に対して検査日を通知する。 4. 検査内容 検査員は、監督員及び受注者の臨場の上、工事目的物を対象として契約図書と対比し、次の各号に掲げる検査を行う。 （1）工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえ （2）工事管理状況に関する書類、記録及び写真等 （3）週休二日の履行状況 5. 修補の指示 検査員は、修補の必要があると認めた場合には、受注者に対して、期限を定めて修補の指示を行うことができる。 6. 修補期間 修補の完了が確認された場合は、その指示の日から補修完了の確認の日までの期間は、契約書第 32 条第 2 項に規定する期間に含めない。 7. 適用規定 受注者は、当該完成検査については、第 3 編 1－1－6 監督員による検査（確認を含む）及び立会い等第 3 項の規定を準用する。 1－1－23 中間技術検査 1. 一般事項 受注者は、当該工事が予定価格（税込）で 1 億 5 千万円以上あるいは静岡市建設工事低入札価格調査試行要領に規定する調査対象に該当する場合は、中間技術検査を受けなければならない。 なお、土木工事については土木工事中間技術検査実施要領を、建築・設備工事については建築・設備工事中間技術検査実施要領による。

改正前（令和 6 年版）	改正後（令和 8 年版）
2. 検査内容 中間技術検査は、完成検査に準じて実施するものとする。 3. 実施回数 実施回数は、監督員が指示する回数を実施するものとする。 4. 実施時期 実施時期は、監督員と協議して定めるものとする。 5. 施工計画書 受注者は、実施回数及び実施時期など中間技術検査に関する事項について、第 1 編 1－1－6 施工計画書第 1 項（7）施工管理計画に記載しなければならない。 6. 品質証明員 品質証明員は、中間技術検査に立ち会わなければならない。 なお、品質証明員は、土木工事共通仕様書品質証明実施基準に定める実施結果について提示しなければならない。 1－1－24 出来形部分検査等 1. 一般事項 受注者は、契約書第 38 条第 3 項の部分払の確認の請求を行った場合、または、契約書第 39 条第 1 項の工事の完成の通知を行った場合は、出来形部分検査を受けなければならない。 2. 部分払いの請求 受注者は、契約書第38条に基づく部分払いの請求を行うときは、前項の検査を受ける前に監督員の指示により出来高確認請求書（規則様式第21号）を作成し、発注者に提出しなければならない。 3. 検査内容 検査員は、監督員及び受注者の臨場の上、工事目的物を対象として工事の出来高に関する資料と対比し、以下の各号に掲げる検査を行う。 （1）工事の出来形について、形状・寸法・精度・数量・品質及び出来ばえの検査を行う。 （2）工事管理状況について、書類、記録及び写真等を参考にして検査を行う。 （3）週休二日の履行状況 4. 修補 受注者は、検査員の指示による修補については、第 1 編 1－1－2 2 完成検査第 5 項の規定に従うものとする。 5. 適用規定 受注者は、出来形部分検査については、第 3 編 1－1－6 監督員による検査（確認を含む）及び立会い等第 3 項の規定を準用する。 6. 検査日の通知 発注者は、出来形部分検査に先立って、監督員を通じて受注者に対して検査日を通知する。	2. 検査内容 中間技術検査は、完成検査に準じて実施するものとする。 3. 実施回数 実施回数は、監督員が指示する回数を実施するものとする。 4. 実施時期 実施時期は、監督員と協議して定めるものとする。 5. 施工計画書 受注者は、実施回数及び実施時期など中間技術検査に関する事項について、第 1 編 1－1－7 施工計画書第 1 項（8）施工管理計画に記載しなければならない。 6. 品質証明員 品質証明員は、中間技術検査に立ち会わなければならない。 なお、品質証明員は、土木工事共通仕様書品質証明実施基準に定める実施結果について提示しなければならない。 1－1－24 出来形部分検査等 1. 一般事項 受注者は、契約書第 38 条第 3 項の部分払の確認の請求を行った場合、または、契約書第 39 条第 1 項の工事の完成の通知を行った場合は、出来形部分検査を受けなければならない。 2. 部分払いの請求 受注者は、契約書第38条に基づく部分払いの請求を行うときは、前項の検査を受ける前に監督員の指示により出来高確認請求書（規則様式第21号）を作成し、発注者に提出しなければならない。 3. 検査内容 検査員は、監督員及び受注者の臨場の上、工事目的物を対象として工事の出来高に関する資料と対比し、以下の各号に掲げる検査を行う。 （1）工事の出来形について、形状・寸法・精度・数量・品質及び出来ばえの検査を行う。 （2）工事管理状況について、書類、記録及び写真等を参考にして検査を行う。 （3）週休二日の履行状況 4. 修補 受注者は、検査員の指示による修補については、第 1 編 1－1－22 完成検査第 5 項の規定に従うものとする。 5. 適用規定 受注者は、出来形部分検査については、第 3 編 1－1－6 監督員による検査（確認を含む）及び立会い等第 3 項の規定を準用する。 6. 検査日の通知 発注者は、出来形部分検査に先立って、監督員を通じて受注者に対して検査日を通知する。

改正前（令和 6 年版）	改正後（令和 8 年版）
1－1－25 部分使用 1. 一般事項 発注者は、受注者の同意を得て工事目的物の全部又は一部を部分使用できる。 2. 監督員による検査 受注者は、発注者が契約書第 34 条の規定に基づく当該工事に係わる部分使用を行う場合には、監督員による品質及び出来形等の検査（確認を含む）を受ける。 1－1－26 施工管理 1. 一般事項 受注者は、工事の施工にあたっては、施工計画書に示される作業手順に従い施工し、品質及び出来形が設計図書に適合するよう、十分な施工管理をしなければならない。 2. 施工管理頻度、密度の変更 監督員は、以下に掲げる場合、設計図書に示す品質管理の測定頻度及び出来形管理の測定密度を変更することができる。この場合、受注者は、監督員の指示に従うものとする。これに伴う費用は、受注者の負担とする。 （１）工事の初期で作業が定常的になっていない場合 （２）管理試験結果が限界値に異常接近した場合 （３）試験の結果、品質及び出来形に均一性を欠いた場合 （４）前各号に掲げるもののほか、監督員が必要と判断した場合 3. 標示板の設置 受注者は、施工に先立ち工事現場またはその周辺の一般通行人等が見易い場所に、工事目的、工期（終期日）時間帯、工事種類、発注者名及び施工者名、電話番号を記載した標示板を設置し、工事完成後は速やかに標示板を撤去しなければならない。ただし、標示板の設置が困難な場合は、監督員の承諾を得て省略することができる。 なお、標示板の記載にあたっては、工事に関する情報をわかりやすく記載するものとする。	1－1－25 部分使用 1. 一般事項 発注者は、受注者の同意を得て工事目的物の全部又は一部を部分使用できる。 2. 監督員による検査 受注者は、発注者が契約書第 34 条の規定に基づく当該工事に係わる部分使用を行う場合には、監督員による品質及び出来形等の検査（確認を含む）を受ける。 1－1－26 施工管理 1. 一般事項 受注者は、工事の施工にあたっては、施工計画書に示される作業手順に従い施工し、品質及び出来形が設計図書に適合するよう、十分な施工管理をしなければならない。 2. 施工管理頻度、密度の変更 監督員は、以下に掲げる場合、設計図書に示す品質管理の測定頻度及び出来形管理の測定密度を変更することができる。この場合、受注者は、監督員の指示に従うものとする。これに伴う費用は、受注者の負担とする。 （１）工事の初期で作業が定常的になっていない場合 （２）管理試験結果が限界値に異常接近した場合 （３）試験の結果、品質及び出来形に均一性を欠いた場合 （４）前各号に掲げるもののほか、監督員が必要と判断した場合 3. 標示板の設置 受注者は、施工に先立ち工事現場またはその周辺の公衆の見やすい場所に、工事目的、工期（終期日）時間帯、工事種類、発注者名及び施工者名、電話番号（必要に応じて夜間連絡先含む）を記載した標示板（標準H1400×W1100程度）を設置し、工事完成後は速やかに標示板を撤去しなければならない。ただし、標示板の設置が困難な場合は、監督員の承諾を得て省略することができる。 なお、標示板の記載にあたっては、工事に関する情報をわかりやすく記載するものとする。また、周辺状況により標準サイズ以外の標示板を使用する場合は監督員と協議するものとする。

改正前（令和6年版）	改正後（令和8年版）
4. 整理整頓 受注者は、工事期間中現場内及び周辺の整理整頓に努めなければならない。 5. 周辺への影響防止 受注者は、施工に際し施工現場周辺並びに他の構造物及び施設などへ影響を及ぼさないよう施工しなければならない。また、影響が生じるおそれがある場合、影響が生じた場合には直ちに監督員へ連絡し、その対応方法等に関して監督員と速やかに協議しなければならない。また、損傷が受注者の過失によるものと認められる場合、受注者自らの負担で原形に復元しなければならない。 6. 労働環境等の改善 受注者は、工事の適正な実施に必要な技術的能力の向上、情報通信技術を活用した工事の実施の効率化等による生産性の向上並びに技術者、技能労働者等育成及び確保並びにこれらの者に係る賃金、労働時間、その他労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めなければならない。また、受注者は、作業員が健全な身体と精神を保持できる	ご迷惑をおかけします 〇〇〇〇〇〇〇を なおしています 令和〇年〇月〇日まで 時間帯〇:〇〇～〇:〇〇 〇 〇 〇 〇 工 事 発注者 国土交通省〇〇地方整備局 □□□□事務所〇〇出張所 電話 〇〇－〇〇〇〇－〇〇〇〇 施工者 〇〇〇〇建設株式会社 電話 昼間連絡先 000-000-0000 夜間連絡先 000-000-0000 4. 整理整頓 受注者は、工事期間中現場内及び周辺の整理整頓に努めなければならない。 5. 周辺への影響防止 受注者は、施工に際し施工現場周辺並びに他の構造物及び施設などへ影響を及ぼさないよう施工しなければならない。また、影響が生じるおそれがある場合、影響が生じた場合には直ちに監督員へ連絡し、その対応方法等に関して監督員と速やかに協議しなければならない。また、損傷が受注者の過失によるものと認められる場合、受注者自らの負担で原形に復元しなければならない。 6. 労働環境等の改善 受注者は、工事の適正な実施に必要な技術的能力の向上、情報通信技術を活用した工事の実施の効率化等による生産性の向上並びに技術者、技能労働者等育成及び確保並びにこれらの者に係る賃金、労働時間、その他労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めなければならない。また、受注者は、作業員が健全な身体と精神を保持できる

改正前（令和 6 年版）	改正後（令和 8 年版）
よう作業場所、現場事務所及び作業員宿舍等における良好な作業環境の確保に努めなければならない。 7. 発見・拾得物の処置 受注者は、工事中に物件を発見または拾得した場合、直ちに関係機関へ通報するとともに、監督員へ連絡しその対応について指示を受ける。 8. 記録及び関係書類 受注者は、記録及び関係書類を直ちに作成、保管し、監督員等の請求があった場合は直ちに提示するとともに、検査前に提出しなければならない。 なお、「静岡市土木工事施工管理基準及び規格値」が定められていない工種については、監督員と協議の上、施工管理を行うものとする。 9. ■■■■■■ 受注者は、工事施工途中に工事目的物や工事材料等の不具合等が発生した場合、または、公益通報者等から当該工事に関する情報が寄せられた場合には、その内容を監督員に直ちに通知しなければならない。 1－1－27 履行報告 ① 受注者は、契約書第11条の規定に基づき、履行状況を所定の様式（工事記録簿）に基づき作成し、発注者に報告しなければならない。 ② 受注者は、下請けに指示した内容や監督員との調整、地元との調整した記録等を書面（工事打合せ記録（巻末資料参照））にて整備、保管し、監督員または検査員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。 1－1－28 週休二日の対応 受注者は、週休二日に取り組んだ場合は、その実施内容を監督職員に報告しなければならない。 なお、週休二日は、4 週（28日）単位で4 週 8 休以上の現場閉所または、技術者及び技能労働者が交代しながら 4 週 8 休以上の休日を確保し実施に努めなければならない。 1－1－29 工事関係者に対する措置請求 1. 現場代理人に対する措置 発注者は、現場代理人が工事目的物の品質・出来形の確保及び工期の遵守に関して、著しく不適当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。 2. 技術者に対する措置 発注者または監督員は、主任技術者（監理技術者）、専門技術者（これらの者と現場代理人を兼務する者を除く。）が工事目的物の品質・出来形の確保及び工期の遵守に関して、著しく不適当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。	よう作業場所、現場事務所及び作業員宿舍等における良好な作業環境の確保に努めなければならない。 7. 発見・拾得物の処置 受注者は、工事中に物件を発見または拾得した場合、直ちに関係機関へ通報するとともに、監督員へ連絡しその対応について指示を受ける。 8. 記録及び関係書類 受注者は、記録及び関係書類を直ちに作成、保管し、監督員等の請求があった場合は直ちに提示するとともに、検査前に提出しなければならない。 なお、「静岡市土木工事施工管理基準及び規格値」が定められていない工種については、監督員と協議の上、施工管理を行うものとする。 9. 公益通報■ 受注者は、工事施工途中に工事目的物や工事材料等の不具合等が発生した場合、または、公益通報者等から当該工事に関する情報が寄せられた場合には、その内容を監督員に直ちに通知しなければならない。 1－1－27 履行報告 ① 受注者は、契約書第11条の規定に基づき、履行状況を所定の様式（工事記録簿）に基づき作成し、発注者に報告しなければならない。 ② 受注者は、下請けに指示した内容や監督員との調整、地元との調整した記録等を書面（工事打合せ記録（巻末資料参照））にて整備、保管し、監督員または検査員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。 1－1－28 週休二日の対応 週休二日は発注者が指定する週休二日の種類において、現場閉所の確保（交替制モデルにおいては技能者及び技能労働者の休日の確保）を達成しなければならない。なお、受注者が週休二日に取り組んだ場合は、その実施内容を監督職員に報告しなければならない。 ただし、受注者による週休日の測量、丁張り、工事写真の撮影や出来形測定、現場事務所等での施工管理に関する書類作成等の事務作業は現場閉所とみなさないものとする。 1－1－29 工事関係者に対する措置請求 1. 現場代理人に対する措置 発注者は、現場代理人が工事目的物の品質・出来形の確保及び工期の遵守に関して、著しく不適当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。 2. 技術者に対する措置 発注者または監督員は、主任技術者（監理技術者）、専門技術者（これらの者と現場代理人を兼務する者を除く。）が工事目的物の品質・出来形の確保及び工期の遵守に関して、著しく不適当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

改正前（令和 6 年版）	改正後（令和 8 年版）
1－1－30 工事中の安全確保 1. 安全指針等の遵守 受注者は、土木工事安全施工技術指針（国土交通大臣官房技術審議官通達、令和 4 年 2 月）、建設機械施工安全技術指針（国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達、平成 17 年 3 月 31 日）、「港湾工事安全施工指針（社）日本埋立浚渫協会」、「潜水作業安全施工指針（社）日本潜水協会」、「作業船団安全運航指針（社）日本海上起重技術協会」JIS A 8972（斜面・法面工事用仮設設備）及び建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）その他関係法令等に基づくほか、建築工事安全施工技術指針（平成 27 年 1 月 20 日付け 建設省営監発第 13 号）を踏まえ、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。 2. 建設工事公衆災害防止対策要綱 受注者は、建設工事公衆災害防止対策要綱（国土交通省告示第 496 号）（建設事務次官通達、令和元年 9 月 2 日）を遵守して災害の防止を図らなければならない。 3. 支障行為等の防止 受注者は、工事施工中、監督員及び管理者の許可なくして、流水及び水陸交通の支障となるような行為、または公衆に支障を及ぼすなどの施工をしてはならない。 4. 使用する建設機械 受注者は、土木工事に使用する建設機械の選定、使用等について、設計図書により建設機械が指定されている場合には、これに適合した建設機械を使用しなければならない。ただし、より条件に合った機械がある場合には、監督員の承諾を得て、それを使用することができる。 5. 周辺への支障防止 受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上の既設構造物に対して支障を及ぼさないよう必要な措置を施さなければならない。 6. 防災体制 受注者は、豪雨、出水、土石流、その他天災に対しては、天気予報などに注意を払い、常に災害を最小限に食い止めるため防災体制を確立しておかなくてはならない。 7. 第三者の立入り禁止措置 受注者は、工事現場付近における事故防止のため一般の立入りを禁止する場合、その区域に、柵、門扉、立入禁止の標示板等を設けなければならない。 8. 安全巡視 受注者は、工事期間中、安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い安全を確保しなければならない。 9. 現場環境改善（イメージアップ） 受注者は、工事現場の現場環境改善を図るため、現場事務所、作業員宿舎、休憩所または作業環境等の改善を行い、快適な職場を形成するとともに、地域との積極的なコミュニケーション及び現場周辺的美装化に努める。	1－1－30 工事中の安全確保 1. 安全指針等の遵守 受注者は、土木工事安全施工技術指針（国土交通大臣官房技術審議官通達）、建設機械施工安全技術指針（国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達、平成 17 年 3 月 31 日）、「港湾工事安全施工指針（社）日本埋立浚渫協会」、「潜水作業安全施工指針（社）日本潜水協会」、「作業船団安全運航指針（社）日本海上起重技術協会」JIS A 8972（斜面・法面工事用仮設設備）及び建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）その他関係法令等に基づくほか、建築工事安全施工技術指針（平成 27 年 1 月 20 日付け 建設省営監発第 13 号）を踏まえ、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。 2. 建設工事公衆災害防止対策要綱 受注者は、建設工事公衆災害防止対策要綱（国土交通省告示第 496 号）（建設事務次官通達、令和元年 9 月 2 日）を遵守して災害の防止を図らなければならない。 3. 支障行為等の防止 受注者は、工事施工中、監督員及び管理者の許可なくして、流水及び水陸交通の支障となるような行為、または公衆に支障を及ぼすなどの施工をしてはならない。 4. 使用する建設機械 受注者は、土木工事に使用する建設機械の選定、使用等について、設計図書により建設機械が指定されている場合には、これに適合した建設機械を使用しなければならない。ただし、より条件に合った機械がある場合には、監督員の承諾を得て、それを使用することができる。 5. 周辺への支障防止 受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上の既設構造物に対して支障を及ぼさないよう必要な措置を施さなければならない。 6. 防災体制 受注者は、豪雨、出水、土石流、その他天災に対しては、天気予報などに注意を払い、常に災害を最小限に食い止めるため防災体制を確立しておかなくてはならない。 7. 第三者の立入り禁止措置 受注者は、工事現場付近における事故防止のため一般の立入りを禁止する場合、その区域に、柵、門扉、立入禁止の標示板等を設けなければならない。 8. 安全巡視 受注者は、工事期間中、安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い安全を確保しなければならない。 9. 現場環境改善 受注者は、工事現場の現場環境改善を図るため、現場事務所、作業員宿舎、休憩所または作業環境等の改善を行い、快適な職場を形成するとともに、地域との積極的なコミュニケーション及び現場周辺的美装化に努める。

改正前（令和6年版）	改正後（令和8年版）																				
特に発注者が指定する工事については、下記に従ってイメージアップを実施するものとする。 （１）建設現場のイメージアップに関する施工計画書の作成 本工事の内容に応じた建設現場のイメージアップの具体的な計画を作成し、第1編1－1－6施工計画書第1項（８）安全管理に記載するものとする。 （２）建設現場のイメージアップの実施内容 土木工事については、建設現場のイメージアップの実施内容については、下記表の内容のうち原則として各計上費目ごと（仮設備関係、営繕関係、安全関係、地域とのコミュニケーション）に1内容ずつ（いずれか1費目のみ2内容）の合計5つの内容を基本とする。 また、選択にあたっては地域の状況・工事内容により組合せ、実施費目数及び実施内容を変更しても良い。	特に発注者が指定する工事については、下記に従って現場環境改善を実施するものとする。 （１）建設現場の現場環境改善に関する施工計画書の作成 本工事の内容に応じた建設現場の現場環境改善の具体的な計画を作成し、第1編1－1－7施工計画書第1項（８）安全管理に記載するものとする。 （２）建設現場の現場環境改善の実施内容 土木工事については、建設現場の現場環境改善の実施内容については、下記表の内容のうち原則として各計上費目ごと（仮設備関係、営繕関係、安全関係、地域とのコミュニケーション）に1内容ずつ（いずれか1費目のみ2内容）の合計5つの内容を基本とする。 また、選択にあたっては地域の状況・工事内容により組合せ、実施費目数及び実施内容を変更しても良い。																				
（表） <table><tr><th>計上費目</th><th>実施する内容（土木工事）</th></tr><tr><td>仮設備関係</td><td>1．用水・電力等の供給設備　2．緑化・花壇　3．ライトアップ施設 4．見学路及び椅子の設置　5．昇降設備の充実　6．環境負荷の低減</td></tr><tr><td>営繕関係</td><td>1．現場事務所の快適化　2．労働者宿舎の快適化 3．デザインボックス（交通誘導警備員待機室） 4．現場休憩所の快適化 5．健康関連設備及び厚生施設の充実化</td></tr><tr><td>安全関係</td><td>1．工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等） 2．盗難防止対策（警報機等）　3．避暑・防寒対策</td></tr><tr><td>地域とのコミュニケーション</td><td>1．完成予想図　2．工法説明図　3．工事工程表 4．デザイン工事看板（各工事PR看板含む） 5．見学会等の開催（イベント等の実施含む） 6．見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営 7．パンフレット・工法説明ビデオ 8．地域対策費等（地域行事等の経費を含む）　9．社会貢献</td></tr></table>	計上費目	実施する内容（土木工事）	仮設備関係	1．用水・電力等の供給設備　2．緑化・花壇　3．ライトアップ施設 4．見学路及び椅子の設置　5．昇降設備の充実　6．環境負荷の低減	営繕関係	1．現場事務所の快適化　2．労働者宿舎の快適化 3．デザインボックス（交通誘導警備員待機室） 4．現場休憩所の快適化 5．健康関連設備及び厚生施設の充実化	安全関係	1．工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等） 2．盗難防止対策（警報機等）　3．避暑・防寒対策	地域とのコミュニケーション	1．完成予想図　2．工法説明図　3．工事工程表 4．デザイン工事看板（各工事PR看板含む） 5．見学会等の開催（イベント等の実施含む） 6．見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営 7．パンフレット・工法説明ビデオ 8．地域対策費等（地域行事等の経費を含む）　9．社会貢献	（表） <table><tr><th>計上費目</th><th>実施する内容（土木工事）</th></tr><tr><td>仮設備関係</td><td>1．用水・電力等の供給設備　2．緑化・花壇　3．ライトアップ施設 4．見学路及び椅子の設置　5．昇降設備の充実　6．環境負荷の低減</td></tr><tr><td>営繕関係</td><td>1．現場事務所の快適化　2．労働者宿舎の快適化 3．デザインボックス（交通誘導警備員待機室） 4．現場休憩所の快適化 5．健康関連設備及び厚生施設の充実化</td></tr><tr><td>安全関係</td><td>1．工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等） 2．盗難防止対策（警報機等）</td></tr><tr><td>地域とのコミュニケーション</td><td>1．完成予想図　2．工法説明図　3．工事工程表 4．デザイン工事看板（各工事PR看板含む） 5．見学会等の開催（イベント等の実施含む） 6．見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営 7．パンフレット・工法説明ビデオ 8．地域対策費等（地域行事等の経費を含む）　9．社会貢献</td></tr></table>	計上費目	実施する内容（土木工事）	仮設備関係	1．用水・電力等の供給設備　2．緑化・花壇　3．ライトアップ施設 4．見学路及び椅子の設置　5．昇降設備の充実　6．環境負荷の低減	営繕関係	1．現場事務所の快適化　2．労働者宿舎の快適化 3．デザインボックス（交通誘導警備員待機室） 4．現場休憩所の快適化 5．健康関連設備及び厚生施設の充実化	安全関係	1．工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等） 2．盗難防止対策（警報機等）	地域とのコミュニケーション	1．完成予想図　2．工法説明図　3．工事工程表 4．デザイン工事看板（各工事PR看板含む） 5．見学会等の開催（イベント等の実施含む） 6．見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営 7．パンフレット・工法説明ビデオ 8．地域対策費等（地域行事等の経費を含む）　9．社会貢献
計上費目	実施する内容（土木工事）																				
仮設備関係	1．用水・電力等の供給設備　2．緑化・花壇　3．ライトアップ施設 4．見学路及び椅子の設置　5．昇降設備の充実　6．環境負荷の低減																				
営繕関係	1．現場事務所の快適化　2．労働者宿舎の快適化 3．デザインボックス（交通誘導警備員待機室） 4．現場休憩所の快適化 5．健康関連設備及び厚生施設の充実化																				
安全関係	1．工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等） 2．盗難防止対策（警報機等）　3．避暑・防寒対策																				
地域とのコミュニケーション	1．完成予想図　2．工法説明図　3．工事工程表 4．デザイン工事看板（各工事PR看板含む） 5．見学会等の開催（イベント等の実施含む） 6．見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営 7．パンフレット・工法説明ビデオ 8．地域対策費等（地域行事等の経費を含む）　9．社会貢献																				
計上費目	実施する内容（土木工事）																				
仮設備関係	1．用水・電力等の供給設備　2．緑化・花壇　3．ライトアップ施設 4．見学路及び椅子の設置　5．昇降設備の充実　6．環境負荷の低減																				
営繕関係	1．現場事務所の快適化　2．労働者宿舎の快適化 3．デザインボックス（交通誘導警備員待機室） 4．現場休憩所の快適化 5．健康関連設備及び厚生施設の充実化																				
安全関係	1．工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等） 2．盗難防止対策（警報機等）																				
地域とのコミュニケーション	1．完成予想図　2．工法説明図　3．工事工程表 4．デザイン工事看板（各工事PR看板含む） 5．見学会等の開催（イベント等の実施含む） 6．見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営 7．パンフレット・工法説明ビデオ 8．地域対策費等（地域行事等の経費を含む）　9．社会貢献																				
（３）建設現場のイメージアップの実施状況報告 建設現場のイメージアップの実施報告については、完成届に完成写真を添付して提出すること。 10. 定期安全研修・訓練等 受注者は、工事着手後、作業員全員の参加により月当たり、延べ半日以上の時間を割当て、以下の各号から実施する内容を選択し、定期的に安全に関する研修・訓練等を実施しなければならない。なお、作業員全員の参加が困難な場合は、複数回に分けて実施	（３）建設現場の現場環境改善の実施状況報告 建設現場の現場環境改善の実施報告については、完成通知書に完成写真を添付して提出すること。 10. 定期安全研修・訓練等 受注者は、工事着手後、作業員全員及び交通誘導警備員の参加により月当たり、延べ半日以上の時間を割当て、以下の各号から実施する内容を選択し、定期的に安全に関する研修・訓練等を実施しなければならない。なお、作業員全員の参加が困難な場合は、																				

改正前（令和 6 年版）	改正後（令和 8 年版）
する事もできる。 なお、訓練等に参加できない場合、日々の安全活動や新規入場者教育等により労働災害防止や現場安全に努めること。 （１）安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育 （２）当該工事内容等の周知徹底 （３）工事安全に関する法令、通達、指針等の周知徹底 （４）当該工事における災害対策訓練 （５）当該工事現場で予想される事故対策 （６）その他、安全・訓練等として必要な事項 11. 安全教育・訓練等の計画 受注者は、工事の内容に応じた安全教育及び安全訓練等の具体的な計画を作成し、施工計画書に記載しなければならない。 12. 安全教育・訓練等の記録 受注者は、安全教育及び安全訓練等の実施状況について、ビデオ等または工事報告等に記録した資料を整備及び保管し、監督員の請求があった場合は直ちに提示する。また、安全研修・訓練等の実施記録を、工事工程月報と共に提出する。 13. 関係機関との連絡 受注者は、所轄警察署、所管海上保安部、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、港湾管理者、海岸管理者、漁港管理者、海上保安部、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り、工事中の安全を確保しなければならない。 14. 工事関係者の連絡会議 受注者は、工事現場が隣接しまたは同一場所において別途工事がある場合は、請負業者間の安全施工に関する緊密な情報交換を行うとともに、非常時における臨機の措置を定める等の連絡調整を行うため、関係者による工事関係者連絡会議を組織する。 15. 安全衛生協議会の設置 監督員が、労働安全衛生法（令和元年 6 月改正法律第 37 号）第 30 条第 1 項に規定する措置を講じるものとして、同条第 2 項の規定に基づき、受注者を指名した場合には、受注者はこれに従う。 16. 安全優先 受注者は、工事中における安全の確保をすべてに優先させ、労働安全衛生法（令和元年 6 月改正法律第 37 号）等関連法令に基づく措置を常に講じておく。特に重機械の運転、電気設備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかなければならない。 17. 災害発生時の応急処置 災害発生時においては、第三者及び作業員等の人命の安全確保をすべてに優先させるものとし、応急処置を講じるとともに、直ちに関係機関に通報及び監督員に連絡しなければならない。 18. 架空線等事故防止対策 受注者は架空線等上空施設の位置及び占有者を把握するため、工事現場、土取り場、建設発生土受入地、資材等置き場等、工事に係わる全ての架空線等上空施設の現地調査	複数回に分けて実施する事もできる。 なお、訓練等に参加できない場合、日々の安全活動や新規入場者教育等により労働災害防止や現場安全に努めること。但し、すべての実施記録を報告すること。 （１）安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育 （２）当該工事内容等の周知徹底 （３）工事安全に関する法令、通達、指針等の周知徹底 （４）当該工事における災害対策訓練 （５）当該工事現場で予想される事故対策 （６）その他、安全・訓練等として必要な事項 11. 安全教育・訓練等の計画 受注者は、工事の内容に応じた安全教育及び安全訓練等の具体的な計画を作成し、施工計画書に記載しなければならない。 12. 安全教育・訓練等の記録 受注者は、安全教育及び安全訓練等の実施状況について、ビデオ等または工事報告等に記録した資料を整備及び保管し、監督員の請求があった場合は直ちに提示する。また、安全研修・訓練等の実施記録を、工事工程月報と共に提出する。 13. 関係機関との連絡 受注者は、所轄警察署、所管海上保安部、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、港湾管理者、海岸管理者、漁港管理者、海上保安部、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り、工事中の安全を確保しなければならない。 14. 工事関係者の連絡会議 受注者は、工事現場が隣接しまたは同一場所において別途工事がある場合は、請負業者間の安全施工に関する緊密な情報交換を行うとともに、非常時における臨機の措置を定める等の連絡調整を行うため、関係者による工事関係者連絡会議を組織する。 15. 安全衛生協議会の設置 監督員が、労働安全衛生法（令和 7 年 6 月改正 法律第 68 号）第 30 条第 1 項に規定する措置を講じるものとして、同条第 2 項の規定に基づき、受注者を指名した場合には、受注者はこれに従う。 16. 安全優先 受注者は、工事中における安全の確保をすべてに優先させ、労働安全衛生法（令和 7 年 6 月改正 法律第 68 号）等関連法令に基づく措置を常に講じておく。特に重機械の運転、電気設備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかなければならない。 17. 災害発生時の応急処置 災害発生時においては、第三者及び作業員等の人命の安全確保をすべてに優先させるものとし、応急処置を講じるとともに、直ちに関係機関に通報及び監督員に連絡しなければならない。 18. 架空線等事故防止対策 受注者は架空線等上空施設の位置及び占有者を把握するため、工事現場、土取り場、建設発生土受入地、資材等置き場等、工事に係わる全ての架空線等上空施設の現地調査

改正前（令和 6 年版）	改正後（令和 8 年版）
（場所、種類、高さ等）を行い、その調査結果について、支障物件の有無に関わらず、監督員へ報告しなければならない。 ⑱. 地下埋設物等の調査 受注者は、工事施工箇所の地下埋設物件等の有無及び占用者を調査し、支障の有無に関わらず、確認しなければならない。また、必要に応じて、当該物件の位置、深さ等を調査し、監督員に報告しなければならない。 20. 不明の地下埋設物等の処置 受注者は施工中、管理者不明の地下埋設物等を発見した場合は、監督員に連絡し、その処置については占用者全体の現地確認を求め、管理者を明確にしなければならない。 21. 地下埋設物件等損害時の措置 受注者は、地下埋設物件等に損害を与えた場合は、直ちに関係機関に通報及び監督員に連絡し応急措置をとり、補修しなければならない。また、第 1 編 1－1－33 事故報告書の規定に基づき、被害状況、対応等を付した書面を速やかに提出しなければならない。 22. 飛来落下物に対する安全対策 受注者は鉄道または道路等に隣接している場所での工事施工については、飛来落下物に対する安全対策を講じなければならない。 23. 南海トラフ地震臨時情報発令時の措置 受注者は、南海トラフ地震臨時情報が気象庁から出された場合には、地震関連情報の収集に努め、状況に応じて工事中断等の措置をとるものとし、これに伴う必要な補強・落下防止等の保全措置を講じなければならない。 （1）南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における上記保全措置については、第 1 章 1－1－6 施工計画書第 1 項（9）緊急時の体制及び対応に記載しなければならない。	（場所、種類、高さ等）を行い、その調査結果について、支障物件の有無に関わらず、監督員へ報告しなければならない。 ⑲. 地下埋設物等の調査 受注者は、工事施工箇所の地下埋設物件等の有無及び占用者を調査し、支障の有無に関わらず、確認しなければならない。また、必要に応じて、当該物件の位置、深さ等を調査し、監督員に報告しなければならない。なお、工事において道路等の切断や掘削を一切行わない場合は、その旨を報告するものとする。 20. 不明の地下埋設物等の処置 受注者は施工中、管理者不明の地下埋設物等を発見した場合は、監督員に連絡し、その処置については占用者全体の現地確認を求め、管理者を明確にしなければならない。 21. 地下埋設物件等損害時の措置 受注者は、地下埋設物件等に損害を与えた場合は、直ちに関係機関に通報及び監督員に連絡し応急措置をとり、補修しなければならない。また、第 1 編 1－1－33 事故報告書の規定に基づき、被害状況、対応等を付した書面を速やかに提出しなければならない。 22. 飛来落下物に対する安全対策 受注者は鉄道または道路等に隣接している場所での工事施工については、飛来落下物に対する安全対策を講じなければならない。 23. 南海トラフ地震臨時情報発令時の措置 （1）受注者は、南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、気象庁より「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒、巨大地震注意）」等が発表された場合には、地震関連情報の収集に努め、状況に応じて工事中断及び避難などの措置をとり、作業員の安全を確保するものとする。 ①受注者は、本工事の施工条件、施工内容を踏まえ、南海トラフ地震臨時情報【巨大地震警戒、巨大地震注意】の発表時における、後発地震による揺れの影響が大きい作業又は津波による影響を受ける作業に対する措置の内容及び津波避難を含む作業員等の安全確保の方法について第 1 章 1－1－7 施工計画書第 1 項（9）緊急時の体制及び対応に記載するものとする。 ②受注者は、南海トラフ地震臨時情報【巨大地震警戒】が気象庁から発表された場合には、静岡市建設工事請負契約約款第20条等の規定に基づく発注者からの一時中止の通知があったものとして、工事を中断し直ちに退避するものとし、警戒する措置が解除されるまでの間（1 週間）は当該箇所での工事を一時中止するものとする。 なお、工事等を継続する場合、受注者は本工事等に必要な安全対策の措置を速やかに講じ、土木工事安全施工技術指針等に基づき適切に作業員等の安全確保に努めなければならない。 ③受注者は、南海トラフ地震臨時情報【巨大地震注意】が気象庁から発表された場合には、工事の施工条件、施工内容を踏まえ、改めて後発地震による揺れの影響が大きい作業又は津波による影響を受ける作業の一時中止か継続を判断するものとし、

改正前（令和 6 年版）	改正後（令和 8 年版）
（2）上記事実が発生した場合は、第 1 章 1－1－45 臨機の措置の規定による。 （3）受注者は、上記の地震に限らず、地震発生後の状況から、作業の中止や現場内の点検を実施し、その状況を監督員に報告するものとする。 24. 港湾工事の施工 受注者は、港湾・漁港工事施工に当たり、港則法（令和 3 年 6 月改正法律第53号）海上衝突予防法（平成15年 6 月改正法律第63号）並びに海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（令和 3 年 5 月改正法律第43号）等を遵守するとともに工事施工のために必要な関係官公署、その他に対する諸手続を迅速に処理しなければならない。なお、これらの諸手続に許可、承諾を得たときは、その写しを監督員に提出しなければならない。 25. 海上作業時の安全措置 受注者は海上で作業をする場合には、他の航行船舶の安全を図るため、作業船または作業区域の存在を表す浮標、照明等を海上衝突予防法（平成15年改正法律第63号）第11条並びに港長または海上保安部長の指示により設置しなければならない。 26. 海上作業時の見張り人の設置 受注者は、航路等で作業船を使用する工事では、他の航行船舶の安全を図るために見張り人を配置しなければならない。 ㉗. 作業主任者等 受注者は、当該現場において作業主任等の配置が必要とされる場合は、現場に掲示するとともに施工計画書に配置予定者、有資格者を記入すること。 1－1－31 爆発及び火災の防止 1. 火薬類の使用 受注者は、火薬類の使用については、以下の規定による。 （1）受注者は、発破作業に使用する火薬類等の危険物を備蓄し、使用する必要がある場合、火薬類取締法等関係法令を遵守しなければならない。また、関係官公庁の指導に従い、爆発等の防止の措置を講じる。 なお、監督員の請求があった場合には、直ちに従事する火薬類取扱保安責任者の火薬類保安手帳及び従事者手帳の写しを提示しなければならない。	その結果を、監督員に連絡し、その後の対応について監督員の指示を受けるものとする。工事等を継続する場合、受注者は、本工事等に必要な安全対策の措置を速やかに講じ、土木工事安全施工技術指針等に基づき適切に作業員等の安全確保に努めなければならない。 ④受注者は、南海トラフ地震臨時情報を受けて措置を行った場合においては、実施した内容について監督員に報告するものとする。 ⑤なお、南海トラフ地震臨時情報の発表があった場合は、後発地震又は津波の発生に備えるため必要に応じて、受注者は施工計画書の記載にかかわらず、工事の一時中止について監督員と協議できるものとする。 （2）上記事実が発生した場合は、第 1 章 1－1－45臨機の措置の規定による。 （3）受注者は、上記の地震に限らず震度 4 以上の地震が発生した場合は、速やかに作業を中止し状況に応じて避難すること。安全が確保されたのち現場内を点検し、その状況を監督員に連絡するものとする。 また、震度 3 以上の地震が発生した場合は、現場内を点検し工事に影響を与える現場内の変化や破損が見られる場合は、状況を監督員に報告するものとする。 24. 港湾工事の施工 受注者は、港湾・漁港工事施工に当たり、港則法（令和 3 年 6 月改正法律第53号）海上衝突予防法（平成15年 6 月改正法律第63号）並びに海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（令和 3 年 5 月改正法律第43号）等を遵守するとともに工事施工のために必要な関係官公署、その他に対する諸手続を迅速に処理しなければならない。なお、これらの諸手続に許可、承諾を得たときは、その写しを監督員に提出しなければならない。 25. 海上作業時の安全措置 受注者は海上で作業をする場合には、他の航行船舶の安全を図るため、作業船または作業区域の存在を表す浮標、照明等を海上衝突予防法（平成15年改正法律第63号）第11条並びに港長または海上保安部長の指示により設置しなければならない。 26. 海上作業時の見張り人の設置 受注者は、航路等で作業船を使用する工事では、他の航行船舶の安全を図るために見張り人を配置しなければならない。 ㉗. 作業主任者等 受注者は、当該現場において作業主任等の配置が必要とされる場合は、現場に掲示するとともに施工計画書に配置予定者、有資格者を記入すること。 1－1－31 爆発及び火災の防止 1. 火薬類の使用 受注者は、火薬類の使用については、以下の規定による。 （1）受注者は、発破作業に使用する火薬類等の危険物を備蓄し、使用する必要がある場合、火薬類取締法等関係法令を遵守しなければならない。また、関係官公庁の指導に従い、爆発等の防止の措置を講じる。 なお、監督員の請求があった場合には、直ちに従事する火薬類取扱保安責任者の火薬類保安手帳及び従事者手帳の写しを提示しなければならない。

改正前（令和 6 年版）	改正後（令和 8 年版）
（２）現地に火薬庫等を設置する場合は、火薬類の盗難防止のための立入防止柵、警報装置等を設置し保管管理に万全の措置を講ずるとともに、夜間においても、周辺の監視等を行い安全を確保しなければならない。 2. 火気の使用 受注者は、火気の使用については、以下の規定による。 （１）受注者は、火気の使用を行う場合は、工事中の火災予防のため、その火気の使用場所及び日時、消火設備等を施工計画書に記載しなければならない。 （２）受注者は、喫煙等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならない。 （３）受注者は、ガソリン、塗料等の可燃物の周辺に火気の使用を禁止する旨の表示を行い、周辺の整理に努めなければならない。 （４）受注者は、伐開除根、掘削等により発生した雑木、草等を野焼きしてはならない。 1－1－32 後片付け 受注者は、工事の全部または一部の完成に際して、一切の受注者の機器、余剰資材、残骸及び各種の仮設物を片付けかつ撤去し、現場及び工事にかかる部分を清掃し、かつ整然とした状態にする。 ただし、設計図書において存置するとしたものを除く。また、工事検査に必要な足場、はしご等は、監督員の指示に従って存置し、検査終了後撤去する。 1－1－33 事故報告書 受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、「静岡市工事等事故報告マニュアル」に従い、直ちに監督員に連絡するとともに、被害状況、対応等を付した工事事事故速報を速やかに提出しなければならない。 1－1－34 環境対策 1. 環境保全 受注者は、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（建設大臣官房技術参事官通達、昭和62年3月30日）、関連法令並びに仕様書の規定を遵守の上、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等の問題については、施工計画及び工事の実施の各段階において十分に検討し、周辺地域の環境保全に努めなければならない。 2. 苦情対応 受注者は、環境への影響が予知され、または発生した場合は、直ちに応急措置を講じ監督員に連絡しなければならない。また、第三者からの環境問題に関する苦情に対しては、誠意をもってその対応にあたり、その交渉等の内容は、後日紛争とならないよう文書で取り交わす等明確にしておくとともに、状況を随時監督員に報告しなければならない。 3. 注意義務 受注者は、工事の施工に伴い地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者への損害が生じた場合には、受注者が善良な管理者の注意義務を果たし、その損害が避け得なか	（２）現地に火薬庫等を設置する場合は、火薬類の盗難防止のための立入防止柵、警報装置等を設置し保管管理に万全の措置を講ずるとともに、夜間においても、周辺の監視等を行い安全を確保しなければならない。 2. 火気の使用 受注者は、火気の使用については、以下の規定による。 （１）受注者は、火気の使用を行う場合は、工事中の火災予防のため、その火気の使用場所及び日時、消火設備等を施工計画書に記載しなければならない。 （２）受注者は、喫煙等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならない。 （３）受注者は、ガソリン、塗料等の可燃物の周辺に火気の使用を禁止する旨の表示を行い、周辺の整理に努めなければならない。 （４）受注者は、伐開除根、掘削等により発生した雑木、草等を野焼きしてはならない。 1－1－32 後片付け 受注者は、工事の全部または一部の完成に際して、一切の受注者の機器、余剰資材、残骸及び各種の仮設物を片付けかつ撤去し、現場及び工事にかかる部分を清掃し、かつ整然とした状態にする。 ただし、設計図書において存置するとしたものを除く。また、工事検査に必要な足場、はしご等は、監督員の指示に従って存置し、検査終了後撤去する。 1－1－33 事故報告書 受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、「静岡市工事等事故対応マニュアル」に従い、直ちに監督員に連絡するとともに、被害状況、対応等を付した工事事事故速報を速やかに提出しなければならない。 1－1－34 環境対策 1. 環境保全 受注者は、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（建設大臣官房技術参事官通達、昭和62年3月30日）、関連法令並びに仕様書の規定を遵守の上、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等の問題については、施工計画及び工事の実施の各段階において十分に検討し、周辺地域の環境保全に努めなければならない。 2. 苦情対応 受注者は、環境への影響が予知され、または発生した場合は、直ちに応急措置を講じ監督員に連絡しなければならない。また、第三者からの環境問題に関する苦情に対しては、誠意をもってその対応にあたり、その交渉等の内容は、後日紛争とならないよう文書で取り交わす等明確にしておくとともに、状況を随時監督員に報告しなければならない。 3. 注意義務 受注者は、工事の施工に伴い地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者への損害が生じた場合には、受注者が善良な管理者の注意義務を果たし、その損害が避け得なか

改正前（令和 6 年版）	改正後（令和 8 年版）
ったか否かの判断をするための資料を監督員に提出しなければならない。 4. 廃油等の適切な措置 受注者は、工事に使用する作業船等から発生した廃油等を「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（令和 3 年 5 月改正法律第 43 号）」に基づき、適切な措置をとらなければならない。 5. 水中への落下防止措置 受注者は、水中に工事用資材等が落下しないよう措置を講じるものとする。また、工事の廃材、残材等を海中に投棄してはならない。落下物が生じた場合は、受注者は自らの負担で撤去し、処理しなければならない。 6. 排出ガス対策型建設機械 受注者は、工事の施工にあたり表 1－1 に示す建設機械を使用する場合は、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(平成29年5月改正法律第41号)」に基づく技術基準に適合する特定特殊自動車、または、「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日付建設省経機発第249号）」、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程（最終改正平成24年3月23日付国土交通省告示第318号）」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領（最終改訂平成28年8月30日付国総環リ第6号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械（以下「排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない。 排出ガス対策型建設機械等を使用できないことを監督員が認めた場合は、平成 7 年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業もしくは建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用することができるが、これにより難しい場合は、監督員と協議するものとする。 受注者は、トンネル坑内作業において表 1－2 に示す建設機械を使用する場合は、2011年以降の排出ガス基準に適合するものとして「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則」（令和 3 年 2 月改正経済産業省・国土交通省・環境省令第 1 号）第 16条第1項第2号もしくは第20条第1項第2号に定める表示が付された特定特殊自動車、または「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日付建設省経機発第249号）」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領（最終改訂平成28年8月30日付国総環リ第6号）」に基づき指定されたトンネル工事用排出ガス対策型建設機械（以下「トンネル工事用排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない。 トンネル工事用排出ガス対策型建設機械等を使用できないことを監督員が認めた場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業もしくは建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置（黒煙浄化装置付）を装着した建設機械を使用することができるが、これにより難しい場合は、監督員と協議するものとする。	ったか否かの判断をするための資料を監督員に提出しなければならない。 4. 廃油等の適切な措置 受注者は、工事に使用する作業船等から発生した廃油等を「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（令和 3 年 5 月改正法律第 43 号）」に基づき、適切な措置をとらなければならない。 5. 水中への落下防止措置 受注者は、水中に工事用資材等が落下しないよう措置を講じるものとする。また、工事の廃材、残材等を海中に投棄してはならない。落下物が生じた場合は、受注者は自らの負担で撤去し、処理しなければならない。 6. 排出ガス対策型建設機械 受注者は、工事の施工にあたり表 1－1 に示す建設機械を使用する場合は、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(平成29年5月改正法律第41号)」に基づく技術基準に適合する特定特殊自動車、または、「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日付建設省経機発第249号）」、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程（最終改正平成24年3月23日付国土交通省告示第318号）」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領（最終改訂平成28年8月30日付国総環リ第6号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械（以下「排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない。 排出ガス対策型建設機械等を使用できないことを監督員が認めた場合は、平成 7 年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業もしくは建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用することができるが、これにより難しい場合は、監督員と協議するものとする。 受注者は、トンネル坑内作業において表 1－2 に示す建設機械を使用する場合は、2011年以降の排出ガス基準に適合するものとして「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則」（令和 6 年 4 月改正経済産業省・国土交通省・環境省令第 3 号）第 16条第1項第2号もしくは第20条第1項第2号に定める表示が付された特定特殊自動車、または「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日付建設省経機発第249号）」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領（最終改訂平成28年8月30日付国総環リ第6号）」に基づき指定されたトンネル工事用排出ガス対策型建設機械（以下「トンネル工事用排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない。 トンネル工事用排出ガス対策型建設機械等を使用できないことを監督員が認めた場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業もしくは建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置（黒煙浄化装置付）を装着した建設機械を使用することができるが、これにより難しい場合は、監督員と協議するものとする。

改正前（令和 6 年版）

表 1－1

機 種	備 考
一般工事用建設機械 ・バックホウ ・トラクタショベル（車輪式） ・ブルドーザ ・発動発電機（可搬式） ・空気圧縮機（可搬式） ・油圧ユニット（以下に示す基礎工事用機械のうち、ベースマシンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの；油圧ハンマ、バイプロハンマ、油圧式鋼管圧入・引抜機、油圧式抗压入・引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバーサーキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、全回転型オールケーシング掘削機） ・ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ ・ホイールクレーン	ディーゼルエンジン（エンジン出力 7.5kw 以上 260kw 以下）を搭載した建設機械に限る。 ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている自動車で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。
・オフロード法の基準適合表示が付されているもの又は特定特殊自動車確認証の交付を受けているもの ・排出ガス対策型建設機械として指定を受けたもの	

表 1－2

機 種	備 考
トンネル工事用建設機械 ・バックホウ ・トラクタショベル ・大型ブレーカ ・コンクリート吹付機 ・ドリルジャンボ ・ダンプトラック ・トラックミキサ	ディーゼルエンジン(エンジン出力 30kw 以上 260kw 以下)を搭載した建設機械に限る。 ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている自動車の種別で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。
・オフロード法の 2011 年基準適合表示又は 2011 年基準同等適合表示が付されているもの ・トンネル工事用排出ガス対策建設機械として指定を受けたもの	

7. 特定特殊自動車の燃料

受注者は、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたって、燃料を購入して使用するときは、当該特定特殊自動車の製作等に関する事業者または団体が推奨する軽油（ガ

改正後（令和 8 年版）

表 1－1

機 種	備 考
一般工事用建設機械 ・バックホウ ・トラクタショベル（車輪式） ・ブルドーザ ・発動発電機（可搬式） ・空気圧縮機（可搬式） ・油圧ユニット（以下に示す基礎工事用機械のうち、ベースマシンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの；油圧ハンマ、バイプロハンマ、油圧式鋼管圧入・引抜機、油圧式抗压入・引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバーサーキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、全回転型オールケーシング掘削機） ・ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ ・ホイールクレーン	ディーゼルエンジン（エンジン出力 7.5kw 以上 260kw 以下）を搭載した建設機械に限る。 ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている自動車で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。
・オフロード法の基準適合表示が付されているもの又は特定特殊自動車確認証の交付を受けているもの ・排出ガス対策型建設機械として指定を受けたもの	

表 1－2

機 種	備 考
トンネル工事用建設機械 ・バックホウ ・トラクタショベル ・大型ブレーカ ・コンクリート吹付機 ・ドリルジャンボ ・ダンプトラック ・トラックミキサ	ディーゼルエンジン(エンジン出力 30kw 以上 260kw 以下)を搭載した建設機械に限る。 ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている自動車の種別で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。
・オフロード法の 2011 年基準適合表示又は 2011 年基準同等適合表示が付されているもの ・トンネル工事用排出ガス対策建設機械として指定を受けたもの	

7. 特定特殊自動車の燃料

受注者は、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたって、燃料を購入して使用するときは、当該特定特殊自動車の製作等に関する事業者または団体が推奨する軽油（ガ

改正前（令和 6 年版）	改正後（令和 8 年版）
ソリinstand等で販売されている軽油をいう。）を選択しなければならない。また、監督員から特定特殊自動車に使用した燃料の購入伝票を求められた場合、提示しなければならない。なお、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたっては、下請負者等に関係法令等を遵守させるものとする。 8. 低騒音型・低振動型建設機械 受注者は、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（建設大臣官房技術参事官通達、昭和 62 年 3 月 30 日改正）によって低騒音型・低振動型建設機械を設計図書で使用を義務付けている場合には、低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程（国土交通省告示、平成 13 年 4 月 9 日改正）に基づき指定された建設機械を使用しなければならない。ただし、施工時期・現場条件等により一部機種の調達不可能的な場合は、認定機種と同程度と認められる機種または対策をもって協議することができる。 なお、受注者は協議を行う前に次の（1）から（3）について確認するものとする。 （1）調達した建設機械が新基準に適合しているか、該当建設のメーカーに確認するものとする。 （2）調達した建設機械が建設機械メーカーによる騒音対策を施すことにより新基準に適合するか、該当建設機械メーカーに確認するものとする。なお、低振動型建設機械のうちバックホウ、バイプロハンマーについての協議は省略できるものとする。 （3）低騒音型建設機械を使用する場合、現場代理人は施工現場における稼働状況及びシールを写真撮影したものを整理し、監督員または検査員の請求があった場合は速やかに提示する。 9. 特定調達品目 受注者は、資材（材料及び機材を含む）、工法、建設機械または目的物の使用にあたっては、環境物品等（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（令和 3 年5月改正 法律第36号。「グリーン購入法」という。）第2条に規定する環境物品等をいう。）の使用を積極的に推進するものとする。 （1）グリーン購入法第6条の規定に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」で定める特定調達品目を使用する場合には、原則として、判断の基準を満たすものを使用するものとする。なお、事業ごとの特性、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等の影響により、これにより難い場合は、監督員と協議する。 また、その調達実績の集計結果を監督員に提出するものとする。なお、集計及び提出の方法は、設計図書及び監督員の指示による。 （2）グリーン購入法に基づく環境物品等の調達の推進に関する基本方針における公共工事の配慮事項に留意すること。 10. 六価クロム溶出試験 セメント及びセメント系固化材による地盤改良及び安定処理を行う場合は「セメント及びセメント系固化材を使用した改良土の六価クロム溶出試験実施要領（案）」（平成 12年3月24日建設省技調発第49号・営建発第10号 最終改正平成13年4月20日国官技第16号・国営建第1号）により六価クロム溶出試験を実施しなければならない。 11. 土壤環境基準を超える場合の措置 配合設計段階の試験結果が土壤環境基準（環境庁告示第46号、平成3年8月23日）を超	ソリinstand等で販売されている軽油をいう。）を選択しなければならない。また、監督員から特定特殊自動車に使用した燃料の購入伝票を求められた場合、提示しなければならない。なお、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたっては、下請負者等に関係法令等を遵守させるものとする。 8. 低騒音型・低振動型建設機械 受注者は、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（建設大臣官房技術参事官通達、昭和 62 年 3 月 30 日改正）によって低騒音型・低振動型建設機械を設計図書で使用を義務付けている場合には、低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程（国土交通省告示、平成 13 年 4 月 9 日改正）に基づき指定された建設機械を使用しなければならない。ただし、施工時期・現場条件等により一部機種の調達不可能的な場合は、認定機種と同程度と認められる機種または対策をもって協議することができる。 なお、受注者は協議を行う前に次の（1）から（3）について確認するものとする。 （1）調達した建設機械が新基準に適合しているか、該当建設のメーカーに確認するものとする。 （2）調達した建設機械が建設機械メーカーによる騒音対策を施すことにより新基準に適合するか、該当建設機械メーカーに確認するものとする。なお、低振動型建設機械のうちバックホウ、バイプロハンマーについての協議は省略できるものとする。 （3）低騒音型建設機械を使用する場合、現場代理人は施工現場における稼働状況及びシールを写真撮影したものを整理し、監督員または検査員の請求があった場合は速やかに提示する。 9. 特定調達品目 受注者は、資材（材料及び機材を含む）、工法、建設機械または目的物の使用にあたっては、環境物品等（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（令和 3 年5月改正 法律第36号。「グリーン購入法」という。）第2条に規定する環境物品等をいう。）の使用を積極的に推進するものとする。 （1）グリーン購入法第6条の規定に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」で定める特定調達品目を使用する場合には、原則として、判断の基準を満たすものを使用するものとする。なお、事業ごとの特性、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等の影響により、これにより難い場合は、監督員と協議する。 また、その調達実績の集計結果を監督員に提出するものとする。なお、集計及び提出の方法は、設計図書及び監督員の指示による。 （2）グリーン購入法に基づく環境物品等の調達の推進に関する基本方針における公共工事の配慮事項に留意すること。 10. 六価クロム溶出試験 セメント及びセメント系固化材による地盤改良及び安定処理を行う場合は「セメント及びセメント系固化材を使用した改良土の六価クロム溶出試験実施要領（案）」（平成 12年3月24日建設省技調発第49号・営建発第10号 最終改正平成13年4月20日国官技第16号・国営建第1号）により六価クロム溶出試験を実施しなければならない。 11. 土壤環境基準を超える場合の措置 配合設計段階の試験結果が土壤環境基準（環境庁告示第46号、平成3年8月23日）を超

改正前（令和 6 年版）	改正後（令和 8 年版）
える場合は、基準内に納まるよう設計図書（使用材料または配合設計の変更、若しくは工法の変更等）に関して監督員と協議しなければならない。 12. 環境への配慮 静岡市は、環境保全の取組みに関する基本理念及び基本方針を環境方針として定め、市役所内外に表明し、環境保全活動の継続的な推進のため、静岡市環境マネジメントシステムの効果的運用を図っている。 静岡市が発注する全ての公共工事において、「静岡市環境方針」を遵守し、「公共工事環境配慮指針」に基づき、環境配慮の取組みを行うものとし、下記に配慮の上、工事施工を図ること。 ① 省エネルギーの推進、公害対策、さらには化学物質の適正管理に配慮するなど、地球環境負荷の低減に努める。 ② 建設副産物の削減と適正処理をはじめ、リサイクルの推進、省資源等に配慮し、地球環境の持続可能な資源循環型社会の構築に貢献する。 ③ 環境関連法令及びその他の要求事項を遵守し、汚染の防止を図る。 ④ 工事現場において、市民が見やすい位置に「静岡市環境方針」を掲示し、環境教育・環境啓発に努める。 1－1－35 文化財の保護 1. 一般事項 受注者は、工事の施工に当たって文化財の保護に十分注意し、使用人等に文化財の重要性を十分認識させ、工事中に文化財を発見したときは直ちに工事を中止し、設計図書に関して監督員に協議しなければならない。 2. 文化財等発見時の処置 受注者が、工事の施工に当たり、文化財その他の埋蔵物を発見した場合は、発注者との契約に係る工事に起因するものとみなし、発注者が、当該埋蔵物の発見者としての権利を保有するものである。 1－1－36 交通安全管理 1. 一般事項 受注者は、工事用運搬路として、公衆に供する道路を使用する時は、積載物の落下等により、路面を損傷し、あるいは汚損することのないようにするとともに、特に第三者に工事公害による損害を与えないようにしなければならない。なお、第三者に工事公害による損害を及ぼした場合は、契約書第 29 条によって処置する。 2. 施工計画書 受注者は、指定された工事用道路の使用開始前に当該道路の使用方法を施工計画書に記載しなければならない。この場合において、受注者は、関係機関に所要の手続をとるものとし、発注者が特に指示する場合を除き、標識の設置その他の必要な措置を行わなければならない。 3. 輸送災害の防止 受注者は、工事用車両による土砂、工事用資材及び機械などの輸送を伴う工事につい	える場合は、基準内に納まるよう設計図書（使用材料または配合設計の変更、若しくは工法の変更等）に関して監督員と協議しなければならない。 12. 環境への配慮 静岡市は、環境保全の取組みに関する基本理念及び基本方針を環境方針として定め、市役所内外に表明し、環境保全活動の継続的な推進のため、静岡市環境マネジメントシステムの効果的運用を図っている。 静岡市が発注する全ての公共工事において、「静岡市環境方針」を遵守し、「公共工事環境配慮指針」に基づき、環境配慮の取組みを行うものとし、下記に配慮の上、工事施工を図ること。 ① 省エネルギーの推進、公害対策、さらには化学物質の適正管理に配慮するなど、地球環境負荷の低減に努める。 ② 建設副産物の削減と適正処理をはじめ、リサイクルの推進、省資源等に配慮し、地球環境の持続可能な資源循環型社会の構築に貢献する。 ③ 環境関連法令及びその他の要求事項を遵守し、汚染の防止を図る。 ④ 工事現場において、公衆の見やすい場所に「静岡市環境方針」を掲示し、環境教育・環境啓発に努める。 1－1－35 文化財の保護 1. 一般事項 受注者は、工事の施工に当たって文化財の保護に十分注意し、使用人等に文化財の重要性を十分認識させ、工事中に文化財を発見したときは直ちに工事を中止し、設計図書に関して監督員に協議しなければならない。 2. 文化財等発見時の処置 受注者が、工事の施工に当たり、文化財その他の埋蔵物を発見した場合は、発注者との契約に係る工事に起因するものとみなし、発注者が、当該埋蔵物の発見者としての権利を保有するものである。 1－1－36 交通安全管理 1. 一般事項 受注者は、工事用運搬路として、公衆に供する道路を使用する時は、積載物の落下等により、路面を損傷し、あるいは汚損することのないようにするとともに、特に第三者に工事公害による損害を与えないようにしなければならない。なお、第三者に工事公害による損害を及ぼした場合は、契約書第 29 条によって処置する。 2. 施工計画書 受注者は、指定された工事用道路の使用開始前に当該道路の使用方法を施工計画書に記載しなければならない。この場合において、受注者は、関係機関に所要の手続をとるものとし、発注者が特に指示する場合を除き、標識の設置その他の必要な措置を行わなければならない。 3. 輸送災害の防止 受注者は、工事用車両による土砂、工事用資材及び機械などの輸送を伴う工事につい

改正前（令和 6 年版）	改正後（令和 8 年版）
ては、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当者、交通誘導警備員の配置、標識安全施設等の設置場所、その他安全輸送上の事項について計画をたて、災害の防止を図らなければならない。 4. 交通安全等輸送計画 受注者は、ダンプトラック等の大型輸送機械で大量の土砂、工事用資材等の輸送をともなう工事は、事前に関係機関と打合せのうえ、交通安全等輸送に関する必要な事項の計画をたて、施工計画書に記載しなければならない。なお、受注者は、ダンプトラックを使用する場合、「過積載による違法運行の防止対策について」（平成 6 年 5 月 10 日 設計第 44 号）に従う。 5. 交通安全法令の遵守 受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（令和3年9月改正 内閣府・国土交通省令第4号）」、「道路工事現場における標示施設等の設置基準（建設省道路局長通知、昭和 37 年 8 月 30 日）」、「道路工事現場における標示施設等の設置基準の一部改正について（局長通知 平成 18 年 3 月 31 日 国道利第 37 号・国道国防第 205 号）」、「道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について（国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知 平成 18 年 3 月 31 日 国道利第 38 号・国道国防第 206 号）」及び「道路工事保安施設設置基準（案）（建設省道路局国道第一課通知昭和 47 年 2 月）」に基づき、安全対策を講じなければならない。 また、受注者は、公共工事において交通規制が発生する場合の道路管理者及び所轄警察署との協議又は申請にあたり必要となる地元承諾については、承諾書（巻末資料）を使用する。 6. 工事用道路使用の責任 発注者が工事用道路に指定するもの以外の工事用道路は、受注者の責任において使用する。 7. 工事用道路共用時の処置 受注者は、特記仕様書に他の受注者と工事用道路を共用する定めがある場合においては、その定めに従うとともに、関連する受注者と緊密に打合せ、相互の責任区分を明らかにして使用する。 8. 工事用道路の維持管理 受注者は、設計図書において指定された工事用道路を使用する場合は、設計図書の定めに従い、工事用道路の維持管理及び補修を行うものとする。 9. 公衆交通の確保 公衆の交通が自由かつ安全に通行するのに支障となる場所に材料または設備を保管してはならない。受注者は、毎日の作業終了時及び何らかの理由により建設作業を中断するときには、交通管理者協議で許可された常設作業帯内を除き一般の交通に使用される路面からすべての設備その他の障害物を撤去しなくてはならない。 10. 水上輸送 工事の性質上、受注者が、水上輸送によることを必要とする場合には本条の「道路」は、水門または水路に関するその他の構造物と読み替え「車両」は船舶と読み替える。	ては、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当者、交通誘導警備員の配置、標識安全施設等の設置場所、その他安全輸送上の事項について計画をたて、災害の防止を図らなければならない。 4. 交通安全等輸送計画 受注者は、ダンプトラック等の大型輸送機械で大量の土砂、工事用資材等の輸送をともなう工事は、事前に関係機関と打合せのうえ、交通安全等輸送に関する必要な事項の計画をたて、施工計画書に記載しなければならない。なお、受注者は、ダンプトラックを使用する場合、「過積載による違法運行の防止対策について」（平成 6 年 5 月 10 日 設計第 44 号）に従う。 5. 交通安全法令の遵守 受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（令和 6 年 7 月改正 内閣府・国土交通省令第 4 号）」、「道路工事現場における標示施設等の設置基準（建設省道路局長通知、昭和 37 年 8 月 30 日）」、「道路工事現場における標示施設等の設置基準の一部改正について（局長通知 平成 18 年 3 月 31 日 国道利第 37 号・国道国防第 205 号）」、「道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について（国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知 平成 18 年 3 月 31 日 国道利第 38 号・国道国防第 206 号）」及び「道路工事保安施設設置基準（案）（建設省道路局国道第一課通知昭和 47 年 2 月）」に基づき、安全対策を講じなければならない。 また、受注者は、公共工事において交通規制が発生する場合の道路管理者及び所轄警察署との協議又は申請にあたり必要となる地元承諾については、承諾書（巻末資料）を使用する。 6. 工事用道路使用の責任 発注者が工事用道路に指定するもの以外の工事用道路は、受注者の責任において使用する。 7. 工事用道路共用時の処置 受注者は、特記仕様書に他の受注者と工事用道路を共用する定めがある場合においては、その定めに従うとともに、関連する受注者と緊密に打合せ、相互の責任区分を明らかにして使用する。 8. 工事用道路の維持管理 受注者は、設計図書において指定された工事用道路を使用する場合は、設計図書の定めに従い、工事用道路の維持管理及び補修を行うものとする。 9. 公衆交通の確保 公衆の交通が自由かつ安全に通行するのに支障となる場所に材料または設備を保管してはならない。受注者は、毎日の作業終了時及び何らかの理由により建設作業を中断するときには、交通管理者協議で許可された常設作業帯内を除き一般の交通に使用される路面からすべての設備その他の障害物を撤去しなくてはならない。 10. 水上輸送 工事の性質上、受注者が、水上輸送によることを必要とする場合には本条の「道路」は、水門または水路に関するその他の構造物と読み替え「車両」は船舶と読み替える。

改正前（令和 6 年版）	改正後（令和 8 年版）
11. 作業区域の標示等 受注者は、工事の施工にあたっては、作業区域の標示及び関係者への周知など、必要な安全対策を講じなければならない。また、作業船等が船舶の輻輳している区域を航行またはえい航する場合、見張りを強化する等、事故の防止に努めなければならない。 12. 水中落下支障物の処置 受注者は、船舶の航行または漁業の操業に支障をきたすおそれのある物体を水中に落とした場合、直ちに、その物体を取り除かなければならない。なお、直ちにに取り除けない場合は、標識を設置して危険個所を明示し、関係機関に通報及び監督員へ連絡しなければならない。 13. 作業船舶機械故障時の処理 受注者は、作業船舶機械が故障した場合、安全の確保に必要な措置を講じなければならない。なお、故障により二次災害を招くおそれがある場合は、直ちに応急の措置を講じ、関係機関に通報及び監督員へ連絡しなければならない。 14. 通行許可等 （１）受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、道路法第 47 条第 1 項、車両制限令（令和 3 年 7 月改正 政令第 198 号）第 3 条における一般的制限値を超える車両を通行させようとする場合は、運搬資機材毎に運搬計画（車種区分、車両番号等、車両諸元及び積載重量、資材の積載限度数量、通行経路、道路法第 47 条の 2 に基づく許可証の有効期限等の確認方法と確認頻度）を作成し、施工計画書に記載しなければならない。 また、道路交通法施行令（令和 4 年 1 月改正政令第 16 号）第 22 条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法（令和 4 年 4 月改正 法律第 32 号）第 57 条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。	11. 作業区域の標示等 受注者は、工事の施工にあたっては、作業区域の標示及び関係者への周知など、必要な安全対策を講じなければならない。また、作業船等が船舶の輻輳している区域を航行またはえい航する場合、見張りを強化する等、事故の防止に努めなければならない。 12. 水中落下支障物の処置 受注者は、船舶の航行または漁業の操業に支障をきたすおそれのある物体を水中に落とした場合、直ちに、その物体を取り除かなければならない。なお、直ちにに取り除けない場合は、標識を設置して危険個所を明示し、関係機関に通報及び監督員へ連絡しなければならない。 13. 作業船舶機械故障時の処理 受注者は、作業船舶機械が故障した場合、安全の確保に必要な措置を講じなければならない。なお、故障により二次災害を招くおそれがある場合は、直ちに応急の措置を講じ、関係機関に通報及び監督員へ連絡しなければならない。 14. 通行許可等 （１）受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、道路法第 47 条第 1 項、車両制限令（令和 3 年 7 月改正 政令第 198 号）第 3 条における一般的制限値を超える車両を通行させようとする場合は、運搬資機材毎に運搬計画（車種区分、車両番号等、車両諸元及び積載重量、資材の積載限度数量、通行経路、道路法第 47 条の 2 に基づく許可証の有効期限等の確認方法と確認頻度）を作成し、施工計画書に記載しなければならない。 また、道路交通法施行令（令和 6 年 9 月改正 政令第 272 号）第 22 条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法（令和 5 年 9 月改正 法律第 56 号）第 57 条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。 ここでいう車両とは、人が乗車し、または貨物が積載されている場合にはその状態におけるものをいい、他の車両をけん引している場合にはこのけん引されている車両を含む。

改正前（令和 6 年版）		改正後（令和 8 年版）	
表 1－3 一般的制限値		表 1－3 一般的制限値	
車両の諸元	一 般 的 制 限 値	車両の諸元	一 般 的 制 限 値
幅	2.5m	幅	2.5m
長さ	12.0m	長さ	12.0m
高さ	3.8m（ただし、指定道路については 4.1m）	高さ	3.8m（ただし、指定道路については 4.1m）
重量 総重量	20.0 t（ただし、高速自動車国道・指定道路については、軸距・長さに応じ最大 25.0 t）	重量 総重量	20.0 t（ただし、高速自動車国道・指定道路については、軸距・長さに応じ最大 25.0 t）
軸重	10.0 t	軸重	10.0 t
隣接軸重 の合計	隣り合う車軸に係る軸距 1.8m未満の場合は 18 t （隣り合う車軸に係る軸距が 1.3m以上で、かつ、当該隣り合う車軸に係る軸重が 9.5 t 以下の場合は 19 t）、 1.8m以上の場合は 20 t	隣接軸重 の合計	隣り合う車軸に係る軸距 1.8m未満の場合は 18 t （隣り合う車軸に係る軸距が 1.3m以上で、かつ、当該隣り合う車軸に係る軸重が 9.5 t 以下の場合は 19 t）、 1.8m以上の場合は 20 t
輪荷重	5.0 t	輪荷重	5.0 t
最小回転半径	12.0m	最小回転半径	12.0m
（２）受注者は、運搬計画どおり運行していることを確認しなければならない。 また、以下の確認を行った資料を整理保管するとともに、監督員または検査員の要求があった場合は速やかに提示しなければならない。 ① 施工計画書に運搬計画を記載 ② 出発地点、走行途中、現場到着地点における写真（荷姿全景、ナンバープレート等通行許可証と照合可能な写真）なお、走行途中の写真撮影が困難な場合は監督員の承諾を得て省略できるものとする。 ③ 通行許可証の写し ④ 車両通行記録計（タコグラフ）の写し（夜間走行条件の場合のみ） なお、大型建設機械の分解輸送については「大型建設機械の分解輸送マニュアル」（平成 10 年 3 月（社）日本建設機械化協会）を参考とし、組立解体ヤードが別途必要となる場合は設計図書に関して監督員と協議するものとする。		（２）受注者は、運搬計画どおり運行していることを確認しなければならない。 また、以下の確認を行った資料を整理保管するとともに、監督員または検査員の要求があった場合は速やかに提示しなければならない。 ① 施工計画書に運搬計画を記載 ② 出発地点、走行途中、現場到着地点における写真（荷姿全景、ナンバープレート等通行許可証と照合可能な写真）なお、走行途中の写真撮影が困難な場合は監督員の承諾を得て省略できるものとする。 ③ 通行許可証の写し ④ 車両通行記録計（タコグラフ）の写し（夜間走行条件の場合のみ） なお、大型建設機械の分解輸送については「大型建設機械の分解輸送マニュアル」（平成 10 年 3 月（社）日本建設機械化協会）を参考とし、組立解体ヤードが別途必要となる場合は設計図書に関して監督員と協議するものとする。 15. 交通管理 受注者は、交通管理については、以下によるものとするが、現場の実状に応じた施工方法等により、交通管理を実施しなければならない。 （１）交通規制及び標識 ① 受注者は、設計図書に交通管理図を明示した場合には、これにより施工しなければならない。 ② 受注者は、夜間における施工箇所の仮囲いには保安灯等を設置しなければならない。 ③ 受注者は、施工上やむを得ず交通規制を実施する必要がある場合は、実施予定日より 1 ヶ月以上前に監督員に申し出るとともに、関係機関に所定の手続きをとらなければならない。なお、実施にあたっては規制の計画を施工計画書に記載するとともに、関係機関から指示された事項を行わなければならない。	

改正前（令和 6 年版）	改正後（令和 8 年版）															
	④ 受注者は、工事に伴い車線規制等を実施する場合は、一般交通車両による「もらい事故」防止対策として、施工箇所の先端部付近に適時標識車等を配置するものとし、作業員の安全確保に努めなければならない。標識車等の仕様については表 1－4 に参考例を記載する。また、交通標識車等の配置等を示した交通規制処理図を規制方法に応じ作成しなければならない。また、第 1 編 1－1－7 施工計画書（10）交通管理に記載しなければならない。 表 1－4 標識車等の仕様（参考） <table><tr><th>項 目</th><th>数量・規格</th><th>配 置 等</th></tr><tr><td>クッションドラム</td><td>2 個</td><td>標識車の前方 5 m 程度に設置</td></tr><tr><td>標識</td><td></td><td>道路工事保安施設設置基準(案)(令和 6 年 2 月)の⑩に準ずる（標識のベース車両に搭載） ただし、施工現場が移動しない工事は固定とする。</td></tr><tr><td>標識のベース車両</td><td>2 t トラック</td><td></td></tr><tr><td>体感マット</td><td>幅 200 mm 厚 6 mm</td><td>施工現場の渋滞状況を勘案し、適切な位置に設置</td></tr></table> 注：体感マットについては、設置することが現場状況に不適な場合は、監督員と協議するものとする。 （2）交通誘導警備員 ① 受注者は、工事の施工に伴って、工事車両の出入口及び交差道路等に対し、一般交通の安全誘導が必要となる箇所には、交通の誘導・整理を行う者（以下「交通誘導警備員」という。）を配置し、その配置位置、条件を施工計画書に記載し、公衆の交通の安全を確保しなければならない。 ② 受注者は、現道上または現道に近接して行う工事で、やむを得ず工事用材料・機械器具等を工事区間に保管する場合には、監督員の承諾を得て一般交通の安全を確保し、所定の標識その他安全施設を設け、状況によっては交通誘導警備員を配置しなければならない。 ③ 受注者は、法律または公安委員会認定路線及び関係機関から指示された場合は、交通誘導警備業務を行う場所ごとに、1 人以上は「警備業者の警備員（警備業法第 2 条第 4 項に規定する警備員をいう。）で交通誘導業務（警備員等の検定等に関する規則第 1 条第 4 項に規定する交通誘導警備業務をいう。）に従事する交通誘導警備業務にかかる一級検定合格警備員または二級検定合格警備員」（以下「交通誘導警備員 A」という。）としなければならない。 ④ 受注者は、交通誘導警備員 A の配置にあたっては、公安委員会の検定資格の写しを保管し、監督員または検査員の請求があった場合は、速やかに提示するものとする。 ⑤ 警備業法の規定に基づき静岡県公安委員会が必要と認める路線（平成 27 年 3 月	項 目	数量・規格	配 置 等	クッションドラム	2 個	標識車の前方 5 m 程度に設置	標識		道路工事保安施設設置基準(案)(令和 6 年 2 月)の⑩に準ずる（標識のベース車両に搭載） ただし、施工現場が移動しない工事は固定とする。	標識のベース車両	2 t トラック		体感マット	幅 200 mm 厚 6 mm	施工現場の渋滞状況を勘案し、適切な位置に設置
項 目	数量・規格	配 置 等														
クッションドラム	2 個	標識車の前方 5 m 程度に設置														
標識		道路工事保安施設設置基準(案)(令和 6 年 2 月)の⑩に準ずる（標識のベース車両に搭載） ただし、施工現場が移動しない工事は固定とする。														
標識のベース車両	2 t トラック															
体感マット	幅 200 mm 厚 6 mm	施工現場の渋滞状況を勘案し、適切な位置に設置														

改正前（令和 6 年版）	改正後（令和 8 年版）																																				
15. ■■■■■■ 受注者は、「道路工事保安施設設置基準（案）」により設置する保安灯のうち、電源に商用電力を用いるものにあつては停電等に対処するために乾電池式保安灯を併用しなければならない。 16. ■■■■■■ 受注者は、設置した保安施設が常に良好な状態を保つよう、日々の保守点検を行わなければならない。 1－1－37 施設管理 受注者は、工事現場における公物（各種公益企業施設を含む。）または部分使用施設（契約書第34条の適用部分）について、施工管理上、契約図書における規定の履行を以っても不都合が生ずる恐れがある場合には、その処置について監督員と協議できる。なお、当該協議事項は、契約書第9条の規定に基づき処理される。 1－1－38 諸法令の遵守 1. 諸法令の遵守 受注者は、当該工事に関する諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用運用は受注者の責任において行わなければならない。なお、主な法令は以下に示す通りである。改正があつた場合は最新のものを適用すること。 <table><tr><td>（1）地方自治法</td><td>（令和 3 年 6 月改正 法律第 82 号）</td></tr><tr><td>（2）建設業法</td><td>（令和 3 年 5 月改正 法律第 48 号）</td></tr><tr><td>（3）下請代金支払遅延等防止法</td><td>（平成 21 年 6 月改正 法律第 51 号）</td></tr><tr><td>（4）労働基準法</td><td>（令和 2 年 3 月改正 法律第 14 号）</td></tr><tr><td>（5）労働安全衛生法</td><td>（令和元年 6 月改正 法律第 37 号）</td></tr><tr><td>（6）作業環境測定法</td><td>（令和元年 6 月改正 法律第 37 号）</td></tr><tr><td>（7）じん肺法</td><td>（平成 30 年 7 月改正 法律第 71 号）</td></tr><tr><td>（8）雇用保険法</td><td>（令和 4 年 3 月改正 法律第 12 号）</td></tr><tr><td>（9）労働者災害補償保険法</td><td>（令和 2 年 6 月改正 法律第 40 号）</td></tr></table>	（1）地方自治法	（令和 3 年 6 月改正 法律第 82 号）	（2）建設業法	（令和 3 年 5 月改正 法律第 48 号）	（3）下請代金支払遅延等防止法	（平成 21 年 6 月改正 法律第 51 号）	（4）労働基準法	（令和 2 年 3 月改正 法律第 14 号）	（5）労働安全衛生法	（令和元年 6 月改正 法律第 37 号）	（6）作業環境測定法	（令和元年 6 月改正 法律第 37 号）	（7）じん肺法	（平成 30 年 7 月改正 法律第 71 号）	（8）雇用保険法	（令和 4 年 3 月改正 法律第 12 号）	（9）労働者災害補償保険法	（令和 2 年 6 月改正 法律第 40 号）	13 日静岡県公安委員会告示第 27 号）で行う交通誘導警備業務を除き、受注者は交通誘導警備員 A が配置できない理由がある場合は、監督員の承諾を得て交通の誘導・整理の実務経験 3 年以上の者（交通誘導警備員 A 相当）とすることができる。その場合は、経歴書を保管し、監督員から請求があつた場合は速やかに提示するものとする。 ⑥ 道路交通法または警備業法の規定に基づき静岡県公安委員会が必要と認める路線で行う交通誘導警備業務を除き、発注者が現場状況から交通誘導警備員 A の配置が必要ないと判断される場合は、配置する交通誘導警備員をすべて「警備業者の警備員で交通誘導警備員 A 以外の交通の誘導に従事する者」（「交通誘導警備員 B」という。）とすることができるものとする。 ⑦ 上記⑤及び⑥について、道路交通法 80 条協議に基づき配置する場合及び所轄警察署からの要請により配置する場合は除く。 16. 保安灯の併用■ 受注者は、「道路工事保安施設設置基準（案）」により設置する保安灯のうち、電源に商用電力を用いるものにあつては停電等に対処するために乾電池式保安灯を併用しなければならない。 17. 保守点検■ 受注者は、設置した保安施設が常に良好な状態を保つよう、日々の保守点検を行わなければならない。 1－1－37 施設管理 受注者は、工事現場における公物（各種公益企業施設を含む。）または部分使用施設（契約書第34条の適用部分）について、施工管理上、契約図書における規定の履行を以っても不都合が生ずる恐れがある場合には、その処置について監督員と協議できる。なお、当該協議事項は、契約書第9条の規定に基づき処理される。 1－1－38 諸法令の遵守 1. 諸法令の遵守 受注者は、当該工事に関する諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用運用は受注者の責任において行わなければならない。なお、主な法令は以下に示す通りである。 <table><tr><td>（1）地方自治法</td><td>（令和 3 年 6 月改正 法律第 82 号）</td></tr><tr><td>（2）建設業法</td><td>（令和 3 年 5 月改正 法律第 48 号）</td></tr><tr><td>（3）下請代金支払遅延等防止法</td><td>（平成 21 年 6 月改正 法律第 51 号）</td></tr><tr><td>（4）労働基準法</td><td>（令和 6 年 5 月改正 法律第 42 号）</td></tr><tr><td>（5）労働安全衛生法</td><td>（令和 7 年 6 月改正 法律第 68 号）</td></tr><tr><td>（6）作業環境測定法</td><td>（令和元年 6 月改正 法律第 37 号）</td></tr><tr><td>（7）じん肺法</td><td>（平成 30 年 7 月改正 法律第 71 号）</td></tr><tr><td>（8）雇用保険法</td><td>（令和 6 年 6 月改正 法律第 47 号）</td></tr><tr><td>（9）労働者災害補償保険法</td><td>（令和 2 年 6 月改正 法律第 40 号）</td></tr></table>	（1）地方自治法	（令和 3 年 6 月改正 法律第 82 号）	（2）建設業法	（令和 3 年 5 月改正 法律第 48 号）	（3）下請代金支払遅延等防止法	（平成 21 年 6 月改正 法律第 51 号）	（4）労働基準法	（令和 6 年 5 月改正 法律第 42 号）	（5）労働安全衛生法	（令和 7 年 6 月改正 法律第 68 号）	（6）作業環境測定法	（令和元年 6 月改正 法律第 37 号）	（7）じん肺法	（平成 30 年 7 月改正 法律第 71 号）	（8）雇用保険法	（令和 6 年 6 月改正 法律第 47 号）	（9）労働者災害補償保険法	（令和 2 年 6 月改正 法律第 40 号）
（1）地方自治法	（令和 3 年 6 月改正 法律第 82 号）																																				
（2）建設業法	（令和 3 年 5 月改正 法律第 48 号）																																				
（3）下請代金支払遅延等防止法	（平成 21 年 6 月改正 法律第 51 号）																																				
（4）労働基準法	（令和 2 年 3 月改正 法律第 14 号）																																				
（5）労働安全衛生法	（令和元年 6 月改正 法律第 37 号）																																				
（6）作業環境測定法	（令和元年 6 月改正 法律第 37 号）																																				
（7）じん肺法	（平成 30 年 7 月改正 法律第 71 号）																																				
（8）雇用保険法	（令和 4 年 3 月改正 法律第 12 号）																																				
（9）労働者災害補償保険法	（令和 2 年 6 月改正 法律第 40 号）																																				
（1）地方自治法	（令和 3 年 6 月改正 法律第 82 号）																																				
（2）建設業法	（令和 3 年 5 月改正 法律第 48 号）																																				
（3）下請代金支払遅延等防止法	（平成 21 年 6 月改正 法律第 51 号）																																				
（4）労働基準法	（令和 6 年 5 月改正 法律第 42 号）																																				
（5）労働安全衛生法	（令和 7 年 6 月改正 法律第 68 号）																																				
（6）作業環境測定法	（令和元年 6 月改正 法律第 37 号）																																				
（7）じん肺法	（平成 30 年 7 月改正 法律第 71 号）																																				
（8）雇用保険法	（令和 6 年 6 月改正 法律第 47 号）																																				
（9）労働者災害補償保険法	（令和 2 年 6 月改正 法律第 40 号）																																				

改正前（令和 6 年版）		改正後（令和 8 年版）	
(10) 健康保険法	(令和 3 年 6 月改正 法律第 66 号)	(10) 健康保険法	(令和 6 年 6 月改正 法律第 47 号)
(11) 中小企業退職金共済法	(令和 2 年 6 月改正 法律第 40 号)	(11) 中小企業退職金共済法	(令和 2 年 6 月改正 法律第 40 号)
(12) 建設労働者の雇用の改善等に関する法律	(令和 4 年 3 月改正 法律第 12 号)	(12) 建設労働者の雇用の改善等に関する法律	(令和 6 年 5 月改正 法律第 26 号)
(13) 出入国管理及び難民認定法	(令和 3 年 6 月改正 法律第 69 号)	(13) 出入国管理及び難民認定法	(令和 5 年 12 月改正 法律第 84 号)
(14) 道路法	(令和 3 年 3 月改正 法律第 9 号)	(14) 道路法	(令和 5 年 5 月改正 法律第 34 号)
(15) 道路交通法	(令和 4 年 4 月改正 法律第 32 号)	(15) 道路交通法	(令和 5 年 6 月改正 法律第 56 号)
(16) 道路運送法	(令和 2 年 6 月改正 法律第 36 号)	(16) 道路運送法	(令和 5 年 4 月改正 法律第 18 号)
(17) 道路運送車両法	(令和 4 年 3 月改正 法律第 4 号)	(17) 道路運送車両法	(令和 5 年 6 月改正 法律第 63 号)
(18) 砂防法	(平成 22 年 3 月改正 法律第 20 号)	(18) 砂防法	(平成 22 年 3 月改正 法律第 20 号)
(19) 地すべり等防止法	(平成 29 年 6 月改正 法律第 45 号)	(19) 地すべり等防止法	(令和 5 年 5 月改正 法律第 34 号)
(20) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	(平成 17 年 7 月改正 法律第 82 号)	(20) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	(令和 5 年 5 月改正 法律第 34 号)
(21) 河川法	(令和 3 年 5 月改正 法律第 31 号)	(21) 河川法	(令和 5 年 5 月改正 法律第 34 号)
(22) 海岸法	(平成 30 年 12 月改正 法律第 95 号)	(22) 海岸法	(令和 5 年 5 月改正 法律第 34 号)
(23) 港湾法	(令和 4 年 3 月改正 法律第 7 号)	(23) 港湾法	(令和 4 年 11 月改正 法律第 87 号)
(24) 港則法	(令和 3 年 6 月改正 法律第 53 号)	(24) 港則法	(令和 3 年 6 月改正 法律第 53 号)
(25) 水路業務法	(平成 30 年 12 月改正 法律第 95 号)	(25) 水路業務法	(平成 30 年 12 月改正 法律第 95 号)
(26) 漁港漁場整備法	(平成 30 年 12 月改正 法律第 95 号)	(26) 漁港及び漁場の整備等に関する法律	(令和 5 年 5 月改正 法律第 34 号)
(27) 下水道法	(令和 4 年 5 月改正 法律第 44 号)	(27) 下水道法	(令和 4 年 5 月改正 法律第 44 号)
(28) 航空法	(令和 4 年 6 月改正 法律第 62 号)	(28) 航空法	(令和 5 年 6 月改正 法律第 63 号)
(29) 公有水面埋立法	(平成 26 年 6 月改正 法律第 51 号)	(29) 公有水面埋立法	(平成 26 年 6 月改正 法律第 51 号)
(30) 軌道法	(令和 2 年 6 月改正 法律第 41 号)	(30) 軌道法	(令和 2 年 6 月改正 法律第 41 号)
(31) 森林法	(令和 2 年 6 月改正 法律第 41 号)	(31) 森林法	(令和 5 年 6 月改正 法律第 63 号)
(32) 環境基本法	(令和 3 年 5 月改正 法律第 36 号)	(32) 環境基本法	(令和 3 年 5 月改正 法律第 36 号)
(33) 火薬類取締法	(令和元年 6 月改正 法律第 37 号)	(33) 火薬類取締法	(令和元年 6 月改正 法律第 37 号)
(34) 大気汚染防止法	(令和 2 年 6 月改正 法律第 39 号)	(34) 大気汚染防止法	(令和 2 年 6 月改正 法律第 39 号)
(35) 騒音規制法	(平成 26 年 6 月改正 法律第 72 号)	(35) 騒音規制法	(平成 26 年 6 月改正 法律第 72 号)
(36) 水質汚濁防止法	(平成 29 年 6 月改正 法律第 45 号)	(36) 水質汚濁防止法	(平成 29 年 6 月改正 法律第 45 号)
(37) 湖沼水質保全特別措置法	(平成 26 年 6 月改正 法律第 72 号)	(37) 湖沼水質保全特別措置法	(平成 26 年 6 月改正 法律第 72 号)
(38) 振動規制法	(平成 26 年 6 月改正 法律第 72 号)	(38) 振動規制法	(平成 26 年 6 月改正 法律第 72 号)
(39) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律	(令和元年 6 月改正 法律第 37 号)	(39) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律	(令和元年 6 月改正 法律第 37 号)
(40) 文化財保護法	(令和 3 年 4 月改正 法律第 22 号)	(40) 文化財保護法	(令和 3 年 4 月改正 法律第 22 号)
(41) 砂利採取法	(平成 27 年 6 月改正 法律第 50 号)	(41) 砂利採取法	(令和 5 年 6 月改正 法律第 63 号)
(42) 電気事業法	(令和 4 年 6 月改正 法律第 74 号)	(42) 電気事業法	(令和 5 年 6 月改正 法律第 44 号)
(43) 消防法	(令和 3 年 5 月改正 法律第 36 号)	(43) 消防法	(令和 5 年 6 月改正 法律第 58 号)
(44) 測量法	(令和元年 6 月改正 法律第 37 号)	(44) 測量法	(令和 6 年 6 月改正 法律第 54 号)
(45) 建築基準法	(令和 4 年 5 月改正 法律第 55 号)	(45) 建築基準法	(令和 6 年 6 月改正 法律第 53 号)
(46) 都市計画法	(令和 3 年 5 月改正 法律第 31 号)	(46) 都市計画法	(令和 3 年 5 月改正 法律第 31 号)
(47) 都市公園法	(平成 29 年 5 月改正 法律第 26 号)	(47) 都市公園法	(令和 6 年 5 月改正 法律第 40 号)

改正前（令和 6 年版）	改正後（令和 8 年版）
(48) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (令和 3 年 5 月改正 法律第 37 号)	(48) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (令和 3 年 5 月改正 法律第 37 号)
(49) 土壤汚染対策法 (平成 29 年 6 月改正 法律第 45 号)	(49) 土壤汚染対策法 (平成 29 年 6 月改正 法律第 45 号)
(50) 駐車場法 (平成 29 年 5 月改正 法律第 26 号)	(50) 駐車場法 (平成 29 年 5 月改正 法律第 26 号)
(51) 海上交通安全法 (令和 3 年 6 月改正 法律第 53 号)	(51) 海上交通安全法 (令和 5 年 5 月改正 法律第 34 号)
(52) 海上衝突予防法 (平成 15 年 6 月改正 法律第 63 号)	(52) 海上衝突予防法 (平成 15 年 6 月改正 法律第 63 号)
(53) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 (令和 3 年 5 月改正 法律第 43 号)	(53) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 (令和 3 年 5 月改正 法律第 43 号)
(54) 船員法 (令和 3 年 6 月改正 法律第 75 号)	(54) 船員法 (令和 6 年 5 月改正 法律第 42 号)
(55) 船舶職員及び小型船舶操縦者法 (平成 30 年 6 月改正 法律第 59 号)	(55) 船舶職員及び小型船舶操縦者法 (令和 5 年 5 月改正 法律第 24 号)
(56) 船舶安全法 (令和 3 年 5 月改正 法律第 43 号)	(56) 船舶安全法 (令和 3 年 5 月改正 法律第 43 号)
(57) 自然環境保全法 (平成 31 年 4 月改正 法律第 20 号)	(57) 自然環境保全法 (平成 31 年 4 月改正 法律第 20 号)
(58) 自然公園法 (令和 3 年 5 月改正 法律第 29 号)	(58) 自然公園法 (令和 3 年 5 月改正 法律第 29 号)
(59) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律 (令和 3 年 5 月改正 法律第 37 号)	(59) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律 (令和 6 年 6 月改正 法律第 54 号)
(60) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律 (令和 3 年 5 月改正 法律第 36 号)	(60) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律 (令和 3 年 5 月改正 法律第 36 号)
(61) 河川法施行法 抄 (平成 11 年 12 月改正 法律第 160 号)	(61) 河川法施行法 抄 (平成 11 年 12 月改正 法律第 160 号)
(62) 技術士法 (令和元年 6 月改正 法律第 37 号)	(62) 技術士法 (令和元年 6 月改正 法律第 37 号)
(63) 漁業法 (令和 3 年 5 月改正 法律第 47 号)	(63) 漁業法 (令和 3 年 5 月改正 法律第 47 号)
(64) 空港法 (令和 4 年 6 月改正 法律第 62 号)	(64) 空港法 (令和 4 年 6 月改正 法律第 62 号)
(65) 計量法 (平成 26 年 6 月改正 法律第 69 号)	(65) 計量法 (平成 26 年 6 月改正 法律第 69 号)
(66) 厚生年金保険法 (令和 3 年 6 月改正 法律第 66 号)	(66) 厚生年金保険法 (令和 6 年 6 月改正 法律第 47 号)
(67) 航路標識法 (令和 3 年 6 月改正 法律第 53 号)	(67) 航路標識法 (令和 3 年 6 月改正 法律第 53 号)
(68) 資源の有効な利用の促進に関する法律 (令和 4 年 5 月改正 法律第 46 号)	(68) 資源の有効な利用の促進に関する法律 (令和 4 年 5 月改正 法律第 46 号)
(69) 最低賃金法 (平成 24 年 4 月改正 法律第 27 号)	(69) 最低賃金法 (平成 24 年 4 月改正 法律第 27 号)
(70) 職業安定法 (令和 4 年 3 月改正 法律第 12 号)	(70) 職業安定法 (令和 4 年 3 月改正 法律第 12 号)
(71) 所得税法 (令和 4 年 6 月改正 法律第 71 号)	(71) 所得税法 (令和 6 年 5 月改正 法律第 26 号)
(72) 水産資源保護法 (平成 30 年 12 月改正 法律第 95 号)	(72) 水産資源保護法 (平成 30 年 12 月改正 法律第 95 号)
(73) 船員保険法 (令和 3 年 6 月改正 法律第 66 号)	(73) 船員保険法 (令和 6 年 6 月改正 法律第 47 号)
(74) 著作権法 (令和 3 年 6 月改正 法律第 52 号)	(74) 著作権法 (令和 6 年 6 月改正 法律第 55 号)
(75) 電波法 (令和 4 年 6 月改正 法律第 70 号)	(75) 電波法 (令和 5 年 12 月改正 法律第 87 号)
(76) 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法 (令和 4 年 4 月改正 法律第 32 号)	(76) 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法 (令和 4 年 4 月改正 法律第 32 号)
(77) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律 (令和 4 年 3 月改正 法律第 12 号)	(77) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律 (令和 6 年 6 月改正 法律第 47 号)
(78) 農薬取締法 (令和元年 12 月改正 法律第 62 号)	(78) 農薬取締法 (令和 5 年 5 月改正 法律第 36 号)
(79) 毒物及び劇物取締法 (平成 30 年 6 月改正 法律第 66 号)	(79) 毒物及び劇物取締法 (令和 5 年 5 月改正 法律第 36 号)
(80) 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律 (平成 29 年 5 月改正 法律第 41 号)	(80) 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律 (平成 29 年 5 月改正 法律第 41 号)
(81) 公共工事の品質確保の促進に関する法律 (令和元年 6 月改正 法律第 35 号)	(81) 公共工事の品質確保の促進に関する法律 (令和 6 年 6 月改正 法律第 54 号)

改正前（令和 6 年版）	改正後（令和 8 年版）
(82) 警備業法（令和元年 6 月改正 法律第 37 号） (83) 個人情報保護に関する法律（令和 4 年 5 月改正 法律第 54 号） (84) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（令和 2 年 6 月改正 法律第 42 号） (85) 地方税法（令和 3 年 6 月改正 法律第 71 号） (86) 水道法（令和元年 6 月改正 法律第 37 号） 2. 法令違反の処置 受注者は、諸法令を遵守し、これに違反した場合発生するであろう責務が、発注者に及ばないようにしなければならない。 3. 不適当な契約図書の処置 受注者は、当該工事の計画、契約図面、仕様書及び契約そのものが第 1 項の諸法令に照らし不適当であったり矛盾していることが判明した場合には速やかに監督員と協議しなければならない。 1－1－39 官公庁等への手続等 1. 一般事項 受注者は、工事期間中、関係官公庁及びその他の関係機関との連絡を保たなければならない。 2. 関係機関への届出 発注者は、関係機関及び関係部課あてに工事通知を送付すること。工事通知は、工事名、予定期間、工事箇所、工事内容、監督員及び連絡先、受注者及び連絡先、交通規制内容等、その他注意事項を記入すること。なお、全面通行止の場合には、迂回路の有無と迂回路図を添付すること。 受注者は、工事施工にあたり受注者の行うべき関係官公庁及びその他の関係機関への届出等を、法令、条例または設計図書の定めにより実施しなければならない。 3. 諸手続きの提示、提出 受注者は、諸手続において許可、承諾等を得たときは、その書面を監督員に提示しなければならない。なお、監督員から請求のあった場合は、写しを提出しなければならない。 4. 許可承諾条件の遵守 受注者は、手続きに許可承諾条件がある場合これを遵守しなければならない。なお、受注者は、許可承諾内容が設計図書に定める事項と異なる場合、監督員と協議しなければならない。 5. コミュニケーション 受注者は、工事の施工に当たり、地域住民との間に紛争が生じないように努めなければならない。 6. 苦情対応 受注者は、地元関係者等から工事の施工に関して苦情があり、受注者が対応すべき場合は誠意をもってその解決にあたらなければならない。	(82) 警備業法（令和 5 年 6 月改正 法律第 63 号） (83) 個人情報保護に関する法律（令和 5 年 11 月改正 法律第 79 号） (84) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（令和 6 年 6 月改正 法律第 53 号） (85) 地方税法（令和 3 年 6 月改正 法律第 71 号） (86) 水道法（令和元年 6 月改正 法律第 37 号） (87) 資源の有効な利用の促進に関する法律（令和 4 年 10 月改正 法律第 48 号） 2. 法令違反の処置 受注者は、諸法令を遵守し、これに違反した場合発生するであろう責務が、発注者に及ばないようにしなければならない。 3. 不適当な契約図書の処置 受注者は、当該工事の計画、契約図面、仕様書及び契約そのものが第 1 項の諸法令に照らし不適当であったり矛盾していることが判明した場合には速やかに監督員と協議しなければならない。 1－1－39 官公庁等への手続等 1. 一般事項 受注者は、工事期間中、関係官公庁及びその他の関係機関との連絡を保たなければならない。 2. 関係機関への届出 発注者は、関係機関及び関係部課あてに工事通知を送付すること。工事通知は、工事名、予定期間、工事箇所、工事内容、監督員及び連絡先、受注者及び連絡先、交通規制内容等、その他注意事項を記入すること。なお、全面通行止の場合には、迂回路の有無と迂回路図を添付すること。 受注者は、工事施工にあたり受注者の行うべき関係官公庁及びその他の関係機関への届出等を、法令、条例または設計図書の定めにより実施しなければならない。 3. 諸手続きの提示、提出 受注者は、諸手続において許可、承諾等を得たときは、その書面を監督員に提示しなければならない。なお、監督員から請求のあった場合は、写しを提出しなければならない。 4. 許可承諾条件の遵守 受注者は、手続きに許可承諾条件がある場合これを遵守しなければならない。なお、受注者は、許可承諾内容が設計図書に定める事項と異なる場合、監督員と協議しなければならない。 5. コミュニケーション 受注者は、工事の施工に当たり、地域住民との間に紛争が生じないように努めなければならない。 6. 苦情対応 受注者は、地元関係者等から工事の施工に関して苦情があり、受注者が対応すべき場合は誠意をもってその解決にあたらなければならない。

改正前（令和6年版）	改正後（令和8年版）
7. 交渉時の注意 受注者は、地方公共団体、地域住民等と工事の施工上必要な交渉を、自らの責任において行わなければならない。受注者は、交渉に先立ち、監督員に連絡の上、これらの交渉に当たっては誠意をもって対応しなければならない。 8. 交渉内容明確化 受注者は、前項までの交渉等の内容は、後日紛争とならないよう文書で取り交わす等明確にしておくとともに、状況を随時監督員に報告し、指示があればそれに従う。 9. 鉄道と近接して工事を施工する場合 受注者は、鉄道と近接して工事を施工する場合の交渉・協議及び他機関との立会等の必要がある場合には、監督員に報告し、これにあたらなければならない。	7. 説明時の注意 受注者は、地方公共団体、地域住民等と工事の施工上必要な説明を、自らの責任において行わなければならない。受注者は、説明に先立ち、監督員に連絡の上、これらの説明に当たっては誠意をもって対応しなければならない。 8. 説明内容明確化 受注者は、前項までの説明等の内容は、後日紛争とならないよう文書で取り交わす等明確にしておくとともに、状況を随時監督員に報告し、指示があればそれに従う。 9. 鉄道と近接して工事を施工する場合 受注者は、鉄道と近接して工事を施工する場合の説明・協議及び他機関との立会等の必要がある場合には、監督員に報告し、これにあたらなければならない。
1－1－40 施工時期及び施工時間の変更 1. 施工時間の変更 受注者は、設計図書に施工時間が定められている場合でその時間を変更する必要がある場合は、あらかじめ監督員と協議する。 2. 休日又は夜間の作業連絡 受注者は、官公庁の休日または夜間に作業を行うにあたっては、事前にその理由を監督員に書面（電子メール、FAX可）により提出しなければならない。	1－1－40 施工時期及び施工時間の変更 1. 施工時間の変更 受注者は、設計図書に施工時間が定められている場合でその時間を変更する必要がある場合は、あらかじめ監督員と協議する。 2. 休日又は夜間の作業連絡 受注者は、官公庁の休日または夜間に作業を行うにあたっては、事前にその理由を監督員に書面（情報共有システム、電子メール、FAX可）により提出しなければならない。
1－1－41 工事測量 1. 一般事項 受注者は、工事着手後直ちに測量を実施し、測量標（仮BM）、工事用多角点の設置及び用地境界、中心線、縦断、横断等を確認しなければならない。測量結果が設計図書に示されている数値と差異を生じた場合は監督員に測量結果を速やかに提出し指示を受けなければならない。なお、測量標（仮BM）及び多角点を設置するための基準となる点の選定は、監督員の指示を受けなければならない。また受注者は、測量結果を監督員に提出しなければならない。 2. 引照点等の設置 受注者は、工事施工に必要な仮水準点、多角点、基線、法線、境界線の引照点等を設置し、施工期間中適宜これらを確認し、変動や損傷のないよう努めなければならない。変動や損傷が生じた場合、監督員に連絡し、速やかに水準測量、多角測量等を実施し、仮の水準点、多角点、引照点等を復元しなければならない。 3. 仮設標識の設置 受注者は、必要に応じて丁張、その他工事施工の基準となる仮設標識を、設置しなければならない。 4. 工事用測量標の取扱い 受注者は、用地幅杭、測量標（仮BM）、工事用多角点及び重要な工事用測量標を移設してはならない。ただし、これを存置することが困難な場合は、監督員の承諾を得て移設することができる。また、用地幅杭が現存しない場合は、監督員と協議しなければならない。なお、移設する場合は、隣接土地所有者との間に紛争等が生じないようにしなけ	1－1－41 工事測量 1. 一般事項 受注者は、工事開始日以後直ちに測量を実施し、測量標（仮BM）、工事用多角点の設置及び用地境界、中心線、縦断、横断等を確認しなければならない。測量結果が設計図書に示されている数値と差異を生じた場合は監督員に測量結果を速やかに提出し指示を受けなければならない。なお、測量標（仮BM）及び多角点を設置するための基準となる点の選定は、監督員の指示を受け、受注者は、測量結果を監督員に提出しなければならない。 2. 引照点等の設置 受注者は、工事施工に必要な仮水準点、多角点、基線、法線、境界線の引照点等を設置し、施工期間中適宜これらを確認し、変動や損傷のないよう努めなければならない。変動や損傷が生じた場合、監督員に連絡し、速やかに水準測量、多角測量等を実施し、仮の水準点、多角点、引照点等を復元しなければならない。 3. 仮設標識の設置 受注者は、必要に応じて丁張、その他工事施工の基準となる仮設標識を、設置しなければならない。 4. 工事用測量標の取扱い 受注者は、用地幅杭、測量標（仮BM）、工事用多角点及び重要な工事用測量標を移設してはならない。ただし、これを存置することが困難な場合は、監督員の承諾を得て移設することができる。また、用地幅杭が現存しない場合は、監督員と協議しなければならない。なお、移設する場合は、隣接土地所有者との間に紛争等が生じないようにしなけ

改正前（令和 6 年版）	改正後（令和 8 年版）
ればならない。 5. 既存杭の保全 受注者は、工事の施工にあたり、損傷を受けるおそれのある杭または障害となる杭の設置換え、移設及び復元を含めて、発注者の設置した既存杭の保全に対して責任を負わなければならない。 6. 水準測量・水深測量 水準測量及び水深測量は、設計図書に定められている基準高あるいは工事中基準面を基準として行う。 1－1－42 不可抗力による損害 1. 工事災害の報告 受注者は、災害発生後直ちに被害の詳細な状況を把握し、当該被害が契約書第30条の規定の適用を受けると思われる場合には、直ちに監督員に報告するものとする。 2. 設計図書で定めた基準 契約書第 30 条第 1 項に規定する「設計図書で基準を定めたもの」とは、以下の各号に掲げるものをいう。 （1）波浪、高潮が想定している設計条件以上または周辺状況から判断してそれと同等以上と認められる場合 （2）降雨に起因する以下のいずれかに該当する場合 ① 24時間雨量（任意の連続24時間における雨量をいう。）が80mm以上 ② 1時間雨量（任意の60分における雨量をいう。）が20mm以上 ③ 連続雨量（任意の72時間における雨量をいう。）が150mm以上 ④ その他設計図書で定めた基準 （3）強風に起因する最大風速（10分間の平均風速で最大のものをいう。）が15m／秒以上あった場合 （4）河川沿いの施設にあたっては、河川のはん濫注意水位以上、またはそれに準ずる出水により発生した場合 （5）地震、津波、豪雪に起因する場合は周囲の状況により判断し、相当の範囲にわたって他の一般物件にも被害を及ぼしたと認められる場合 3. その他 契約書第 30 条第 2 項に規定する「受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの」とは、設計図書及び契約書第 27 条に規定する予防措置を行ったと認められないもの及び災害の一因が施工不良等受注者の責によるとされるものをいう。 1－1－43 特許権等 1. 一般事項 受注者は、特許権等を使用する場合、設計図書に特許権等の対象である旨明示が無く、その使用に関する費用負担を契約書第 8 条に基づき発注者に求める場合、権利を有する第三者と使用条件の交渉を行う前に、監督員と協議しなければならない。	ればならない。 5. 既存杭の保全 受注者は、工事の施工にあたり、損傷を受けるおそれのある杭または障害となる杭の設置換え、移設及び復元を含めて、発注者の設置した既存杭の保全に対して責任を負わなければならない。 6. 水準測量・水深測量 水準測量及び水深測量は、設計図書に定められている基準高あるいは工事中基準面を基準として行う。 1－1－42 不可抗力による損害 1. 工事災害の報告 受注者は、災害発生後直ちに被害の詳細な状況を把握し、当該被害が契約書第30条の規定の適用を受けると思われる場合には、直ちに監督員に報告するものとする。 2. 設計図書で定めた基準 契約書第 30 条第 1 項に規定する「設計図書で基準を定めたもの」とは、以下の各号に掲げるものをいう。 （1）波浪、高潮が想定している設計条件以上または周辺状況から判断してそれと同等以上と認められる場合 （2）降雨に起因する以下のいずれかに該当する場合 ① 24時間雨量（任意の連続24時間における雨量をいう。）が80mm以上 ② 1時間雨量（任意の60分における雨量をいう。）が20mm以上 ③ 連続雨量（任意の72時間における雨量をいう。）が150mm以上 ④ その他設計図書で定めた基準 （3）強風に起因する最大風速（10分間の平均風速で最大のものをいう。）が15m／秒以上あった場合 （4）河川沿いの施設にあたっては、河川のはん濫注意水位以上、またはそれに準ずる出水により発生した場合 （5）地震、津波、豪雪に起因する場合は周囲の状況により判断し、相当の範囲にわたって他の一般物件にも被害を及ぼしたと認められる場合 3. その他 契約書第 30 条第 2 項に規定する「受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの」とは、設計図書及び契約書第 27 条に規定する予防措置を行ったと認められないもの及び災害の一因が施工不良等受注者の責によるとされるものをいう。 1－1－43 特許権等 1. 一般事項 受注者は、特許権等を使用する場合、設計図書に特許権等の対象である旨明示が無く、その使用に関する費用負担を契約書第 8 条に基づき発注者に求める場合、権利を有する第三者と使用条件の交渉を行う前に、監督員と協議しなければならない。

改正前（令和6年版）	改正後（令和8年版）
なければならない。 2. 天災等 監督員は、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的または人為的事象（以下「天災等」という。）に伴ない、工事目的物の品質・出来形の確保及び工期の遵守に重大な影響があると認められるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。 1－1－46 石綿使用の有無 受注者は、建築物・工作物等の解体・改修工事を行う際、石綿（アスベスト）の使用の有無の「事前調査」を行わなければならない。石綿障害予防規則に基づく一定規模以上の工事にあっては「事前調査結果の報告」を所轄労働基準監督局に届出を行わなければならない。また、大気汚染防止法に基づき、特定粉じん発生施設を設置しようとするときは、都道府県知事に届出を行わなければならない。 1－1－47 河川管理施設及び道路付属物並びに占用物件 1. 地下埋設物件等の調査 受注者は、工事の施工に先立って地下埋設物件等の調査を行わなければならない。また、施工の障害となる物件がある場合は、占用者とその処置について打合せを行い、監督員に報告しなければならない。 2. 応急処置及び復旧処置 受注者は、工事の施工により河川管理施設及び道路付属物並びに占用物件に損傷を与えた場合には、直ちに応急処置をとり監督員に報告するとともに、関係機関に連絡し復旧処置を講じなければならない。 3. 管理者不明の占用物件の発見 受注者は、工事途中で管理者不明の占用物件を発見した場合には、監督員に報告し、その処置は予想される占用者の立ち会いを得て管理者を明確にしたうえで処置しなければならない。 4. 占用工事等との競合 受注者は、工事区域内で占用工事等と競合する場合には、必要に応じ工程等について打合せを行い、両者協力のもとに工事の円滑化と事故防止を図らなければならない。なお、工事中の責任範囲を明確にしておかなければならない。 1－1－48 踏荒らし 1. 用地付近又は官民境界付近に接した工事 受注者は、用地付近または官民境界付近に接して工事を行う場合には、地権者の了解を得て着手しなければならない。 2. 踏荒らし又は構造物等に損傷を与えた場合 受注者は、官民境界付近に構造物を施工し、民地側を踏み荒らしまたは民地側の構造物等に損傷を与えた場合には、別途条件を明示された場合を除き、復旧しなければならない。	なければならない。 2. 天災等 監督員は、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的または人為的事象（以下「天災等」という。）に伴ない、工事目的物の品質・出来形の確保及び工期の遵守に重大な影響があると認められるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。 1－1－46 石綿使用の有無 受注者は、建築物・工作物等の解体・改修工事を行う際、石綿（アスベスト）の使用の有無の「事前調査」を行わなければならない。石綿障害予防規則に基づく一定規模以上の工事にあっては「事前調査結果の報告」を所轄労働基準監督局に届出を行わなければならない。また、大気汚染防止法に基づき、特定粉じん発生施設を設置しようとするときは、都道府県知事に届出を行わなければならない。 1－1－47 河川管理施設及び道路付属物並びに占用物件 1. 地下埋設物件等の調査 受注者は、工事の施工に先立って地下埋設物件等の調査を行わなければならない。また、施工の障害となる物件がある場合は、占用者とその処置について打合せを行い、監督員に報告しなければならない。なお、工事において道路等の掘削を一切行わない場合は、その旨を報告するものとする。 2. 応急処置及び復旧処置 受注者は、工事の施工により河川管理施設及び道路付属物並びに占用物件に損傷を与えた場合には、直ちに応急処置をとり監督員に報告するとともに、関係機関に連絡し復旧処置を講じなければならない。 3. 管理者不明の占用物件の発見 受注者は、工事途中で管理者不明の占用物件を発見した場合には、監督員に報告し、その処置は予想される占用者の立ち会いを得て管理者を明確にしたうえで処置しなければならない。 4. 占用工事等との競合 受注者は、工事区域内で占用工事等と競合する場合には、必要に応じ工程等について打合せを行い、両者協力のもとに工事の円滑化と事故防止を図らなければならない。なお、工事中の責任範囲を明確にしておかなければならない。 1－1－48 踏荒らし 1. 用地付近又は官民境界付近に接した工事 受注者は、用地付近または官民境界付近に接して工事を行う場合には、地権者の了解を得て着手しなければならない。 2. 踏荒らし又は構造物等に損傷を与えた場合 受注者は、官民境界付近に構造物を施工し、民地側を踏み荒らしまたは民地側の構造物等に損傷を与えた場合には、別途条件を明示された場合を除き、復旧しなければなら

改正前（令和6年版）	改正後（令和8年版）
ない。 1－1－49 ダンプトラック等による過積載等の防止 受注者は、次の各号に掲げる要件を遵守し、ダンプトラック等による過積載等の防止に努めなければならない。なお、受注者は、ダンプトラックを使用する場合、「過積載による違法運行の防止対策について」（平成6年5月10日設計第44号）に従うものとする。 （1）工事用資材等の積載超過のないようにする。 （2）過積載を行っている資材納入業者から資材を購入しないこと。 （3）資材等の過積載を防止するため、資材の購入等にあたっては、資材納入業者等の利益を不当に害することのないようにすること。 （4）さし枠の装置または物品積載装置の不正改造したダンプトラックが工事現場に出入りすることのないようにすること。 （5）「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（以下法という）（令和2年6月改正法律第42号）」の目的に鑑み、法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の利用を促進すること。 （6）受注者または資材納入業者を選定するにあたっては、交通安全に関する配慮に欠けるものまたは業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させるものを排除すること。 （7）（1）から（6）のことにつき、下請業者を指導すること。 1－1－50 契約後VE 受注者は、当該工事が予定価格（税込）で1億5千万円以上の場合、契約後VEのVE提案を行うことができる。契約後VEは、次の掲げる各号に基づいて行うものとする。 （1）受注者は、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額の低減が可能な施工方法等に係る設計図書の変更について発注者に提案することができる。その詳細及び提案様式等は「静岡市契約後VE実施要領」のとおりとする。 （2）発注者は、受注者のVE提案を受けた場合において、提案の全部又は一部が適正であると認められるときは設計図書を変更し、これを受注者に通知しなければならない。 （3）発注者は、前項の規定により設計図書を変更した場合において、請負代金額を変更しなければならない。 （4）前項の変更を行う場合においては、VE提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の10分の5に相当する金額をVE管理費として計上するものとする。 （5）VE提案を採用した後、契約書第18条の条件変更が生じた場合において、発注者がVE提案に対する変更を指示した場合、受注者はこれに応じるものとする。 （6）発注者は、契約書第18条の条件変更が生じた場合には、契約書第25条第1項の規定に基づき、請負代金額の変更を行うものとする。VE提案を採用した後、契約書第18条の条件変更が生じた場合のVE管理費については、変更しないものとする。ただし、双方の責めに帰することができない事由（不可抗力や予測することが不可能な事由等）により、工事の続行が不可能、または著しく工事低減額が減少した場合においては、	ない。 1－1－49 ダンプトラック等による過積載等の防止 受注者は、次の各号に掲げる要件を遵守し、ダンプトラック等による過積載等の防止に努めなければならない。なお、受注者は、ダンプトラックを使用する場合、「過積載による違法運行の防止対策について」（平成6年5月10日設計第44号）に従うものとする。 （1）工事用資材等の積載超過のないようにする。 （2）過積載を行っている資材納入業者から資材を購入しないこと。 （3）資材等の過積載を防止するため、資材の購入等にあたっては、資材納入業者等の利益を不当に害することのないようにすること。 （4）さし枠の装置または物品積載装置の不正改造したダンプトラックが工事現場に出入りすることのないようにすること。 （5）「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（以下法という）（令和2年6月改正法律第42号）」の目的に鑑み、法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の利用を促進すること。 （6）受注者または資材納入業者を選定するにあたっては、交通安全に関する配慮に欠けるものまたは業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させるものを排除すること。 （7）（1）から（6）のことにつき、下請業者を指導すること。 1－1－50 契約後VE 受注者は、当該工事が予定価格（税込）で1億5千万円以上の場合、契約後VEのVE提案を行うことができる。契約後VEは、次の掲げる各号に基づいて行うものとする。 （1）受注者は、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額の低減が可能な施工方法等に係る設計図書の変更について発注者に提案することができる。その詳細及び提案様式等は「静岡市契約後VE実施要領」のとおりとする。 （2）発注者は、受注者のVE提案を受けた場合において、提案の全部又は一部が適正であると認められるときは設計図書を変更し、これを受注者に通知しなければならない。 （3）発注者は、前項の規定により設計図書を変更した場合において、請負代金額を変更しなければならない。 （4）前項の変更を行う場合においては、VE提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の10分の5に相当する金額をVE管理費として計上するものとする。 （5）VE提案を採用した後、契約書第18条の条件変更が生じた場合において、発注者がVE提案に対する変更を指示した場合、受注者はこれに応じるものとする。 （6）発注者は、契約書第18条の条件変更が生じた場合には、契約書第25条第1項の規定に基づき、請負代金額の変更を行うものとする。VE提案を採用した後、契約書第18条の条件変更が生じた場合のVE管理費については、変更しないものとする。ただし、双方の責めに帰することができない事由（不可抗力や予測することが不可能な事由等）により、工事の続行が不可能、または著しく工事低減額が減少した場合においては、

改正前（令和 6 年版）	改正後（令和 8 年版）
発注者と受注者が協議して定めるものとする。 1－1－51 電子納品 電子納品の運用は「静岡市電子納品要領・基準」に基づき行うものとする。 1－1－52 市産木材の使用 ① 市内産木材の適用がない場合でも可能な範囲で市内産木材の使用に努めること。 1－1－53 県産木材の使用 1. ■■■■■■ 受注者は、木材の使用に当たっては1－1－52市産木材の使用を原則とするが、これにより難しい場合は「県産木材」を使用するものとし、それにより難しい場合は監督員と協議するものとする。なお、「県産木材」とは、「静岡県産材証明制度要綱」第2条に掲げるものをいう。 2. ■■■■■■ 受注者は、施工計画書の主要資材の項目欄に木材の購入業者名を記載し監督員に提出する。 3. ■■■■■■ 受注者は、木材の購入先が「県産材取扱業者」（「静岡県産材証明制度要綱」第3条）の場合には、「使用材料品質証明書」において県産材取扱業者認定書の写しを添付して提出しなければならない。また、木材の購入先が、知事から「県産材販売管理票」※の交付を受けた者（「静岡県産材証明制度要綱」第9条）の場合には、発行番号が記載された内容未記入の県産材販売管理票の写しを添付して提出する。 ※「県産材販売管理票」は、静岡県木材協同組合連合会の「静岡県木材業者登録簿」に登載され、「県産材取扱業者」として認定された者または知事が「県産材販売管理票」の交付を行った者から木材を購入した場合には、その発行を受けることができる。 4. ■■■■■■ 受注者は、「県産木材」であることを証明する書類として、「県産材販売管理票（副）」を完成届に添付して提出する。 5. ■■■■■■ 受注者は、支障木等現地発生材を使用する場合には、「県産材販売管理票（副）」の提出の代わりに、現地において監督員の確認を受けることとする。 6. ■■■■■■ 受注者は、工事で使用された全ての県産木材の利用量について、工事完成時に発注者に報告しなければならない。 1－1－54 建設業の担い手確保・育成を目的とした事業 受注者は、設計図書において建設業の担い手確保・育成を目的とした事業の対象工事と定められた場合は、静岡市建設業担い手確保・育成ホームページ(https://ninaite.jp)に掲載の特記仕様書及び参考資料に基づき、各事業を実施するものとする。	発注者と受注者が協議して定めるものとする。 1－1－51 市産木材の使用 市内産木材の適用がない場合でも可能な範囲で市内産木材の使用に努めること。 1－1－52 県産木材の使用 1. 県産材■ 受注者は、木材の使用に当たっては1－1－51市産木材の使用を原則とするが、これにより難しい場合は「県産木材」を使用するものとし、それにより難しい場合は監督員と協議するものとする。なお、「県産木材」とは、「静岡県産材証明制度要綱」第2条に掲げるものをいう。 2. 施工計画書■ 受注者は、施工計画書の主要資材の項目欄に木材の購入業者名を記載し監督員に提出する。 3. 使用材料品質証明書■ 受注者は、木材の購入先が「県産材取扱業者」（「静岡県産材証明制度要綱」第3条）の場合には、「使用材料品質証明書」において県産材取扱業者認定書の写しを添付して提出しなければならない。また、木材の購入先が、知事から「県産材販売管理票」※の交付を受けた者（「静岡県産材証明制度要綱」第9条）の場合には、発行番号が記載された内容未記入の県産材販売管理票の写しを添付して提出する。 ※「県産材販売管理票」は、静岡県木材協同組合連合会の「静岡県木材業者登録簿」に登載され、「県産材取扱業者」として認定された者または知事が「県産材販売管理票」の交付を行った者から木材を購入した場合には、その発行を受けることができる。 4. 管理票の提出■ 受注者は、「県産木材」であることを証明する書類として、「県産材販売管理票（副）」を完成届に添付して提出する。 5. 現地発生材の使用■ 受注者は、支障木等現地発生材を使用する場合には、「県産材販売管理票（副）」の提出の代わりに、現地において監督員の確認を受けることとする。 6. 利用量の報告■ 受注者は、工事で使用された全ての県産木材の利用量について、工事完成時に発注者に報告しなければならない。 1－1－53 建設業の担い手確保・育成を目的とした事業 受注者は、設計図書において建設業の担い手確保・育成を目的とした事業の対象工事と定められた場合は、静岡市建設業担い手確保・育成事業ホームページに掲載の特記仕様書及び参考資料に基づき、各事業を実施するものとする。

改正前（令和 6 年版）	改正後（令和 8 年版）
1－1－55 総合評価方式の評価項目の履行 受注者は、当該工事が総合評価方式制限付一般競争入札により落札・契約した場合、総合評価方式の評価項目の履行に関する特記仕様書（巻末資料）に基づき履行しなければならない。	1－1－54 総合評価方式の評価項目の履行 受注者は、当該工事が総合評価方式制限付一般競争入札により落札・契約した場合、総合評価方式の評価項目の履行に関する特記仕様書（巻末資料）に基づき履行しなければならない。

改正前（令和6年版）	改正後（令和8年版）
第2章 土 工 第1節 適 用 1.適用工種 本章は、河川土工、海岸土工、砂防土工、道路土工その他これらに類する工種について適用する。 2.適用規定 本章に特に定めのない事項については、第2編材料編の規定による。 第2節 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。また、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。 日本道路協会 道路土工要綱 日本道路協会 道路土工－軟弱地盤対策工指針 日本道路協会 道路土工－盛土工指針 日本道路協会 道路土工－切土工・斜面安定工指針 土木研究センター 建設発生土利用技術マニュアル 国土交通省 建設副産物適正処理推進要綱 建設省 堤防余盛基準について 土木研究センター ジオテキスタイルを用いた補強土の設計施工マニュアル 土木研究センター 多数アンカー式補強土壁工法設計・施工マニュアル 土木研究センター 補強土（テールアルメ）壁工法設計施工マニュアル 国土開発技術研究センター 河川土工マニュアル 国土交通省 建設汚泥処理土利用技術基準 国土交通省 発生土利用基準 日本道路協会 道路土工構造物技術基準・同解説 第3節 河川土工・海岸土工・砂防土工 2－3－1 一般事項 1.適用工種 本節は、河川土工・海岸土工・砂防土工として掘削工、盛土工、盛土補強工、法面整形工、堤防天端工、残土処理工その他これらに類する工種について定める。	第2章 土 工 第1節 適 用 1.適用工種 本章は、河川土工、海岸土工、砂防土工、道路土工その他これらに類する工種について適用する。 2.適用規定 本章に特に定めのない事項については、第2編材料編の規定による。 第2節 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。また、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。 日本道路協会 道路土工要綱 日本道路協会 道路土工－軟弱地盤対策工指針 日本道路協会 道路土工－盛土工指針 日本道路協会 道路土工－切土工・斜面安定工指針 土木研究センター 建設発生土利用技術マニュアル 国土交通省 建設副産物適正処理推進要綱 建設省 堤防余盛基準について 土木研究センター ジオテキスタイルを用いた補強土の設計施工マニュアル 土木研究センター 多数アンカー式補強土壁工法設計・施工マニュアル 土木研究センター 補強土（テールアルメ）壁工法設計施工マニュアル 国土開発技術研究センター 河川土工マニュアル 国土交通省 建設汚泥処理土利用技術基準 国土交通省 発生土利用基準 日本道路協会 道路土工構造物技術基準・同解説 第3節 河川土工・海岸土工・砂防土工 2－3－1 一般事項 1.適用工種 本節は、河川土工・海岸土工・砂防土工として掘削工、盛土工、盛土補強工、法面整形工、堤防天端工、残土処理工その他これらに類する工種について定める。

改正前（令和 6 年版）						改正後（令和 8 年版）					
2. 地山の土及び岩の分類 地山の土及び岩の分類は、表 2－1 による。 受注者は、設計図書に示された現地の土及び岩の分類の境界を確められた時点で、監督員の確認を受けなければならない。 また、受注者は、設計図書に示された土及び岩の分類の境界が現地の状況と一致しない場合は、契約書第 18 条第 1 項の規定により監督員に指示を受けなければならない。 なお、確認のための資料を整備、保管し、監督員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。						2. 地山の土及び岩の分類 地山の土及び岩の分類は、表 2－1 による。 受注者は、設計図書に示された現地の土及び岩の分類の境界を確められた時点で、監督員の確認を受けなければならない。 また、受注者は、設計図書に示された土及び岩の分類の境界が現地の状況と一致しない場合は、契約書第 18 条第 1 項の規定により監督員に指示を受けなければならない。 なお、確認のための資料を整備、保管し、監督員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。					
表 2－1 土及び岩の分類表						表 2－1 土及び岩の分類表					
名 称			説 明		摘 要	名 称			説 明		摘 要
A	B	C				A	B	C			
土	礫質土	礫まじり土	礫の混入があつて掘削時の能率が低下するもの。	礫の多い砂、礫の多い砂質土、礫の多い粘性土	礫(G) 礫質土(G F)	土	礫質土	礫まじり土	礫の混入があつて掘削時の能率が低下するもの。	礫の多い砂、礫の多い砂質土、礫の多い粘性土	礫(G) 礫質土(G F)
		砂	バケット等に山盛り形状になりにくいもの。	海岸砂丘の砂 マサ土	砂(S)			砂	バケット等に山盛り形状になりにくいもの。	海岸砂丘の砂 マサ土	砂(S)
	砂質土及び砂	砂質土(普通土)	掘削が容易で、バケット等に山盛り形状にし易く空隙の少ないもの。	砂質土、マサ土 粒度分布の良い砂 条件の良いローム	砂(S) 砂質土(S F) シルト(M)		砂質土及び砂	砂質土(普通土)	掘削が容易で、バケット等に山盛り形状にし易く空隙の少ないもの。	砂質土、マサ土 粒度分布の良い砂 条件の良いローム	砂(S) 砂質土(S F) シルト(M)
		粘性土	バケット等に付着し易く空隙の多い状態になり易いもの、トラフィカビリティが問題となり易いもの。	ローム 粘性土	シルト(M) 粘性土(C)		粘性土	粘性土	バケット等に付着し易く空隙の多い状態になり易いもの、トラフィカビリティが問題となり易いもの。	ローム 粘性土	シルト(M) 粘性土(C)
	高含水比粘性土		バケットなどに付着し易く特にトラフィカビリティが悪いもの	条件の悪いローム 条件の悪い粘性土 火山灰質粘性土	シルト(M) 粘性土(C) 火山灰質粘性土(V) 有機質土(O)			高含水比粘性土	バケットなどに付着し易く特にトラフィカビリティが悪いもの	条件の悪いローム 条件の悪い粘性土 火山灰質粘性土	シルト(M) 粘性土(C) 火山灰質粘性土(V) 有機質土(O)
岩または石	石塊 玉石	岩塊 玉石	岩塊、玉石が混入して掘削しにくく、バケット等に空隙のでき易いもの。 岩塊、玉石は粒径 7.5 cm 以上とし、まるみのあるのを玉石とする。		玉石まじり土、 岩塊、破碎された岩、ごろごろした河床	岩または石	石塊 玉石	岩塊 玉石	岩塊、玉石が混入して掘削しにくく、バケット等に空隙のでき易いもの。 岩塊、玉石は粒径 7.5 cm 以上とし、まるみのあるのを玉石とする。		玉石まじり土、 岩塊、破碎された岩、ごろごろした河床
			玉石が多量に混入したもの及び岩塊・破碎された岩・ごろごろした河床を含み、掘削しにくくバケット等に空隙ができ易いものをいう。						玉石が多量に混入したもの及び岩塊・破碎された岩・ごろごろした河床を含み、掘削しにくくバケット等に空隙ができ易いものをいう。		
			土砂・玉石混り土等で、固結の程度が強いものをいい、切土及び掘削に際し 21t ブルドーザに装着したリッパで切崩し可能なものをいう。						土砂・玉石混り土等で、固結の程度が強いものをいい、切土及び掘削に際し 21t ブルドーザに装着したリッパで切崩し可能なものをいう。		
			土の内に 0.5m3／個以上の転石が混在するもので、転石量が 5～50％あるものをいい下記のように分類する。						土の内に 0.5m3／個以上の転石が混在するもので、転石量が 5～50％あるものをいい下記のように分類する。		
			I	転石量 5～20％程度有するものまたは転石に近い大粒径の玉石が多量に混入するものをいう。					I	転石量 5～20％程度有するものまたは転石に近い大粒径の玉石が多量に混入するものをいう。	
			II	転石量 20～35％程度有するものをいう。					II	転石量 20～35％程度有するものをいう。	
			III	転石量 35～50％程度有するものをいう。					III	転石量 35～50％程度有するものをいう。	

改正前（令和6年版）						改正後（令和8年版）					
	軟岩	軟岩	I	第三紀の岩石で固結の程度が弱いもの。 風化がはなはだしくきわめてもろいもの。 指先で離しうる程度のもので亀裂の間隔は1～5 cm くらいのもので及び第三紀の岩石で固結の程度が良好なもの。 風化が相当進み多少変色を伴い軽い打撃で容易に割れるもの。 離れ易いもので、亀裂間隔は5～10 cm程度のもの。	地山弾性波速度 700～ 2,800m／sec		軟岩	軟岩	I	第三紀の岩石で固結の程度が弱いもの。 風化がはなはだしくきわめてもろいもの。 指先で離しうる程度のもので亀裂の間隔は1～5 cm くらいのもので及び第三紀の岩石で固結の程度が良好なもの。 風化が相当進み多少変色を伴い軽い打撃で容易に割れるもの。 離れ易いもので、亀裂間隔は5～10 cm程度のもの。	地山弾性波速度 700～ 2,800m／sec
			II	凝灰質で堅く固結しているもの。 風化が目によって相当進んでいるもの。 亀裂間隔が10～30 cm程度で軽い打撃により離しうる程度、異質の硬い互層をなすもので層面を楽に離しうるもの。					II	凝灰質で堅く固結しているもの。 風化が目によって相当進んでいるもの。 亀裂間隔が10～30 cm程度で軽い打撃により離しうる程度、異質の硬い互層をなすもので層面を楽に離しうるもの。	
	硬岩	中硬岩		石灰岩、多孔質安山岩のように、特にち密でなくとも相当の硬さを有するもの。 風化の程度があまり進んでいないもの。 硬い岩石で間隔30～50 cm程度の亀裂を有するもの。	地山弾性波速度 2,000～ 4,000m／sec		硬岩	中硬岩		石灰岩、多孔質安山岩のように、特にち密でなくとも相当の硬さを有するもの。 風化の程度があまり進んでいないもの。 硬い岩石で間隔30～50 cm程度の亀裂を有するもの。	地山弾性波速度 2,000～ 4,000m／sec
		硬岩	I	花崗岩、結晶片岩等で全く変化していないもの。 亀裂間隔が1 m内外で相当密着しているもの。 硬い良好な石材を取り得るようなもの。	地山弾性波速度 3,000m／sec 以上			硬岩	I	花崗岩、結晶片岩等で全く変化していないもの。 亀裂間隔が1 m内外で相当密着しているもの。 硬い良好な石材を取り得るようなもの。	地山弾性波速度 3,000m／sec 以上
II	けい岩、角岩などの石英質に富む岩質で最も硬いもの。 風化していない新鮮な状態のもの。 亀裂が少なく、よく密着しているもの。		II	けい岩、角岩などの石英質に富む岩質で最も硬いもの。 風化していない新鮮な状態のもの。 亀裂が少なく、よく密着しているもの。							

3.排水処理

受注者は、工事施工中については、滞水を生じないような排水状態に維持しなければならない。

4.適用規定

受注者は、建設発生土については、第1編1－1－20 建設副産物の規定により適切に処理しなければならない。

5.発生土受入れ地等

受注者は、建設発生土受入れ地及び建設廃棄物処理地の位置、及び建設発生土の内容等については、設計図書及び監督員の指示に従わなければならない。

なお、受注者は、施工上やむを得ず指定された場所以外に建設発生土または、建設廃棄物を処分する場合には、事前に設計図書に関して監督員と協議しなければならない。

6.施工計画書

受注者は、建設発生土処理にあたり第1編1－1－6 施工計画書第1項の施工計画書の記載内容に加えて設計図書に基づき以下の事項を施工計画書に記載しなければならない。

(1) 処理方法（場所・形状等）

(2) 排水計画

(3) 場内維持等

7.建設発生土受入れ地の実測

受注者は、建設発生土の受入れ地への搬入に先立ち、指定された建設発生土の受入れ地について地形を実測し、資料を監督員に提出しなければならない。ただし、受注者は、実測困難な場合等には、これに代わる資料により、監督員の承諾を得なければならない。

3.排水処理

受注者は、工事施工中については、滞水を生じないような排水状態に維持しなければならない。

4.適用規定

受注者は、建設発生土については、第1編1－1－20 建設副産物の規定により適切に処理しなければならない。

5.発生土受入れ地等

受注者は、建設発生土受入れ地及び建設廃棄物処理地の位置、及び建設発生土の内容等については、設計図書及び監督員の指示に従わなければならない。

なお、受注者は、施工上やむを得ず指定された場所以外に建設発生土または、建設廃棄物を処分する場合には、事前に設計図書に関して監督員と協議しなければならない。

6.施工計画書

受注者は、建設発生土処理にあたり第1編1－1－7 施工計画書第1項の施工計画書の記載内容に加えて設計図書に基づき以下の事項を施工計画書に記載しなければならない。

(1) 処理方法（場所・形状等）

(2) 排水計画

(3) 場内維持等

7.建設発生土受入れ地の実測

受注者は、建設発生土の受入れ地への搬入に先立ち、指定された建設発生土の受入れ地について地形を実測し、資料を監督員に提出しなければならない。ただし、受注者は、実測困難な場合等には、これに代わる資料により、監督員の承諾を得なければならない。

改正前（令和6年版）	改正後（令和8年版）																												
8. 建設発生土受入れ地の条件 建設発生土受入れ地については、受注者は、建設発生土受入地ごとの特定条件に応じて施工しなければならない。 9. 伐開発生物の処理方法 受注者は、伐開除根作業における伐開発生物の処理方法については、設計図書によるが、設計図書に示されていない場合には、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。 10. 伐開除根作業範囲 受注者は、伐開除根作業範囲が設計図書に示されていない場合には、表2－2に従い施工しなければならない。 表2－2 伐開除根作業 <table><tr><th rowspan="2">区 分</th><th colspan="4">種 別</th></tr><tr><th>雑草・ささ類</th><th>倒木</th><th>古 根 株</th><th>立木</th></tr><tr><td>盛土箇所全部</td><td>根からすきとる</td><td>除去</td><td>抜根除去</td><td>同左</td></tr></table> 2－3－2 掘削工 1. 掘削工（切土工）の定義 掘削工（切土工）とは、切取部の土・軟岩・硬岩等の掘削・積込み作業をいう。なお、「土及び岩の分類」の名称C欄毎の数量及び次の区分の数量は設計図書による。 （1）流用土・・・自工区で流用する建設発生土であり、運搬作業を含むものをいう。なお、流用土のうち、一時的に仮置きする必要があるものを仮置土という。 （2）発生土・・・自工区で流用できない建設発生土で、他工区へ搬出するものをいう。 2. 一般事項 受注者は、水門等の上流側での掘削工を行うにあたり、流下する土砂その他によって河川管理施設、許可工作物等、他の施設の機能に支障を与えてはならない。受注者は、特に指定されたものを除き水の流れに対して影響を与える場合には、掘削順序、方向または高さ等についてあらかじめ設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。水中掘削を行う場合も同様とする。 3. 浮石等の処理 受注者は、軟岩掘削及び硬岩掘削において、規定断面に仕上げた後、浮石等が残らないようにしなければならない。 4. 異常時の処置 受注者は、掘削工の施工中に、自然に崩壊、地すべり等が生じた場合、あるいはそれらを生ずるおそれがあるときは、工事を中止し、監督員と協議しなければならない。ただし、緊急を要する場合には、応急措置をとった後、直ちにその措置内容を監督員に通知しなければならない。	区 分	種 別				雑草・ささ類	倒木	古 根 株	立木	盛土箇所全部	根からすきとる	除去	抜根除去	同左	8. 建設発生土受入れ地の条件 建設発生土受入れ地については、受注者は、建設発生土受入地ごとの特定条件に応じて施工しなければならない。 9. 伐開発生物の処理方法 受注者は、伐開除根作業における伐開発生物の処理方法については、設計図書によるが、設計図書に示されていない場合には、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。 10. 伐開除根作業範囲 受注者は、伐開除根作業範囲が設計図書に示されていない場合には、表2－2に従い施工しなければならない。 表2－2 伐開除根作業 <table><tr><th rowspan="2">区 分</th><th colspan="4">種 別</th></tr><tr><th>雑草・ささ類</th><th>倒木</th><th>古 根 株</th><th>立木</th></tr><tr><td>盛土箇所全部</td><td>根からすきとる</td><td>除去</td><td>抜根除去</td><td>同左</td></tr></table> 2－3－2 掘削工 1. 掘削工（切土工）の定義 掘削工（切土工）とは、切取部の土・軟岩・硬岩等の掘削・積込み作業をいう。なお、「土及び岩の分類」の名称C欄毎の数量及び次の区分の数量は設計図書による。 （1）流用土・・・自工区で流用する建設発生土であり、運搬作業を含むものをいう。なお、流用土のうち、一時的に仮置きする必要があるものを仮置土という。 （2）発生土・・・自工区で流用できない建設発生土で、他工区へ搬出するものをいう。 2. 一般事項 受注者は、水門等の上流側での掘削工を行うにあたり、流下する土砂その他によって河川管理施設、許可工作物等、他の施設の機能に支障を与えてはならない。受注者は、特に指定されたものを除き水の流れに対して影響を与える場合には、掘削順序、方向または高さ等についてあらかじめ設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。水中掘削を行う場合も同様とする。 3. 浮石等の処理 受注者は、軟岩掘削及び硬岩掘削において、規定断面に仕上げた後、浮石等が残らないようにしなければならない。 4. 異常時の処置 受注者は、掘削工の施工中に、自然に崩壊、地すべり等が生じた場合、あるいはそれらを生ずるおそれがあるときは、工事を中止し、監督員と協議しなければならない。ただし、緊急を要する場合には、応急措置をとった後、直ちにその措置内容を監督員に通知しなければならない。	区 分	種 別				雑草・ささ類	倒木	古 根 株	立木	盛土箇所全部	根からすきとる	除去	抜根除去	同左
区 分		種 別																											
	雑草・ささ類	倒木	古 根 株	立木																									
盛土箇所全部	根からすきとる	除去	抜根除去	同左																									
区 分	種 別																												
	雑草・ささ類	倒木	古 根 株	立木																									
盛土箇所全部	根からすきとる	除去	抜根除去	同左																									

改正前（令和6年版）	改正後（令和8年版）
5. 地山の挙動監視 受注者は、掘削工の施工中の地山の挙動を監視しなければならない。 6. 掘削方向 受注者は、砂防土工における斜面对策としての掘削工（排土）を行うにあたり、設計図書で特に定めのある場合を除き、原則として掘削を斜面上部より下部に向かって行わなければならない。 7. 残土運搬時の注意 受注者は、掘削工により発生する残土を受入れ地へ運搬する場合には、沿道住民及び道路利用者に迷惑がかからないように努めなければならない。 2－3－3 盛土工 1. 盛土工の定義 盛土工とは、流用土・発生土・採取土・購入土を利用して、敷均し・締固めする作業をいい、それぞれの定義は下記のとおりとする。 （1）流用土・・・自工区で生じた掘削土・作業土工残土をいう。 ①利用土・・・自工区で生じた掘削土のうち、自工区で直接利用するものをいう。 ②仮置土・・・流用土のうち、一時的に仮の場所へ運搬されたものをいい、仮置きされた場所から、積込・運搬する作業を含むものをいう。 （2）発生土・・・他工区で発生し、自工区へ搬入されるものをいう。 （3）採取土・・・他の場所から掘削・運搬するもの及び他工区で仮置きされたもの。積込・運搬する作業を含むものをいう。 （4）購入土・・・現場までの運搬費等を含んだ価格で購入した土砂をいう。 2. 盛土工の施工 盛土工の施工については、次の各号の規定による。 （1）受注者は、施工中の盛土表面については、3%以上10%以下の横断勾配を得るよう施工しなければならない。なお、施工を中止する場合及び降雨が予想される場合には、表面を平滑に転圧仕上げをし、雨水の浸透が少なくなるよう施工する。 （2）受注者は、盛土工で流用土・発生土・採取土及び購入土等が重複する工事にあつては、それぞれの出来形等を確認する。 （3）受注者は、盛土作業においては、木根・腐植土等の取除き及びこね返しを受けた部分の取除き処理を行わなければならない。 （4）受注者は、流用土、発生土及び採取土を盛土材として使用する場合は、「発生土利用基準について（平成20年8月26日20静建土技第1006号）」に従い、盛土材の材質を確認し、報告しなければならぬ。また、流用土または採取土で盛土に使用できない不良土は、監督員と協議し処理しなければならない。 （5）受注者は、盛土の締固め管理を密度管理としなければならない。但し、密度管理が不適当な場合は監督員と協議を行い表2－3の締固め管理を行わなければならない。	5. 地山の挙動監視 受注者は、掘削工の施工中の地山の挙動を監視しなければならない。 6. 掘削方向 受注者は、砂防土工における斜面对策としての掘削工（排土）を行うにあたり、設計図書で特に定めのある場合を除き、原則として掘削を斜面上部より下部に向かって行わなければならない。 7. 残土運搬時の注意 受注者は、掘削工により発生する残土を受入れ地へ運搬する場合には、沿道住民及び道路利用者に迷惑がかからないように努めなければならない。 2－3－3 盛土工 1. 盛土工の定義 盛土工とは、流用土・発生土・採取土・購入土を利用して、敷均し・締固めする作業をいい、それぞれの定義は下記のとおりとする。 （1）流用土・・・自工区で生じた掘削土・作業土工残土をいう。 ①利用土・・・自工区で生じた掘削土のうち、自工区で直接利用するものをいう。 ②仮置土・・・流用土のうち、一時的に仮の場所へ運搬されたものをいい、仮置きされた場所から、積込・運搬する作業を含むものをいう。 （2）発生土・・・他工区で発生し、自工区へ搬入されるものをいう。 （3）採取土・・・他の場所から掘削・運搬するもの及び他工区で仮置きされたもの。積込・運搬する作業を含むものをいう。 （4）購入土・・・現場までの運搬費等を含んだ価格で購入した土砂をいう。 2. 盛土工の施工 盛土工の施工については、次の各号の規定による。 （1）受注者は、施工中の盛土表面については、3%以上10%以下の横断勾配を得るよう施工しなければならない。なお、施工を中止する場合及び降雨が予想される場合には、表面を平滑に転圧仕上げをし、雨水の浸透が少なくなるよう施工する。 （2）受注者は、盛土工で流用土・発生土・採取土及び購入土等が重複する工事にあつては、それぞれの出来形等を確認する。 （3）受注者は、盛土作業においては、木根・腐植土等の取除き及びこね返しを受けた部分の取除き処理を行わなければならない。 （4）受注者は、流用土、発生土及び採取土を盛土材として使用する場合は、「発生土利用基準について（平成20年8月26日20静建土技第1006号）」に従い、盛土材の材質を確認し、報告しなければならぬ。また、流用土または採取土で盛土に使用できない不良土は、監督員と協議し処理しなければならない。 （5）受注者は、盛土の締固め管理を密度管理としなければならない。但し、密度管理が不適当な場合は監督員と協議を行い表2－3の締固め管理を行わなければならない。

改正前（令和6年版）

表2-3 締固め管理

転圧機種	規格	一層の仕上げ厚さ (m)	回数 (回)
ブルドーザー	21t	0.3	4以上
〃	15t	0.3	5以上
振動ローラー	2.5t～2.8t	0.3	5以上
タンパ	60kg～100kg	0.2	3以上

注) 一層の仕上がり厚さは、目標値とする。

3. ■■■■■

受注者は、軟弱地盤の盛土工の施工に当たり、次の各項目等の沈下量確認方法について施工計画書に記載しなければならない。

(1) 運搬車両による確認

(2) 土取り場における跡坪測量における確認

(3) 沈下板等による確認

(4) その他必要な記録

4. 一般事項

受注者は、盛土工の開始にあたって、地盤の表面を本条6項に示す盛土層厚の1/2の厚さまで掻き起こしてほぐし、盛土材料とともに締固め、地盤と盛土の一体性を確保しなければならない。

5. 盛土の滑動防止

受注者は、1：4より急な勾配を有する地盤上に盛土を行う場合には、特に指示する場合を除き、段切を行い、盛土と現地盤の密着を図り、滑動を防止しなければならない。

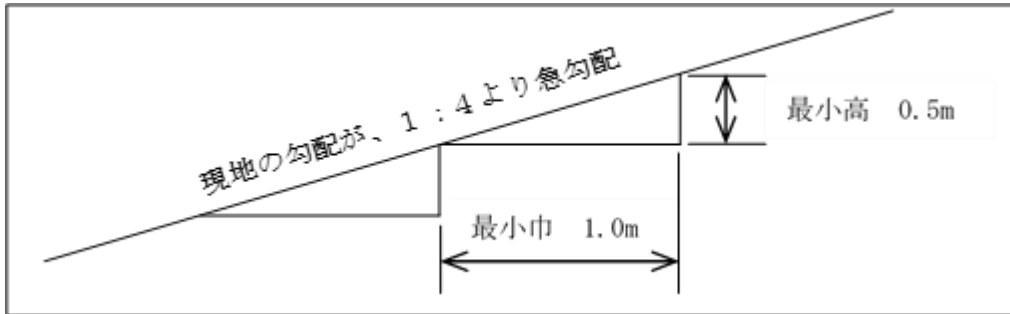


図2-1 盛土基礎地盤の段切

6. 一層の仕上り厚

受注者は、築堤の盛土工の施工において、一層の仕上り厚を30cm以下とし、平坦に締固めなければならない。

7. 狭隘箇所等の締固め

受注者は、構造物の隣接箇所や狭い箇所の盛土工について、タンパ・振動ローラ等の小型締固め機械により、仕上がり厚を20cm以下で入念に締固めなければならない。

また、樋管等の構造物がある場合には、過重な偏土圧のかからないように盛土し、締

改正後（令和8年版）

表2-3 締固め管理

転圧機種	規格	一層の仕上げ厚さ (m)	回数 (回)
ブルドーザー	21t	0.3	4以上
〃	15t	0.3	5以上
振動ローラー	2.5t～2.8t	0.3	5以上
タンパ	60kg～100kg	0.2	3以上

注) 一層の仕上がり厚さは、目標値とする。

3. 軟弱地盤の盛土■

受注者は、軟弱地盤の盛土工の施工に当たり、次の各項目等の沈下量確認方法について施工計画書に記載しなければならない。

(1) 運搬車両による確認

(2) 土取り場における跡坪測量における確認

(3) 沈下板等による確認

(4) その他必要な記録

4. 一般事項

受注者は、盛土工の開始にあたって、地盤の表面を本条6項に示す盛土層厚の1/2の厚さまで掻き起こしてほぐし、盛土材料とともに締固め、地盤と盛土の一体性を確保しなければならない。

5. 盛土の滑動防止

受注者は、1：4より急な勾配を有する地盤上に盛土を行う場合には、特に指示する場合を除き、段切を行い、盛土と現地盤の密着を図り、滑動を防止しなければならない。

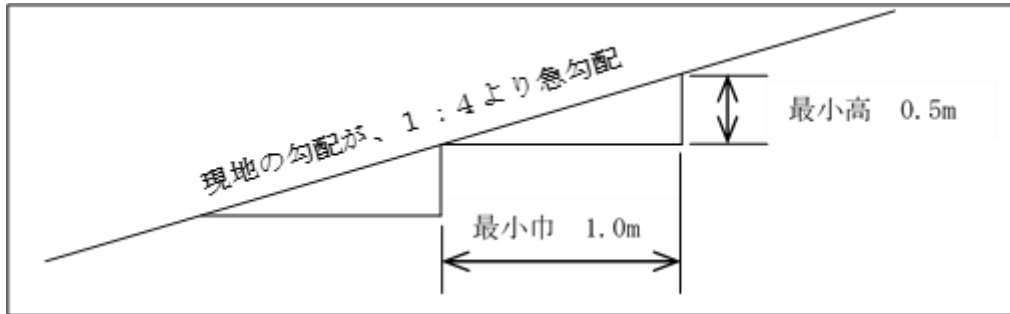


図2-1 盛土基礎地盤の段切

6. 一層の仕上り厚

受注者は、築堤の盛土工の施工において、一層の仕上り厚を30cm以下とし、平坦に締固めなければならない。

7. 狭隘箇所等の締固め

受注者は、構造物の隣接箇所や狭い箇所の盛土工について、タンパ・振動ローラ等の小型締固め機械により、仕上がり厚を20cm以下で入念に締固めなければならない。

また、樋管等の構造物がある場合には、過重な偏土圧のかからないように盛土し、締

改正前（令和 6 年版）	改正後（令和 8 年版）
固めなければならない。 8. 石が混入する盛土材料の処置 受注者は、盛土材料に石が混入する場合には、その施工にあたって石が一ヶ所に集まらないようにしなければならない。 9. 作業終了時等の排水処理 受注者は、盛土工の作業終了時または作業を中断する場合は、表面に 4%程度の横断勾配を設けるとともに、平坦に締固め、排水が良好に行われるようにしなければならない。 10. 適切な含水比の確保 受注者は、締固め作業の実施にあたり、適切な含水比の状態で施工しなければならない。 11. 異常時の処置 受注者は、盛土工の施工中、予期できなかった沈下等の有害な現象のあった場合には、工事を中止し、監督員と協議しなければならない。ただし、緊急を要する場合には、応急処置をとった後、直ちに監督員に通知しなければならない。 12. 採取場の実測 受注者は、土の採取に先立ち、指定された採取場について地形を実測し、資料を監督員に提出しなければならない。ただし、受注者は、実測困難な場合等には、これに代わる資料により、監督員の承諾を得なければならない。 13. 採取場の維持及び修復 受注者は、土の採取にあたり、採取場の維持及び修復について採取場ごとの条件に応じて施工するとともに、土の採取中、土質に著しい変化があった場合には、監督員と協議しなければならない。 14. 採取土及び購入土運搬時の注意 受注者は、採取土盛土及び購入土盛土の施工にあたって、採取土及び購入土を運搬する場合には沿道住民及び道路利用者に迷惑がかからないように努めなければならない。流用土盛土及び発生土盛土の施工にあたっても、一般道を運搬に利用する場合も同様とする。 15. 軟弱地盤上の盛土の施工 受注者は、軟弱地盤上の盛土の施工にあたり、沈下のおそれのある場所の盛土の丁張を、常時点検しなければならない。 16. 沈下量確認方法 受注者は、軟弱地盤上の盛土工施工時の沈下量確認方法については、設計図書によらなければならない。 17. 盛土敷の排水乾燥 受注者は、軟弱地盤及び地下水位の高い地盤上に盛土工を行う場合には、速やかに排水施設を設け、盛土敷の乾燥を図らなければならない。 18. 一段階の盛土高さ 軟弱地盤上の盛土工の施工の一段階の盛土高さは設計図書によるものとし、受注者は、その沈下や周囲の地盤の水平変位等を監視しながら盛土を施工し、監督員の承諾を得た	固めなければならない。 8. 石が混入する盛土材料の処置 受注者は、盛土材料に石が混入する場合には、その施工にあたって石が一ヶ所に集まらないようにしなければならない。 9. 作業終了時等の排水処理 受注者は、盛土工の作業終了時または作業を中断する場合は、表面に 4%程度の横断勾配を設けるとともに、平坦に締固め、排水が良好に行われるようにしなければならない。 10. 適切な含水比の確保 受注者は、締固め作業の実施にあたり、適切な含水比の状態で施工しなければならない。 11. 異常時の処置 受注者は、盛土工の施工中、予期できなかった沈下等の有害な現象のあった場合には、工事を中止し、監督員と協議しなければならない。ただし、緊急を要する場合には、応急処置をとった後、直ちに監督員に通知しなければならない。 12. 採取場の実測 受注者は、土の採取に先立ち、指定された採取場について地形を実測し、資料を監督員に提出しなければならない。ただし、受注者は、実測困難な場合等には、これに代わる資料により、監督員の承諾を得なければならない。 13. 採取場の維持及び修復 受注者は、土の採取にあたり、採取場の維持及び修復について採取場ごとの条件に応じて施工するとともに、土の採取中、土質に著しい変化があった場合には、監督員と協議しなければならない。 14. 採取土及び購入土運搬時の注意 受注者は、採取土盛土及び購入土盛土の施工にあたって、採取土及び購入土を運搬する場合には沿道住民及び道路利用者に迷惑がかからないように努めなければならない。流用土盛土及び発生土盛土の施工にあたっても、一般道~~路~~を運搬に利用する場合も同様とする。 15. 軟弱地盤上の盛土の施工 受注者は、軟弱地盤上の盛土の施工にあたり、沈下のおそれのある場所の盛土の丁張を、常時点検しなければならない。 16. 沈下量確認方法 受注者は、軟弱地盤上の盛土工施工時の沈下量確認方法については、設計図書によらなければならない。 17. 盛土敷の排水乾燥 受注者は、軟弱地盤及び地下水位の高い地盤上に盛土工を行う場合には、速やかに排水施設を設け、盛土敷の乾燥を図らなければならない。 18. 一段階の盛土高さ 軟弱地盤上の盛土工の施工の一段階の盛土高さは設計図書によるものとし、受注者は、その沈下や周囲の地盤の水平変位等を監視しながら盛土を施工し、監督員の承諾を得た

改正前（令和 6 年版）	改正後（令和 8 年版）
後、次の盛土に着手しなければならない。 19. 異常時の処置 受注者は、軟弱地盤上の盛土工の施工中、予期できなかった沈下または滑動等が生ずるおそれがあると予測された場合には、工事を中止し、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。ただし、緊急を要する場合には、応急処置をとった後、直ちにその措置内容を、監督員に通知しなければならない。 20. 押え盛土の施工計画 受注者は、砂防土工における斜面对策としての盛土工（押え盛土）を行うに当たり、盛土量、盛土の位置ならびに盛土基礎地盤の特性等について現状の状況等を照査した上で、それらを施工計画に反映しなければならない。 21. 仮置き 受注者は、掘削（切土）・盛土の工程等の都合または他工事との工程等の調整により、仮置きが必要となる場合には、その処理方法等について、監督員と協議する。 2－3－4 盛土補強工 1. 一般事項 盛土補強工とは、面状あるいは帯状等の補強材を土中に敷設し、盛土体の安定を図ることをいう。 2. 盛土材の確認 盛土材については設計図書による。受注者は、盛土材の巻出しに先立ち、予定している盛土材料の確認を行い、監督員の承諾を得なければならない。 3. 基盤面の排水処理 受注者は、第一層の補強材の敷設に先立ち、現地盤の伐開除根及び不陸の整地を行なうとともに、監督員と協議のうえ、基盤面に排水処理工を行なわなければならない。 4. 補強材の敷設 受注者は、設計図書に示された規格及び敷設長を有する補強材を、所定の位置に敷設しなければならない。補強材は水平に、かつたるみや極端な凹凸がないように敷設し、ピンや土盛りなどにより適宜固定する。 5. 盛土横断方向の面状補強材 受注者は、面状補強材の引張り強さを考慮する盛土横断方向については、設計図書で特に定めのある場合を除き、面状補強材に継ぎ目を設けてはならない。ただし、やむを得ない事情がある場合は監督員と協議しなければならない。 6. 盛土縦断方向の面状補強材 受注者は、面状補強材の引張り強さを考慮しない盛土縦断方向については、面状補強材をすき間なく、ズレが生じないように施工しなければならない。 7. 敷設困難な場合の処置 受注者は、現場の状況や曲線、隅角などの折れ部により設計図書に示された方法で補強材を敷設することが困難な場合は、監督員と協議しなければならない。なお、やむを得ず隣り合う面状補強材との間に隙間が生じる場合においても、盛土の高さ方向に隙間が連続しないように敷設しなければならない。	後、次の盛土に着手しなければならない。 19. 異常時の処置 受注者は、軟弱地盤上の盛土工の施工中、予期できなかった沈下または滑動等が生ずるおそれがあると予測された場合には、工事を中止し、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。ただし、緊急を要する場合には、応急処置をとった後、直ちにその措置内容を、監督員に通知しなければならない。 20. 押え盛土の施工計画 受注者は、砂防土工における斜面对策としての盛土工（押え盛土）を行うに当たり、盛土量、盛土の位置ならびに盛土基礎地盤の特性等について現状の状況等を照査した上で、それらを施工計画に反映しなければならない。 21. 仮置き 受注者は、掘削（切土）・盛土の工程等の都合または他工事との工程等の調整により、仮置きが必要となる場合には、その処理方法等について、監督員と協議する。 2－3－4 盛土補強工 1. 一般事項 盛土補強工とは、面状あるいは帯状等の補強材を土中に敷設し、盛土体の安定を図ることをいう。 2. 盛土材の確認 盛土材については設計図書による。受注者は、盛土材の巻出しに先立ち、予定している盛土材料の確認を行い、監督員の承諾を得なければならない。 3. 基盤面の排水処理 受注者は、第一層の補強材の敷設に先立ち、現地盤の伐開除根及び不陸の整地を行なうとともに、監督員と協議のうえ、基盤面に排水処理工を行なわなければならない。 4. 補強材の敷設 受注者は、設計図書に示された規格及び敷設長を有する補強材を、所定の位置に敷設しなければならない。補強材は水平に、かつたるみや極端な凹凸がないように敷設し、ピンや土盛りなどにより適宜固定する。 5. 盛土横断方向の面状補強材 受注者は、面状補強材の引張り強さを考慮する盛土横断方向については、設計図書で特に定めのある場合を除き、面状補強材に継ぎ目を設けてはならない。ただし、やむを得ない事情がある場合は監督員と協議しなければならない。 6. 盛土縦断方向の面状補強材 受注者は、面状補強材の引張り強さを考慮しない盛土縦断方向については、面状補強材をすき間なく、ズレが生じないように施工しなければならない。 7. 敷設困難な場合の処置 受注者は、現場の状況や曲線、隅角などの折れ部により設計図書に示された方法で補強材を敷設することが困難な場合は、監督員と協議しなければならない。なお、やむを得ず隣り合う面状補強材との間に隙間が生じる場合においても、盛土の高さ方向に隙間が連続しないように敷設しなければならない。

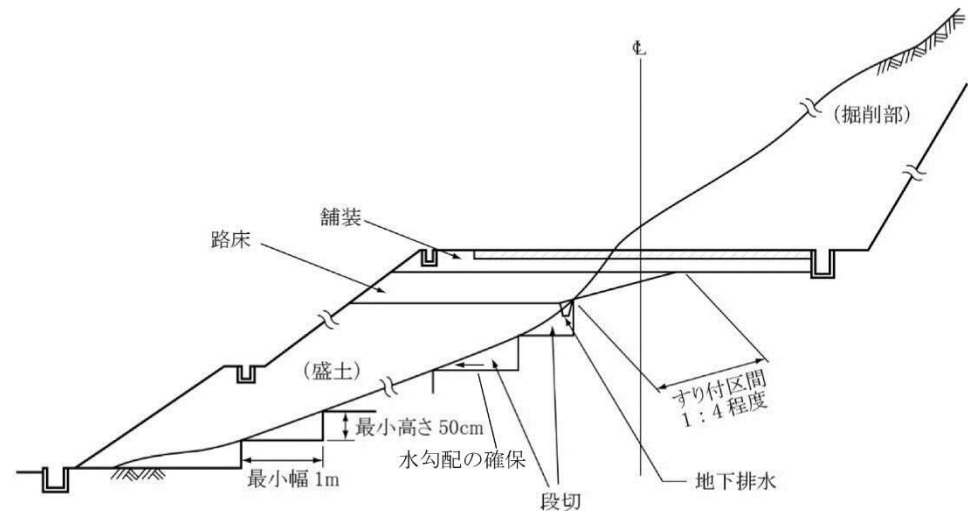
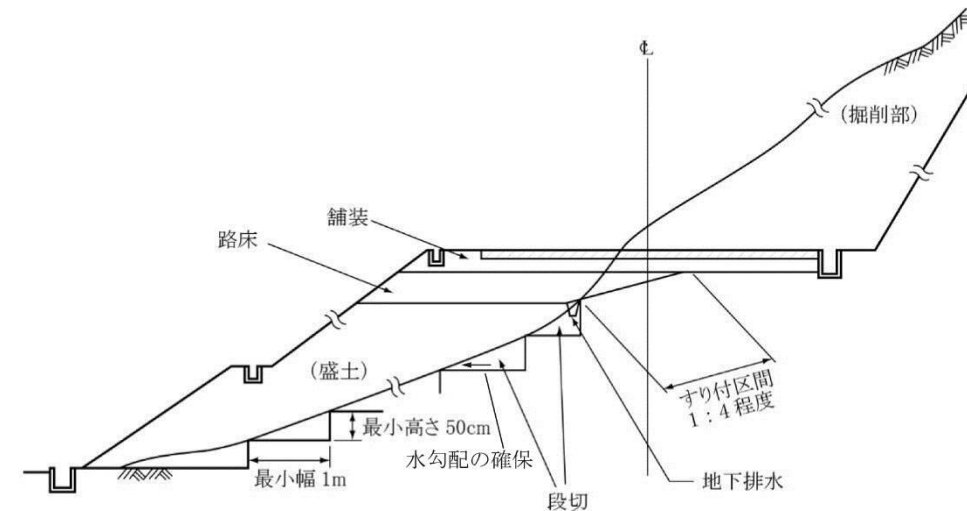
改正前（令和 6 年版）	改正後（令和 8 年版）
8. 盛土材の巻出し及び締固め 受注者は、盛土材の巻出し及び締固めについては、第 1 編 2－3－3 盛土工の規定により一層ごとに適切に施工しなければならない。巻出し及び締固めは、壁面工側から順次奥へ行なうとともに、重機械の急停止や急旋回等を避け、補強材にずれや損傷を与えないように注意しなければならない。 9. 壁面工の段数 受注者は、盛土に先行して組立てられる壁面工の段数は、2 段までとしなければならない。なお、これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。 10. 壁面工付近等の締固め 受注者は、設計図書に明示した場合を除き、壁面工付近や隅角部の締固めにおいては、各補強土工法のマニュアルに基づくとともに、壁面から 1.0m～1.5m 程度の範囲では振動コンパクタや小型振動ローラなどを用いて人力によって入念に行わなければならない。これにより難しい場合は、監督員と協議しなければならない。 11. 補強材取扱い上の注意 受注者は、補強材を壁面工と連結する場合や、面状補強材の盛土のり面や接合部での巻込みに際しては、局所的な折れ曲がりやゆるみを生じないようにしなければならない。 12. 壁面変位の観測 受注者は、壁面工の設置に先立ち、壁面の直線性や変形について確認しながら施工しなければならない。許容値を超える壁面変位が観測された場合は、ただちに作業を中止し、監督員と協議しなければならない。 13. 壁面材の損傷及び劣化の防止 受注者は、壁面材の搬入、仮置きや吊上げに際しては、損傷あるいは劣化をきたさないようにしなければならない。 14. 補強材の管理 補強材は、搬入から敷設後の締固め完了までの施工期間中、劣化や破断によって強度が低下することがないように管理しなければならない。面状補強材の保管にあたっては直射日光を避け、紫外線による劣化を防がなければならない。 2－3－5 法面整形工 1. 一般事項 受注者は、掘削（切土）部法面整形の施工にあたり、ゆるんだ転石、岩塊等は、整形法面の安定のために取り除かなければならない。なお、浮石が大きく取り除くことが困難な場合には、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。 2. 盛土の法面崩壊の防止 受注者は、盛土部法面整形の施工にあたり、法面の崩壊が起こらないように締固めを行わなければならない。 3. 平場仕上げの排水処理 受注者は、平場仕上げの施工にあたり、平坦に締固め、排水を良好に行うようにしなければならない。	8. 盛土材の巻出し及び締固め 受注者は、盛土材の巻出し及び締固めについては、第 1 編 2－3－3 盛土工の規定により一層ごとに適切に施工しなければならない。巻出し及び締固めは、壁面工側から順次奥へ行なうとともに、重機械の急停止や急旋回等を避け、補強材にずれや損傷を与えないように注意しなければならない。 9. 壁面工の段数 受注者は、盛土に先行して組立てられる壁面工の段数は、2 段までとしなければならない。なお、これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。 10. 壁面工付近等の締固め 受注者は、設計図書に明示した場合を除き、壁面工付近や隅角部の締固めにおいては、各補強土工法のマニュアルに基づくとともに、壁面から 1.0m～1.5m 程度の範囲では振動コンパクタや小型振動ローラなどを用いて人力によって入念に行わなければならない。これにより難しい場合は、監督員と協議しなければならない。 11. 補強材取扱い上の注意 受注者は、補強材を壁面工と連結する場合や、面状補強材の盛土のり面や接合部での巻込みに際しては、局所的な折れ曲がりやゆるみを生じないようにしなければならない。 12. 壁面変位の観測 受注者は、壁面工の設置に先立ち、壁面の直線性や変形について確認しながら施工しなければならない。許容値を超える壁面変位が観測された場合は、ただちに作業を中止し、監督員と協議しなければならない。 13. 壁面材の損傷及び劣化の防止 受注者は、壁面材の搬入、仮置きや吊上げに際しては、損傷あるいは劣化をきたさないようにしなければならない。 14. 補強材の管理 補強材は、搬入から敷設後の締固め完了までの施工期間中、劣化や破断によって強度が低下することがないように管理しなければならない。面状補強材の保管にあたっては直射日光を避け、紫外線による劣化を防がなければならない。 2－3－5 法面整形工 1. 一般事項 受注者は、掘削（切土）部法面整形の施工にあたり、ゆるんだ転石、岩塊等は、整形法面の安定のために取り除かなければならない。なお、浮石が大きく取り除くことが困難な場合には、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。 2. 盛土の法面崩壊の防止 受注者は、盛土部法面整形の施工にあたり、法面の崩壊が起こらないように締固めを行わなければならない。 3. 平場仕上げの排水処理 受注者は、平場仕上げの施工にあたり、平坦に締固め、排水を良好に行うようにしなければならない。

改正前（令和 6 年版）	改正後（令和 8 年版）
監督員の確認を受けなければならない。なお、確認のための資料を整備及び保管し、監督員または検査員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。 5. ■■■■■ 購入土については、設計図書及び「盛土材料取扱基準（静岡市）」によるものとする。 6. ■■■■■ 受注者は路床部分に不良土（設計CBRが3未満またはコーン指数4以下）がある場合には、不良土の厚さ・巾・連続性等の資料をもとに、設計図書に関して監督員と協議するものとする。 7. 雨水による侵食等の防止 受注者は、雨水による盛土及び地山法面の侵食や土砂崩れを発生させないように施工しなければならない。 8. 湧水処理 受注者は、工事箇所において工事目的物に影響をおよぼすおそれがあるような予期できなかった湧水が発生した場合には、工事を中止し、監督員と協議しなければならない。ただし緊急を要する場合には応急処置をとった後、直ちにその措置内容を監督員に通知しなければならない。 9. 排水処理 受注者は、工事施工中については、雨水等の滞水を生じないような排水状態を維持しなければならない。 10. 適用規定 受注者は、建設発生土については、第 1 編 1－1－20 建設副産物の規定により、適切に処理しなければならない。 11. 建設発生土受入れ地等 受注者は、建設発生土受入れ地及び建設廃棄物処分地の位置、建設発生土の内容等については、設計図書及び監督員の指示に従わなければならない。なお、受注者は、施工上やむを得ず指定された場所以外に建設発生土または、建設廃棄物を処分する場合には、事前に設計図書に関して監督員と協議しなければならない。 12. 施工計画書 受注者は、建設発生土処理にあたり第 1 編 1－1－6 施工計画書第 1 項の施工計画書の記載内容に加えて設計図書に基づき以下の事項を施工計画書に記載しなければならない。 （1）処理方法（場所・形状等） （2）排水計画 （3）場内維持等 13. 建設発生土の受入れ地の実測 受注者は、建設発生土の受入れ地への搬入に先立ち、指定された建設発生土の受入れ地について地形を実測し、資料を監督員に提出しなければならない。ただし、受注者は、実測困難な場合等には、これに代わる資料により、監督員の承諾を得なければならない。 14. 建設発生土の土質区分 建設発生土の土質区分については、「静岡市建設発生土利用基準（道路用盛土材）」（平	監督員の確認を受けなければならない。なお、確認のための資料を整備及び保管し、監督員または検査員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。 5. 購入土■ 購入土については、設計図書及び「盛土材料取扱基準（静岡市）」によるものとする。 6. 路床部分の不良土■ 受注者は路床部分に不良土（設計CBRが3未満またはコーン指数4以下）がある場合には、不良土の厚さ・巾・連続性等の資料をもとに、設計図書に関して監督員と協議するものとする。 7. 雨水による侵食等の防止 受注者は、雨水による盛土及び地山法面の侵食や土砂崩れを発生させないように施工しなければならない。 8. 湧水処理 受注者は、工事箇所において工事目的物に影響をおよぼすおそれがあるような予期できなかった湧水が発生した場合には、工事を中止し、監督員と協議しなければならない。ただし緊急を要する場合には応急処置をとった後、直ちにその措置内容を監督員に通知しなければならない。 9. 排水処理 受注者は、工事施工中については、雨水等の滞水を生じないような排水状態を維持しなければならない。 10. 適用規定 受注者は、建設発生土については、第 1 編 1－1－20 建設副産物の規定により、適切に処理しなければならない。 11. 建設発生土受入れ地等 受注者は、建設発生土受入れ地及び建設廃棄物処分地の位置、建設発生土の内容等については、設計図書及び監督員の指示に従わなければならない。なお、受注者は、施工上やむを得ず指定された場所以外に建設発生土または、建設廃棄物を処分する場合には、事前に設計図書に関して監督員と協議しなければならない。 12. 施工計画書 受注者は、建設発生土処理にあたり第 1 編 1－1－7 施工計画書第 1 項の施工計画書の記載内容に加えて設計図書に基づき以下の事項を施工計画書に記載しなければならない。 （1）処理方法（場所・形状等） （2）排水計画 （3）場内維持等 13. 建設発生土の受入れ地の実測 受注者は、建設発生土の受入れ地への搬入に先立ち、指定された建設発生土の受入れ地について地形を実測し、資料を監督員に提出しなければならない。ただし、受注者は、実測困難な場合等には、これに代わる資料により、監督員の承諾を得なければならない。 14. 建設発生土の土質区分 建設発生土の土質区分については、「静岡市建設発生土利用基準（道路用盛土材）」（平

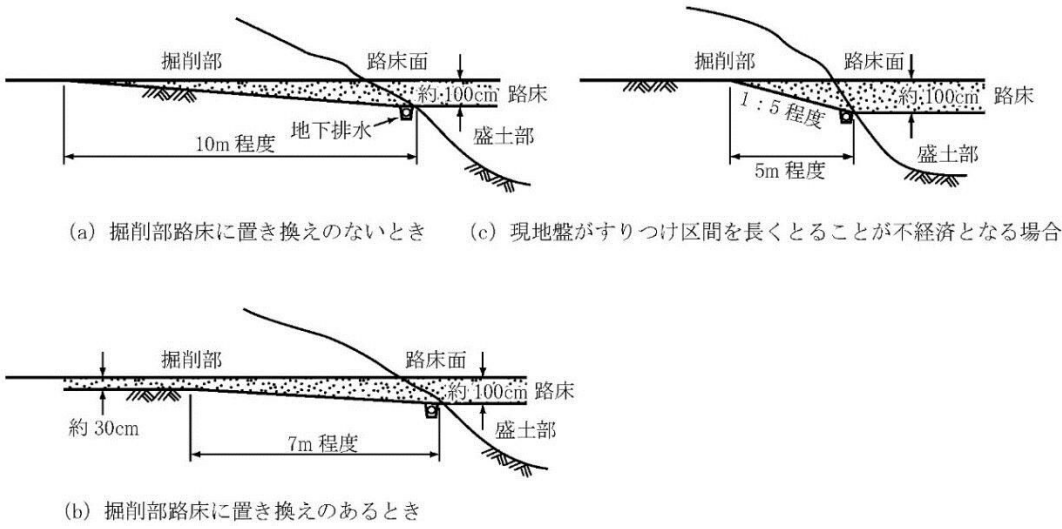
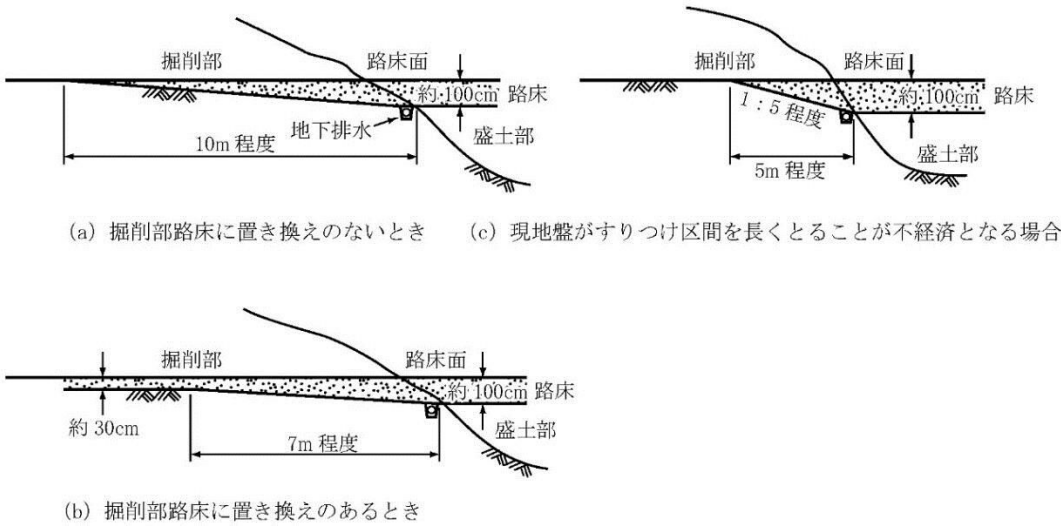
改正前（令和6年版）	改正後（令和8年版）																																
成21年2月1日）による。 15. 建設発生土受入れ地 建設発生土受入れ地については、受注者は、建設発生土受入れ地ごとの特定条件に応じて施工しなければならない。 16. 伐開発生物の処理方法 受注者は、伐開除根作業における伐開発生物の処理方法については、設計図書によるが、処理方法が示されていない場合には、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。 17. 伐開除根作業範囲 受注者は、伐開除根作業範囲が設計図書に示されない場合には、表2－4に従い施工しなければならない。 表2－4 伐開除根作業 <table><tr><th rowspan="2">区 分</th><th colspan="4">種 別</th></tr><tr><th>雑 草 ・ さ さ 類</th><th>倒 木</th><th>古 根 株</th><th>立 木</th></tr><tr><td>盛土高1mを超える場合</td><td>地面で刈り取る</td><td rowspan="2">除 去</td><td rowspan="2">抜 根 除 去</td><td rowspan="2">同 左</td></tr><tr><td>盛土高1m以下の場合</td><td>根からすき取る</td></tr></table> 18. 軟弱地盤上の盛土の施工 受注者は、軟弱地盤上の盛土の施工にあたり、沈下のおそれのある場所の盛土の丁張を、常時点検しなければならない。 19. 沈下量確認方法 受注者は、軟弱地盤上の盛土工施工時の沈下量確認方法については、設計図書によらなければならない。 20. 盛土敷の排水乾燥 受注者は、軟弱地盤及び地下水位の高い地盤上に盛土工を行う場合には、すみやかに排水施設を設け、盛土敷の乾燥を図らなければならない。 21. 一段階の盛土高さ 軟弱地盤上の盛土工の施工の一段階の高さは設計図書によるものとし、受注者は、その沈下や周囲の地盤の水平変化等を監視しながら盛土を施工し、監督員の承諾を得た後、次の盛土に着手しなければならない。 22. 異常時の処置 受注者は、軟弱地盤上の盛土の施工中、予期できなかった沈下または滑動等が生ずるおそれがあると予測された場合には、工事を中止し、監督員と協議しなければならない。ただし、緊急を要する場合には応急措置をとった後、直ちにその措置内容を監督員に通知しなければならない。	区 分	種 別				雑 草 ・ さ さ 類	倒 木	古 根 株	立 木	盛土高1mを超える場合	地面で刈り取る	除 去	抜 根 除 去	同 左	盛土高1m以下の場合	根からすき取る	成21年2月1日）による。 15. 建設発生土受入れ地 建設発生土受入れ地については、受注者は、建設発生土受入れ地ごとの特定条件に応じて施工しなければならない。 16. 伐開発生物の処理方法 受注者は、伐開除根作業における伐開発生物の処理方法については、設計図書によるが、処理方法が示されていない場合には、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。 17. 伐開除根作業範囲 受注者は、伐開除根作業範囲が設計図書に示されない場合には、表2－4に従い施工しなければならない。 表2－4 伐開除根作業 <table><tr><th rowspan="2">区 分</th><th colspan="4">種 別</th></tr><tr><th>雑 草 ・ さ さ 類</th><th>倒 木</th><th>古 根 株</th><th>立 木</th></tr><tr><td>盛土高1mを超える場合</td><td>地面で刈り取る</td><td rowspan="2">除 去</td><td rowspan="2">抜 根 除 去</td><td rowspan="2">同 左</td></tr><tr><td>盛土高1m以下の場合</td><td>根からすき取る</td></tr></table> 18. 軟弱地盤上の盛土の施工 受注者は、軟弱地盤上の盛土の施工にあたり、沈下のおそれのある場所の盛土の丁張を、常時点検しなければならない。 19. 沈下量確認方法 受注者は、軟弱地盤上の盛土工施工時の沈下量確認方法については、設計図書によらなければならない。 20. 盛土敷の排水乾燥 受注者は、軟弱地盤及び地下水位の高い地盤上に盛土工を行う場合には、すみやかに排水施設を設け、盛土敷の乾燥を図らなければならない。 21. 一段階の盛土高さ 軟弱地盤上の盛土工の施工の一段階の高さは設計図書によるものとし、受注者は、その沈下や周囲の地盤の水平変化等を監視しながら盛土を施工し、監督員の承諾を得た後、次の盛土に着手しなければならない。 22. 異常時の処置 受注者は、軟弱地盤上の盛土の施工中、予期できなかった沈下または滑動等が生ずるおそれがあると予測された場合には、工事を中止し、監督員と協議しなければならない。ただし、緊急を要する場合には応急措置をとった後、直ちにその措置内容を監督員に通知しなければならない。	区 分	種 別				雑 草 ・ さ さ 類	倒 木	古 根 株	立 木	盛土高1mを超える場合	地面で刈り取る	除 去	抜 根 除 去	同 左	盛土高1m以下の場合	根からすき取る
区 分		種 別																															
	雑 草 ・ さ さ 類	倒 木	古 根 株	立 木																													
盛土高1mを超える場合	地面で刈り取る	除 去	抜 根 除 去	同 左																													
盛土高1m以下の場合	根からすき取る																																
区 分	種 別																																
	雑 草 ・ さ さ 類	倒 木	古 根 株	立 木																													
盛土高1mを超える場合	地面で刈り取る	除 去	抜 根 除 去	同 左																													
盛土高1m以下の場合	根からすき取る																																

改正前（令和 6 年版）	改正後（令和 8 年版）
23. 盛土の沈下 受注者は、路床内に入る物で盛土の沈下に影響を及ぼすものは、その処理方法について、監督員と協議する。 24. 盛土及び切土の作業 受注者は、盛土及び切土の作業で、現道の交通を通してながら施工する場合には、現道との取付け勾配は8%以下としなければならない。 2－4－2 掘削工 1. 掘削工の定義 掘削工とは、切取部の土・軟岩・硬岩等の掘削・積み込み作業をいう。なお、「土及び岩の分類」の名称C欄毎の数量及び次の区分の数量は設計図書による。 （1）仮置土・・・自工区で流用する建設発生土のうち、一時的に仮置きする必要があるものをいい、運搬作業を含むものをいう。 （2）発生土・・・自工区で流用できない建設発生土で、他工区へ搬出するものをいう。 （3）流用土・・・自工区で流用できる建設発生土であり、運搬作業を含むものをいう。 2. 一般事項 受注者は、掘削の施工にあたり、掘削中の土質に著しい変化が認められた場合、または埋設物を発見した場合は、工事を中止し、監督員と協議しなければならない。ただし、緊急を要する場合には応急処置をとった後、直ちにその措置内容を監督員に通知しなければならない。 3. 掘削機械の選定 受注者は、掘削の施工にあたり、現場の地形、掘削高さ、掘削量、地層の状態（岩の有無）、掘削土の運搬方法などから、使用機械を設定しなければならない。 4. 自然崩壊等異常時の処理 受注者は、掘削工の施工中に自然に崩壊、地すべり等が生じた場合、あるいはそれらを生ずるおそれがあるときは、工事を中止し、監督員と協議しなければならない。ただし、緊急を要する場合には応急処置をとった後、直ちにその措置内容を監督員に通知しなければならない。 5. 路床面の支持力 受注者は、路床面において、設計図書に示す支持力が得られない場合、または均等性に疑義がある場合には、監督員と協議しなければならない。 6. 地山の監視 受注者は、掘削工の施工中の地山の挙動を監視しなければならない。 7. 硬岩掘削時の注意 受注者は、硬岩掘削における法の仕上り面近くでは過度な発破を避けるものとし、浮石等が残らないようにしなければならない。 万一誤って仕上げ面を超えて発破を行った場合には、受注者は監督員の承諾を得た工法で修復しなければならない。 8. 発破 受注者は、軟岩掘削及び硬岩掘削において、発破を行う場合、安全のため岩石が飛散	23. 盛土の沈下 受注者は、路床内に入る物で盛土の沈下に影響を及ぼすものは、その処理方法について、監督員と協議する。 24. 盛土及び切土の作業 受注者は、盛土及び切土の作業で、現道の交通を通してながら施工する場合には、現道との取付け勾配は8%以下としなければならない。 2－4－2 掘削工 1. 掘削工の定義 掘削工とは、切取部の土・軟岩・硬岩等の掘削・積み込み作業をいう。なお、「土及び岩の分類」の名称C欄毎の数量及び次の区分の数量は設計図書による。 （1）仮置土・・・自工区で流用する建設発生土のうち、一時的に仮置きする必要があるものをいい、運搬作業を含むものをいう。 （2）発生土・・・自工区で流用できない建設発生土で、他工区へ搬出するものをいう。 （3）流用土・・・自工区で流用できる建設発生土であり、運搬作業を含むものをいう。 2. 一般事項 受注者は、掘削の施工にあたり、掘削中の土質に著しい変化が認められた場合、または埋設物を発見した場合は、工事を中止し、監督員と協議しなければならない。ただし、緊急を要する場合には応急処置をとった後、直ちにその措置内容を監督員に通知しなければならない。 3. 掘削機械の選定 受注者は、掘削の施工にあたり、現場の地形、掘削高さ、掘削量、地層の状態（岩の有無）、掘削土の運搬方法などから、使用機械を設定しなければならない。 4. 自然崩壊等異常時の処理 受注者は、掘削工の施工中に自然に崩壊、地すべり等が生じた場合、あるいはそれらを生ずるおそれがあるときは、工事を中止し、監督員と協議しなければならない。ただし、緊急を要する場合には応急処置をとった後、直ちにその措置内容を監督員に通知しなければならない。 5. 路床面の支持力 受注者は、路床面において、設計図書に示す支持力が得られない場合、または均等性に疑義がある場合には、監督員と協議しなければならない。 6. 地山の監視 受注者は、掘削工の施工中の地山の挙動を監視しなければならない。 7. 硬岩掘削時の注意 受注者は、硬岩掘削における法の仕上り面近くでは過度な発破を避けるものとし、浮石等が残らないようにしなければならない。 万一誤って仕上げ面を超えて発破を行った場合には、受注者は監督員の承諾を得た工法で修復しなければならない。 8. 発破 受注者は、軟岩掘削及び硬岩掘削において、発破を行う場合、安全のため岩石が飛散

改正前（令和 6 年版）	改正後（令和 8 年版）
しないように作業を行うとともに、特に狭い場所や家屋に近いときは防護柵などを施工しなければならない。 9. 残土運搬時の注意 受注者は、掘削工により発生する残土を受入れ地に運搬する場合には、沿道住民に迷惑をかけないようにしなければならない。 2－4－3 路体盛土工 1. 盛土工の定義 盛土工とは、流用土・発生土・採取土・購入土を利用して、敷き均し・締め固めする作業をいい、それぞれの定義は下記のとおりとする。 （１）流用土…自工区で生じた掘削土・作業土工残土をいう。 ①利用土…自工区で生じた掘削土のうち、自工区で直接利用するものをいう ②仮置土…流用土のうち、一時的に仮の場所に運搬されたものをいい、仮置きされた場所から、積込・運搬する作業を含むものをいう。 （２）発生土…他工区で発生し自工区へ搬入されるものをいう。 （３）採取土…他の場所から掘削・運搬するもの及び他工区で仮置きされたもの積込・運搬する作業を含むものをいう。 （４）購入土…現場までの運搬費等を含んだ価格で購入した土砂をいう。 2. 一般事項 受注者は、路体盛土工を施工する地盤で盛土の締固め基準を確保できないような予測しない軟弱地盤・有機質土・ヘドロ等の不良地盤が現れた場合には、敷設材工法等の処置工法について、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。 3. 水中路体盛土の材料 受注者は、水中で路体盛土工を行う場合の材料については、設計図書によらなければならない。 4. 管渠等周辺の締固め 受注者は、路体盛土工箇所に管渠等がある場合には、盛土を両側から行ない偏圧のかからないよう締固めなければならない。 5. 作業終了時等の排水処理 受注者は、路体盛土工の作業終了時または作業を中断する場合には、表面に４％程度の横断勾配を設けるとともに、平坦に締固め、排水が良好に行われるようにしなければならない。 6. 運搬路使用時の注意 受注者は、路体盛土部分を運搬路に使用する場合、常に良好な状態に維持するものとし、路体盛土に悪影響を及ぼさないようにしなければならない。 7. 一層の仕上り厚 受注者は、路体盛土工の施工においては、一層の仕上り厚を 30 cm 以下とし、各層ごとに締固めなければならない。 8. 岩塊、玉石の路体盛土 受注者は、路体盛土工の主材料が岩塊、玉石である場合は、空隙を細かい材料で充填	しないように作業を行うとともに、特に狭い場所や家屋に近いときは防護柵などを施工しなければならない。 9. 残土運搬時の注意 受注者は、掘削工により発生する残土を受入れ地に運搬する場合には、沿道住民に迷惑をかけないようにしなければならない。 2－4－3 路体盛土工 1. 盛土工の定義 盛土工とは、流用土・発生土・採取土・購入土を利用して、敷き均し・締め固めする作業をいい、それぞれの定義は下記のとおりとする。 （１）流用土…自工区で生じた掘削土・作業土工残土をいう。 ①利用土…自工区で生じた掘削土のうち、自工区で直接利用するものをいう ②仮置土…流用土のうち、一時的に仮の場所に運搬されたものをいい、仮置きされた場所から、積込・運搬する作業を含むものをいう。 （２）発生土…他工区で発生し自工区へ搬入されるものをいう。 （３）採取土…他の場所から掘削・運搬するもの及び他工区で仮置きされたもの積込・運搬する作業を含むものをいう。 （４）購入土…現場までの運搬費等を含んだ価格で購入した土砂をいう。 2. 一般事項 受注者は、路体盛土工を施工する地盤で盛土の締固め基準を確保できないような予測しない軟弱地盤・有機質土・ヘドロ等の不良地盤が現れた場合には、敷設材工法等の処置工法について、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。 3. 水中路体盛土の材料 受注者は、水中で路体盛土工を行う場合の材料については、設計図書によらなければならない。 4. 管渠等周辺の締固め 受注者は、路体盛土工箇所に管渠等がある場合には、盛土を両側から行ない偏圧のかからないよう締固めなければならない。 5. 作業終了時等の排水処理 受注者は、路体盛土工の作業終了時または作業を中断する場合には、表面に４％程度の横断勾配を設けるとともに、平坦に締固め、排水が良好に行われるようにしなければならない。 6. 運搬路使用時の注意 受注者は、路体盛土部分を運搬路に使用する場合、常に良好な状態に維持するものとし、路体盛土に悪影響を及ぼさないようにしなければならない。 7. 一層の仕上り厚 受注者は、路体盛土工の施工においては、一層の仕上り厚を 30 cm 以下とし、各層ごとに締固めなければならない。 8. 岩塊、玉石の路体盛土 受注者は、路体盛土工の主材料が岩塊、玉石である場合は、空隙を細かい材料で充填

改正前（令和 6 年版）	改正後（令和 8 年版）
しなければならない。止むを得ず 30 cm 程度のものを使用する場合は、路体の最下層に使用しなければならない。 9. 段切 受注者は、1：4 より急な勾配を有する地盤上に路体盛土工を行う場合には、特に指示する場合を除き段切を行い、盛土と現地盤との密着を図り、滑動を防止しなければならない。 段切施工時には、切盛土境に湧水（地下排水）を集積する暗渠配水管を敷設する。  図 2－2 盛土基礎地盤の段切 10. 狭隘箇所等の締固め 受注者は、構造物の隣接箇所や狭い箇所の路体盛土工の施工については、タンパ、振動ローラ等の小型締固め機械により、仕上がり厚を 20cm 以下で入念に締固めなければならない。 なお、現場発生土等を用いる場合は、その中で良質な材料を用いて施工しなければならない。 11. 適切な含水比確保 受注者は、路体盛土工の締固め作業の実施にあたり、適切な含水比の状態で施工しなければならない。 12. 異常時の処置 受注者は、路体盛土作業中、予期できなかった沈下等の有害な現象のあった場合に、工事を中止し、監督員と協議しなければならない。ただし、緊急を要する場合には応急処置をとった後、直ちにその措置内容を監督員に通知しなければならない。 13. 採取場の実測 受注者は、土の採取に先立ち、指定された採取場について地形を実測し、資料を監督員に提出しなければならない。ただし、受注者は、実測困難な場合等には、これに代わる資料により、監督員の承諾を得なければならない。 14. 採取場の維持及び修復 受注者は、土の採取にあたり、採取場の維持及び修復について採取場ごとの条件に応じて施工するとともに、土の採取中、土質に著しい変化があった場合には、設計図書に	しなければならない。止むを得ず 30 cm 程度のものを使用する場合は、路体の最下層に使用しなければならない。 9. 段切 受注者は、1：4 より急な勾配を有する地盤上に路体盛土工を行う場合には、特に指示する場合を除き段切を行い、盛土と現地盤との密着を図り、滑動を防止しなければならない。 段切施工時には、切盛土境に湧水（地下排水）を集積する暗渠配水管を敷設する。  図 2－2 盛土基礎地盤の段切 10. 狭隘箇所等の締固め 受注者は、構造物の隣接箇所や狭い箇所の路体盛土工の施工については、タンパ、振動ローラ等の小型締固め機械により、仕上がり厚を 20cm 以下で入念に締固めなければならない。 なお、現場発生土等を用いる場合は、その中で良質な材料を用いて施工しなければならない。 11. 適切な含水比確保 受注者は、路体盛土工の締固め作業の実施にあたり、適切な含水比の状態で施工しなければならない。 12. 異常時の処置 受注者は、路体盛土作業中、予期できなかった沈下等の有害な現象のあった場合に、工事を中止し、監督員と協議しなければならない。ただし、緊急を要する場合には応急処置をとった後、直ちにその措置内容を監督員に通知しなければならない。 13. 採取場の実測 受注者は、土の採取に先立ち、指定された採取場について地形を実測し、資料を監督員に提出しなければならない。ただし、受注者は、実測困難な場合等には、これに代わる資料により、監督員の承諾を得なければならない。 14. 採取場の維持及び修復 受注者は、土の採取にあたり、採取場の維持及び修復について採取場ごとの条件に応じて施工するとともに、土の採取中、土質に著しい変化があった場合には、設計図書に

改正前（令和 6 年版）	改正後（令和 8 年版）
関して監督員と協議しなければならない。 15. 採取土及び購入土運搬時の注意 受注者は採取土盛土及び購入土盛土の施工にあたって、採取土及び購入土を運搬する場合には沿道住民及び道路利用者に迷惑がかからないように努めなければならない。流用土盛土及び発生土盛土の施工にあたって、一般道路を運搬に利用する場合も同様とする。 16. 締固め 受注者は、既設車道に併設して歩道を設ける場合には、設計図書で示す場合を除き、歩道盛土を路肩盛土と同程度に締固めなければならない。 2－4－4 路床盛土工 1. 一般事項 受注者は、路床盛土工を施工する地盤で盛土の締固め基準を確保できないような予測しない軟弱地盤・有機質土・ヘドロ等の不良地盤が現れた場合には、敷設材工法などの処理方法について監督員と協議しなければならない。 2. 管渠等周辺の締固め 受注者は、路床盛土工箇所に管渠等がある場合には、盛土を両側から行ない偏圧のかからないよう締固めなければならない。 3. 作業終了時等の排水処理 受注者は、路体盛土工の作業終了時または作業を中断する場合には、表面に 4％程度の横断勾配を設けるとともに、平坦に締固め、排水が良好に行われるようにしなければならない。 4. 運搬路使用時の注意 受注者は、路床盛土部分を運搬路に使用する場合、常に良好な状態に維持するものとし、路床盛土に悪影響を及ぼさないようにしなければならない。 5. 一層の仕上り厚 受注者は、路床盛土の施工においては一層の仕上り厚を 20 cm以下とし、各層ごとに締固めなければならない。 6. 盛土材料の最大寸法 路床の盛土材料の最大寸法は 10 cm程度とする。 7. 狭隘箇所等の締固め 受注者は、構造物の隣接箇所や狭い箇所の路床盛土の施工については、タンパ、振動ローラ等の小型締固め機械により、仕上がり厚を 20cm 以下で入念に締固めなければならない。 8. 適切な含水比の確保 受注者は、路床盛土工の締固め作業の実施にあたり、適切な含水比の状態で施工しなければならない。 9. 異常時の処置 受注者は、路床盛土工の作業中、予期できなかった沈下等の有害な現象のあった場合に工事を中止し、監督員と協議しなければならない。ただし、緊急を要する場合には応	関して監督員と協議しなければならない。 15. 採取土及び購入土運搬時の注意 受注者は採取土盛土及び購入土盛土の施工にあたって、採取土及び購入土を運搬する場合には沿道住民及び道路利用者に迷惑がかからないように努めなければならない。流用土盛土及び発生土盛土の施工にあたって、一般道路を運搬に利用する場合も同様とする。 16. 締固め 受注者は、既設車道に併設して歩道を設ける場合には、設計図書で示す場合を除き、歩道盛土を路肩盛土と同程度に締固めなければならない。 2－4－4 路床盛土工 1. 一般事項 受注者は、路床盛土工を施工する地盤で盛土の締固め基準を確保できないような予測しない軟弱地盤・有機質土・ヘドロ等の不良地盤が現れた場合には、敷設材工法などの処理方法について監督員と協議しなければならない。 2. 管渠等周辺の締固め 受注者は、路床盛土工箇所に管渠等がある場合には、盛土を両側から行ない偏圧のかからないよう締固めなければならない。 3. 作業終了時等の排水処理 受注者は、路体盛土工の作業終了時または作業を中断する場合には、表面に 4％程度の横断勾配を設けるとともに、平坦に締固め、排水が良好に行われるようにしなければならない。 4. 運搬路使用時の注意 受注者は、路床盛土部分を運搬路に使用する場合、常に良好な状態に維持するものとし、路床盛土に悪影響を及ぼさないようにしなければならない。 5. 一層の仕上り厚 受注者は、路床盛土の施工においては一層の仕上り厚を 20 cm以下とし、各層ごとに締固めなければならない。 6. 盛土材料の最大寸法 路床の盛土材料の最大寸法は 10 cm程度とする。 7. 狭隘箇所等の締固め 受注者は、構造物の隣接箇所や狭い箇所の路床盛土の施工については、タンパ、振動ローラ等の小型締固め機械により、仕上がり厚を 20cm 以下で入念に締固めなければならない。 8. 適切な含水比の確保 受注者は、路床盛土工の締固め作業の実施にあたり、適切な含水比の状態で施工しなければならない。 9. 異常時の処置 受注者は、路床盛土工の作業中、予期できなかった沈下等の有害な現象のあった場合に工事を中止し、監督員と協議しなければならない。ただし、緊急を要する場合には応

改正前（令和 6 年版）	改正後（令和 8 年版）
急処置をとった後、直ちにその措置内容を監督員に通知しなければならない。 10. 路床盛土の締固め度 路床盛土の締固め度については、第 1 編 1－1－26 施工管理第 8 項の規定による。 11. 接続部の緩和区間 受注者は、特に指示する場合を除き、片切り、片盛りの接続部には 1：4 程度の勾配をもって緩和区間を設けなければならない。また、掘削（切土）部、盛土部の縦断方向の接続部にはすり付け区間を設けて路床支持力の不連続を避けなければならない。 (a) 掘削部路床に置き換えのないとき (b) 掘削部路床に置き換えのあるとき (c) 現地盤がすりつけ区間を長く取ることが不経済となる場合  (a) 掘削部路床に置き換えのないとき (c) 現地盤がすりつけ区間を長く取ることが不経済となる場合 (b) 掘削部路床に置き換えのあるとき 図 2－3 掘削（切土）部、盛土部接続部のすり付け 12. 歩道・路肩部分等の締固め 受注者は、歩道・路肩部分等の大型機械での施工が困難な箇所の締固めについては、タンパ、振動ローラ等の小型締固め機械等を用いて、一層の仕上り厚を 20 cm 以内で行わなければならない。 13. 滞水の処理 受注者は、路床盛土工の施工中に降雨や湧水によって路床面に水が滞水する場合は、路肩部分などに仮排水路を設け、道路外へすみやかに排水できるようにしておかなければならない。 14. 土の採取 受注者は、土の採取の搬入に先立ち、指定された採取場、建設発生土の受入れ地について地形を実測し、資料を監督員に提出しなければならない。ただし、受注者は、実測困難な場合等には、これに代わる資料により、監督員の承諾を得なければならない。 15. 採取場の維持及び修復 受注者は、土の採取にあたり、採取場の維持及び修復について採取場ごとの条件に応じて施工するとともに、土の採取中、土質に著しい変化があった場合には、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。	急処置をとった後、直ちにその措置内容を監督員に通知しなければならない。 10. 路床盛土の締固め度 路床盛土の締固め度については、第 1 編 1－1－26 施工管理第 8 項の規定による。 11. 接続部の緩和区間 受注者は、特に指示する場合を除き、片切り、片盛りの接続部には 1：4 程度の勾配をもって緩和区間を設けなければならない。また、掘削（切土）部、盛土部の縦断方向の接続部にはすり付け区間を設けて路床支持力の不連続を避けなければならない。 (a) 掘削部路床に置き換えのないとき (b) 掘削部路床に置き換えのあるとき (c) 現地盤がすりつけ区間を長く取ることが不経済となる場合  (a) 掘削部路床に置き換えのないとき (c) 現地盤がすりつけ区間を長く取ることが不経済となる場合 (b) 掘削部路床に置き換えのあるとき 図 2－3 掘削（切土）部、盛土部接続部のすり付け 12. 歩道・路肩部分等の締固め 受注者は、歩道・路肩部分等の大型機械での施工が困難な箇所の締固めについては、タンパ、振動ローラ等の小型締固め機械等を用いて、一層の仕上り厚を 20 cm 以内で行わなければならない。 13. 滞水の処理 受注者は、路床盛土工の施工中に降雨や湧水によって路床面に水が滞水する場合は、路肩部分などに仮排水路を設け、道路外へすみやかに排水できるようにしておかなければならない。 14. 土の採取 受注者は、土の採取の搬入に先立ち、指定された採取場、建設発生土の受入れ地について地形を実測し、資料を監督員に提出しなければならない。ただし、受注者は、実測困難な場合等には、これに代わる資料により、監督員の承諾を得なければならない。 15. 採取場の維持及び修復 受注者は、土の採取にあたり、採取場の維持及び修復について採取場ごとの条件に応じて施工するとともに、土の採取中、土質に著しい変化があった場合には、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。

改正前（令和 6 年版）	改正後（令和 8 年版）
16. 採取土及び購入土を運搬の注意 受注者は、採取土盛土及び購入土盛土の施工にあたって、採取土及び購入土を運搬する場合には沿道住民及び道路利用者に迷惑がかからないように努めなければならない。 流用土盛土及び発生土盛土の施工にあたっても、一般道路を運搬に利用する場合も同様とする。 17. 適用規定 受注者は、歩道・路肩部分等の締固めについては、第1編2－4－3路体盛土工の第16項により施工しなければならない。 2－4－5 法面整形工 1. 一般事項 受注者は、掘削（切土）部法面整形の施工にあたり、ゆるんだ転石、岩塊等は、整形した法面の安定のために取り除かなければならない。なお、浮石が大きく取り除くことが困難な場合には、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。 2. 法面の崩壊防止 受注者は、盛土部法面整形の施工にあたり、法面の崩壊が起こらないように締固めを行わなければならない。 2－4－6 残土処理工 残土処理工については、第 1 編2―3―7残土処理工の規定による。	16. 採取土及び購入土を運搬の注意 受注者は、採取土盛土及び購入土盛土の施工にあたって、採取土及び購入土を運搬する場合には沿道住民及び道路利用者に迷惑がかからないように努めなければならない。 流用土盛土及び発生土盛土の施工にあたっても、一般道路を運搬に利用する場合も同様とする。 17. 適用規定 受注者は、歩道・路肩部分等の締固めについては、第1編2－4－3路体盛土工の第16項により施工しなければならない。 2－4－5 法面整形工 1. 一般事項 受注者は、掘削（切土）部法面整形の施工にあたり、ゆるんだ転石、岩塊等は、整形した法面の安定のために取り除かなければならない。なお、浮石が大きく取り除くことが困難な場合には、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。 2. 法面の崩壊防止 受注者は、盛土部法面整形の施工にあたり、法面の崩壊が起こらないように締固めを行わなければならない。 2－4－6 残土処理工 残土処理工については、第 1 編2―3―7残土処理工の規定による。

改正前（令和6年版）	改正後（令和8年版）																																																						
第3章 無筋・鉄筋コンクリート 第1節 適用 1. 適用事項 本章は、無筋・鉄筋コンクリート構造物、プレストレストコンクリート構造物に使用するコンクリート、鉄筋、型枠等の施工その他これらに類する事項について適用する。 2. 適用規定（1） 本章に特に定めのない事項については、第2編材料編の規定による。 3. 適用規定（2） 受注者は、コンクリートの施工にあたり、設計図書に定めのない事項については、「コンクリート標準示方書（施工編）[2017年制定]（土木学会、2018年3月）」のコンクリートの品質の規定による。これ以外による場合は、施工前に、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。 4. アルカリシリカ反応抑制対策 受注者は、コンクリートの使用にあたって「アルカリ骨材反応抑制対策について（国土交通省大臣官房技術審議官、国土交通省大臣官房技術参事官、国土交通省航空局飛行場部長通達、平成14年7月31日）」及び『『アルカリ骨材反応抑制対策について』の運用について（国土交通省大臣官房技術調査課長，国土交通省湾岸局環境・技術課長，国土交通省航空局飛行場部費設課長通達、平成14年7月31日）」を遵守し、アルカリシリカ反応抑制対策の適合を確かめなければならない。 第2節 適用すべき諸基準 1. 適用規定 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。 <table><tr><td>土木学会</td><td>コンクリート標準示方書【施工編】[2017年制定]</td><td>(2018年3月)</td></tr><tr><td>土木学会</td><td>コンクリート標準示方書【設計編】[2017年制定]</td><td>(2018年3月)</td></tr><tr><td>土木学会</td><td>コンクリートのポンプ施工指針[2012年版]</td><td>(平成24年6月)</td></tr><tr><td>国土交通省</td><td>アルカリ骨材反応抑制対策について</td><td>(平成14年7月31日)</td></tr><tr><td>国土交通省</td><td>「アルカリ骨材反応抑制対策について」の運用について</td><td>(平成14年7月31日)</td></tr><tr><td>土木学会</td><td>鉄筋定着・継手指針[2020年制定]</td><td>(令和2年3月)</td></tr><tr><td>日本鉄筋継手協会</td><td>鉄筋継手工事標準仕様書ガス圧接継手工事</td><td>(平成29年8月)</td></tr><tr><td>機械式鉄筋定着工法技術検討委員会</td><td>機械式鉄筋定着工法の配筋 設計ガイドライン（案）</td><td>(平成28年7月)</td></tr><tr><td>流動性を高めたコンクリートの活用検討委員会</td><td>流動性を高めた現場打ちコンクリート</td><td></td></tr></table>	土木学会	コンクリート標準示方書【施工編】[2017年制定]	(2018年3月)	土木学会	コンクリート標準示方書【設計編】[2017年制定]	(2018年3月)	土木学会	コンクリートのポンプ施工指針[2012年版]	(平成24年6月)	国土交通省	アルカリ骨材反応抑制対策について	(平成14年7月31日)	国土交通省	「アルカリ骨材反応抑制対策について」の運用について	(平成14年7月31日)	土木学会	鉄筋定着・継手指針[2020年制定]	(令和2年3月)	日本鉄筋継手協会	鉄筋継手工事標準仕様書ガス圧接継手工事	(平成29年8月)	機械式鉄筋定着工法技術検討委員会	機械式鉄筋定着工法の配筋 設計ガイドライン（案）	(平成28年7月)	流動性を高めたコンクリートの活用検討委員会	流動性を高めた現場打ちコンクリート		第3章 無筋・鉄筋コンクリート 第1節 適用 1. 適用事項 本章は、無筋・鉄筋コンクリート構造物、プレストレストコンクリート構造物に使用するコンクリート、鉄筋、型枠等の施工その他これらに類する事項について適用する。 2. 適用規定（1） 本章に特に定めのない事項については、第2編材料編の規定による。 3. 適用規定（2） 受注者は、コンクリートの施工にあたり、設計図書に定めのない事項については、「土木学会 コンクリート標準示方書（施工編）[2023年制定]（施工編）（土木学会、2023年9月）」のコンクリートの品質の規定による。これ以外による場合は、施工前に、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。 4. アルカリシリカ反応抑制対策 受注者は、コンクリートの使用にあたって「アルカリ骨材反応抑制対策について（国土交通省大臣官房技術審議官、国土交通省大臣官房技術参事官、国土交通省航空局飛行場部長通達、平成14年7月31日）」及び『『アルカリ骨材反応抑制対策について』の運用について（国土交通省大臣官房技術調査課長，国土交通省湾岸局環境・技術課長，国土交通省航空局飛行場部費設課長通達、平成14年7月31日）」を遵守し、アルカリシリカ反応抑制対策の適合を確かめなければならない。 第2節 適用すべき諸基準 1. 適用規定 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。 <table><tr><td>土木学会</td><td>コンクリート標準示方書【施工編】[2023年制定]</td><td>(2023年9月)</td></tr><tr><td>土木学会</td><td>コンクリート標準示方書【設計編】[2022年制定]</td><td>(2023年3月)</td></tr><tr><td>土木学会</td><td>コンクリートのポンプ施工指針[2012年版]</td><td>(平成24年6月)</td></tr><tr><td>国土交通省</td><td>アルカリ骨材反応抑制対策について</td><td>(平成14年7月31日)</td></tr><tr><td>国土交通省</td><td>「アルカリ骨材反応抑制対策について」の運用について</td><td>(平成14年7月31日)</td></tr><tr><td>土木学会</td><td>鉄筋定着・継手指針[2020年制定]</td><td>(令和2年3月)</td></tr><tr><td>日本鉄筋継手協会</td><td>鉄筋継手工事標準仕様書ガス圧接継手工事</td><td>(平成29年8月)</td></tr><tr><td>機械式鉄筋定着工法技術検討委員会</td><td>機械式鉄筋定着工法の配筋 設計ガイドライン（案）</td><td>(平成28年7月)</td></tr><tr><td>流動性を高めたコンクリートの活用検討委員会</td><td>流動性を高めた現場打ちコンクリート</td><td></td></tr></table>	土木学会	コンクリート標準示方書【施工編】[2023年制定]	(2023年9月)	土木学会	コンクリート標準示方書【設計編】[2022年制定]	(2023年3月)	土木学会	コンクリートのポンプ施工指針[2012年版]	(平成24年6月)	国土交通省	アルカリ骨材反応抑制対策について	(平成14年7月31日)	国土交通省	「アルカリ骨材反応抑制対策について」の運用について	(平成14年7月31日)	土木学会	鉄筋定着・継手指針[2020年制定]	(令和2年3月)	日本鉄筋継手協会	鉄筋継手工事標準仕様書ガス圧接継手工事	(平成29年8月)	機械式鉄筋定着工法技術検討委員会	機械式鉄筋定着工法の配筋 設計ガイドライン（案）	(平成28年7月)	流動性を高めたコンクリートの活用検討委員会	流動性を高めた現場打ちコンクリート	
土木学会	コンクリート標準示方書【施工編】[2017年制定]	(2018年3月)																																																					
土木学会	コンクリート標準示方書【設計編】[2017年制定]	(2018年3月)																																																					
土木学会	コンクリートのポンプ施工指針[2012年版]	(平成24年6月)																																																					
国土交通省	アルカリ骨材反応抑制対策について	(平成14年7月31日)																																																					
国土交通省	「アルカリ骨材反応抑制対策について」の運用について	(平成14年7月31日)																																																					
土木学会	鉄筋定着・継手指針[2020年制定]	(令和2年3月)																																																					
日本鉄筋継手協会	鉄筋継手工事標準仕様書ガス圧接継手工事	(平成29年8月)																																																					
機械式鉄筋定着工法技術検討委員会	機械式鉄筋定着工法の配筋 設計ガイドライン（案）	(平成28年7月)																																																					
流動性を高めたコンクリートの活用検討委員会	流動性を高めた現場打ちコンクリート																																																						
土木学会	コンクリート標準示方書【施工編】[2023年制定]	(2023年9月)																																																					
土木学会	コンクリート標準示方書【設計編】[2022年制定]	(2023年3月)																																																					
土木学会	コンクリートのポンプ施工指針[2012年版]	(平成24年6月)																																																					
国土交通省	アルカリ骨材反応抑制対策について	(平成14年7月31日)																																																					
国土交通省	「アルカリ骨材反応抑制対策について」の運用について	(平成14年7月31日)																																																					
土木学会	鉄筋定着・継手指針[2020年制定]	(令和2年3月)																																																					
日本鉄筋継手協会	鉄筋継手工事標準仕様書ガス圧接継手工事	(平成29年8月)																																																					
機械式鉄筋定着工法技術検討委員会	機械式鉄筋定着工法の配筋 設計ガイドライン（案）	(平成28年7月)																																																					
流動性を高めたコンクリートの活用検討委員会	流動性を高めた現場打ちコンクリート																																																						

改正前（令和6年版）	改正後（令和8年版）
の活用に関するガイドライン（平成29年3月） 機械式鉄筋継手工法技術検討委員会 現場打ちコンクリート構造物に適用する機械式鉄筋継手工法ガイドライン（平成29年3月） 橋梁等のプレキャスト化及び標準化による生産性向上検討委員会 コンクリート構造物における埋設型枠・プレハブ鉄筋に関するガイドライン（平成30年6月） 橋梁等のプレキャスト化及び標準化による生産性向上検討委員会 コンクリート橋のプレキャスト化ガイドライン（平成30年6月） 道路プレキャストコンクリート工技術委員会ガイドライン検討小委員会 プレキャストコンクリート構造物に適用する機械式鉄筋継手工法ガイドライン（平成31年1月） 2. 許容塩化物量 受注者は、コンクリートの使用にあたって、以下に示す許容塩化物量以下のコンクリートを使用しなければならない。 （1）鉄筋コンクリート部材、ポストテンション方式のプレストレストコンクリート部材（シース内のグラウトを除く）及び用心鉄筋を有する無筋コンクリート部材における許容塩化物量（C1⁻）は、0.30 kg/m³以下とする。 （2）プレテンション方式のプレストレストコンクリート部材及びオートクレープ養生を行う製品における許容塩化物量（C1⁻）は0.30 kg/m³以下とする。また、グラウトに含まれる塩化物イオン総量は、セメント質量の0.08%以下とする。 （3）アルミナセメントを用いる場合、電食のおそれがある場合等は、試験結果等から適宜定めるものとし、特に資料がない場合の許容塩化物量（C1⁻）は0.30 kg/m³以下とする。 3. 塩分の浸透防止 受注者は、土木工事においては、海水または潮風の影響を著しく受ける海岸付近及び外部から浸透する塩化物の影響を受ける箇所において、アルカリシリカ反応による損傷が構造物の品質・性能に重大な影響を及ぼすと考えられる場合には、塩分の浸透を防止するための塗装等の措置方法について、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。 第3節 レディーミクストコンクリート 3－3－1 一般事項 本節は、レディーミクストコンクリートの製造に関する一般的事項を取り扱うものとする。なお、本節に規定していない製造に関する事項は、JIS A 5308（レディーミクストコンクリート）を適用する。 3－3－2 工場の選定 1. 一般事項 受注者は、レディーミクストコンクリートを用いる場合の工場選定は以下による。 （1）JISマーク表示認証製品を製造している工場（産業標準化法（令和4年6月改正 法律68号）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により製品にJISマークを表示する認証を受けた製品を製造している工場、かつ、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者（コンクリ	の活用に関するガイドライン（平成29年3月） 機械式鉄筋継手工法技術検討委員会 現場打ちコンクリート構造物に適用する機械式鉄筋継手工法ガイドライン（平成29年3月） 橋梁等のプレキャスト化及び標準化による生産性向上検討委員会 コンクリート構造物における埋設型枠・プレハブ鉄筋に関するガイドライン（平成30年6月） 橋梁等のプレキャスト化及び標準化による生産性向上検討委員会 コンクリート橋のプレキャスト化ガイドライン（平成30年6月） 道路プレキャストコンクリート工技術委員会ガイドライン検討小委員会 プレキャストコンクリート構造物に適用する機械式鉄筋継手工法ガイドライン（平成31年1月） 2. 許容塩化物量 受注者は、コンクリートの使用にあたって、以下に示す許容塩化物量以下のコンクリートを使用しなければならない。 （1）鉄筋コンクリート部材、ポストテンション方式のプレストレストコンクリート部材（シース内のグラウトを除く）及び用心鉄筋を有する無筋コンクリート部材における許容塩化物量（C1⁻）は、0.30 kg/m³以下とする。 （2）プレテンション方式のプレストレストコンクリート部材及びオートクレープ養生を行う製品における許容塩化物量（C1⁻）は0.30 kg/m³以下とする。また、グラウトに含まれる塩化物イオン総量は、セメント質量の0.08%以下とする。 （3）アルミナセメントを用いる場合、電食のおそれがある場合等は、試験結果等から適宜定めるものとし、特に資料がない場合の許容塩化物量（C1⁻）は0.30 kg/m³以下とする。 3. 塩分の浸透防止 受注者は、土木工事においては、海水または潮風の影響を著しく受ける海岸付近及び外部から浸透する塩化物の影響を受ける箇所において、アルカリシリカ反応による損傷が構造物の品質・性能に重大な影響を及ぼすと考えられる場合には、塩分の浸透を防止するための塗装等の措置方法について、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。 第3節 レディーミクストコンクリート 3－3－1 一般事項 本節は、レディーミクストコンクリートの製造に関する一般的事項を取り扱うものとする。なお、本節に規定していない製造に関する事項は、JIS A 5308（レディーミクストコンクリート）を適用する。 3－3－2 工場の選定 1. 一般事項 受注者は、レディーミクストコンクリートを用いる場合の工場選定は以下による。 （1）JISマーク表示認証製品を製造している工場（産業標準化法（平成30年5月改正 法律33号）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により製品にJISマークを表示する認証を受けた製品を製造している工場、かつ、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者（コン

改正前（令和 6 年版）	改正後（令和 8 年版）
ート主任技士等）が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場（全国品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場等）から選定しなければならない。 （2）JIS マーク表示認証製品を製造している工場（産業標準化法（令和 4 年 6 月改正 法律 68 号）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により製品に JIS マーク表示する認証を受けた製品を製造している工場）が工事現場近くには見あたらない場合は、使用する工場について、設計図書に指定したコンクリートの品質が得られることを確かめたうえ、その資料により監督員の確認を得なければならない。なお、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者（コンクリート主任技士等）が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場から選定しなければならない。 2. JIS のレディーミクストコンクリート 受注者は、第 1 編 3-3-2 第 1 項（1）により選定した工場が製造した JIS マーク表示されたレディーミクストコンクリートを用いる場合は、工場が発行するレディーミクストコンクリート配合計画書及びレディーミクストコンクリート納入書を整備及び保管し、監督員または検査員からの請求があった場合は速やかに提示しなければならない。 なお、第 1 編 3-3-2 第 1 項（1）により選定した工場が製造する JIS マーク表示のされないレディーミクストコンクリートを用いる場合は、受注者は配合試験に臨場し品質を確認するとともにレディーミクストコンクリート配合計画書及び基礎資料、レディーミクストコンクリート納入書またはバッチごとの計量記録を整備及び保管し、監督員または検査員からの請求があった場合は速やかに提示しなければならない。 3. JIS 以外のレディーミクストコンクリート 受注者は、第 1 編 3-3-2 第 1 項（2）に該当する工場が製造するレディーミクストコンクリートを用いる場合は、設計図書及び第 1 編 3-5-4 材料の計量及び練混ぜの規定によるものとし、配合試験に臨場するとともにレディーミクストコンクリート配合計画書及び基礎資料を確認のうえ、使用するまでに監督員へ提出しなければならない。 また、バッチごとの計量記録やレディーミクストコンクリート納入書などの品質を確認、証明できる資料を整備及び保管し、監督員または検査員からの請求があった場合は速やかに提示しなければならない。ただし、静岡県技術政策課が品質規格等の適合を確認している場合は除く。 4. レディーミクストコンクリートの品質検査 受注者は、レディーミクストコンクリートの品質を確かめるための検査を JIS A 5308（レディーミクストコンクリート）により実施しなければならない。なお、生産者等に検査のため試験を代行させる場合は受注者がその試験に臨場しなければならない。また、現場練りコンクリートについても、これに準ずる。 3－3－3 配合 1. 一般事項 受注者は、コンクリートの配合において、設計図書の規定のほか、構造物の目的に必要な強度、耐久性、ひび割れ抵抗性、鋼材を保護する性能、水密性及び作業に適するワ	クリート主任技士等）が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場（全国品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場等）から選定しなければならない。 （2）JIS マーク表示認証製品を製造している工場（産業標準化法（令和 4 年 6 月改正 法律 68 号）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により製品に JIS マーク表示する認証を受けた製品を製造している工場）が工事現場近くには見あたらない場合は、使用する工場について、設計図書に指定したコンクリートの品質が得られることを確かめたうえ、その資料により監督員の確認を得なければならない。なお、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者（コンクリート主任技士等）が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場から選定しなければならない。 2. JIS のレディーミクストコンクリート 受注者は、第 1 編 3-3-2 第 1 項（1）により選定した工場が製造した JIS マーク表示されたレディーミクストコンクリートを用いる場合は、工場が発行するレディーミクストコンクリート配合計画書及びレディーミクストコンクリート納入書を整備及び保管し、監督員または検査員からの請求があった場合は速やかに提示しなければならない。 なお、第 1 編 3-3-2 第 1 項（1）により選定した工場が製造する JIS マーク表示のされないレディーミクストコンクリートを用いる場合は、受注者は配合試験に臨場し品質を確認するとともにレディーミクストコンクリート配合計画書及び基礎資料、レディーミクストコンクリート納入書またはバッチごとの計量記録を整備及び保管し、監督員または検査員からの請求があった場合は速やかに提示しなければならない。 3. JIS 以外のレディーミクストコンクリート 受注者は、第 1 編 3-3-2 第 1 項（2）に該当する工場が製造するレディーミクストコンクリートを用いる場合は、設計図書及び第 1 編 3-5-4 材料の計量及び練混ぜの規定によるものとし、配合試験に臨場するとともにレディーミクストコンクリート配合計画書及び基礎資料を確認のうえ、使用するまでに監督員へ提出しなければならない。 また、バッチごとの計量記録やレディーミクストコンクリート納入書などの品質を確認、証明できる資料を整備及び保管し、監督員または検査員からの請求があった場合は速やかに提示しなければならない。ただし、静岡県技術政策課が品質規格等の適合を確認している場合は除く。 4. レディーミクストコンクリートの品質検査 受注者は、レディーミクストコンクリートの品質を確かめるための検査を JIS A 5308（レディーミクストコンクリート）により実施しなければならない。なお、生産者等に検査のため試験を代行させる場合は受注者がその試験に臨場しなければならない。また、現場練りコンクリートについても、これに準ずる。 3－3－3 配合 1. 一般事項 受注者は、コンクリートの配合において、設計図書の規定のほか、構造物の目的に必要な強度、耐久性、ひび割れ抵抗性、鋼材を保護する性能、水密性及び作業に適するワ

改正前（令和6年版）										
一カービリティーが得られる範囲内で単位水量を少なくするように定めなければならない。また、配合については、レディーミクストコンクリート取扱基準によるものとする。										
2. 配合試験										
受注者は、施工に先立ち、あらかじめ配合試験を行い、表3－1の示方配合表を作成し、監督員の確認を得なければならない。ただし、すでに他工事（公共事業に限る）において使用実績があり、品質管理データがある場合は、配合試験を行わず他工事（公共工事に限る）の配合表に代えることができる。また、JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は配合試験を省略できる。										
3. 水セメント比										
受注者は、土木コンクリート構造物の耐久性を向上させるため、一般の環境条件の場合のコンクリート構造物に使用するコンクリートの水セメント比は、鉄筋コンクリートについては55%以下、無筋コンクリートについては60%以下とする。										
表3－1 示方配合表										
粗骨材の 最大寸法 (mm)	スランプ (cm)	水セメン ト比 W/C (%)	空気量 (%)	細骨材率 S / a (%)	単 位 量 (kg/m³)					
					水	セメント	混和材	細骨材	粗骨材	混和剤
					W	C	F	S	G	A

4. 現場配合										
受注者は、示方配合を現場配合に直す場合には、骨材の含水状態、5mmふるいに留まる細骨材の量、5mmふるいを通る粗骨材の量、及び混和剤の希釈水量等を考慮しなければならない。										
5. 材料変更等										
受注者は、使用する材料を変更したり、示方配合の修正が必要と認められる場合には、本条2項の規定に従って示方配合表を作成し、事前に監督員に協議しなければならない。										
6. セメント混和材料										
受注者は、セメント混和材料を使用する場合には、材料の品質に関する資料により使用前に監督員の確認を得なければならない。										
3－3－4 銘板										
1. ■■■■■■										
技術者の誇りとやりがいを伝え、建設業界の将来の担い手確保につなげるため、また、維持管理の観点から銘板を設置する。										
受注者が、銘板を作成・設置する場合の材質、寸法、記載事項及び設置位置等は、設計図書に明記がない場合には本規定によるものとする。										
2. ■■■■■■										
現場打コンクリートで、銘板を設置する構造物は、プレキャスト製品を除いた以下の										

改正後（令和8年版）										
一カービリティーが得られる範囲内で単位水量を少なくするように定めなければならない。また、配合については、レディーミクストコンクリート取扱基準によるものとする。										
2. 配合試験										
受注者は、施工に先立ち、あらかじめ配合試験を行い、表3－1の示方配合表を作成し、監督員の確認を得なければならない。ただし、すでに他工事（公共事業に限る）において使用実績があり、品質管理データがある場合は、配合試験を行わず他工事（公共工事に限る）の配合表に代えることができる。また、JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は配合試験を省略できる。										
3. 水セメント比										
受注者は、土木コンクリート構造物の耐久性を向上させるため、一般の環境条件の場合のコンクリート構造物に使用するコンクリートの水セメント比は、鉄筋コンクリートについては55%以下、無筋コンクリートについては60%以下とする。										
表3－1 示方配合表										
粗骨材の 最大寸法 (mm)	スランプ (cm)	水セメン ト比 W/C (%)	空気量 (%)	細骨材率 S / a (%)	単 位 量 (kg/m³)					
					水	セメント	混和材	細骨材	粗骨材	混和剤
					W	C	F	S	G	A

4. 現場配合										
受注者は、示方配合を現場配合に直す場合には、骨材の含水状態、5mmふるいに留まる細骨材の量、5mmふるいを通る粗骨材の量、及び混和剤の希釈水量等を考慮しなければならない。										
5. 材料変更等										
受注者は、使用する材料を変更したり、示方配合の修正が必要と認められる場合には、本条2項の規定に従って示方配合表を作成し、事前に監督員に協議しなければならない。										
6. セメント混和材料										
受注者は、セメント混和材料を使用する場合には、材料の品質に関する資料により使用前に監督員の確認を得なければならない。										
3－3－4 銘板										
1. 設置目的■										
技術者の誇りとやりがいを伝え、建設業界の将来の担い手確保につなげるため、また、維持管理の観点から銘板を設置する。										
受注者が、銘板を作成・設置する場合の材質、寸法、記載事項及び設置位置等は、設計図書に明記がない場合には本規定によるものとする。										
2. 対象構造物■										
現場打コンクリートで、銘板を設置する構造物は、プレキャスト製品を除いた以下の										

改正前（令和6年版）	改正後（令和8年版）
構造物とする。 （１）樋門・樋管、排水機場、水門 （２）ダム、堰 （３）砂防えん堤 （４）トンネル、コンクリートシェッド （５）鉄筋コンクリート擁壁（H＝5 m以上） （６）ボックスカルバート（内空断面積A＝25 m²以上） 3. ■■■■■■ 銘板の記載事項は以下のとおりとする。 （１）構造物名称 （２）完成年月日 （３）管理者名（静岡市等） （４）諸元（幅、高さ、長さ等） （５）設計会社名、管理技術者名 （６）施工会社名、監理（主任）技術者名 工事関係技術者名の記載にあたっては、本人の了解が得られなかった場合は記載しないこととし、記載事項については監督員の指示によらなければならない。 4. ■■■■■■ 工事銘板の材質、寸法は以下のとおりとする。 （１）材質 鋳物用銅合金地金（JIS H 2202） （２）寸法 縦 200 mm、横 300 mm、厚 13 mm（板厚 8 mm、字厚 5 mm） 橋梁（橋歴板） 縦 250mm、横 350 mm（板厚 10 mm、字厚の規定なし） を標準とし、大きさは文字数により適宜変更可能とする。なお、詳細については監督員と協議しなければならない。 5. ■■■■■■ 大衆が容易に見られる場所に設置することを標準とし、設置場所については監督員の指示によらなければならない。 ⑥. ■■■■■■ 砂防えん堤は第8編 1－11－5 銘板工の規定により堤名板を、トンネルは第10編 6－8－6 銘板工の規定により表示板を設置するものとするが、記載事項は本規定により実施するものとする。橋梁は「静岡市道路橋計画・設計要領（令和3年6月）」橋歴板の規定により橋歴板を設置するものとする。 7. ■■■■■■ 受注者は、銘板の設置に際し、盗難防止対策を実施しなければならない。	構造物とする。 （１）樋門・樋管、排水機場、水門 （２）ダム、堰 （３）砂防えん堤 （４）トンネル、コンクリートシェッド （５）鉄筋コンクリート擁壁（H＝5 m以上） （６）ボックスカルバート（内空断面積A＝25 m²以上） 3. 記載事項■ 銘板の記載事項は以下のとおりとする。 （１）構造物名称 （２）完成年月日 （３）管理者名（静岡市等） （４）諸元（幅、高さ、長さ等） （５）設計会社名、管理技術者名 （６）施工会社名、監理（主任）技術者名 工事関係技術者名の記載にあたっては、本人の了解が得られなかった場合は記載しないこととし、記載事項については監督員の指示によらなければならない。 4. 材質、寸法■ 工事銘板の材質、寸法は以下のとおりとする。 （１）材質 鋳物用銅合金地金（JIS H 2202） （２）寸法 縦 200 mm、横 300 mm、厚 13 mm（板厚 8 mm、字厚 5 mm） を標準とし、大きさは文字数により適宜変更可能とする。なお、詳細については監督員と協議しなければならない。 5. 設置場所■ 大衆が容易に見られる場所に設置することを標準とし、設置場所については監督員の指示によらなければならない。 ⑥. 銘板種類■ 砂防えん堤は第8編 1－11－5 堤銘板工の規定により堤名板を、トンネルは第10編 6－8－6 銘板工の規定により標示板を、コンクリートシェッドは第10編 7－6－5、鋼製シェッドは、第10編 8－7－5の規定により銘板を設置するものとするが、記載事項は本規定により実施するものとする。橋梁は第3編 2－3－25 銘板工の規定により橋歴板を設置するものとする。 7. 盗難防止対策■ 受注者は、銘板の設置に際し、盗難防止対策を実施しなければならない。

改正前（令和6年版）

改正後（令和8年版）

＜銘板記載例＞

〇〇〇樋門

20〇〇年〇〇月

静岡市

巾m高m

長m

設計〇〇〇コンサルタント(株)

管理技術者〇〇〇〇

施工〇〇〇建設(株)

監理技術者〇〇〇〇

〇〇砂防事業

〇〇川〇〇〇えん堤

施工年度20〇〇～〇〇年

高さm長さm

設計〇〇〇コンサルタント(株)

管理技術者〇〇〇〇

施工〇〇〇建設(株)

監理技術者〇〇〇〇

静岡市

〇〇〇〇トンネル

20〇〇年〇〇月

静岡市

延長m幅m

高さm

設計〇〇〇コンサルタント(株)

管理技術者〇〇〇〇

施工〇〇〇建設(株)

監理技術者〇〇〇〇

静岡市			
〇〇〇〇橋		河川名	
橋長	〇〇m	主要資材	
スパン割	〇〇m+〇〇m	コンクリート	〇〇m3
幅員	〇〇m	鋼材	SWA490A 〇〇〇t
活荷重	〇活荷重	SS400	〇〇t
施工年月	2014年9月	S0345	〇〇t
適用示方書	平成24年3月	塗装面積	〇〇m2
型式	(上部工) 鋼2径間連続非合成板桁橋 (下部工) (基礎構造等)		
下部工寸法	W×L×H		
適用示方書 提示（20〇〇）			
設計	〇〇会社	上部工製法	〇〇会社
		下部工施工	〇〇会社

第4節 コンクリートミキサー船

3-4-1 一般事項

本節は、コンクリートミキサー船によりコンクリートを製造することに関する一般的事項を取り扱うものとする。なお、本節に規定していない製造に関する事項は、JIS A 5308（レディーミクストコンクリート）を準用する。

3-4-2 コンクリートミキサー船の選定

受注者は、施工に先立ちコンクリート製造能力、製造設備、品質管理状態等を考慮してコンクリートミキサー船を選定し、監督員の承諾を得なければならない。

第5節 現場練りコンクリート

3-5-1 一般事項

本節は、現場練りコンクリートの製造に関する一般的事項を取り扱う。

3-5-2 材料の貯蔵

1.セメントの貯蔵

受注者は、防湿性のあるサイロに、セメントを貯蔵しなければならない。また、貯蔵中にわずかでも固まったセメントは使用してはならない。

2.混和材料の貯蔵

受注者は、ごみ、その他不純物が混入しない構造の容器または防湿性のあるサイロ等に、混和材料を分離、変質しないように貯蔵しなければならない。また、貯蔵中に分離、変

第4節 コンクリートミキサー船

3-4-1 一般事項

本節は、コンクリートミキサー船によりコンクリートを製造することに関する一般的事項を取り扱うものとする。なお、本節に規定していない製造に関する事項は、JIS A 5308（レディーミクストコンクリート）を準用する。

3-4-2 コンクリートミキサー船の選定

受注者は、施工に先立ちコンクリート製造能力、製造設備、品質管理状態等を考慮してコンクリートミキサー船を選定し、監督員の承諾を得なければならない。

第5節 現場練りコンクリート

3-5-1 一般事項

本節は、現場練りコンクリートの製造に関する一般的事項を取り扱う。

3-5-2 材料の貯蔵

1.セメントの貯蔵

受注者は、防湿性のあるサイロに、セメントを貯蔵しなければならない。また、貯蔵中にわずかでも固まったセメントは使用してはならない。

2.混和材料の貯蔵

受注者は、ごみ、その他不純物が混入しない構造の容器または防湿性のあるサイロ等に、混和材料を分離、変質しないように貯蔵しなければならない。また、貯蔵中に分離、変

第4節 コンクリートミキサー船

3-4-1 一般事項

本節は、コンクリートミキサー船によりコンクリートを製造することに関する一般的事項を取り扱うものとする。なお、本節に規定していない製造に関する事項は、JIS A 5308（レディーミクストコンクリート）を準用する。

3-4-2 コンクリートミキサー船の選定

受注者は、施工に先立ちコンクリート製造能力、製造設備、品質管理状態等を考慮してコンクリートミキサー船を選定し、監督員の承諾を得なければならない。

第5節 現場練りコンクリート

3-5-1 一般事項

本節は、現場練りコンクリートの製造に関する一般的事項を取り扱う。

3-5-2 材料の貯蔵

1.セメントの貯蔵

受注者は、防湿性のあるサイロに、セメントを貯蔵しなければならない。また、貯蔵中にわずかでも固まったセメントは使用してはならない。

2.混和材料の貯蔵

受注者は、ごみ、その他不純物が混入しない構造の容器または防湿性のあるサイロ等に、混和材料を分離、変質しないように貯蔵しなければならない。また、貯蔵中に分離、変

改正前（令和 6 年版）	改正後（令和 8 年版）
質した混和材料を使用してはならない。 3. 骨材の貯蔵 受注者は、ごみ、泥、その他の異物が混入しないよう、かつ、大小粒が分離しないように、排水設備の整った貯蔵施設に骨材を貯蔵しなければならない。 3－5－3 配 合 コンクリートの配合については、第1編3－3－3配合の規定による。 3－5－4 材料の計量及び練混ぜ 1. 計量装置 （1）各材料の計量方法及び計量装置は、工事に適し、かつ、各材料を規定の計量値の許容差内で計量できるものでなければならない。なお、受注者は、各材料の計量方法及び計量装置について、施工計画書へ記載しなければならない。また、練混ぜに用いた各材料の許容値を記録しておかなければならない。 （2）受注者は、材料の計量設備の計量精度の定期的な点検を行わなければならない。なお、点検結果の資料を整備及び保管し、監督員または検査員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。 2. 材料の計量 （1）受注者は、計量については現場配合によって行わなければならない。また、骨材の表面水率の試験は、JIS A 1111（細骨材の表面水率試験方法）若しくは JIS A 1125（骨材の含水率試験方法及び含水率に基づく表面水率の試験方法）、JIS A1802「コンクリート生産工程管理用試験方法－遠心力による細骨材の表面水率の試験方法」、JIS A 1803「コンクリート生産工程管理用試験方法－粗骨材の表面水率試験方法」または連続測定が可能な簡易試験方法または監督員の承諾を得た方法によらなければならない。なお、骨材が乾燥している場合の有効吸水率の値は、骨材を適切な時間吸水させて求めなければならない。 （2）受注者は、第 1 編 3－3－3 配合で定めた示方配合を現場配合に修正した内容をその都度、監督員に協議しなければならない。 （3）計量値の許容差は、1 回計量分に対し、「表 3－2 計量値の許容差」の値以下とする。 （4）連続ミキサーを使用する場合、各材料は容積計量してよいものとする。 その計量値の許容差は、ミキサーの容量によって定められる規定の時間あたりの計量分を質量に換算して、「表 3－2 計量値の許容差」の値以下とする。なお、受注者は、ミキサーの種類、練混ぜ時間などに基づき、規定の時間あたりの計量分を適切に定めなければならない。 （5）受注者は、材料の計量値を自動記録装置により記録しなければならない。	質した混和材料を使用してはならない。 3. 骨材の貯蔵 受注者は、ごみ、泥、その他の異物が混入しないよう、かつ、大小粒が分離しないように、排水設備の整った貯蔵施設に骨材を貯蔵しなければならない。 3－5－3 配 合 コンクリートの配合については、第1編3－3－3配合の規定による。 3－5－4 材料の計量及び練混ぜ 1. 計量装置 （1）各材料の計量方法及び計量装置は、工事に適し、かつ、各材料を規定の計量値の許容差内で計量できるものでなければならない。なお、受注者は、各材料の計量方法及び計量装置について、施工計画書へ記載しなければならない。また、練混ぜに用いた各材料の許容値を記録しておかなければならない。 （2）受注者は、材料の計量設備の計量精度の定期的な点検を行わなければならない。なお、点検結果の資料を整備及び保管し、監督員または検査員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。 2. 材料の計量 （1）受注者は、計量については現場配合によって行わなければならない。また、骨材の表面水率の試験は、JIS A 1111（細骨材の表面水率試験方法）若しくは JIS A 1125（骨材の含水率試験方法及び含水率に基づく表面水率の試験方法）、JIS A1802「コンクリート生産工程管理用試験方法－遠心力による細骨材の表面水率の試験方法」、JIS A 1803「コンクリート生産工程管理用試験方法－粗骨材の表面水率試験方法」または連続測定が可能な簡易試験方法または監督員の承諾を得た方法によらなければならない。なお、骨材が乾燥している場合の有効吸水率の値は、骨材を適切な時間吸水させて求めなければならない。 （2）受注者は、第 1 編 3－3－3 配合で定めた示方配合を現場配合に修正した内容をその都度、監督員に協議しなければならない。 （3）計量値の許容差は、1 回計量分に対し、「表 3－2 計量値の許容差」の値以下とする。 （4）連続ミキサーを使用する場合、各材料は容積計量してよいものとする。 その計量値の許容差は、ミキサーの容量によって定められる規定の時間あたりの計量分を質量に換算して、「表 3－2 計量値の許容差」の値以下とする。なお、受注者は、ミキサーの種類、練混ぜ時間などに基づき、規定の時間あたりの計量分を適切に定めなければならない。 （5）受注者は、材料の計量値を自動記録装置により記録しなければならない。

改正前（令和 6 年版）	改正後（令和 8 年版）																								
表 3－2 計量値の許容差 <table><tr><th>材料の種類</th><th>最大値（％）</th></tr><tr><td>水</td><td>1</td></tr><tr><td>セメント</td><td>1</td></tr><tr><td>骨材</td><td>3</td></tr><tr><td>混和材</td><td>2※</td></tr><tr><td>混和剤</td><td>3</td></tr></table> ※高炉スラグ微粉末の場合は、1（％）以内 （6）受注者は、各材料を、1 バッチ分ずつ質量で計量しなければならない。ただし、水及び混和剤溶液については、表 3－2 に示した許容差内である場合には、容積で計量してもよい。なお、1 バッチの量は、工事の種類、コンクリートの打込み量、練混ぜ設備、運搬方法等を考慮して定めなければならない。 （7）受注者は、混和剤を溶かすのに用いた水または混和剤をうすめるのに用いた水は、練混ぜ水の一部としなければならない。 3. 練混ぜ （1）受注者は、コンクリートの練混ぜに際し、可傾式、強制練りバッチミキサーまたは連続ミキサーを使用する。 （2）受注者は、ミキサーの練混ぜ試験を、JIS A 8603-2（コンクリートミキサー第 2 部：練混ぜ性能試験方法）及び JSCE-I 502-2013「連続ミキサの練混ぜ性能試験方法」により行わなければならない。 （3）受注者は、JIS A 8603-1（コンクリートミキサー第 1 部：用語及び仕様項目）、JIS A 8603-2（コンクリートミキサー第 2 部：練混ぜ性能試験方法）に適合するか、または同等以上の性能を有するミキサーを使用しなければならない。ただし、機械練りが不可能でかつ簡易な構造物の場合で、手練りで行う場合には、受注者は、設計図書に関して監督員に協議しなければならない。 （4）受注者は、練混ぜ時間を試験練りによって定めなければならない。 やむを得ず、練混ぜ時間の試験を行わない場合は、その最小時間を可傾式バッチミキサーを用いる場合 1 分 30 秒、強制練りバッチミキサーを用いる場合 1 分とする。 （5）受注者は、あらかじめ定めた練混ぜ時間の 3 倍以内で、練混ぜを行わなければならない。 （6）受注者は、ミキサー内のコンクリートを排出し終わった後でなければ、ミキサー内に新たに材料を投入してはならない。 （7）受注者は、使用の前後にミキサーを清掃しなければならない。 （8）ミキサーは、練上げコンクリートを排出する時に材料の分離を起こさない構造でなければならない。 （9）受注者は、連続ミキサーを用いる場合、練混ぜ開始後、最初に排出されるコンクリートを用いてはならない。なお、この場合の廃棄するコンクリート量は、ミキサー部	材料の種類	最大値（％）	水	1	セメント	1	骨材	3	混和材	2※	混和剤	3	表 3－2 計量値の許容差 <table><tr><th>材料の種類</th><th>計量値の許容差（％）</th></tr><tr><td>水</td><td>± 1</td></tr><tr><td>セメント</td><td>± 1</td></tr><tr><td>骨材</td><td>± 3</td></tr><tr><td>混和材</td><td>± 2※</td></tr><tr><td>混和剤</td><td>± 3</td></tr></table> ※高炉スラグ微粉末の計量値の許容差の最大値は、± 1（％）とする。 （6）受注者は、各材料を、1 バッチ分ずつ質量で計量しなければならない。ただし、水及び混和剤溶液については、表 3－2 に示した許容差内である場合には、体積で計量してもよい。なお、1 バッチの量は、工事の種類、コンクリートの打込み量、練混ぜ設備、運搬方法等を考慮して定めなければならない。 （7）受注者は、混和剤を溶かすのに用いた水または混和剤をうすめるのに用いた水は、練混ぜ水の一部としなければならない。 3. 練混ぜ （1）受注者は、コンクリートの練混ぜに際し、可傾式、強制練りバッチミキサーまたは連続ミキサーを使用する。 （2）受注者は、ミキサーの練混ぜ試験を、JIS A 8603-2（コンクリートミキサー第 2 部：練混ぜ性能試験方法）及び JSCE-I 502-2013「連続ミキサの練混ぜ性能試験方法」により行わなければならない。 （3）受注者は、JIS A 8603-1（コンクリートミキサー第 1 部：用語及び仕様項目）、JIS A 8603-2（コンクリートミキサー第 2 部：練混ぜ性能試験方法）に適合するか、または同等以上の性能を有するミキサーを使用しなければならない。ただし、機械練りが不可能でかつ簡易な構造物の場合で、手練りで行う場合には、受注者は、設計図書に関して監督員に協議しなければならない。 （4）受注者は、練混ぜ時間を試験練りによって定めなければならない。 やむを得ず、練混ぜ時間の試験を行わない場合は、その最小時間を可傾式バッチミキサーを用いる場合 1 分 30 秒、強制練りバッチミキサーを用いる場合 1 分とする。 （5）受注者は、あらかじめ定めた練混ぜ時間の 3 倍以内で、練混ぜを行わなければならない。 （6）受注者は、ミキサー内のコンクリートを排出し終わった後でなければ、ミキサー内に新たに材料を投入してはならない。 （7）受注者は、使用の前後にミキサーを清掃しなければならない。 （8）ミキサーは、練上げコンクリートを排出する時に材料の分離を起こさない構造でなければならない。 （9）受注者は、連続ミキサーを用いる場合、練混ぜ開始後、最初に排出されるコンクリートを用いてはならない。なお、この場合の廃棄するコンクリート量は、ミキサー部	材料の種類	計量値の許容差（％）	水	± 1	セメント	± 1	骨材	± 3	混和材	± 2※	混和剤	± 3
材料の種類	最大値（％）																								
水	1																								
セメント	1																								
骨材	3																								
混和材	2※																								
混和剤	3																								
材料の種類	計量値の許容差（％）																								
水	± 1																								
セメント	± 1																								
骨材	± 3																								
混和材	± 2※																								
混和剤	± 3																								

改正前（令和 6 年版）	改正後（令和 8 年版）
の容積以上とする。 (10) 受注者は、コンクリートを手練りにより練混ぜる場合は、水密性が確保された練り台の上で行わなければならない。 (11) 受注者は、練上りコンクリートが均等質となるまでコンクリート材料を練混ぜなければならない。 第 6 節 運搬・打設 3－6－1 一般事項 本節は、コンクリートの運搬及び打設に関する一般的事項を取り扱う。 3－6－2 準備 1. 一般事項 受注者は、レディーミクストコンクリートの運搬に先立ち、搬入間隔、経路、荷下し場所等の状況を把握しておかなければならない。 2. 潮待ち作業時の注意 受注者は、コンクリート打設が潮待ち作業となる場合、打設に要する時間と潮位の関係を十分に把握し、施工しなければならない。 3. 打設前の確認 受注者は、コンクリートの打込み前に型枠、鉄筋等が設計図書に従って配置されていることを確かめなければならない。 4. 打設前の注意 受注者は、打設に先立ち、打設場所を清掃し、鉄筋を正しい位置に固定しなければならない。また、コンクリートと接して吸水のおそれのあるところは、あらかじめ湿らせておかなければならない。 3－6－3 運搬 1. 一般事項 受注者は、コンクリート練混ぜ後、速やかに運搬しなければならない。 2. 品質の保持 受注者は、材料の分離その他コンクリートの品質を損なうことのないように、コンクリートを運搬しなければならない。 3. トラックアジテータ 受注者は、運搬車の使用にあたって、練混ぜたコンクリートを均一に保持し、材料の分離を起こさずに、容易に完全に排出できるトラックアジテータを使用しなければならない。これにより難しい場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。 3－6－4 打設 1. 一般事項 受注者は、コンクリートを速やかに運搬し、直ちに打込み、十分に締固めなければならない。練混ぜてから打ち終わるまでの時間は、原則として外気温が 25℃を超える場合	の容積以上とする。 (10) 受注者は、コンクリートを手練りにより練混ぜる場合は、水密性が確保された練り台の上で行わなければならない。 (11) 受注者は、練上りコンクリートが均等質となるまでコンクリート材料を練混ぜなければならない。 第 6 節 運搬・打設 3－6－1 一般事項 本節は、コンクリートの運搬及び打設に関する一般的事項を取り扱う。 3－6－2 準備 1. 一般事項 受注者は、レディーミクストコンクリートの運搬に先立ち、搬入間隔、経路、荷下し場所等の状況を把握しておかなければならない。 2. 潮待ち作業時の注意 受注者は、コンクリート打設が潮待ち作業となる場合、打設に要する時間と潮位の関係を十分に把握し、施工しなければならない。 3. 打設前の確認 受注者は、コンクリートの打込み前に型枠、鉄筋等が設計図書に従って配置されていることを確かめなければならない。 4. 打設前の注意 受注者は、打設に先立ち、打設場所を清掃し、鉄筋を正しい位置に固定しなければならない。また、コンクリートと接して吸水のおそれのあるところは、あらかじめ湿らせておかなければならない。 3－6－3 運搬 1. 一般事項 受注者は、コンクリート練混ぜ後、速やかに運搬しなければならない。 2. 品質の保持 受注者は、材料の分離その他コンクリートの品質を損なうことのないように、コンクリートを運搬しなければならない。 3. トラックアジテータ 受注者は、運搬車の使用にあたって、練混ぜたコンクリートを均一に保持し、材料の分離を起こさずに、容易に完全に排出できるトラックアジテータを使用しなければならない。これにより難しい場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。 3－6－4 打設 1. 一般事項 受注者は、コンクリートを速やかに運搬し、直ちに打込み、十分に締固めなければならない。練混ぜてから打ち終わるまでの時間は、原則として外気温が 25℃を超える場合

改正前（令和 6 年版）	改正後（令和 8 年版）
で 1.5 時間、25℃以下の場合で 2 時間を超えないものとし、かつコンクリートの運搬時間（練混ぜ開始から荷卸し地点に到着するまでの時間）は 1.5 時間以内としなければならない。これ以外で施工する可能性がある場合は、監督員と協議しなければならない。なお、コンクリートの練混ぜから打ち終わるまでの時間中、コンクリートを日光、風雨等から保護しなければならない。 2. 適用気温 受注者は、コンクリートの打込みを、日平均気温が 4℃を超え 25℃以下の範囲に予想されるときに実施しなければならない。日平均気温の予想がこの範囲にない場合には、第 1 編第 3 章第 9 節暑中コンクリート、第 10 節寒中コンクリートの規定による。 3. 施工計画書 受注者は、1 回の打設で完了するような小規模構造物を除いて 1 回（1 日）のコンクリート打設高さを施工計画書に記載しなければならない。また、受注者は、これを変更する場合には、施工前に施工計画書の記載内容を変更しなければならない。 4. コンクリート打設中の注意 受注者は、コンクリートの打設作業中、型枠のずれ、浮上り、目地材の離れ及び鉄筋の配置を乱さないように注意しなければならない。 5. コンクリートポンプ使用時の注意 受注者はコンクリートポンプを用いる場合は、「コンクリートのポンプ施工指針〔2012 年版〕5 章圧送（土木学会平成 24 年 6 月）」の規定による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。また、受注者はコンクリートプレーサ、ベルトコンベヤ、その他を用いる場合も、材料の分離を防ぐようこれらを配置しなければならない。 6. ベルトコンベヤ使用時の注意 受注者は、ベルトコンベヤを使用する場合、適切な速度で十分容量のある機種を選定し、終端にはバッフルプレート及びシュートを設け、材料が分離しない構造のものとしなければならない。なお、配置にあたっては、コンクリートの横移動ができるだけ少なくなるようにしなければならない。 7. バケット及びスキップ使用時の注意 受注者は、バケット及びスキップを使用する場合、コンクリートに振動を与えないよう適切な処置を講じなければならない。また、排出口は、排出時に材料が分離しない構造のものとしなければならない。 8. シュート使用時の注意 受注者は、打設にシュートを使用する場合には縦シュートを用いるものとし、漏斗管、フレキシブルなホース等により、自由に曲がる構造のものを選定しなければならない。なお、これにより難い場合は、事前に監督員の承諾を得なければならない。 9. 打設コンクリートの横移動禁止 受注者は、打設したコンクリートを型枠内で横移動させてはならない。 10. 連続打設 受注者は、一区画内のコンクリートの一層を打設が完了するまで連続して打設しなけ	で 1.5 時間、25℃以下の場合で 2 時間を超えないものとし、かつコンクリートの運搬時間（練混ぜ開始から荷卸し地点に到着するまでの時間）は 1.5 時間以内としなければならない。これ以外で施工する可能性がある場合は、監督員と協議しなければならない。なお、コンクリートの練混ぜから打ち終わるまでの時間中、コンクリートを日光、風雨等から保護しなければならない。 2. 適用気温 受注者は、コンクリートの打込みを、日平均気温が 4℃を超え 25℃以下の範囲に予想されるときに実施しなければならない。日平均気温の予想がこの範囲にない場合には、第 1 編第 3 章第 9 節暑中コンクリート、第 10 節寒中コンクリートの規定による。 3. 施工計画書 受注者は、1 回の打設で完了するような小規模構造物を除いて 1 回（1 日）のコンクリート打設高さを施工計画書に記載しなければならない。また、受注者は、これを変更する場合には、施工前に施工計画書の記載内容を変更しなければならない。 4. コンクリート打設中の注意 受注者は、コンクリートの打設作業中、型枠のずれ、浮上り、目地材の離れ及び鉄筋の配置を乱さないように注意しなければならない。 5. コンクリートポンプ使用時の注意 受注者はコンクリートポンプを用いる場合は、「コンクリートのポンプ施工指針〔2012 年版〕5 章圧送（土木学会平成 24 年 6 月）」の規定による。なお、コンクリート圧送前には、配管内面等の潤滑性保持と環境負荷低減に配慮した先行材（商品名：ルブリ）の使用を推奨する。これらにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。また、受注者はコンクリートプレーサ、ベルトコンベヤ、その他を用いる場合も、材料の分離を防ぐようこれらを配置しなければならない。 6. ベルトコンベヤ使用時の注意 受注者は、ベルトコンベヤを使用する場合、適切な速度で十分容量のある機種を選定し、終端にはバッフルプレート及びシュートを設け、材料が分離しない構造のものとしなければならない。なお、配置にあたっては、コンクリートの横移動ができるだけ少なくなるようにしなければならない。 7. バケット及びスキップ使用時の注意 受注者は、バケット及びスキップを使用する場合、コンクリートに振動を与えないよう適切な処置を講じなければならない。また、排出口は、排出時に材料が分離しない構造のものとしなければならない。 8. シュート使用時の注意 受注者は、打設にシュートを使用する場合には縦シュートを用いるものとし、漏斗管、フレキシブルなホース等により、自由に曲がる構造のものを選定しなければならない。なお、これにより難い場合は、事前に監督員の承諾を得なければならない。 9. 打設コンクリートの横移動禁止 受注者は、打設したコンクリートを型枠内で横移動させてはならない。 10. 連続打設 受注者は、一区画内のコンクリートの一層を打設が完了するまで連続して打設しなけ

改正前（令和 6 年版）	改正後（令和 8 年版）
ればならない。 11. 水平打設 受注者は、コンクリートの仕上り面が一区画内でほぼ水平となるように打設しなければならない。また、締固め能力等を考慮して、コンクリート打設の一層の高さを定めなければならない。 12. 打設計画書 受注者は、コンクリートの打設作業に際しては、あらかじめ打設計画書を作成し、適切な高さに設定してこれに基づき、打設作業を行わなければならない。また、受注者は、型枠の高さが高い場合には、型枠にコンクリートが付着して硬化するのを防ぐため、型枠に投入口を設けるか、縦シュートあるいはポンプ配管の吐出口を打込み面近くまで下げてコンクリートを打ち込まなければならない。この場合、シュート、ポンプ配管、バケット、ホッパー等の吐出口と打込み面までの自由落下高さは 1.5m 以下とする。 13. 材料分離防止 受注者は、著しい材料分離が生じないように打込まなければならない。 14. 上層下層一体の締固め 受注者は、コンクリートを二層以上に分けて打込む場合、上層のコンクリートの打込みは、下層のコンクリートが固まり始める前に行い、上層と下層が一体になるように施工しなければならない。 15. ブリーディング水の除去 受注者は、コンクリートの打込み中、表面にブリーディング水がある場合には、これを取り除いてからコンクリートを打たなければならない。 16. 不要となったスペーサの除去 受注者は、コンクリートの打上りに伴い、不要となったスペーサを可能なかぎり取り除かなければならない。 17. 壁又は柱の連続打設時の注意 受注者は、壁または柱のような幅に比べて高さが大きいコンクリートを連続して打込む場合には、打込み及び締固めの際、ブリーディングの悪影響を少なくするように、コンクリートの 1 回の打込み高さや打上り速度を調整しなければならない。 18. アーチ形式のコンクリート端部 受注者は、アーチ形式のコンクリートの打込みにあたって、その端面がなるべくアーチと直角になるように打込みを進めなければならない。 19. アーチ形式のコンクリート打設 受注者は、アーチ形式のコンクリートの打込みにあたって、アーチの中心に対し、左右対称に同時に打たなければならない。 20. アーチ形式のコンクリート打継目 受注者は、アーチ形式のコンクリートの打継目を設ける場合は、アーチ軸に直角とな	ればならない。 11. 水平打設 受注者は、コンクリートの仕上り面が一区画内でほぼ水平となるように打設しなければならない。また、締固め能力等を考慮して、コンクリート打設の一層の高さを定めなければならない。 12. 打設計画書 受注者は、コンクリートの打設作業に際しては、あらかじめ打設計画を作成し、適切な高さに設定してこれに基づき、打設作業を行わなければならない。なお、「レディーミクストコンクリート取扱基準」の別表ー 1 コンクリートの品質管理 3）コンクリート強度管理表の対象となる構造物は、打設計画書を作成するものとし、対象とならない構造物は、施工計画書に打設計画（打設方法、想定する打設高さ、養生方法等）を記載するものとする。また、受注者は、型枠の高さが高い場合には、型枠にコンクリートが付着して硬化するのを防ぐため、型枠に投入口を設けるか、縦シュートあるいはポンプ配管の吐出口を打込み面近くまで下げてコンクリートを打ち込まなければならない。この場合、シュート、ポンプ配管、バケット、ホッパー等の吐出口と打込み面までの自由落下高さは 1.5m 以下とする。 13. 材料分離防止 受注者は、著しい材料分離が生じないように打込まなければならない。 14. 上層下層一体の締固め 受注者は、コンクリートを二層以上に分けて打込む場合、上層のコンクリートの打込みは、下層のコンクリートが固まり始める前に行い、上層と下層が一体になるように施工しなければならない。 15. ブリーディング水の除去 受注者は、コンクリートの打込み中、表面にブリーディング水がある場合には、これを取り除いてからコンクリートを打たなければならない。 16. 不要となったスペーサの除去 受注者は、コンクリートの打上りに伴い、不要となったスペーサを可能なかぎり取り除かなければならない。 17. 壁又は柱の連続打設時の注意 受注者は、壁または柱のような幅に比べて高さが大きいコンクリートを連続して打込む場合には、打込み及び締固めの際、ブリーディングの悪影響を少なくするように、コンクリートの 1 回の打込み高さや打上り速度を調整しなければならない。 18. アーチ形式のコンクリート端部 受注者は、アーチ形式のコンクリートの打込みにあたって、その端面がなるべくアーチと直角になるように打込みを進めなければならない。 19. アーチ形式のコンクリート打設 受注者は、アーチ形式のコンクリートの打込みにあたって、アーチの中心に対し、左右対称に同時に打たなければならない。 20. アーチ形式のコンクリート打継目 受注者は、アーチ形式のコンクリートの打継目を設ける場合は、アーチ軸に直角とな

改正前（令和 6 年版）	改正後（令和 8 年版）
るように設けなければならない。また、打込み幅が広いときはアーチ軸に平行な方向の鉛直打継目を設けてもよい。 3－6－5 締固め 1. 一般事項 受注者は、コンクリートの締固めに際し、棒状バイブレータを用いなければならない。なお、薄い壁等バイブレーターの使用が困難な場所には、型枠バイブレータを使用しなければならない。 2. 締固め方法 受注者は、コンクリートが鋼材の周囲及び型枠のすみずみに行き渡るように打設し、速やかにコンクリートを十分締め固めなければならない。 3. 上層下層一体の締固め 受注者は、コンクリートを二層以上に分けて打設する場合、バイブレータを下層のコンクリート中に 10 cm程度挿入し、上層と下層が一体となるように入念に締め固めなければならない。 4. ■■■■■ 狭隘・過密鉄筋箇所における締固めを確実に実施するため、その鉄筋径・ピッチを踏まえたバイブレータを用いるものとし、その締固め方法（使用器具や施工方法）を施工前に施工計画書に記載しなければならない。 3－6－6 沈下ひびわれに対する処置 1. 沈下ひび割れ対策 受注者は、スラブまたは梁のコンクリートが壁または柱のコンクリートと連続している構造の場合、沈下ひび割れを防止するため、壁または柱のコンクリートの沈下がほぼ終了してからスラブまたは梁のコンクリートを打設しなければならない。また、張出し部分を持つ構造物の場合も、前記と同様にして施工しなければならない。 2. 沈下ひび割れの防止 受注者は、沈下ひびわれが発生した場合、タンピングや再振動を行い、これを修復しなければならない。再振動にあたっては、その時期をあらかじめ定めるなどコンクリートの品質の低下を招かないように適切な時期に行わなければならない。 3－6－7 打継目 1. 一般事項 打継目の位置及び構造は、契約図面の定めによるものとする。ただし、受注者は、やむを得ず契約図面で定められていない場所に打継目を設ける場合、構造物の性能を損なわないように、その位置、方向及び施工方法を定め、監督員と協議しなければならない。 2. 打継目を設ける位置 受注者は、打継目を設ける場合には、せん断力の小さい位置に設け、P C鋼材定着部背面等の常時引張応力が作用する断面を避け、打継面を部材に圧縮力が作用する方向と直角になるよう施工することを原則とする。	るように設けなければならない。また、打込み幅が広いときはアーチ軸に平行な方向の鉛直打継目を設けてもよい。 3－6－5 締固め 1. 一般事項 受注者は、コンクリートの締固めに際し、棒状バイブレータを用いなければならない。なお、薄い壁等バイブレーターの使用が困難な場所には、型枠バイブレータを使用しなければならない。 2. 締固め方法 受注者は、コンクリートが鋼材の周囲及び型枠のすみずみに行き渡るように打設し、速やかにコンクリートを十分締め固めなければならない。 3. 上層下層一体の締固め 受注者は、コンクリートを二層以上に分けて打設する場合、バイブレータを下層のコンクリート中に 10 cm程度挿入し、上層と下層が一体となるように入念に締め固めなければならない。 4. 狭隘箇所等の締固め■ 狭隘・過密鉄筋箇所における締固めを確実に実施するため、その鉄筋径・ピッチを踏まえたバイブレータを用いるものとし、その締固め方法（使用器具や施工方法）を施工前に施工計画書に記載しなければならない。 3－6－6 沈下ひびわれに対する処置 1. 沈下ひび割れ対策 受注者は、スラブまたは梁のコンクリートが壁または柱のコンクリートと連続している構造の場合、沈下ひび割れを防止するため、壁または柱のコンクリートの沈下がほぼ終了してからスラブまたは梁のコンクリートを打設しなければならない。また、張出し部分を持つ構造物の場合も、前記と同様にして施工しなければならない。 2. 沈下ひび割れの防止 受注者は、沈下ひびわれが発生した場合、タンピングや再振動を行い、これを修復しなければならない。再振動にあたっては、その時期をあらかじめ定めるなどコンクリートの品質の低下を招かないように適切な時期に行わなければならない。 3－6－7 打継目 1. 一般事項 打継目の位置及び構造は、契約図面の定めによるものとする。ただし、受注者は、やむを得ず契約図面で定められていない場所に打継目を設ける場合、構造物の性能を損なわないように、その位置、方向及び施工方法を定め、監督員と協議しなければならない。 2. 打継目を設ける位置 受注者は、打継目を設ける場合には、せん断力の小さい位置に設け、P C鋼材定着部背面等の常時引張応力が作用する断面を避け、打継面を部材に圧縮力が作用する方向と直角になるよう施工することを原則とする。

改正前（令和 6 年版）	改正後（令和 8 年版）
3. 打継目を設ける場合の注意 受注者は、やむを得ずせん断力の大きい位置に打継目を設ける場合には、打継目に、ほぞ、または溝の凹凸によるせん断キーで抵抗する方法や、差し筋等の鉄筋によって打継目を補強する方法等の対策を講ずることとする。また、これらの対策は、所要の性能を満足することを照査したうえで実施する。 4. 新コンクリートの打継時の注意 受注者は、硬化したコンクリートに、新コンクリートを打継ぐ場合には、その打込み前に、型枠をしめ直し、硬化したコンクリートの表面のレイトンス、緩んだ骨材粒、品質の悪いコンクリート、雑物などを取り除き吸水させなければならない。 また受注者は、構造物の品質を確保するために必要と判断した場合には、旧コンクリートの打継面を、ワイヤブラシで表面を削るか、チップング等により粗にして十分吸水させ、セメントペースト、モルタルあるいは湿潤面用エポキシ樹脂などを塗った後、新コンクリートを打継がなければならない。 5. 床と一体になった柱又は壁の打継目 受注者は、床組みと一体になった柱または壁の打継目を設ける場合には、床組みとの境の付近に設けなければならない。スラブと一体となるハンチは、床組みと連続してコンクリートを打つ。張出し部分を持つ構造物の場合も、同様にして施工する。 6. 床組みの打継目 受注者は、床組みにおける打継目を設ける場合には、スラブまたは、はりのスパンの中央付近に設けなければならない。ただし、受注者は、はりがそのスパンの中央で小ばりと交わる場合には、小ばりの幅の約 2 倍の距離を隔てて、はりの打継目を設け、打継目を通る斜めの引張鉄筋を配置して、せん断力に対して補強しなければならない。 7. 目地 目地の施工は、設計図書の定めによるものとする。 8. 伸縮目地 伸縮目地の材質、厚、間隔については設計図書によるが、特に定めのない場合は瀝青系目地材料厚は 1 cm、施工間隔 10m 程度とする。 9. ひび割れ誘発目地 受注者は、温度変化や乾燥収縮などにより生じるひび割れを集中させる目的で、ひび割れ誘発目地を設けようとする場合は、構造物の強度及び機能を害さないようにその構造及び位置について、監督員と協議しなければならない。 10. ■■■■■■ 無筋コンクリート擁壁の目地構造については次の各号によらなければならない。 （１）受注者は、膨張目地を 10m 程度の間隔に、収縮目地を 5m 程度の間隔に鉛直に設置しなければならない。 （２）膨張目地は、図 3－1 に示す構造とする。	3. 打継目を設ける場合の注意 受注者は、やむを得ずせん断力の大きい位置に打継目を設ける場合には、打継目に、ほぞ、または溝の凹凸によるせん断キーで抵抗する方法や、差し筋等の鉄筋によって打継目を補強する方法等の対策を講ずることとする。また、これらの対策は、所要の性能を満足することを照査したうえで実施する。 4. 新コンクリートの打継時の注意 受注者は、硬化したコンクリートに、新コンクリートを打継ぐ場合には、その打込み前に、型枠をしめ直し、硬化したコンクリートの表面のレイトンス、緩んだ骨材粒、品質の悪いコンクリート、雑物などを取り除き吸水させなければならない。 また受注者は、構造物の品質を確保するために必要と判断した場合には、旧コンクリートの打継面を、ワイヤブラシで表面を削るか、チップング等により粗にして十分吸水させ、セメントペースト、モルタルあるいは湿潤面用エポキシ樹脂などを塗った後、新コンクリートを打継がなければならない。 5. 床と一体になった柱又は壁の打継目 受注者は、床組みと一体になった柱または壁の打継目を設ける場合には、床組みとの境の付近に設けなければならない。スラブと一体となるハンチは、床組みと連続してコンクリートを打つ。張出し部分を持つ構造物の場合も、同様にして施工する。 6. 床組みの打継目 受注者は、床組みにおける打継目を設ける場合には、スラブまたは、はりのスパンの中央付近に設けなければならない。ただし、受注者は、はりがそのスパンの中央で小ばりと交わる場合には、小ばりの幅の約 2 倍の距離を隔てて、はりの打継目を設け、打継目を通る斜めの引張鉄筋を配置して、せん断力に対して補強しなければならない。 7. 目地 目地の施工は、設計図書の定めによるものとする。 8. 伸縮目地 伸縮目地の材質、厚、間隔については設計図書によるが、特に定めのない場合は瀝青系目地材料厚は 1 cm、施工間隔 10m 程度とする。 9. ひび割れ誘発目地 受注者は、温度変化や乾燥収縮などにより生じるひび割れを集中させる目的で、ひび割れ誘発目地を設けようとする場合は、構造物の強度及び機能を害さないようにその構造及び位置について、監督員と協議しなければならない。 10. 無筋コンクリート擁壁の目地構造■ 無筋コンクリート擁壁の目地構造については次の各号によらなければならない。 （１）受注者は、膨張目地を 10m 程度の間隔に、収縮目地を 5m 程度の間隔に鉛直に設置しなければならない。 （２）膨張目地は、図 3－1 に示す構造とする。

改正前（令和 6 年版）	改正後（令和 8 年版）
平面図 断面図 単位 (mm) VP $\phi 30$ $\ell = 550$ 杉板 $t = 18$ SR235 $\phi 25 \times 1200$ etc500 瀝青系目地材等 (500) 990 図 3-1（膨張目地） (3) 収縮目地の構造は、幅 12cm 程度の目地板を表・裏に入れる。なお、スリップバーとして鉄筋（$\phi 16\text{mm} \times 1.2\text{m}$）を、50cm 間隔に水平に設置する。 (4) 収縮目地は、図 3-2 に示す構造とする。 平面図 断面図 単位 (mm) 杉板 $t = 18$ 以上 SR235 $\phi 16 \times 1200$ etc500 瀝青系目地材等 アスファルト塗布 (500) 995 図 3-2（収縮目地） (5) 水平打継目の構造は、鍵形として表・裏をそれぞれ 10cm 程度の位置に異形鉄筋（SD295A 16mm$\times$1.0m）を 50cm 間隔に配筋する。 (6) 水平打継目は、図 3-3 に示す構造とする。	平面図 断面図 単位 (mm) VP $\phi 30$ $\ell = 550$ 杉板 $t = 18$ SR235 $\phi 25 \times 1200$ etc500 瀝青系目地材等 (500) 990 図 3-1（膨張目地） (3) 収縮目地の構造は、幅 12cm 程度の目地板を表・裏に入れる。なお、スリップバーとして鉄筋（$\phi 16\text{mm} \times 1.2\text{m}$）を、50cm 間隔に水平に設置する。 (4) 収縮目地は、図 3-2 に示す構造とする。 平面図 断面図 単位 (mm) 杉板 $t = 18$ 以上 SR235 $\phi 16 \times 1200$ etc500 瀝青系目地材等 アスファルト塗布 (500) 995 図 3-2（収縮目地） (5) 水平打継目の構造は、鍵形として表・裏をそれぞれ 10cm 程度の位置に異形鉄筋（SD295A 16mm$\times$1.0m）を 50cm 間隔に配筋する。 (6) 水平打継目は、図 3-3 に示す構造とする。

改正前（令和6年版）

図3-3（水平打継目）

11. ■■■■■■

鉄筋コンクリート擁壁の目地構造については、次の各号によらなければならない。

- (1) 受注者は、膨張目地を 20m 程度の間隔に、収縮目地を 10m 程度の間隔に垂直に設置しなければならない。
- (2) 膨張目地の構造は、「フラット型」として、目地材は厚さ 1 cm 以上の瀝青系目地材または、これと同等以上の材料を用いる。
- (3) 収縮目地の構造は、深さ 3cm 程度の V 型の溝を垂直に表側に入れる。

12. ■■■■■■

コンクリート簡易構造物の施工に当たっては、次の各号によらなければならない。

- (1) 受注者は、伸縮目地の施工に際しては、厚さ 10mm 以上の杉板またはそれと同等品以上の材料を用い、10m 程度の間隔に入れなければならない。
- (2) 受注者は、既設構造物を嵩上げ、継足しする場合には、既設目地・クラック等に合わせて伸縮目地を入れなければならない。
- (3) 嵩上げ・継ぎ足しに接着剤を使用する場合は、エポキシ系樹脂接着剤とし使用量は 0.6kg/m²とする。
- (4) 受注者は、側溝・集水桝天端等で路面排水が必要と考えられる箇所（暫定供用も含む）に排水口を設けなければならない。その設置位置・形状・寸法については監督員の承諾を得なければならない。

3-6-8 表面仕上げ

1. 一般事項

受注者は、せき板に接して露出面となるコンクリートの仕上げにあたっては、平らなモルタルの表面が得られるように打込み、締固めをしなければならない。

改正後（令和8年版）

図3-3（水平打継目）

11. 鉄筋コンクリート擁壁の目地構造■

鉄筋コンクリート擁壁の目地構造については、次の各号によらなければならない。

- (1) 受注者は、膨張目地を 20m 程度の間隔に、収縮目地を 10m 程度の間隔に垂直に設置しなければならない。
- (2) 膨張目地の構造は、「フラット型」として、目地材は厚さ 1 cm 以上の瀝青系目地材または、これと同等以上の材料を用いる。
- (3) 収縮目地の構造は、深さ 3cm 程度の V 型の溝を垂直に表側に入れる。

12. コンクリート簡易構造物の施工■

コンクリート簡易構造物の施工に当たっては、次の各号によらなければならない。

- (1) 受注者は、伸縮目地の施工に際しては、厚さ 10mm 以上の杉板またはそれと同等品以上の材料を用い、10m 程度の間隔に入れなければならない。
- (2) 受注者は、既設構造物を嵩上げ、継足しする場合には、既設目地・クラック等に合わせて伸縮目地を入れなければならない。
- (3) 嵩上げ・継ぎ足しに接着剤を使用する場合は、エポキシ系樹脂接着剤とし使用量は 0.6kg/m²とする。
- (4) 受注者は、側溝・集水桝天端等で路面排水が必要と考えられる箇所（暫定供用も含む）に排水口を設けなければならない。その設置位置・形状・寸法については監督員の承諾を得なければならない。

3-6-8 表面仕上げ

1. 一般事項

受注者は、せき板に接して露出面となるコンクリートの仕上げにあたっては、平らなモルタルの表面が得られるように打込み、締固めをしなければならない。

改正前（令和6年版）	改正後（令和8年版）																																								
2. せき板に接しない面の仕上げ 受注者は、せき板に接しない面の仕上げにあたっては、締固めを終り、ならしたコンクリートの上面に、しみ出た水がなくなるかまたは上面の水を処理した後でなければ仕上げ作業にかかってはならない。 3. 不完全な部分の仕上げ 受注者は、コンクリート表面にできた突起、すじ等はこれらを除いて平らにし、豆板、欠けた箇所等は、その不完全な部分を取り除いて水で濡らした後、本体コンクリートと同等の品質を有するコンクリート、またはモルタルのパッチングを施し平らな表面が得られるように仕上げなければならない。 3－6－9 養生 1. 一般事項 受注者は、コンクリートの打込み後の一定期間を、硬化に必要な温度及び湿潤状態を保ち、有害な作用の影響を受けないように、その部材に応じた適切な方法により養生しなければならない。 2. 湿潤状態の保持 受注者は、打込み後のコンクリートをその部材に応じた適切な養生方法により、一定期間は十分な湿潤状態に保たなければならない。養生期間は、使用するセメントの種類や養生期間中の環境温度等に応じて適切に定めなければならない。通常のコンクリート工事におけるコンクリートの湿潤養生期間は、表3－3を標準とする。 なお、中庸熱ポルトランドセメントや低熱ポルトランドセメント等の表3－3に示されていないセメントを使用する場合には、湿潤養生期間に関して監督員と協議しなければならない。 表3－3 コンクリートの標準養生期間 <table><tr><th>日平均気温</th><th>普通ポルトランドセメント</th><th>混合セメントB種</th><th>早強ポルトランドセメント</th></tr><tr><td>15℃以上</td><td>5日</td><td>7日</td><td>3日</td></tr><tr><td>10℃以上</td><td>7日</td><td>9日</td><td>4日</td></tr><tr><td>5℃以上</td><td>9日</td><td>12日</td><td>5日</td></tr></table> 〔注〕寒中コンクリートの場合は、第1編第3章第10節寒中コンクリートの規定による。 養生期間とは、湿潤状態を保つ期間のことである。 3. 温度制御養生 受注者は、温度制御養生を行う場合には、温度制御方法及び養生日数についてコンクリートの種類及び構造物の形状寸法を考慮して、養生方法を施工計画書に記載しなければならない。	日平均気温	普通ポルトランドセメント	混合セメントB種	早強ポルトランドセメント	15℃以上	5日	7日	3日	10℃以上	7日	9日	4日	5℃以上	9日	12日	5日	2. せき板に接しない面の仕上げ 受注者は、せき板に接しない面の仕上げにあたっては、締固めを終り、ならしたコンクリートの上面に、しみ出た水がなくなるかまたは上面の水を処理した後でなければ仕上げ作業にかかってはならない。 3. 不完全な部分の仕上げ 受注者は、コンクリート表面にできた突起、すじ等はこれらを除いて平らにし、豆板、欠けた箇所等は、その不完全な部分を取り除いて水で濡らした後、本体コンクリートと同等の品質を有するコンクリート、またはモルタルのパッチングを施し平らな表面が得られるように仕上げなければならない。 3－6－9 養生 1. 一般事項 受注者は、コンクリートの打込み後の一定期間を、硬化に必要な温度及び湿潤状態を保ち、有害な作用の影響を受けないように、その部材に応じた適切な方法により養生しなければならない。 2. 湿潤状態の保持 受注者は、打込み後のコンクリートをその部材に応じた適切な養生方法により、一定期間は十分な湿潤状態に保たなければならない。養生期間は、使用するセメントの種類や養生期間中の環境温度等に応じて、施工実績、信頼できるデータ、あるいは試験等により定めるものとする。通常のコンクリート工事におけるコンクリートの湿潤養生期間は、表3－3を目安とする。 表3－3 コンクリートの湿潤養生期間の目安 <table><tr><th>日平均気温</th><th>早強ポルトランドセメント</th><th>普通ポルトランドセメント</th><th>混合セメントB種</th><th>中庸熱ポルトランドセメント</th><th>低熱ポルトランドセメント</th></tr><tr><td>15℃以上</td><td>3日</td><td>5日</td><td>7日</td><td>8日</td><td>10日</td></tr><tr><td>10℃以上</td><td>4日</td><td>7日</td><td>9日</td><td>9日</td><td>※</td></tr><tr><td>5℃以上</td><td>5日</td><td>9日</td><td>12日</td><td>12日</td><td>※</td></tr></table> ※15℃より低い場合での使用は、試験により定める。 〔注〕寒中コンクリートの場合は、第1編第3章第10節寒中コンクリートの規定による。 養生期間とは、湿潤状態を保つ期間のことである。 3. 温度制御養生 受注者は、温度制御養生を行う場合には、温度制御方法及び養生日数についてコンクリートの種類及び構造物の形状寸法を考慮して、養生方法を施工計画書に記載しなければならない。	日平均気温	早強ポルトランドセメント	普通ポルトランドセメント	混合セメントB種	中庸熱ポルトランドセメント	低熱ポルトランドセメント	15℃以上	3日	5日	7日	8日	10日	10℃以上	4日	7日	9日	9日	※	5℃以上	5日	9日	12日	12日	※
日平均気温	普通ポルトランドセメント	混合セメントB種	早強ポルトランドセメント																																						
15℃以上	5日	7日	3日																																						
10℃以上	7日	9日	4日																																						
5℃以上	9日	12日	5日																																						
日平均気温	早強ポルトランドセメント	普通ポルトランドセメント	混合セメントB種	中庸熱ポルトランドセメント	低熱ポルトランドセメント																																				
15℃以上	3日	5日	7日	8日	10日																																				
10℃以上	4日	7日	9日	9日	※																																				
5℃以上	5日	9日	12日	12日	※																																				

改正前（令和 6 年版）	改正後（令和 8 年版）
4. 蒸気養生等 受注者は、蒸気養生、その他の促進養生を行う場合には、コンクリートに悪影響を及ぼさないよう養生を開始する時期、温度の上昇速度、冷却速度、養生温度及び養生時間などの養生方法を施工計画書に記載しなければならない。なお、膜養生を行う場合には、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。	4. 蒸気養生等 受注者は、蒸気養生、その他の促進養生を行う場合には、コンクリートに悪影響を及ぼさないよう養生を開始する時期、温度の上昇速度、冷却速度、養生温度及び養生時間などの養生方法を施工計画書に記載しなければならない。なお、膜養生を行う場合には、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。
第 7 節 鉄筋工 3－7－1 一般事項 1. 適用事項 本節は、鉄筋の加工、鉄筋の組立て、鉄筋の継手、ガス圧接その他これらに類する事項について定める。 2. 照査 受注者は、施工前に、設計図書に示された形状及び寸法で、鉄筋の組立が可能か、また打込み及び締固め作業を行うために必要な空間が確保出来ていることを確認しなければならない。不備を発見したときは監督員に協議しなければならない。 3. 亜鉛メッキ鉄筋の加工 受注者は、亜鉛メッキ鉄筋の加工を行う場合、その特性に応じた適切な方法でこれを行わなければならない。 4. エポキシ系樹脂塗装鉄筋の加工・組立 受注者は、エポキシ系樹脂塗装鉄筋の加工・組立を行う場合、塗装並びに鉄筋の材質を害さないよう、衝撃・こすれによる損傷のないことを作業完了時に確かめなければならない。 5. エポキシ系樹脂塗装鉄筋の切断・溶接 エポキシ系樹脂塗装鉄筋の切断・溶接による塗膜欠落や、加工・組立にともなう有害な損傷部を発見した場合、受注者は、十分清掃した上、コンクリートの打込み前に適切な方法で補修しなければならない。	第 7 節 鉄筋工 3－7－1 一般事項 1. 適用事項 本節は、鉄筋の加工、鉄筋の組立て、鉄筋の継手、ガス圧接その他これらに類する事項について定める。 2. 照査 受注者は、施工前に、設計図書に示された形状及び寸法で、鉄筋の組立が可能か、また打込み及び締固め作業を行うために必要な空間が確保出来ていることを確認しなければならない。不備を発見したときは監督員に協議しなければならない。 3. 亜鉛メッキ鉄筋の加工 受注者は、亜鉛メッキ鉄筋の加工を行う場合、その特性に応じた適切な方法でこれを行わなければならない。 4. エポキシ系樹脂塗装鉄筋の加工・組立 受注者は、エポキシ系樹脂塗装鉄筋の加工・組立を行う場合、塗装並びに鉄筋の材質を害さないよう、衝撃・こすれによる損傷のないことを作業完了時に確かめなければならない。 5. エポキシ系樹脂塗装鉄筋の切断・溶接 エポキシ系樹脂塗装鉄筋の切断・溶接による塗膜欠落や、加工・組立にともなう有害な損傷部を発見した場合、受注者は、十分清掃した上、コンクリートの打込み前に適切な方法で補修しなければならない。
3－7－2 貯蔵 受注者は、鉄筋を直接地表に置くことを避け、倉庫内に貯蔵しなければならない。また、屋外に貯蔵する場合は、雨水等の侵入を防ぐためシート等で適切な覆いをしなければならない。	3－7－2 貯蔵 受注者は、鉄筋を直接地表に置くことを避け、倉庫内に貯蔵しなければならない。また、屋外に貯蔵する場合は、雨水等の侵入を防ぐためシート等で適切な覆いをしなければならない。
3－7－3 加工 1. 一般事項 受注者は、鉄筋の材質を害しない方法で加工しなければならない。 2. 鉄筋加工時の温度 受注者は、鉄筋を常温で加工しなければならない。ただし、鉄筋をやむを得ず熱して加工する時には、既往の実績を調査し、現地において試験施工を行い、悪影響を及ぼさないことを確かめた上で施工方法を定め、施工しなければならない。なお、調査・試験及び確認資料を整備及び保管し、監督員または検査員から請求があった場合は速やかに	3－7－3 加工 1. 一般事項 受注者は、鉄筋の材質を害しない方法で加工しなければならない。 2. 鉄筋加工時の温度 受注者は、鉄筋を常温で加工しなければならない。ただし、鉄筋をやむを得ず熱して加工する時には、既往の実績を調査し、現地において試験施工を行い、悪影響を及ぼさないことを確かめた上で施工方法を定め、施工しなければならない。なお、調査・試験及び確認資料を整備及び保管し、監督員または検査員から請求があった場合は速やかに

改正前（令和 6 年版）	改正後（令和 8 年版）
提示しなければならない。 3. 鉄筋の曲げ半径 受注者は、鉄筋の曲げ形状の施工にあたり、設計図書に鉄筋の曲げ半径が示されていない場合は、「コンクリート標準示方書（設計編）[2017 年制定] 第 13 章鉄筋コンクリートの前提、標準 7 編第 2 章鉄筋コンクリートの前提」（土木学会 2018 年 3 月）の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。 4. 曲げ戻しの禁止 受注者は、原則として曲げ加工した鉄筋を曲げ戻してはならない。 5. かぶり 受注者は、設計図書に示されていない鋼材等（組立用鉄筋や金網、配管など）を配置する場合は、その鋼材等についても所定のかぶりを確保し、かつその鋼材等と他の鉄筋とのあきを粗骨材の最大寸法の 4/3 以上としなければならない。 図 3－4 鉄筋のかぶり 3－7－4 組立て 1. 一般事項 受注者は、鉄筋を組立てる前にこれを清掃し浮きさびや鉄筋の表面についたどろ、油、ペンキ、その他鉄筋とコンクリートの付着を害するおそれのあるものは、これを除かななければならない。 2. 配筋・組立 受注者は、配筋・組立てにおいて以下によらなければならない。 （1）受注者は、契約図面に定めた位置に、鉄筋を配置し、コンクリート打設中に動かないよう十分堅固に組み立てなければならない。なお、必要に応じて契約図面に示されたもの以外の組立用鉄筋等を使用するものとする。 （2）受注者は、鉄筋の交点の要所を、直径 0.8 mm 以上の焼なまし鉄線、またはクリップ等で鉄筋が移動しないように緊結し、使用した焼なまし鉄線、クリップ等のかぶり内に残してはならない。また、設計図書に特別な組立用架台等が指定されている場合は、それに従うものとする。 （3）受注者は、鉄筋の配筋において、施工段階で必要となる形状保持や施工中の安全対策等を目的として、組立て鉄筋、段取り鉄筋やアングル等の仮設物を配置するが、こ	提示しなければならない。 3. 鉄筋の曲げ半径 受注者は、鉄筋の曲げ形状の施工にあたり、設計図書に鉄筋の曲げ半径が示されていない場合は、「コンクリート標準示方書（設計編）[2022 年制定] 本編第 13 章鉄筋コンクリートの前提、標準 7 編第 2 章鉄筋コンクリートの前提」（土木学会 2023 年 3 月）の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。 4. 曲げ戻しの禁止 受注者は、原則として曲げ加工した鉄筋を曲げ戻してはならない。 5. かぶり 受注者は、設計図書に示されていない鋼材等（組立用鉄筋や金網、配管など）を配置する場合は、その鋼材等についても所定のかぶりを確保し、かつその鋼材等と他の鉄筋とのあきを粗骨材の最大寸法の 4/3 以上としなければならない。 図 3－4 鉄筋のかぶり 3－7－4 組立て 1. 一般事項 受注者は、鉄筋を組立てる前にこれを清掃し浮きさびや鉄筋の表面についたどろ、油、ペンキ、その他鉄筋とコンクリートの付着を害するおそれのあるものは、これを除かななければならない。 2. 配筋・組立 受注者は、配筋・組立てにおいて以下によらなければならない。 （1）受注者は、契約図面に定めた位置に、鉄筋を配置し、コンクリート打設中に動かないよう十分堅固に組み立てなければならない。なお、必要に応じて契約図面に示されたもの以外の組立用鉄筋等を使用するものとする。 （2）受注者は、鉄筋の交点の要所を、直径 0.8 mm 以上の焼なまし鉄線、またはクリップ等で鉄筋が移動しないように緊結し、使用した焼なまし鉄線、クリップ等のかぶり内に残してはならない。また、設計図書に特別な組立用架台等が指定されている場合は、それに従うものとする。 （3）受注者は、鉄筋の配筋において、施工段階で必要となる形状保持や施工中の安全対策等を目的として、組立て鉄筋、段取り鉄筋やアングル等の仮設物を配置するが、こ

改正前（令和 6 年版）	改正後（令和 8 年版）
れらをやむを得ず構造物本体に存置する場合、これらの仮設物において、設計の前提が成立することを事前に確認しなければならない。 3. 鉄筋かぶりの確保 受注者は、設計図書に特に定めのない限り、鉄筋のかぶりを保つよう、スペーサを設置するものとし、構造物の側面については1㎡あたり 2 個以上、構造物の底面については、1㎡あたり 4 個以上設置し、個数について、鉄筋組立完了時の段階確認時に確認を受けなければならない。鉄筋のかぶりとはコンクリート表面から鉄筋までの最短距離をいい、設計上のコンクリート表面から主鉄筋の中心までの距離とは異なる。また、受注者は、型枠に接するスペーサについてはコンクリート製あるいはモルタル製で本体コンクリートと同等以上の品質を有するものを使用しなければならない。 なお、これ以外のスペーサを使用する場合は監督員と協議しなければならない。 4. コンクリート打設前の点検、清掃 受注者は、鉄筋を組立ててからコンクリートを打ち込むまでに鉄筋の位置がずれたり、どろ、油等の付着がないかについて点検し、清掃してからコンクリートを打たなければならない。 5. 上層部の鉄筋の組立て時の注意 受注者は、上層部の鉄筋の組立てを下層部のコンクリート打設後 24 時間以上経過した後に行わなければならない。	れらをやむを得ず構造物本体に存置する場合、これらの仮設物において、設計の前提が成立することを事前に確認しなければならない。 3. 鉄筋かぶりの確保 受注者は、設計図書に特に定めのない限り、鉄筋のかぶりを保つよう、スペーサを設置するものとし、構造物の側面については1㎡あたり 2 個以上、構造物の底面については、1㎡あたり 4 個以上設置し、個数について、鉄筋組立完了時の段階確認時に確認を受けなければならない。鉄筋のかぶりとはコンクリート表面から鉄筋までの最短距離をいい、設計上のコンクリート表面から主鉄筋の中心までの距離とは異なる。また、受注者は、型枠に接するスペーサについてはコンクリート製あるいはモルタル製で本体コンクリートと同等以上の品質を有するものを使用しなければならない。 なお、これ以外のスペーサを使用する場合は監督員と協議しなければならない。 4. コンクリート打設前の点検、清掃 受注者は、鉄筋を組立ててからコンクリートを打ち込むまでに鉄筋の位置がずれたり、どろ、油等の付着がないかについて点検し、清掃してからコンクリートを打たなければならない。 5. 上層部の鉄筋の組立て時の注意 受注者は、上層部の鉄筋の組立てを下層部のコンクリート打設後 24 時間以上経過した後に行わなければならない。
3－7－5 継手 1. 一般事項 受注者は、設計図書に示されていない鉄筋の継手を設けるときには、継手の位置及び方法について、施工前に設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。 2. 重ね継手 受注者は、鉄筋の重ね継手を行う場合は、設計図書に示す長さを重ね合わせて、直径 0.8mm 以上の焼なまし鉄線で数箇所緊結しなければならない。なお、エポキシ系樹脂塗装鉄筋の重ね継手長さは、「エポキシ樹脂塗装鉄筋を用いる鉄筋コンクリートの設計施工指針【改訂版】」（土木学会、平成 15 年 11 月）により、コンクリートの付着強度を無塗装鉄筋の 85%として求めてよい。 3. 継手位置の相互ずらし 受注者は、原則、継手を同一断面に集めてはならない。また、受注者は、継手を同一断面に集めないため、継手位置を軸方向に互いにずらす距離は、継手の長さに鉄筋直径の 25 倍を加えた長さ以上としなければならない。継手が同一断面となる場合は、継手が確実に施工でき、継手付近のコンクリートが確実に充填され、継手としての性能が発揮されるとともに、構造物や部材に求められる性能を満たしていることを確認しなければならない。 4. 継手構造の選定 受注者は、鉄筋の継手に圧接継手、溶接継手または機械式継手を用いる場合には、鉄筋の種類、直径及び施工箇所に応じた施工方法を選び、その品質を証明する資料を整備及び保管し、監督員または検査員から請求があった場合は速やかに提示しなければなら	3－7－5 継手 1. 一般事項 受注者は、設計図書に示されていない鉄筋の継手を設けるときには、継手の位置及び方法について、施工前に設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。 2. 重ね継手 受注者は、鉄筋の重ね継手を行う場合は、設計図書に示す長さを重ね合わせて、直径 0.8mm 以上の焼なまし鉄線で数箇所緊結しなければならない。なお、エポキシ系樹脂塗装鉄筋の重ね継手長さは、「エポキシ樹脂塗装鉄筋を用いる鉄筋コンクリートの設計施工指針【改訂版】」（土木学会、平成 15 年 11 月）により、コンクリートの付着強度を無塗装鉄筋の 85%として求めてよい。 3. 継手位置の相互ずらし 受注者は、原則、継手を同一断面に集めてはならない。また、受注者は、継手を同一断面に集めないため、継手位置を軸方向に互いにずらす距離は、継手の長さに鉄筋直径の 25 倍を加えた長さ以上としなければならない。継手が同一断面となる場合は、継手が確実に施工でき、継手付近のコンクリートが確実に充填され、継手としての性能が発揮されるとともに、構造物や部材に求められる性能を満たしていることを確認しなければならない。 4. 継手構造の選定 受注者は、鉄筋の継手に圧接継手、溶接継手または機械式継手を用いる場合には、鉄筋の種類、直径及び施工箇所に応じた施工方法を選び、その品質を証明する資料を整備及び保管し、監督員または検査員から請求があった場合は速やかに提示しなければなら

改正前（令和 6 年版）	改正後（令和 8 年版）
ない。 5. 継足し鉄筋の保護 受注者は、将来の継足しのために構造物から鉄筋を露出しておく場合には、損傷、腐食等からこれを保護しなければならない。 6. 引張断面での継手の禁止 受注者は、鉄筋の継手位置として、引張応力の大きい断面を避けなければならない。 7. 鉄筋間の寸法 受注者は、継手部と隣接する鉄筋とのあき、または継手部相互のあきを粗骨材の最大寸法以上としなければならない。 8. 鉄筋間の寸法 簡易構造物の鉄筋の継手長は、設計図書によるものとするが、設計図書に記載のない場合は、コンクリートの設計基準強度（σ_{ck}）が 18N/mm^2 の場合 40ϕ（ϕ：鉄筋の公称直径）、21N/mm^2 の場合 35ϕ 以上とする。 9. 機械式鉄筋継手 （１）機械式鉄筋継手工法を採用する場合は、「現場打ちコンクリート構造物に適用する機械式鉄筋継手工法ガイドライン（平成 29 年 3 月）」に基づき実施するものとする。 受注者は、施工する工法について必要な性能に関し、公的機関等（所定の試験、評価が可能な大学や自治体、民間の試験機関を含む）による技術的な確認を受け交付された証明書の写しを提出し、監督員の承諾を得なければならない。また、機械式鉄筋継手の施工については、以下の各号の規定によるものとする。 ①使用する工法に応じた施工要領を施工計画書に記載し、施工を行わなければならない。 ②機械式鉄筋継手工法の品質管理は、使用する工法に応じた確認項目や頻度、方法、合否判定基準等を施工計画書に明示したうえで、施工管理や検査時においては、これに従って確認を行わなければならない。また、機械式鉄筋継手工法の信頼度Ⅱ種を基本とするが、設計時にⅠ種を適用している場合は、設計時の信頼度に従って施工管理を行わなければならない。 （２）設計時に機械式鉄筋継手工法が適用されていない継手において、機械式鉄筋継手工法を適用する場合は、別途、監督員と協議し、設計で要求した性能を満足していることや性能を確保するために必要な継手等級を工事監理連絡会等を利用し、設計者に確認したうえで適用すること。 3－7－6 ガス圧接 1. 圧接工の資格 圧接工は、JIS Z 3881（鉄筋のガス圧接技術検定における試験方法及び判定基準）に定められた試験の種類のうち、その作業に該当する試験の技量を有する技術者でなければならない。また、自動ガス圧接装置を取り扱う者は、JIS G 3112（鉄筋コンクリート用棒鋼）に規定する棒鋼を酸素・アセチレン炎により圧接する技量を有する技術者でなければならない。	ない。 5. 継足し鉄筋の保護 受注者は、将来の継足しのために構造物から鉄筋を露出しておく場合には、損傷、腐食等からこれを保護しなければならない。 6. 引張断面での継手の禁止 受注者は、鉄筋の継手位置として、引張応力の大きい断面を避けなければならない。 7. 鉄筋間の寸法 受注者は、継手部と隣接する鉄筋とのあき、または継手部相互のあきを粗骨材の最大寸法以上としなければならない。 8. 重ね継手長 簡易構造物の鉄筋の継手長は、設計図書によるものとするが、設計図書に記載のない場合は、コンクリートの設計基準強度（σ_{ck}）が 18N/mm^2 の場合 40ϕ（ϕ：鉄筋の公称直径）、21N/mm^2 の場合 35ϕ 以上とする。 9. 機械式鉄筋継手 （１）機械式鉄筋継手工法を採用する場合は、「現場打ちコンクリート構造物に適用する機械式鉄筋継手工法ガイドライン（平成 29 年 3 月）」に基づき実施するものとする。 受注者は、施工する工法について必要な性能に関し、公的機関等（所定の試験、評価が可能な大学や自治体、民間の試験機関を含む）による技術的な確認を受け交付された証明書の写しを提出し、監督員の承諾を得なければならない。また、機械式鉄筋継手の施工については、以下の各号の規定によるものとする。 ①使用する工法に応じた施工要領を施工計画書に記載し、施工を行わなければならない。 ②機械式鉄筋継手工法の品質管理は、使用する工法に応じた確認項目や頻度、方法、合否判定基準等を施工計画書に明示したうえで、施工管理や検査時においては、これに従って確認を行わなければならない。また、機械式鉄筋継手工法の信頼度は、土木学会鉄筋定着・継手指針〔2020 年制定〕（令和 2 年 3 月土木学会）の信頼度Ⅱ種を基本とするが、設計時にⅠ種を適用している場合は、設計時の信頼度に従って施工管理を行わなければならない。 （２）設計時に機械式鉄筋継手工法が適用されていない継手において、機械式鉄筋継手工法を適用する場合は、別途、監督員と協議し、設計で要求した性能を満足していることや性能を確保するために必要な継手等級を工事監理連絡会等を利用し、設計者に確認したうえで適用すること。 3－7－6 ガス圧接 1. 圧接工の資格 圧接工は、JIS Z 3881（鉄筋のガス圧接技術検定における試験方法及び判定基準）に定められた試験の種類のうち、その作業に該当する試験の技量を有する技術者でなければならない。また、自動ガス圧接装置を取り扱う者は、JIS G 3112（鉄筋コンクリート用棒鋼）に規定する棒鋼を酸素・アセチレン炎により圧接する技量を有する技術者でなければならない。

改正前（令和 6 年版）	改正後（令和 8 年版）
なお、受注者は、ガス圧接の施工方法を熱間押し抜き法とする場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。また、圧接工の技量の確認に関して、監督員または検査員から請求があった場合は、資格証明書等を速やかに提示しなければならない。 2. 施工できない場合の処置 受注者は、鉄筋のガス圧接箇所が設計図書どおりに施工できない場合は、その処置方法について施工前に監督員と協議しなければならない。 3. 圧接の禁止 受注者は、規格または形状の著しく異なる場合及び径の差が 7 mm を超える場合は手動ガス圧接してはならない。ただし、D41 と D51 の場合はこの限りではない。 4. 圧接面の清掃 受注者は、圧接しようとする鉄筋の両端部は、（公社）日本鉄筋継手協会によって認定された鉄筋冷間直角切断機を使用して切断しなければならない。自動ガス圧接の場合、チップソーをあわせて使用するものとする。ただし、すでに直角かつ平滑である場合や鉄筋冷間直角切断機により切断した端面の汚損等を取り除く場合は、ディスクグラインダで端面を研削するとともに、さび、油脂、塗料、セメントペースト、その他の有害な付着物を完全に除去しなければならない。 5. 圧接面のすきま 突合させた圧接面は、なるべく平面とし周辺のすきまは 2mm 以下とする。 6. 悪天候時の作業禁止 受注者は、降雪雨または、強風等の時は作業をしてはならない。ただし、作業が可能なように、防風対策を施して適切な作業ができることが確認された場合は作業を行うことができる。 第 8 節 型枠・支保 3－8－1 一般事項 本節は、型枠・支保として構造、組立て、取外しその他これらに類する事項について定める。 3－8－2 構造 1. 一般事項 受注者は、型枠・支保をコンクリート構造物の位置及び形状寸法を正確に保つために十分な強度と安定性を持つ構造としなければならない。 2. 面取り 受注者は、特に定めのない場合はコンクリートのかどに面取りができる型枠を使用しなければならない。 3. 型枠の構造 受注者は、型枠を容易に組立て及び取りはずすことができ、せき板またはパネルの継目はなるべく部材軸に直角または平行とし、モルタルのもれない構造にしなければならない。	なお、受注者は、ガス圧接の施工方法を熱間押し抜き法とする場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。また、圧接工の技量の確認に関して、監督員または検査員から請求があった場合は、資格証明書等を速やかに提示しなければならない。 2. 施工できない場合の処置 受注者は、鉄筋のガス圧接箇所が設計図書どおりに施工できない場合は、その処置方法について施工前に監督員と協議しなければならない。 3. 圧接の禁止 受注者は、規格または形状の著しく異なる場合及び径の差が 7 mm を超える場合は手動ガス圧接してはならない。ただし、D41 と D51 の場合はこの限りではない。 4. 圧接面の清掃 受注者は、圧接しようとする鉄筋の両端部は、（公社）日本鉄筋継手協会によって認定された鉄筋冷間直角切断機を使用して切断しなければならない。自動ガス圧接の場合、チップソーをあわせて使用するものとする。ただし、すでに直角かつ平滑である場合や鉄筋冷間直角切断機により切断した端面の汚損等を取り除く場合は、ディスクグラインダで端面を研削するとともに、さび、油脂、塗料、セメントペースト、その他の有害な付着物を完全に除去しなければならない。 5. 圧接面のすきま 突合させた圧接面は、なるべく平面とし周辺のすきまは 2mm 以下とする。 6. 悪天候時の作業禁止 受注者は、降雪雨または、強風等の時は作業をしてはならない。ただし、作業が可能なように、防風対策を施して適切な作業ができることが確認された場合は作業を行うことができる。 第 8 節 型枠・支保 3－8－1 一般事項 本節は、型枠・支保として構造、組立て、取外しその他これらに類する事項について定める。 3－8－2 構造 1. 一般事項 受注者は、型枠・支保をコンクリート構造物の位置及び形状寸法を正確に保つために十分な強度と安定性を持つ構造としなければならない。 2. 面取り 受注者は、特に定めのない場合はコンクリートのかどに面取りができる型枠を使用しなければならない。 3. 型枠の構造 受注者は、型枠を容易に組立て及び取りはずすことができ、せき板またはパネルの継目はなるべく部材軸に直角または平行とし、モルタルのもれない構造にしなければならない。

改正前（令和 6 年版）	改正後（令和 8 年版）
4. 支保形式 受注者は、支保の施工にあたり、荷重に耐えうる強度を持った支保を使用するとともに、受ける荷重を適切な方法で確実に基礎に伝えられるように適切な形式を選定しなければならない。 5. 支保基礎の注意 受注者は、支保の基礎に過度の沈下や不等沈下などが生じないようにしなければならない。	4. 支保形式 受注者は、支保の施工にあたり、荷重に耐えうる強度を持った支保を使用するとともに、受ける荷重を適切な方法で確実に基礎に伝えられるように適切な形式を選定しなければならない。 5. 支保基礎の注意 受注者は、支保の基礎に過度の沈下や不等沈下などが生じないようにしなければならない。
3－8－3 組立て 1. 一般事項 受注者は、型枠を締付けるにあたって、ボルトまたは棒鋼を用いなければならない。また、外周をバンド等で締め付ける場合、その構造、施工手順等を施工計画書に記載しなければならない。なお、型枠取り外し後はコンクリート表面にこれらの締付け材を残しておいてはならない。 2. はく離剤 受注者は、型枠の内面に、はく離剤を均一に塗布するとともに、はく離剤が、鉄筋に付着しないようにしなければならない。 3. コンクリート出来形の確保 受注者は、型枠・支保の施工にあたり、コンクリート部材の位置、形状及び寸法が確保され工事目的物の品質・性能が確保できる性能を有するコンクリートが得られるように施工しなければならない。	3－8－3 組立て 1. 一般事項 受注者は、型枠を締付けるにあたって、ボルトまたは棒鋼を用いなければならない。 なお、設置するにあたり、契約図面に示される構造鉄筋との溶接はしてはならない。また、外周をバンド等で締め付ける場合、その構造、施工手順等を施工計画書に記載しなければならない。なお、型枠取り外し後はコンクリート表面にこれらの締付け材を残しておいてはならない。 2. はく離剤 受注者は、型枠の内面に、はく離剤を均一に塗布するとともに、はく離剤が、鉄筋に付着しないようにしなければならない。 3. コンクリート出来形の確保 受注者は、型枠・支保の施工にあたり、コンクリート部材の位置、形状及び寸法が確保され工事目的物の品質・性能が確保できる性能を有するコンクリートが得られるように施工しなければならない。
3－8－4 取外し 1. 一般事項 受注者は、型枠・支保の取外しの時期及び順序について、設計図書に定められていない場合には、構造物と同じような状態で養生した供試体の圧縮強度をもとに、セメントの性質、コンクリートの配合、構造物の種類とその重要性、部材の種類及び大きさ、部材の受ける荷重、気温、天候、風通し等を考慮して、取外しの時期及び順序の計画を、施工計画書に記載しなければならない。 2. 取外し時期 受注者は、コンクリートがその自重及び施工中に加わる荷重を受けるのに必要な強度に達するまで、型枠・支保を取外してはならない。 3. 型枠穴の補修 受注者は、型枠の組立に使用した締付け材の穴及び壁つなぎの穴を、本体コンクリートと同等以上の品質を有するモルタル等で補修しなければならない。	3－8－4 取外し 1. 一般事項 受注者は、型枠・支保の取外しの時期及び順序について、設計図書に定められていない場合には、構造物と同じような状態で養生した供試体の圧縮強度をもとに、セメントの性質、コンクリートの配合、構造物の種類とその重要性、部材の種類及び大きさ、部材の受ける荷重、気温、天候、風通し等を考慮して、取外しの時期及び順序の計画を、施工計画書に記載しなければならない。 2. 取外し時期 受注者は、コンクリートがその自重及び施工中に加わる荷重を受けるのに必要な強度に達するまで、型枠・支保を取外してはならない。 3. 型枠穴の補修 受注者は、型枠の組立に使用した締付け材の穴及び壁つなぎの穴を、本体コンクリートと同等以上の品質を有するモルタル等で補修しなければならない。 4. 型枠セパレータ■ 受注者は、型枠セパレータで除去タイプのコーンを用いる場合は、セパレータ端部が鉄筋かぶり内に残らないようにすること。

改正前（令和 6 年版）	改正後（令和 8 年版）
第 9 節 暑中コンクリート 3－9－1 一般事項 1. 一般事項 本節は、暑中コンクリートの施工に関する一般的事項を取り扱う。なお、本節に定め ない事項は、第 1 編第 3 章第 3 節レディーミクストコンクリート、第 4 節コンクリー トミキサー船、第 5 節現場練りコンクリート及び第 6 節運搬・打設の規定による。 2. 適用気温 受注者は、日平均気温が 25℃を超えることが予想されるときは、暑中コンクリートと しての施工を行わなければならない。 3. 材料の温度 受注者は、コンクリートの材料の温度を、品質が確保できる範囲内で使用しなければ ならない。 3－9－2 施工 1. 施工計画書 暑中コンクリートにおいて、減水剤、AE 減水剤、流動化剤等を使用する場合は JIS A 6204（コンクリート用化学混和剤）の規格に適合する遅延形のものを使用することが望 ましい。なお、受注者は遅延剤を使用する場合には使用したコンクリートの品質を確か め、その使用方法添加量等について施工計画書に記載しなければならない。 2. 打設前の注意 受注者は、コンクリートの打設前に、地盤、型枠等のコンクリートから吸水する恐れ のある部分は十分吸水させなければならない。また、型枠及び鉄筋等が直射日光を受け て高温になる恐れのある場合は、散水及び覆い等の適切な処置を講じなければならない。 3. 打設時のコンクリート温度 打設時のコンクリート温度は、35℃以下を標準とする。コンクリート温度がこの上限 値を超える場合には、コンクリートが所要の品質を確保できることを確かめなければな らない。 4. 運搬時の注意 受注者は、コンクリートの運搬時にコンクリートが乾燥したり、熱せられたりするこ との少ない装置及び方法により運搬しなければならない。 5. 所用時間 コンクリートの練混ぜから打設終了までの時間は、1.5 時間を超えてはならない。 6. コールドジョイント 受注者は、コンクリートの打設をコールドジョイントが生じないよう行わなければな らない。	5. 型枠穴孔の補修材■ 受注者は、型枠穴孔の補修材の落下による第三者被害が想定される箇所については、 落下の懸念が少ない方法によることとし、その方法を施工計画書に記載しなければなら ない。 第 9 節 暑中コンクリート 3－9－1 一般事項 1. 一般事項 本節は、暑中コンクリートの施工に関する一般的事項を取り扱う。なお、本節に定め ない事項は、第 1 編第 3 章第 3 節レディーミクストコンクリート、第 4 節コンクリー トミキサー船、第 5 節現場練りコンクリート及び第 6 節運搬・打設の規定による。 2. 適用気温 受注者は、日平均気温が 25℃を超えることが予想されるときは、暑中コンクリートと しての施工を行わなければならない。 3. 材料の温度 受注者は、コンクリートの材料の温度を、品質が確保できる範囲内で使用しなければ ならない。 3－9－2 施工 1. 施工計画書 暑中コンクリートにおいて、減水剤、AE 減水剤、流動化剤等を使用する場合は JIS A 6204（コンクリート用化学混和剤）の規格に適合する遅延形のものを使用することが望 ましい。なお、受注者は遅延剤を使用する場合には使用したコンクリートの品質を確か め、その使用方法添加量等について施工計画書に記載しなければならない。 2. 打設前の注意 受注者は、コンクリートの打設前に、地盤、型枠等のコンクリートから吸水する恐れ のある部分は十分吸水させなければならない。また、型枠及び鉄筋等が直射日光を受け て高温になる恐れのある場合は、散水及び覆い等の適切な処置を講じなければならない。 3. 打設時のコンクリート温度 打設時のコンクリート温度の上限は、所定の品質を確保できる場合は 38℃とし、それ 以外の場合は 35℃とする。 4. 運搬時の注意 受注者は、コンクリートの運搬時にコンクリートが乾燥したり、熱せられたりするこ との少ない装置及び方法により運搬しなければならない。 5. 所用時間 コンクリートの練混ぜから打設終了までの時間は、1.5 時間を超えてはならない。 6. コールドジョイント 受注者は、コンクリートの打設をコールドジョイントが生じないよう行わなければな らない。

改正前（令和6年版）	改正後（令和8年版）
3－9－3 養生 受注者は、コンクリートの打設を終了後、速やかに養生を開始し、コンクリートの表面を乾燥から保護しなければならない。また、特に気温が高く湿度が低い場合には、打込み直後の急激な乾燥によってひび割れが生じることがあるので、直射日光、風等を防ぐために必要な処置を施さなければならない。 第10節 寒中コンクリート 3－10－1 一般事項 1. 一般事項 本節は、寒中コンクリートの施工に関する一般的事項を取り扱うものとする。なお、本節に定めのない事項は、第1編第3章第3節レディーマイクストコンクリート、第4節コンクリートミキサー船、第5節現場練りコンクリート及び第6節運搬・打設の規定による。 2. 適用気温 受注者は、日平均気温が4℃以下になることが予想されるときは、寒中コンクリートとしての施工を行わなければならない。 3. 寒中コンクリートの施工 受注者は、寒中コンクリートの施工にあたり、材料、配合、練混ぜ、運搬、打込み、養生、型枠・支保についてコンクリートが凍結しないように、また、寒冷下においても設計図書に示す品質が得られるようにしなければならない。 3－10－2 施工 1. 一般事項 受注者は、寒中コンクリートにおいて以下によらなければならない。 （1）受注者は、凍結しているか、または氷雪の混入している骨材をそのまま用いてはならない。 （2）受注者は、材料を加熱する場合、水または骨材を加熱することとし、セメントはどんな場合でも直接これを熱してはならない。骨材の加熱は、温度が均等で、かつ過度に乾燥しない方法による。 （3）受注者は、AEコンクリートを用いなければならない。これ以外を用いる場合は、監督員と協議しなければならない。 2. 熱量損失の低減 受注者は、熱量の損失を少なくするようにコンクリートの練混ぜ、運搬及び打込みを行わなければならない。 3. 打設時のコンクリート温度 受注者は、打込み時のコンクリートの温度を、構造物の断面最小寸法、気象条件等を考慮して、5～20℃の範囲に保たなければならない。 4. 材料投入順序の設定 受注者は、セメントが急結を起こさないように、加熱した材料をミキサーに投入する	3－9－3 養生 受注者は、コンクリートの打設を終了後、速やかに養生を開始し、コンクリートの表面を乾燥から保護しなければならない。また、特に気温が高く湿度が低い場合には、打込み直後の急激な乾燥によってひび割れが生じることがあるので、直射日光、風等を防ぐために必要な処置を施さなければならない。 第10節 寒中コンクリート 3－10－1 一般事項 1. 一般事項 本節は、寒中コンクリートの施工に関する一般的事項を取り扱うものとする。なお、本節に定めのない事項は、第1編第3章第3節レディーマイクストコンクリート、第4節コンクリートミキサー船、第5節現場練りコンクリート及び第6節運搬・打設の規定による。 2. 適用気温 受注者は、日平均気温が4℃以下になることが予想されるときは、寒中コンクリートとしての施工を行わなければならない。 3. 寒中コンクリートの施工 受注者は、寒中コンクリートの施工にあたり、材料、配合、練混ぜ、運搬、打込み、養生、型枠・支保についてコンクリートが凍結しないように、また、寒冷下においても設計図書に示す品質が得られるようにしなければならない。 3－10－2 施工 1. 一般事項 受注者は、寒中コンクリートにおいて以下によらなければならない。 （1）受注者は、凍結しているか、または氷雪の混入している骨材を用いてはならない。 （2）受注者は、材料を加熱する場合、水または骨材を加熱することとし、セメントはどんな場合でも直接これを熱してはならない。骨材の加熱は、温度が均等で、かつ過度に乾燥しない方法による。 （3）受注者は、AEコンクリートを用いなければならない。これ以外を用いる場合は、監督員と協議しなければならない。 2. 熱量損失の低減 受注者は、熱量の損失を少なくするようにコンクリートの練混ぜ、運搬及び打込みを行わなければならない。 3. 打設時のコンクリート温度 受注者は、打込み時のコンクリートの温度を、構造物の断面最小寸法、気象条件等を考慮して、5～20℃の範囲に保たなければならない。 4. 材料投入順序の設定 受注者は、セメントが急結を起こさないように、加熱した材料をミキサーに投入する

改正前（令和 6 年版）	改正後（令和 8 年版）																																																				
順序を設定しなければならない。 5. 氷雪の付着防止 受注者は、鉄筋、型枠等に氷雪が付着した状態でコンクリートを打設してはならない。 また、地盤が凍結している場合、これを溶かし、水分を十分に除去した後に打設しなければならない。 6. 凍結融解害コンクリートの除去 受注者は、凍結融解によって害をうけたコンクリートを除かなければならない。	順序を設定しなければならない。 5. 氷雪の付着防止 受注者は、鉄筋、型枠等に氷雪が付着した状態でコンクリートを打設してはならない。 また、地盤が凍結している場合、これを溶かし、水分を十分に除去した後に打設しなければならない。 6. 凍結融解害コンクリートの除去 受注者は、凍結融解によって害をうけたコンクリートを除かなければならない。																																																				
3－10－3 養生 1. 養生計画 受注者は、養生方法及び養生期間について、外気温、配合、構造物の種類及び大きさ、その他養生に影響を与えると考えられる要因を考慮して計画しなければならない。 2. 初期養生 受注者は、コンクリートの打込み終了後ただちにシートその他材料で表面を覆い、養生を始めるまでの間のコンクリートの表面の温度の急冷を防がなければならない。 3. 凍結の保護 受注者は、コンクリートが打込み後の初期に凍結しないように保護し、特に風を防がなければならない。 4. コンクリートに給熱 受注者は、コンクリートに給熱する場合、コンクリートが局部的に乾燥または熱せられることのないようにしなければならない。また、保温養生終了後、コンクリート温度を急速に低下させてはならない。 5. 養生中のコンクリート温度 受注者は、養生温度を 5℃以上に保たなければならない。また、養生期間については、表 3－4 の値以上とするのを標準とする。 なお、表 3－4 の養生期間の後、さらに 2 日間はコンクリート温度を 0℃以上に保たなければならない。また、湿潤養生に保つ養生日数として表 3－3 に示す期間も満足する必要がある。	3－10－3 養生 1. 養生計画 受注者は、養生方法及び養生期間について、外気温、配合、構造物の種類及び大きさ、その他養生に影響を与えると考えられる要因を考慮して計画しなければならない。 2. 初期養生 受注者は、コンクリートの打込み終了後ただちにシートその他材料で表面を覆い、養生を始めるまでの間のコンクリートの表面の温度の急冷を防がなければならない。 3. 凍結の保護 受注者は、コンクリートが打込み後の初期に凍結しないように保護し、特に風を防がなければならない。 4. コンクリートに給熱 受注者は、コンクリートに給熱する場合、コンクリートが局部的に乾燥または熱せられることのないようにしなければならない。また、保温養生終了後、コンクリート温度を急速に低下させてはならない。 5. 養生中のコンクリート温度 受注者は、養生温度を 5℃以上に保たなければならない。また、養生期間については、表 3－4 の値以上とするのを標準とする。 なお、表 3－4 の養生期間の後、さらに 2 日間はコンクリート温度を 0℃以上に保たなければならない。また、湿潤養生に保つ養生日数として表 3－3 に示す期間も満足する必要がある。																																																				
表 3－4 寒中コンクリートの温度制御養生期間 <table><tr><th rowspan="2">5℃以上の温度制御養生を行った後の次の春までに想定される凍結融解の頻度</th><th rowspan="2">養生温度</th><th colspan="3">セメントの種類</th></tr><tr><th>普通ポルトランドセメント</th><th>早強ポルトランドセメント</th><th>混合セメント B 種</th></tr><tr><td rowspan="2">(1) しばしば凍結融解を受ける場合</td><td>5℃</td><td>9 日</td><td>5 日</td><td>12 日</td></tr><tr><td>10℃</td><td>7 日</td><td>4 日</td><td>9 日</td></tr><tr><td rowspan="2">(2) まれに凍結融解を受ける場合</td><td>5℃</td><td>4 日</td><td>3 日</td><td>5 日</td></tr><tr><td>10℃</td><td>3 日</td><td>2 日</td><td>4 日</td></tr></table> 注：水セメント比が 55% の場合の標準的な養生期間を示した。水セメント比がこれと異なる	5℃以上の温度制御養生を行った後の次の春までに想定される凍結融解の頻度	養生温度	セメントの種類			普通ポルトランドセメント	早強ポルトランドセメント	混合セメント B 種	(1) しばしば凍結融解を受ける場合	5℃	9 日	5 日	12 日	10℃	7 日	4 日	9 日	(2) まれに凍結融解を受ける場合	5℃	4 日	3 日	5 日	10℃	3 日	2 日	4 日	表 3－4 寒中コンクリートの温度制御養生期間 <table><tr><th rowspan="2">5℃以上の温度制御養生と所定の湿潤養生を行った後に想定される気象条件</th><th rowspan="2">養生温度</th><th colspan="3">セメントの種類</th></tr><tr><th>普通ポルトランドセメント</th><th>早強ポルトランドセメント</th><th>混合セメント B 種</th></tr><tr><td rowspan="2">(1) 厳しい気象条件</td><td>5℃</td><td>9 日</td><td>5 日</td><td>12 日</td></tr><tr><td>10℃</td><td>7 日</td><td>4 日</td><td>9 日</td></tr><tr><td rowspan="2">(2) まれに凍結融解する程度の気象条件</td><td>5℃</td><td>4 日</td><td>3 日</td><td>5 日</td></tr><tr><td>10℃</td><td>3 日</td><td>2 日</td><td>4 日</td></tr></table> 注：水セメント比が 55% の場合の標準的な養生期間を示した。水セメント比がこれと異なる	5℃以上の温度制御養生と所定の湿潤養生を行った後に想定される気象条件	養生温度	セメントの種類			普通ポルトランドセメント	早強ポルトランドセメント	混合セメント B 種	(1) 厳しい気象条件	5℃	9 日	5 日	12 日	10℃	7 日	4 日	9 日	(2) まれに凍結融解する程度の気象条件	5℃	4 日	3 日	5 日	10℃	3 日	2 日	4 日
5℃以上の温度制御養生を行った後の次の春までに想定される凍結融解の頻度			養生温度	セメントの種類																																																	
	普通ポルトランドセメント	早強ポルトランドセメント		混合セメント B 種																																																	
(1) しばしば凍結融解を受ける場合	5℃	9 日	5 日	12 日																																																	
	10℃	7 日	4 日	9 日																																																	
(2) まれに凍結融解を受ける場合	5℃	4 日	3 日	5 日																																																	
	10℃	3 日	2 日	4 日																																																	
5℃以上の温度制御養生と所定の湿潤養生を行った後に想定される気象条件	養生温度	セメントの種類																																																			
		普通ポルトランドセメント	早強ポルトランドセメント	混合セメント B 種																																																	
(1) 厳しい気象条件	5℃	9 日	5 日	12 日																																																	
	10℃	7 日	4 日	9 日																																																	
(2) まれに凍結融解する程度の気象条件	5℃	4 日	3 日	5 日																																																	
	10℃	3 日	2 日	4 日																																																	

改正前（令和6年版）	改正後（令和8年版）
場合は適宜増減する。 第11節 マスコンクリート 3-11-1 一般事項 本節は、マスコンクリートの施工に関する一般的事項を取り扱う。 3-11-2 施工 1. 一般事項 受注者は、マスコンクリートの施工にあたって、事前にセメントの水和熱による温度応力及び温度ひび割れに対して、2 以下について十分な検討を行わなければならない。 2. マスコンクリート打設計画 受注者は、温度ひび割れに関する検討結果に基づき、打込み区画の大きさ、リフト高さ、継目の位置及び構造、打込み時間間隔を設定しなければならない。 3. マスコンクリート打設温度 受注者は、あらかじめ計画した温度を超えて打ち込みを行ってはならない。 4. マスコンクリート温度制御 受注者は、養生にあたって、温度ひび割れ制御が計画どおりに行えるようコンクリート温度を制御しなければならない。 5. 型枠による対策 受注者は、温度ひび割れに制御が適切に行えるよう、実際の施工条件に基づく温度ひび割れの照査時に想定した型枠の材料及び構造を選定するとともに、型枠を適切な期間存置しなければならない。 第12節 水中コンクリート 3-12-1 一般事項 本節は、水中コンクリートの施工に関する一般的事項を取り扱う。なお、本節に定めのない事項は、第1編第3章第3節レディームイクストコンクリート、第4節コンクリートミキサ一船、第5節現場練りコンクリート、第6節運搬・打設及び第8節型枠・支保の規定による。 3-12-2 施工 1. 一般事項 受注者は、コンクリートを静水中に打設しなければならない。これ以外の場合であっても、流速は 0.05m/s 以下でなければ打設してはならない。 2. 水中落下の防止 受注者は、コンクリートを水中落下させないようにし、かつ、打設開始時のコンクリートは水と直接接しないようにしなければならない。 3. 水中コンクリート打設時の注意 受注者は、コンクリート打設中、その面を水平に保ちながら、規定の高さに達するまで連続して打設しなければならない。なお、やむを得ず打設を中止した場合は、そのコンクリートのレイタンスを完全に除かなければ次のコンクリートを打設してはならな	場合は適宜増減する。 第11節 マスコンクリート 3-11-1 一般事項 本節は、マスコンクリートの施工に関する一般的事項を取り扱う。 3-11-2 施工 1. 一般事項 受注者は、マスコンクリートの施工にあたって、事前にセメントの水和熱による温度応力及び温度ひび割れに対して、2 以下について十分な検討を行わなければならない。 2. マスコンクリート打設計画 受注者は、温度ひび割れに関する検討結果に基づき、打込み区画の大きさ、リフト高さ、継目の位置及び構造、打込み時間間隔を設定しなければならない。 3. マスコンクリート打設温度 受注者は、あらかじめ計画した温度を超えて打ち込みを行ってはならない。 4. マスコンクリート温度制御 受注者は、養生にあたって、温度ひび割れ制御が計画どおりに行えるようコンクリート温度を制御しなければならない。 5. 型枠による対策 受注者は、温度ひび割れに制御が適切に行えるよう、実際の施工条件に基づく温度ひび割れの照査時に想定した型枠の材料及び構造を選定するとともに、型枠を適切な期間存置しなければならない。 第12節 水中コンクリート 3-12-1 一般事項 本節は、水中コンクリートの施工に関する一般的事項を取り扱う。なお、本節に定めのない事項は、第1編第3章第3節レディームイクストコンクリート、第4節コンクリートミキサ一船、第5節現場練りコンクリート、第6節運搬・打設及び第8節型枠・支保の規定による。 3-12-2 施工 1. 一般事項 受注者は、コンクリートを静水中に打設しなければならない。これ以外の場合であっても、流速は 0.05m/s 以下でなければ打設してはならない。 2. 水中落下の防止 受注者は、コンクリートを水中落下させないようにし、かつ、打設開始時のコンクリートは水と直接接しないようにしなければならない。 3. 水中コンクリート打設時の注意 受注者は、コンクリート打設中、その面を水平に保ちながら、規定の高さに達するまで連続して打設しなければならない。なお、やむを得ず打設を中止した場合は、そのコンクリートのレイタンスを完全に除かなければ次のコンクリートを打設してはならな

改正前（令和 6 年版）	改正後（令和 8 年版）
い。 4. レイタンス発生の防止 受注者は、レイタンスの発生を少なくするため、打設中のコンクリートをかきみださないようにしなければならない。 5. 水の流動防止 受注者は、コンクリートが硬化するまで、水の流動を防がなければならない。なお、設計図書に特別の処置が指定されている場合は、それに従わなければならない。 6. 水中コンクリート型枠 受注者は、水中コンクリートに使用する型枠について、仕上げの計画天端高が、水面より上にある場合は、海水面の高さ以上のところに、型枠の各面に水抜き穴を設けなければならない。 7. 水中コンクリートの打設方法 受注者、ケーシング（コンクリートポンプとケーシングの併用方式）、トレミーまたはコンクリートポンプを使用してコンクリートを打設しなければならない。これにより難しい場合は、代替工法について監督員と協議しなければならない。 8. ケーシング打設（コンクリートポンプとケーシングの併用方式） （1）受注者は、打込み開始にあたって、ケーシングの先端にプランジャーや鋼製蓋を装着し、その筒先を地盤に着地させ、ケーシングの安定や水密性を確かめてから輸送管を通してコンクリートを打ち込まなければならない。 （2）受注者は、コンクリート打込み中、輸送管を起重機船等で吊り上げている場合は、できるだけ船体の動揺を少なくしなければならない。 （3）打込み時において、輸送管及びケーシングの先端は、常にコンクリート中に挿入しなければならない。 （4）受注者は、打込み時のケーシング引き上げにあたって、既に打ち込まれたコンクリートをかき乱さないように垂直に引き上げなければならない。 （5）受注者は、1 本のケーシングで打ち込む面積について、コンクリートの水中流動距離を考慮して過大であってはならない。 （6）受注者は、コンクリートの打継目をやむを得ず水中に設ける場合、旧コンクリート表層の材料分離を起こしているコンクリートを完全に除去してから新コンクリートを打ち込まなければならない。 （7）受注者は、打込みが終り、ほぼ所定の高さに均したコンクリートの上面が、しみ出た水がなくなるか、または上面の水を処理した後でなければ、これを仕上げてはならない。 9. トレミー打設 （1）受注者は、トレミーを水密でコンクリートが自由落下できる大きさとし、打設中は常にコンクリートで満たさなければならない。また、打設中にトレミーを水平移動してはならない。 （2）受注者は、1 本のトレミーで打ち込む面積について、コンクリートの水中流動距離を考慮して過大であってはならない。 （3）受注者は、トレミーの取扱いの各段階における状態をあらかじめ詳しく検討し、打	い。 4. レイタンス発生の防止 受注者は、レイタンスの発生を少なくするため、打設中のコンクリートをかきみださないようにしなければならない。 5. 水の流動防止 受注者は、コンクリートが硬化するまで、水の流動を防がなければならない。なお、設計図書に特別の処置が指定されている場合は、それに従わなければならない。 6. 水中コンクリート型枠 受注者は、水中コンクリートに使用する型枠について、仕上げの計画天端高が、水面より上にある場合は、海水面の高さ以上のところに、型枠の各面に水抜き穴を設けなければならない。 7. 水中コンクリートの打設方法 受注者、ケーシング（コンクリートポンプとケーシングの併用方式）、トレミー、コンクリートポンプまたは底開き箱や底開き袋を使用してコンクリートを打設するものとする。これにより難しい場合は、代替工法について監督員と協議しなければならない。 8. ケーシング打設（コンクリートポンプとケーシングの併用方式） （1）受注者は、打込み開始にあたって、ケーシングの先端にプランジャーや鋼製蓋を装着し、その筒先を地盤に着地させ、ケーシングの安定や水密性を確かめてから輸送管を通してコンクリートを打ち込まなければならない。 （2）受注者は、コンクリート打込み中、輸送管を起重機船等で吊り上げている場合は、できるだけ船体の動揺を少なくしなければならない。 （3）打込み時において、輸送管及びケーシングの先端は、常にコンクリート中に挿入しなければならない。 （4）受注者は、打込み時のケーシング引き上げにあたって、既に打ち込まれたコンクリートをかき乱さないように垂直に引き上げなければならない。 （5）受注者は、1 本のケーシングで打ち込む面積について、コンクリートの水中流動距離を考慮して過大であってはならない。 （6）受注者は、コンクリートの打継目をやむを得ず水中に設ける場合、旧コンクリート表層の材料分離を起こしているコンクリートを完全に除去してから新コンクリートを打ち込まなければならない。 （7）受注者は、打込みが終り、ほぼ所定の高さに均したコンクリートの上面が、しみ出た水がなくなるか、または上面の水を処理した後でなければ、これを仕上げてはならない。 9. トレミー打設 （1）受注者は、トレミーを水密でコンクリートが自由に移動できる大きさとし、打設中は、先端を杭に打ち込まれたコンクリート中に挿入しておき、水平移動してはならない。 （2）受注者は、1 本のトレミーで打ち込む面積について、コンクリートの水中流動距離を考慮して過大であってはならない。 （3）受注者は、トレミーの取扱いの各段階における状態をあらかじめ詳しく検討し、打

改正前（令和 6 年版）	改正後（令和 8 年版）
込み中のコンクリートに対して好ましくない状態が起こらないよう、予防措置を講じなければならない。 （４）受注者は、特殊なトレミーを使用する場合には、その適合性を確かめ、使用方法を十分検討しなければならない。 10. コンクリートポンプ打設 （１）コンクリートポンプの配管は、水密でなければならない。 （２）打込みの方法は、トレミーの場合に準じなければならない。 11. 底開き箱及び底開き袋による打設 受注者は、底開き箱及び底開き袋を使用してコンクリートを打設する場合、底開き箱及び底開き袋の底が打設面上に達した際、容易にコンクリートを吐き出しできる構造のものをを用いる。また、打設にあたっては、底開き箱及び底開き袋を静かに水中に降ろし、コンクリートを吐き出した後は、コンクリートから相当離れるまで徐々に引き上げる。ただし、底開き箱または底開き袋を使用する場合は、事前に監督員の承諾を得なければならない。 ３－12－３ 海水の作用を受けるコンクリート １. 一般事項 受注者は、海水の作用を受けるコンクリートの施工にあたり、品質が確保できるように、打込み、締固め、養生などを行わなければならない。 2. 水平打継目の設置位置 受注者は、設計図書に示す最高潮位から上 60 cm 及び最低潮位から下 60 cm の間のコンクリートに水平打継目を設けてはならない。干満差が大きく一回の打上がり高さが非常に高くなる場合や、その他やむを得ない事情で打継目を設ける必要がある場合には、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。 3. 海水からの保護期間 受注者は、普通ポルトランドセメントを用いた場合材齢 5 日以上、高炉セメント、フライアッシュセメントを用いた場合、B 種については、材令 7 日以上とし、さらに、日平均気温が 10℃ 以下となる場合には、9 日以上になるまで海水にあらわれないよう保護しなければならない。 第13節 水中不分離性コンクリート ３－13－１ 一般事項 本節は、水中コンクリート構造物に用いる水中不分離性コンクリートの施工に関する一般的事項を取り扱う。なお、本節に定めのない事項は、第1編第3章第3節レディーミクストコンクリート、第4節コンクリートミキサ一船、第5節現場練りコンクリート、第7節鉄筋工及び第8節型枠・支保の規定による。 ３－13－２ 材料の貯蔵 材料の貯蔵は、第1編3－5－2材料の貯蔵の規定による。	込み中のコンクリートに対して好ましくない状態が起こらないよう、予防措置を講じなければならない。 （４）受注者は、特殊なトレミーを使用する場合には、その適合性を確かめ、使用方法を十分検討しなければならない。 10. コンクリートポンプ打設 （１）コンクリートポンプの配管は、水密でなければならない。 （２）打込みの方法は、トレミーの場合に準じなければならない。 11. 底開き箱及び底開き袋による打設 受注者は、底開き箱及び底開き袋を使用してコンクリートを打設する場合、底開き箱及び底開き袋の底が打設面上に達した際、容易にコンクリートを吐き出しできる構造のものをを用いる。また、打設にあたっては、底開き箱及び底開き袋を静かに水中に降ろし、コンクリートを吐き出した後は、コンクリートから相当離れるまで徐々に引き上げる。ただし、底開き箱または底開き袋を使用する場合は、事前に監督員の承諾を得なければならない。 ３－12－３ 海水の作用を受けるコンクリート １. 一般事項 受注者は、海水の作用、波浪や海水飛沫の影響を受ける構造物に使用されるコンクリートは、海洋コンクリートとして、設計耐用期間を通じてコンクリート自体の劣化や鋼材の腐食等によって、所要に性能が損なわれないように施工しなければならない。 2. 水平打継目の設置位置 受注者は、設計図書に示す最高潮位から上 600mm 及び最低潮位から下 600mm の間のコンクリートに水平打継目を設けてはならない。干満差が大きく一回の打上がり高さが非常に高くなる場合や、その他やむを得ない事情で打継目を設ける必要がある場合には、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。 3. 海水からの保護期間 受注者は、普通ポルトランドセメントを用いた場合材齢 5 日以上、高炉セメント、フライアッシュセメントを用いた場合、B 種については、材令 7 日以上とし、さらに、日平均気温が 10℃ 以下となる場合には、9 日以上になるまで海水にあらわれないよう保護しなければならない。 第13節 水中不分離性コンクリート ３－13－１ 一般事項 本節は、水中コンクリート構造物に用いる水中不分離性コンクリートの施工に関する一般的事項を取り扱う。なお、本節に定めのない事項は、第1編第3章第3節レディーミクストコンクリート、第4節コンクリートミキサ一船、第5節現場練りコンクリート、第7節鉄筋工及び第8節型枠・支保の規定による。 ３－13－２ 材料の貯蔵 材料の貯蔵は、第1編3－5－2材料の貯蔵の規定による。

改正前（令和 6 年版）	改正後（令和 8 年版）																												
3－13－3 コンクリートの製造 1. 一般事項 受注者は、所要の品質の水中不分離性コンクリートを製造するため、コンクリートの各材料を正確に計量し、十分に練混ぜる。 2. 計量装置 計量装置は、第 1 編 3－5－4 材料の計量及び練混ぜの規定による。 3. 材料の計量 （1）受注者は、各材料を 1 バッチ分ずつ質量計量しなければならない。 ただし、水及び混和剤溶液は容積計量してもよい。 （2）計量値の許容差は、1 バッチ計量分に対し、「表 3－5 計量の許容誤差（水中不分離性コンクリート）」の値以下とする。 表 3－5 計量値の許容差（水中不分離性コンクリート） <table><tr><th>材料の種類</th><th>最大値（％）</th></tr><tr><td>水</td><td>1</td></tr><tr><td>セメント</td><td>1</td></tr><tr><td>骨材</td><td>3</td></tr><tr><td>混和材</td><td>2※</td></tr><tr><td>水中不分離性混和剤</td><td>3</td></tr><tr><td>混和剤</td><td>3</td></tr></table> ※高炉スラグ微粉末の場合は、1（％）以内 4. 練混ぜ （1）受注者は、レディーミクストコンクリートを用いる場合、本節によるほか、JIS A 5308（レディーミクストコンクリート）に準じる。 （2）受注者は、強制練りバッチミキサーを用いてコンクリートを練混ぜる。 （3）受注者は、コンクリート製造設備の整ったプラントで練混ぜなければならない。 なお、やむを得ず現場で水中不分離性混和剤及び高性能減水剤を添加する場合は、事前に以下の項目を検討し監督員と協議しなければならない。 ① 混和剤の添加方法・時期 ② アジテータトラック 1 車輛の運搬量 ③ コンクリート品質の試験確認 （4）受注者は、練混ぜ時間を試験によって定めなければならない。 （5）受注者は、練混ぜ開始にあたって、あらかじめミキサーにモルタルを付着させなければならない。	材料の種類	最大値（％）	水	1	セメント	1	骨材	3	混和材	2※	水中不分離性混和剤	3	混和剤	3	3－13－3 コンクリートの製造 1. 一般事項 受注者は、所要の品質の水中不分離性コンクリートを製造するため、コンクリートの各材料を正確に計量し、十分に練混ぜる。 2. 計量装置 計量装置は、第 1 編 3－5－4 材料の計量及び練混ぜの規定による。 3. 材料の計量 （1）受注者は、各材料を 1 バッチ分ずつ質量計量しなければならない。 ただし、水及び混和剤溶液は第 1 編 3－5－4 材料の計量及び練混ぜ、表 3－2 計量値の許容差に示した許容差内である場合には、体積で計量してもよい。 （2）計量値の許容差は、1 バッチ計量分に対し、「表 3－5 計量の許容誤差（水中不分離性コンクリート）」の値以下とする。 表 3－5 計量値の許容差（水中不分離性コンクリート） <table><tr><th>材料の種類</th><th>計量値の許容値（％）</th></tr><tr><td>水</td><td>± 1</td></tr><tr><td>セメント</td><td>± 1</td></tr><tr><td>骨材</td><td>± 3</td></tr><tr><td>混和材</td><td>± 2※</td></tr><tr><td>水中不分離性混和剤</td><td>± 3</td></tr><tr><td>混和剤</td><td>± 3</td></tr></table> ※高炉スラグ微粉末の場合は、± 1（％）以内 4. 練混ぜ （1）受注者は、レディーミクストコンクリートを用いる場合、本節によるほか、JIS A 5308（レディーミクストコンクリート）に準じる。 （2）受注者は、強制練りバッチミキサーを用いてコンクリートを練混ぜる。 （3）受注者は、コンクリート製造設備の整ったプラントで練混ぜなければならない。 なお、やむを得ず現場で水中不分離性混和剤及び高性能減水剤を添加する場合は、事前に以下の項目を検討し監督員と協議しなければならない。 ① 混和剤の添加方法・時期 ② アジテータトラック 1 車輛の運搬量 ③ コンクリート品質の試験確認 （4）受注者は、練混ぜ時間を試験によって定めなければならない。 （5）受注者は、練混ぜ開始にあたって、あらかじめミキサーにモルタルを付着させなければならない。	材料の種類	計量値の許容値（％）	水	± 1	セメント	± 1	骨材	± 3	混和材	± 2※	水中不分離性混和剤	± 3	混和剤	± 3
材料の種類	最大値（％）																												
水	1																												
セメント	1																												
骨材	3																												
混和材	2※																												
水中不分離性混和剤	3																												
混和剤	3																												
材料の種類	計量値の許容値（％）																												
水	± 1																												
セメント	± 1																												
骨材	± 3																												
混和材	± 2※																												
水中不分離性混和剤	± 3																												
混和剤	± 3																												

改正前（令和 6 年版）	改正後（令和 8 年版）
5. ミキサー、運搬機器の洗浄及び洗浄排水の処理 （１）受注者は、ミキサー及び運搬機器を使用の前後に十分洗浄しなければならない。 （２）受注者は、洗浄排水の処理方法をあらかじめ定めなければならない。	5. ミキサー、運搬機器の洗浄及び洗浄排水の処理 （１）受注者は、ミキサー及び運搬機器を使用の前後に十分洗浄しなければならない。 （２）受注者は、洗浄排水の処理方法をあらかじめ定めなければならない。
3－13－4 運搬打設 1. 準備 （１）受注者は、フレッシュコンクリートの粘性を考慮して、運搬及び打設の方法を適切に設定しなければならない。 （２）受注者は、打設されたコンクリートが均質となるように、打設用具の配置間隔及び 1 回の打上り高さを定めなければならない。 2. 運搬 受注者は、コンクリートの運搬中に骨材の沈降を防止し、かつ、荷下しが容易なアジテータトラック等で運搬しなければならない。 3. 打設 （１）受注者は、打設に先立ち、鉄筋、型枠、打込設備等が計画どおりに配置されていることを確かめなければならない。 （２）受注者は、コンクリートをコンクリートポンプまたはトレミーを用いて打ち込まなければならない。 （３）受注者は、コンクリートポンプを使用する場合、コンクリートの品質低下を生じさせないように行わなければならない。 （４）受注者は、トレミーを使用する場合、コンクリートが円滑に流下する断面寸法を持ち、トレミーの継手は水密なものを使用しなければならない。 （５）受注者は、コンクリートの品質低下を生じさせないように、コンクリートの打込みを連続的に行わなければならない。 （６）受注者は、コンクリートを静水中で水中落下高さ 50cm 以下で打ち込まなければならない。やむを得ず、流水中や水中落下高さが 50 cmを超える状態での打込みを行う場合には、所要の品質を満足するコンクリートが得られることを確認するとともに、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。 （７）受注者は、水中流動距離を 5m以下としなければならない。 （８）受注者は、波浪の影響を受ける場所では、打設前に、気象・海象等がコンクリートの施工や品質に悪影響を与えないことを確かめなければならない。 4. 打継ぎ （１）受注者は、せん断力の小さい位置に打継目を設け、新旧コンリートが十分に密着するように処置しなければならない。 （２）受注者は、打継面を高圧ジェット、水中清掃機械等を用い清掃し、必要に応じて補強鉄筋等により補強しなければならない。 5. コンクリート表面の保護 受注者は、流水、波等の影響により、セメント分の流失またはコンクリートが洗掘されるおそれがある場合、表面をシートで覆う等の適切な処置をしなければならない。	3－13－4 運搬打設 1. 準備 （１）受注者は、フレッシュコンクリートの粘性を考慮して、運搬及び打設の方法を適切に設定しなければならない。 （２）受注者は、打設されたコンクリートが均質となるように、打設用具の配置間隔及び 1 回の打上り高さを定めなければならない。 2. 運搬 受注者は、コンクリートの運搬中に骨材の沈降を防止し、かつ、荷下しが容易なアジテータトラック等で運搬しなければならない。 3. 打設 （１）受注者は、打設に先立ち、鉄筋、型枠、打込設備等が計画どおりに配置されていることを確かめなければならない。 （２）受注者は、コンクリートをコンクリートポンプまたはトレミーを用いて打ち込まなければならない。 （３）受注者は、コンクリートポンプを使用する場合、コンクリートの品質低下を生じさせないように行わなければならない。 （４）受注者は、トレミーを使用する場合、コンクリートが円滑に流下する断面寸法を持ち、トレミーの継手は水密なものを使用しなければならない。 （５）受注者は、コンクリートの品質低下を生じさせないように、コンクリートの打込みを連続的に行わなければならない。 （６）受注者は、コンクリートを静水中で水中落下高さ 50cm 以下で打ち込まなければならない。やむを得ず、流水中や水中落下高さが 50 cmを超える状態での打込みを行う場合には、所要の品質を満足するコンクリートが得られることを確認するとともに、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。 （７）受注者は、水中流動距離を 5m以下としなければならない。 （８）受注者は、波浪の影響を受ける場所では、打設前に、気象・海象等がコンクリートの施工や品質に悪影響を与えないことを確かめなければならない。 4. 打継ぎ （１）受注者は、せん断力の小さい位置に打継目を設け、新旧コンリートが十分に密着するように処置しなければならない。 （２）受注者は、打継面を高圧ジェット、水中清掃機械等を用い清掃し、必要に応じて補強鉄筋等により補強しなければならない。 5. コンクリート表面の保護 受注者は、流水、波等の影響により、セメント分の流失またはコンクリートが洗掘されるおそれがある場合、表面をシートで覆う等の適切な処置をしなければならない。

改正前（令和 6 年版）	改正後（令和 8 年版）
第14節 プレパックドコンクリート 3－14－1 一般事項 本節は、プレパックドコンクリートの施工に関する一般的事項を取り扱う。なお、本節に定めのない事項は、第1編第3章第3節レディーミクストコンクリート、第4節コンクリートミキサー船、第5節現場練りコンクリート、第6節運搬・打設、第7節鉄筋工及び第8節型枠・支保の規定による。 3－14－2 施工機器 1. 施工機械 （1）受注者は、5 分以内に規定の品質の注入モルタルを練混ぜることのできるモルタルミキサーを使用しなければならない。 （2）受注者は、注入モルタルを緩やかに攪拌でき、モルタルの注入が完了するまで規定の品質を保てるアジテータを使用しなければならない。 （3）受注者は、十分な圧送能力を有し、注入モルタルを連続的に、かつ、空気を混入させないで注入できるモルタルポンプを使用しなければならない。 2. 輸送管 受注者は、注入モルタルを円滑に輸送できる輸送管を使用しなければならない。 3. 注入管 受注者は、確実に、かつ、円滑に注入作業ができる注入管を使用しなければならない。なお、注入管の内径寸法は、輸送管の内径寸法以下とする。 3－14－3 施工 1. 型枠 （1）受注者は、型枠をプレパックドコンクリートの側圧及びその他施工時の外力に十分耐える構造に組み立てなければならない。 （2）受注者は、事前に型枠の取外し時期について、監督員の承諾を得なければならない。 2. モルタルの漏出防止 受注者は、基礎と型枠との間や型枠の継目などの隙間から、注入モルタルが漏れないように処置しなければならない。 3. 粗骨材の投入 （1）受注者は、粗骨材の投入に先立ち、鉄筋、注入管、検査管等を規定の位置に配置しなければならない。 （2）受注者は、粗骨材を大小粒が均等に分布するように、また、破碎しないように投入しなければならない。 （3）受注者は、粗骨材を泥やごみ、藻貝類など付着しないよう良好な状態に管理しなければならない。 4. 注入管の配置 （1）受注者は、鉛直注入管を水平間隔 2m 以下に配置しなければならない。なお、水平間隔が 2m を超える場合は、事前に監督員の承諾を得なければならない。	第14節 プレパックドコンクリート 3－14－1 一般事項 本節は、プレパックドコンクリートの施工に関する一般的事項を取り扱う。なお、本節に定めのない事項は、第1編第3章第3節レディーミクストコンクリート、第4節コンクリートミキサー船、第5節現場練りコンクリート、第6節運搬・打設、第7節鉄筋工及び第8節型枠・支保の規定による。 3－14－2 施工機器 1. 施工機械 （1）受注者は、5 分以内に規定の品質の注入モルタルを練混ぜることのできるモルタルミキサーを使用しなければならない。 （2）受注者は、注入モルタルを緩やかに攪拌でき、モルタルの注入が完了するまで規定の品質を保てるアジテータを使用しなければならない。 （3）受注者は、十分な圧送能力を有し、注入モルタルを連続的に、かつ、空気を混入させないで注入できるモルタルポンプを使用しなければならない。 2. 輸送管 受注者は、注入モルタルを円滑に輸送できる輸送管を使用しなければならない。 3. 注入管 受注者は、確実に、かつ、円滑に注入作業ができる注入管を使用しなければならない。なお、注入管の内径寸法は、輸送管の内径寸法以下とする。 3－14－3 施工 1. 型枠 （1）受注者は、型枠をプレパックドコンクリートの側圧及びその他施工時の外力に十分耐える構造に組み立てなければならない。 （2）受注者は、事前に型枠の取外し時期について、監督員の承諾を得なければならない。 2. モルタルの漏出防止 受注者は、基礎と型枠との間や型枠の継目などの隙間から、注入モルタルが漏れないように処置しなければならない。 3. 粗骨材の投入 （1）受注者は、粗骨材の投入に先立ち、鉄筋、注入管、検査管等を規定の位置に配置しなければならない。 （2）受注者は、粗骨材を大小粒が均等に分布するように、また、破碎しないように投入しなければならない。 （3）受注者は、粗骨材を泥やごみ、藻貝類など付着しないよう良好な状態に管理しなければならない。 4. 注入管の配置 （1）受注者は、鉛直注入管を水平間隔 2m 以下に配置しなければならない。なお、水平間隔が 2m を超える場合は、事前に監督員の承諾を得なければならない。

改正前（令和 6 年版）	改正後（令和 8 年版）
（2）受注者は、水平注入管の水平間隔を 2m 程度、鉛直間隔を 1.5m 程度に配置しなければならない。また、水平注入管には、逆流防止装置を備えなければならない。 5. 練混ぜ （1）受注者は、練混ぜをモルタルミキサーで行うものとし、均一なモルタルが得られるまで練混ぜなければならない。 （2）受注者は、練混ぜ作業には、細骨材の粒度及び表面水量を確かめ、規定の流動性等の品質が得られるように、粒度の調整、配合の修正、水量の補正等の適切な処置をしなければならない。 （3）受注者は、モルタルミキサー1 バッチの練混ぜを、ミキサーの定められた練混ぜ容量に適した量で練混ぜなければならない。 6. 注入 （1）受注者は、管の建込み終了後、異常がないことを確かめた後、モルタルを注入しなければならない。 （2）受注者は、規定の高さまで継続して、モルタル注入を行わなければならない。なお、やむを得ず注入を中断し、設計図書または施工計画にないところに打継目を設ける場合は、事前に打継目処置方法に関して監督員の承諾を得なければならない。 （3）受注者は、最下部から上方へモルタル注入するものとし、注入モルタル上面の上昇速度は 0.3～2.0m/h としなければならない。 （4）受注者は、鉛直注入管を引き抜きながら注入するものとし、注入管の先端を、0.5～2.0m モルタル中に埋込まれた状態に保たなければならない。 （5）受注者は、注入が完了するまで、モルタルの攪拌を続けなければならない。 7. 注入モルタルの上昇状況の確認 受注者は、注入モルタルの上昇状況を確認するため、注入モルタルの上面の位置を測定できるようにしておかなければならない。 8. 寒中における施工 受注者は、寒中における施工の場合、粗骨材及び注入モルタルの凍結を防ぐ処置をしなければならない。また、注入モルタルの膨張の遅延が起こるのを防ぐため、必要に応じて、適切な保温給熱を行わなければならない。 9. 暑中における施工 受注者は、暑中における施工の場合、注入モルタルの温度上昇、注入モルタルの過早な膨張及び流動性の低下等が起こらないよう施工しなければならない。 第15節 袋詰コンクリート 3－15－1 一般事項 本節は、袋詰コンクリートの施工に関する一般的事項を取り扱う。なお、本節に定めのない事項は、第1編第3章第12節水中コンクリートの規定による。 3－15－2 施工 1. 袋詰 受注者は、袋の容量の 2／3 程度にコンクリートを詰め、袋の口を確実に縛らなければ	（2）受注者は、水平注入管の水平間隔を 2m 程度、鉛直間隔を 1.5m 程度に配置しなければならない。また、水平注入管には、逆流防止装置を備えなければならない。 5. 練混ぜ （1）受注者は、練混ぜをモルタルミキサーで行うものとし、均一なモルタルが得られるまで練混ぜなければならない。 （2）受注者は、練混ぜ作業には、細骨材の粒度及び表面水量を確かめ、規定の流動性等の品質が得られるように、粒度の調整、配合の修正、水量の補正等の適切な処置をしなければならない。 （3）受注者は、モルタルミキサー1 バッチの練混ぜを、ミキサーの定められた練混ぜ容量に適した量で練混ぜなければならない。 6. 注入 （1）受注者は、管の建込み終了後、異常がないことを確かめた後、モルタルを注入しなければならない。 （2）受注者は、規定の高さまで継続して、モルタル注入を行わなければならない。なお、やむを得ず注入を中断し、設計図書または施工計画にないところに打継目を設ける場合は、事前に打継目処置方法に関して監督員の承諾を得なければならない。 （3）受注者は、最下部から上方へモルタル注入するものとし、注入モルタル上面の上昇速度は 0.3～2.0m/h としなければならない。 （4）受注者は、鉛直注入管を引き抜きながら注入するものとし、注入管の先端を、0.5～2.0m モルタル中に埋込まれた状態に保たなければならない。 （5）受注者は、注入が完了するまで、モルタルの攪拌を続けなければならない。 7. 注入モルタルの上昇状況の確認 受注者は、注入モルタルの上昇状況を確認するため、注入モルタルの上面の位置を測定できるようにしておかなければならない。 8. 寒中における施工 受注者は、寒中における施工の場合、粗骨材及び注入モルタルの凍結を防ぐ処置をしなければならない。また、注入モルタルの膨張の遅延が起こるのを防ぐため、必要に応じて、適切な保温給熱を行わなければならない。 9. 暑中における施工 受注者は、暑中における施工の場合、注入モルタルの温度上昇、注入モルタルの過早な膨張及び流動性の低下等が起こらないよう施工しなければならない。 第15節 袋詰コンクリート 3－15－1 一般事項 本節は、袋詰コンクリートの施工に関する一般的事項を取り扱う。なお、本節に定めのない事項は、第1編第3章第12節水中コンクリートの規定による。 3－15－2 施工 1. 袋詰 受注者は、袋の容量の 2／3 程度にコンクリートを詰め、袋の口を確実に縛らなければ

改正前（令和 6 年版）	改正後（令和 8 年版）
ならない。 2. 袋詰コンクリート積みの方 受注者は、袋を長手及び小口の層に交互に、1 袋ずつ丁寧に積みなければならない。 また、水中に投げ込んでではない。 第16節 超速硬コンクリート 3－16－1 一般事項 1. 超速硬コンクリートの施工 受注者は、超速硬コンクリートの施工にあたっては、施工前に練混ぜ・運搬・打込みの方法、練混ぜ時間、練混ぜ開始から打込み完了までの時間、打込み区間、打込み順序及び仕上げ時期について施工計画書に記載しなければならない。 2. 調査試験及び確認資料 受注者は、硬化後荷重を載荷する時の強度及びその確認方法について、施工計画書に記載しなければならない。なお、施工にあたっては、調査試験及び確認資料を整備・保管し、監督員または検査員の請求があった場合は速やかに提示するとともに、完成時に納品する。 3. 品質管理試験 超速硬コンクリートの品質管理試験の基準は、以下のとおりとする。 （1）試験回数(圧縮強度試験) コンクリート打設日毎に(交通開放前) 圧縮強度試験を行うこととする。 （2）品質規格 3 時間圧縮強度24N/mm²以上 Q₃H スランプ MAX 24 — 12 — 25 第17節 既設RC構造物への削孔 1. 一般事項 受注者は、工事に先立ち、現地を詳細に把握するために現地調査を行い、削孔しようとする構造物について、形状や鉄筋の配置、添加物等の状況を把握するものとする。 （1）受注者は、既設構造物の鉄筋位置の確認方法については、事前に監督員と協議するものとする。 （2）事前調査により削孔が鉄筋に当たる予測がされた場合、対処法を検討のうえ監督員と協議するものとする。 （3）削孔時にドリルまたはコアボーリングビットが鉄筋に当たった場合は、ただちに施工を中断し監督員に報告し、対処法を検討のうえ、監督員と協議するものとする。 （4）削孔にコアボーリングビットを使用した場合は、検査確認時までコアを保存するものとする。 （5）非破壊試験による測定を実施する場合には、測定者は測定機器の操作方法及びその評価方法について十分な知識を有する者とする。なお、資格等（講習会の受講等を含	ならない。 2. 袋詰コンクリート積みの方 受注者は、袋を長手及び小口の層に交互に、1 袋ずつ丁寧に積みなければならない。 また、水中に投げ込んでではない。 第16節 超速硬コンクリート 3－16－1 一般事項 1. 超速硬コンクリートの施工 受注者は、超速硬コンクリートの施工にあたっては、施工前に練混ぜ・運搬・打込みの方法、練混ぜ時間、練混ぜ開始から打込み完了までの時間、打込み区間、打込み順序及び仕上げ時期について施工計画書に記載しなければならない。 2. 調査試験及び確認資料 受注者は、硬化後荷重を載荷する時の強度及びその確認方法について、施工計画書に記載しなければならない。なお、施工にあたっては、調査試験及び確認資料を整備・保管し、監督員または検査員の請求があった場合は速やかに提示するとともに、完成時に納品する。 3. 品質管理試験 超速硬コンクリートの品質管理試験の基準は、以下のとおりとする。 （1）試験回数(圧縮強度試験) コンクリート打設日毎に(交通開放前) 圧縮強度試験を行うこととする。 （2）品質規格 3 時間圧縮強度24N/mm²以上 Q₃H スランプ MAX 24 — 12 — 25 第17節 既設RC構造物への削孔 1. 一般事項 受注者は、工事に先立ち、現地を詳細に把握するために現地調査を行い、削孔しようとする構造物について、形状や鉄筋の配置、添加物等の状況を把握するものとする。 （1）受注者は、既設構造物の鉄筋位置の確認方法については、事前に監督員と協議するものとする。 （2）事前調査により削孔が鉄筋に当たる予測がされた場合、対処法を検討のうえ監督員と協議するものとする。 （3）削孔時にドリルまたはコアボーリングビットが鉄筋に当たった場合は、ただちに施工を中断し監督員に報告し、対処法を検討のうえ、監督員と協議するものとする。 （4）削孔にコアボーリングビットを使用した場合は、段階確認にて監督職員が全数コアを確認するものとする。 （5）非破壊試験による測定を実施する場合には、測定者は測定機器の操作方法及びその評価方法について十分な知識を有する者とする。なお、資格等（講習会の受講等を含

改正前（令和 6 年版）	改正後（令和 8 年版）
む) を有する必要がある測定機器を使用する場合は、当該資格等を有するものとする。	む) を有する必要がある測定機器を使用する場合は、当該資格等を有するものとする。

改正前（令和6年版）	改正後（令和8年版）
第2編 材 料 編 第1章 一般事項 第1節 適 用 工事に使用する材料は、設計図書に品質規格を特に明示した場合を除き、本共通仕様書に示す規格に適合したもの、またはこれと同等以上の品質を有するものとする。ただし、監督員が承諾した材料及び設計図書に明示されていない仮設材料については除くものとする。 第2節 工事材料の品質 1. 一般事項 受注者は、工事に使用した材料の品質を証明する、試験成績表、性能試験結果、ミルシート等の品質規格証明書を受注者の責任において整備、保管し、監督員または検査員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。ただし、設計図書で品質規格証明書等の提出を定められているものについては、監督員へ提出しなければならない。なお、JIS規格品のうちJISマーク表示が認証されJISマーク表示がされている材料・製品等（以下、「JISマーク表示品」という）については、JISマーク表示状態を示す写真等確認資料の提示に替えることができる。 2. 中等の品質 契約書第13条第1項に規定する「中等の品質」とは、JIS規格に適合したものまたは、これと同等以上の品質を有するものをいう。 3. 試験を行う工事材料 受注者は、設計図書において試験を行うこととしている工事材料について、JISまたは設計図書に定める方法により、試験を実施しその結果を監督員に提出しなければならない。 なお、JISマーク表示品については試験を省略できる。 4. 見本・品質証明資料 受注者は、設計図書において監督員の試験もしくは確認及び承諾を受けて使用することを指定された工事材料について、見本または品質を証明する資料（工事名、提出日、提出先等を明記）を工事材料を使用するまでに監督員に提出し、確認を受けなければならない。なお、JISマーク表示品については、JISマーク表示状態の確認とし見本または品質を証明する資料の提出は省略できる。 5. 材料の保管 受注者は、工事材料を使用するまでにその材質に変質が生じないよう、これを保管しなければならない。なお、材質の変質により工事材料の使用が、不相当と監督員から指示された場合には、これを取り替えるとともに、新たに搬入する材料については、再度	第2編 材 料 編 第1章 一般事項 第1節 適 用 工事に使用する材料は、設計図書に品質規格を特に明示した場合を除き、本共通仕様書に示す規格に適合したもの、またはこれと同等以上の品質を有するものとする。ただし、監督員が承諾した材料及び設計図書に明示されていない仮設材料については除くものとする。 第2節 工事材料の品質 1. 一般事項 受注者は、工事に使用した材料の品質を証明する、試験成績表、性能試験結果、ミルシート等の品質規格証明書を受注者の責任において整備、保管し、監督員または検査員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。ただし、設計図書で品質規格証明書等の提出を定められているものについては、監督員へ提出しなければならない。なお、JIS規格品のうちJISマーク表示が認証されJISマーク表示がされている材料・製品等（以下、「JISマーク表示品」という）については、JISマーク表示状態を示す写真等確認資料の提示に替えることができる。 2. 中等の品質 契約書第13条第1項に規定する「中等の品質」とは、JIS規格に適合したものまたは、これと同等以上の品質を有するものをいう。 3. 試験を行う工事材料 受注者は、設計図書において試験を行うこととしている工事材料について、JISまたは設計図書に定める方法により、試験を実施しその結果を監督員に提出しなければならない。 なお、JISマーク表示品については試験を省略できる。 4. 見本・品質証明資料 受注者は、設計図書において監督員の試験もしくは確認及び承諾を受けて使用することを指定された工事材料について、見本または品質を証明する資料（工事名、提出日、提出先等を明記）を工事材料を使用するまでに監督員に提出し、確認を受けなければならない。なお、JISマーク表示品については、JISマーク表示状態の確認とし見本または品質を証明する資料の提出は省略できる。 5. 材料の保管 受注者は、工事材料を使用するまでにその材質に変質が生じないよう、これを保管しなければならない。なお、材質の変質により工事材料の使用が、不相当と監督員から指示された場合には、これを取り替えるとともに、新たに搬入する材料については、再度

改正前（令和 6 年版）	改正後（令和 8 年版）
確認を受けなければならない。 6. 海外の建設資材の品質証明 受注者は、海外で生産された建設資材のうち JIS マーク表示品以外の建設資材を用いる場合は、海外建設資材品質審査・証明事業実施機関が発行する海外建設資材品質審査証明書あるいは、日本国内の公的機関で実施した試験結果資料を監督員に提出しなければならない。 なお、表 1－1 に示す海外で生産された建設資材を用いる場合は、海外建設資材品質審査証明書を材料の品質を証明する資料とすることができる。 7. ■■■■■■ 受注者は、ポストテンションの、PC 鋼線・PC 鋼棒については、機械試験（引張試験）を各々 1 回（1 片）行わなければならない。なお、JIS マーク表示品については試験を省略できるものとする。 8. ■■■■■■ 設計図書で PC 鋼線の機械試験を行うこととされた場合、試験は JISZ2241（金属材料引張試験方法）に準じて行うものとし、その結果を整備・保管し、監督員の請求があった場合には速やかに提示するとともに、完成時に納品するものとする。 ⑨. 材料確認書 受注者は、静岡市工事執行規則第 25 条、静岡市建設工事請負契約約款第 13 条に記載の材料検査について、受注者は、主要な工事材料で完成検査を受ける際に外部から明視することができないものについて検査を受けたときは、材料確認書にその状況を記入し、監督員の確認を受けるものとする。また、監督員が臨場にて数量検査できない場合にあっては、写真または出荷証明書、納品書、品質規格証明書等により 監督員が確認する。 【材料確認書の対象となる工事材料】 ・設計図書において監督員の検査を受けて使用するべきと指定された工事材料 例：工場製品（JIS 規格品、JIS 認定外品）、工場製作品（特注品等） ・主要な工事材料で完成検査時に外部から明視できないもの（不可視となる材料） 例：地盤改良用セメント、薬液注入材、スラリー攪拌材、埋設する製品等 【監督員による材料検査を省略できるもの】 ・JIS マーク表示品、(社)日本下水道協会認定工場製品等 ・事前申請にて静岡県または静岡市が工場による検査を実施し承認した材料 例：スラグ入りコンクリート二次製品等、道路用碎石、盛土材、合材等 【検査の方法】 ・監督員の臨場等により品質、寸法、形状（外観）、数量について関係資料との整合を確認する。 ・工場検査を実施した工事材料については現場搬入確認を行う。 【注意事項】 材料検査を実施するか否かについては、施工計画書提出時に監督員に確認する。監督員は検査時に検査員から指摘を受けることがないよう、必要な材料検査を行う。また、受注者による現場受入試験（生コン、コンクリート製品等）は取扱い基準に準じて行う。	確認を受けなければならない。 6. 海外の建設資材の品質証明 受注者は、海外で生産された建設資材のうち JIS マーク表示品以外の建設資材を用いる場合は、海外建設資材品質審査・証明事業実施機関が発行する海外建設資材品質審査証明書あるいは、日本国内の公的機関で実施した試験結果資料を監督員に提出しなければならない。 なお、表 1－1 に示す海外で生産された建設資材を用いる場合は、海外建設資材品質審査証明書を材料の品質を証明する資料とすることができる。 7. 機械試験■ 受注者は、ポストテンションの、PC 鋼線・PC 鋼棒については、機械試験（引張試験）を各々 1 回（1 片）行わなければならない。なお、JIS マーク表示品については試験を省略できるものとする。 8. 試験結果■ 設計図書で PC 鋼線の機械試験を行うこととされた場合、試験は JISZ2241（金属材料引張試験方法）に準じて行うものとし、その結果を整備・保管し、監督員の請求があった場合には速やかに提示するとともに、完成時に納品するものとする。 ⑨. 材料確認書 受注者は、静岡市工事執行規則第 25 条、静岡市建設工事請負契約約款第 13 条に記載の材料検査について、主要な工事材料で完成検査を受ける際に外部から明視することができない材料について検査を受けたときは、材料確認書にその状況を記入し、監督員の確認を受けるものとする。また、監督員が臨場にて数量検査できない場合にあっては、材料確認書を作成し写真または出荷証明書、納品書、品質規格証明書等により 監督員の確認を受けるものとする。 【材料確認書の対象となる工事材料】 ・設計図書において監督員の検査を受けて使用するべきと指定された工事材料 例：工場製品（JIS 規格品、JIS 認定外品）、工場製作品（特注品等） ・主要な工事材料で完成検査時に外部から明視できないもの（不可視となる材料） 例：地盤改良用セメント、薬液注入材、スラリー攪拌材、埋設する製品等 【材料確認書及び監督員による材料検査を省略できる工事材料】 ・JIS マーク表示品、(社)日本下水道協会認定工場製品等 ・事前申請にて静岡県または静岡市が工場による検査を実施し承認した材料 例：スラグ入りコンクリート二次製品等、道路用碎石、盛土材、合材等 【検査の方法】 ・監督員の臨場等により品質、寸法、形状（外観）、数量について関係資料との整合を確認する。 ・工場検査を実施した工事材料については現場搬入確認を行う。 【注意事項】 材料検査を実施するか否かについては、施工計画書提出時に監督員に確認する。監督員は検査時に検査員から指摘を受けることがないよう、必要な材料検査を行う。また、受注者による現場受入試験（生コン、コンクリート製品等）は取扱い基準に準じて行う。

改正前（令和 6 年版）				改正後（令和 8 年版）			
表 1－1 「海外建設資材品質審査・証明」対象資材				表 1－1 「海外建設資材品質審査・証明」対象資材			
区分／細別		品目	対応 JIS 規格 （参考）	区分／細別		品目	対応 JIS 規格 （参考）
Ⅰ	セメント	ポルトランドセメント	JIS R 5210	Ⅰ	セメント	ポルトランドセメント	JIS R 5210
		高炉セメント	JIS R 5211			高炉セメント	JIS R 5211
		シリカセメント	JIS R 5212			シリカセメント	JIS R 5212
		フライアッシュセメント	JIS R 5213			フライアッシュセメント	JIS R 5213
Ⅱ	鋼材	1 構造用圧延鋼材	一般構造用圧延鋼材	Ⅱ	鋼材	1 構造用圧延鋼材	一般構造用圧延鋼材
			JIS G 3101				JIS G 3101
			溶接構造用圧延鋼材				JIS G 3106
			JIS G 3106				JIS G 3106
			鉄筋コンクリート用棒鋼				JIS G 3112
			JIS G 3112				JIS G 3112
			溶接構造用耐候性熱間圧延鋼材				JIS G 3114
			JIS G 3114				JIS G 3114
	2 軽量形鋼	一般構造用軽量形鋼	JIS G 3350		2 軽量形鋼	一般構造用軽量形鋼	JIS G 3350
			JIS G 3350				JIS G 3350
	3 鋼管	一般構造用炭素鋼鋼管	JIS G 3444		3 鋼管	一般構造用炭素鋼鋼管	JIS G 3444
			JIS G 3444				JIS G 3444
			配管用炭素鋼鋼管				JIS G 3452
			JIS G 3452				JIS G 3452
		配管用アーク溶接炭素鋼鋼管	JIS G 3457			配管用アーク溶接炭素鋼鋼管	JIS G 3457
			JIS G 3457				JIS G 3457
		一般構造用角形鋼管	JIS G 3466			一般構造用角形鋼管	JIS G 3466
		JIS G 3466	JIS G 3466			JIS G 3466	JIS G 3466
	4 鉄線	鉄線	JIS G 3532		4 鉄線	鉄線	JIS G 3532
	5 ワイヤロープ	ワイヤロープ	JIS G 3525		5 ワイヤロープ	ワイヤロープ	JIS G 3525
	6 プレストレスト コンクリート 用鋼材	P C 鋼線及び P C 鋼より線	JIS G 3536		6 プレストレスト コンクリート 用鋼材	P C 鋼線及び P C 鋼より線	JIS G 3536
			JIS G 3536				JIS G 3536
			P C 鋼棒				JIS G 3109
			JIS G 3109				JIS G 3109
		ピアノ線材	JIS G 3502			ピアノ線材	JIS G 3502
		JIS G 3502	JIS G 3502			JIS G 3502	JIS G 3502
		硬鋼線材	JIS G 3506			硬鋼線材	JIS G 3506
		JIS G 3506	JIS G 3506			JIS G 3506	JIS G 3506
	7 鉄鋼	鉄線	JIS G 3532		7 鉄鋼	鉄線	JIS G 3532
			JIS G 3532				JIS G 3532
			溶接金網				JIS G 3551
			JIS G 3551				JIS G 3551
		ひし形金網	JIS G 3552			ひし形金網	JIS G 3552
			JIS G 3552				JIS G 3552
	8 鋼製ぐい 及び鋼矢板	鋼管ぐい	JIS A 5525		8 鋼製ぐい 及び鋼矢板	鋼管ぐい	JIS A 5525
			JIS A 5525				JIS A 5525
			H型鋼ぐい				JIS A 5526
			JIS A 5526				JIS A 5526
		熱間圧延鋼矢板	JIS A 5528			熱間圧延鋼矢板	JIS A 5528
			JIS A 5528				JIS A 5528
		鋼管矢板	JIS A 5530			鋼管矢板	JIS A 5530
		JIS A 5530	JIS A 5530			JIS A 5530	JIS A 5530
	9 鋼製支保工	一般構造用圧延鋼材	JIS G 3101		9 鋼製支保工	一般構造用圧延鋼材	JIS G 3101
			JIS G 3101				JIS G 3101
			六角ボルト				JIS B 1180
			JIS B 1180				JIS B 1180
		六角ナット	JIS B 1181			六角ナット	JIS B 1181
			JIS B 1181				JIS B 1181
		摩擦接合用高力六角ボルト、 六角ナット、平座金のセット	JIS B 1186			摩擦接合用高力六角ボルト、 六角ナット、平座金のセット	JIS B 1186
			JIS B 1186				JIS B 1186
Ⅲ	瀝青材料	舗装用石油アスファルト	日本道路 規定規格	Ⅲ	瀝青材料	舗装用石油アスファルト	日本道路 規定規格
		石油アスファルト乳剤	JIS K 2208			石油アスファルト乳剤	JIS K 2208
Ⅳ	割ぐり石及び骨材	割ぐり石	JIS A 5006	Ⅳ	割ぐり石及び骨材	割ぐり石	JIS A 5006
		道路用碎石	JIS A 5001			道路用碎石	JIS A 5001
		アスファルト舗装用骨材	JIS A 5001			アスファルト舗装用骨材	JIS A 5001
		フィラー（舗装用石炭石粉）	JIS A 5008			フィラー（舗装用石炭石粉）	JIS A 5008
		コンクリート用碎石及び砕砂	JIS A 5005			コンクリート用碎石及び砕砂	JIS A 5005
		コンクリート用スラグ骨材	JIS A 5011			コンクリート用スラグ骨材	JIS A 5011
		道路用鉄鋼スラグ	JIS A 5015			道路用鉄鋼スラグ	JIS A 5015

改正前（令和6年版）	改正後（令和8年版）
第2章 土木工事材料 第1節 土 2-1-1 一般事項 工事に使用する土は、設計図書における各工種の施工に適合するものとする。 2-1-2 改良土 ①. 一般事項 改良土とは、建設発生土を原材料として土質改良プラントにて固化材処理した土をいう。 ②. 使用材料 原料土は、アスファルト塊・コンクリート塊・木片・ゴミ・金属類及び有害物質の他、生産工程に支障となる異物を含まないものとする。 ③. 改良土の品質 静岡県土木事務所又は静岡市発行の盛土材使用承諾を得た改良土を使用すること。 第2節 石 2-2-1 石材 天然産の石材については、以下の規格に適合するものとする。 JISA5003（石材） 2-2-2 割ぐり石 割ぐり石は、以下の規格に適合するものとする。 JISA5006（割ぐり石） 2-2-3 雑割石 雑割石の形状は、おおむねくさび形とし、うすっぺらなもの及び細長いものであってはならない。前面はおおむね四辺形であって二稜辺の平均の長さが控長の2／3程度のものとする。 2-2-4 雑石（粗石） 雑石は、天然石または破砕石とし、うすっぺらなもの及び細長いものであってはならない。 2-2-5 玉石 玉石は、天然に産し、丸みをもつ石でおおむね15cm～25cmのものとし、形状はおおむね卵体とし、表面が粗雑なもの、うすっぺらなもの及び細長いものであってはならない。	第2章 土木工事材料 第1節 土 2-1-1 一般事項 工事に使用する土は、設計図書における各工種の施工に適合するものとする。 2-1-2 改良土 ①. 一般事項 改良土とは、建設発生土を原材料として土質改良プラントにて固化材処理した土をいう。 ②. 使用材料 原料土は、アスファルト塊・コンクリート塊・木片・ゴミ・金属類及び有害物質の他、生産工程に支障となる異物を含まないものとする。 ③. 改良土の品質 静岡県土木事務所又は静岡市発行の盛土材使用承諾を得た改良土を使用すること。 第2節 石 2-2-1 石材 天然産の石材については、以下の規格に適合するものとする。 JISA5003（石材） 2-2-2 割ぐり石 割ぐり石は、以下の規格に適合するものとする。 JISA5006（割ぐり石） 2-2-3 雑割石 雑割石の形状は、おおむねくさび形とし、うすっぺらなもの及び細長いものであってはならない。前面はおおむね四辺形であって二稜辺の平均の長さが控長の2／3程度のものとする。 2-2-4 雑石（粗石） 雑石は、天然石または破砕石とし、うすっぺらなもの及び細長いものであってはならない。 2-2-5 玉石 玉石は、天然に産し、丸みをもつ石でおおむね15cm～25cmのものとし、形状はおおむね卵体とし、表面が粗雑なもの、うすっぺらなもの及び細長いものであってはならない。

改正前（令和6年版）

2－2－6 ぐり石

ぐり石は、玉石または割ぐり石で20cm以下の小さいものとし、主に基礎・裏込ぐり石に用いるものであり、うすっぺらなもの及び細長いものであってはならない。

2－2－7 再生砂（RC-10）・溶融スラグ

1. 目的及び適用

（1）建設発生材（セメントコンクリート発生材、アスファルトコンクリート発生材）の適正処理、資源の有効利用を図ることを目的とする。

（2）適用範囲は、「公共建設工事における分別解体等・再資源化等及び再生資源活用工事実施要領（土木）」による。特に透水性舗装のフィルター層用砂等仕様目的にそぐわない材料には用いないこと。

2. 材料

（1）コンクリート構造物の解体（レディーミクストコンクリートの戻りコンクリートを硬化させた塊を破砕して造ったものも含む）などにより発生したセメントコンクリート、アスファルトコンクリート発生材から製造した材料でなければならない。必要に応じて補足材料（碎石、砂等）を加えることができる。

（2）再生砂は、均等質、清浄であり、木片、レンガ、瓦、細長いまたは偏平な石片、ごみ、泥、有機物などを有害量含んではならない。

（3）再生砂の粒度は表2－1のとおりとする。

表2－1 再生砂の粒度

ふるい目の開き		規格値
ふるいを通過するものの質量百分率（％）	10.0mm	100
	5.0mm	85 － 100
	2.5mm	65 － 100
	1.2mm	45 － 90
	0.6mm	25 － 65
	0.3mm	10 － 35
	0.15mm	2 － 15
	0.075mm	0 － 10

3. 再生砂の製造

溶融スラグの品質等については、「溶融スラグ有効利用ガイドライン」（静岡県）によるものとする。

（1）製造所

再生砂製造所は、公害対策基本法、騒音規制法、振動規制法、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の規定を満足するもので、かつ周辺環境に対する保全対策を施したものとする。

改正後（令和8年版）

2－2－6 ぐり石

ぐり石は、玉石または割ぐり石で20cm以下の小さいものとし、主に基礎・裏込ぐり石に用いるものであり、うすっぺらなもの及び細長いものであってはならない。

2－2－7 再生砂（RC-10）・溶融スラグ

1. 目的及び適用

（1）建設発生材（セメントコンクリート発生材、アスファルトコンクリート発生材）の適正処理、資源の有効利用を図ることを目的とする。

（2）適用範囲は、「公共建設工事における分別解体等・再資源化等及び再生資源活用工事実施要領（土木）」による。特に透水性舗装のフィルター層用砂等仕様目的にそぐわない材料には用いないこと。

2. 材料

（1）コンクリート構造物の解体（レディーミクストコンクリートの戻りコンクリートを硬化させた塊を破砕して造ったものも含む）などにより発生したセメントコンクリート、アスファルトコンクリート発生材から製造した材料でなければならない。必要に応じて補足材料（碎石、砂等）を加えることができる。

（2）再生砂は、均等質、清浄であり、木片、レンガ、瓦、細長いまたは偏平な石片、ごみ、泥、有機物などを有害量含んではならない。

（3）再生砂の粒度は表2－1のとおりとする。

表2－1 再生砂の粒度

ふるい目の開き		規格値
ふるいを通過するものの質量百分率（％）	10.0mm	100
	5.0mm	85 － 100
	2.5mm	65 － 100
	1.2mm	45 － 90
	0.6mm	25 － 65
	0.3mm	10 － 35
	0.15mm	2 － 15
	0.075mm	0 － 10

3. 再生砂の製造

溶融スラグの品質等については、「溶融スラグ有効利用ガイドライン」（静岡県）によるものとする。

（1）製造所

再生砂製造所は、公害対策基本法、騒音規制法、振動規制法、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の規定を満足するもので、かつ周辺環境に対する保全対策を施したものとする。

改正前（令和6年版）	改正後（令和8年版）								
（2）発生材の貯蔵 発生材を貯蔵する場合は、発生材が飛散、流出しないような設備を備えることが望ましい。 （3）発生材の破砕 破砕装置には大割を行う一次破砕装置と、さらにこれを所定の大きさ以下に小割する二次破砕装置の設置が望ましい。 （4）ふるい分け 破砕された材料は、振動ふるい等によって所定の大きさ以下にふるい分けなければならない。 （5）再生砂の貯蔵 1）ふるい分けられた再生砂は、ごみや泥が混入しないように貯蔵しなければならない。 2）降雨等による雨水対策を施し、再生砂の粒度分布の変動に細心の注意をはらわなければならない。 （6）プラントにおける品質管理項目と頻度 1）プラントにおける品質管理項目と頻度（出荷量ごと）は表2－2による。 表2－2 <table><tr><th>試験項目</th><th>頻度</th></tr><tr><td>粒 度</td><td>1回／出荷日ごと</td></tr></table> （注）ただし、2ヶ月間の出荷量が1,000m³に満たない場合は、2ヶ月に1回の頻度で実施しなければならない。 2）出荷量データ（出荷月日と数量）及び品質管理データを整理、保管し、提示を求められた時には、すみやかに提示しなければならない。 3. その他 再生砂における六価クロムの有無について、平成3年8月23日付け環境庁告示第46号に規定される測定方法に基づき、あらかじめ土壌の汚染に係る環境基準に適合することを確認すること。 （平成19年11月8日付け建技第219号「公共建設工事における再生コンクリート砂に係る留意事項について」） 2－2－8 その他の砂利、碎石、砂等 1. 砂利、碎石 砂利、碎石の粒度、形状及び有機物含有量は、本共通仕様書における関係条項の規定に適合するものとする。 2. 砂 砂の粒度及びごみ・どろ・有機不純物等の含有量は、本共通仕様書における関係条項の規定に適合するものとする。	試験項目	頻度	粒 度	1回／出荷日ごと	（2）発生材の貯蔵 発生材を貯蔵する場合は、発生材が飛散、流出しないような設備を備えることが望ましい。 （3）発生材の破砕 破砕装置には大割を行う一次破砕装置と、さらにこれを所定の大きさ以下に小割する二次破砕装置の設置が望ましい。 （4）ふるい分け 破砕された材料は、振動ふるい等によって所定の大きさ以下にふるい分けなければならない。 （5）再生砂の貯蔵 1）ふるい分けられた再生砂は、ごみや泥が混入しないように貯蔵しなければならない。 2）降雨等による雨水対策を施し、再生砂の粒度分布の変動に細心の注意をはらわなければならない。 （6）プラントにおける品質管理項目と頻度 1）プラントにおける品質管理項目と頻度（出荷量ごと）は表2－2による。 表2－2 <table><tr><th>試験項目</th><th>頻度</th></tr><tr><td>粒 度</td><td>1回／出荷日ごと</td></tr></table> （注）ただし、2ヶ月間の出荷量が1,000m³に満たない場合は、2ヶ月に1回の頻度で実施しなければならない。 2）出荷量データ（出荷月日と数量）及び品質管理データを整理、保管し、提示を求められた時には、すみやかに提示しなければならない。 3. その他 再生砂における六価クロムの有無について、平成3年8月23日付け環境庁告示第46号に規定される測定方法に基づき、あらかじめ土壌の汚染に係る環境基準に適合することを確認すること。 （平成19年11月8日付け建技第219号「公共建設工事における再生コンクリート砂に係る留意事項について」） 2－2－8 その他の砂利、碎石、砂等 1. 砂利、碎石 砂利、碎石の粒度、形状及び有機物含有量は、本共通仕様書における関係条項の規定に適合するものとする。 2. 砂 砂の粒度及びごみ・どろ・有機不純物等の含有量は、本共通仕様書における関係条項の規定に適合するものとする。	試験項目	頻度	粒 度	1回／出荷日ごと
試験項目	頻度								
粒 度	1回／出荷日ごと								
試験項目	頻度								
粒 度	1回／出荷日ごと								

改正前（令和6年版）	改正後（令和8年版）
3. 野面石 野面石は、稜線の明らかでない玉石で控長のほかは、面の形状、友面に制限のない控長 20 cm以上のものをいう。 4. 箆用詰石 箆用詰石は、天然石又は割ぐり石でその径は網目より大きなものを使用しなければならない。また、極端に扁平なもの及び細長いものであってはならない。 5. ■■■■■■ クラッシュラン（C－30）及び再生クラッシュラン（RC－40）の品質規格は、本共通仕様書第2編 2－3－3 アスファルト舗装用骨材 第1項の規定によらなければならない。 第3節 骨 材 2－3－1 一般事項 1. 適合規格 道路用碎石、及びコンクリート用骨材等は、以下の規格に適合するものとする。 JISA5001（道路用碎石） JISA5308（レディーミクストコンクリート） 付属書 A（レディーミクストコンクリート用骨材） JISA5005（コンクリート用碎石及び砕砂） JISA5011－1（コンクリート用スラグ骨材-第1部：高炉スラグ骨材） JISA5011－2（コンクリート用スラグ骨材-第2部：フェロニッケルスラグ骨材） JISA5011－3（コンクリート用スラグ骨材-第3部：銅スラグ骨材） JISA5011－4（コンクリート用スラグ骨材-第4部：電気炉酸化スラグ骨材） JIS A 5011-5（コンクリート用スラグ骨材－第5部：石炭ガス化スラグ骨材） JISA5015（道路用鉄鋼スラグ） JISA5021（コンクリート用再生骨材H） 2. 骨材の貯蔵 受注者は、骨材を寸法別及び種類別に貯蔵しなければならない。 3. 有害物の混入防止 受注者は、骨材に有害物が混入しないように貯蔵しなければならない。 4. 粒度調整路盤材等の貯蔵 受注者は、粒度調整路盤材等を貯蔵する場合には、貯蔵場所を平坦にして清掃し、できるだけ骨材の分離を生じないようにし、貯蔵敷地面全面の排水を図るようにしなければならない。 5. 水硬性粒度調整鉄鋼スラグ等の貯蔵 受注者は、水硬性粒度調整鉄鋼スラグ、細骨材、または細粒分を多く含む骨材を貯蔵する場合に、雨水シートなどで覆い、雨水がかからないようにしなければならない。 6. 石粉、石灰等の貯蔵 受注者は、石粉、石灰、セメント、回収ダスト、フライアッシュを貯蔵する場合に、防湿的な構造を有するサイロまたは倉庫等を使用しなければならない。	3. 野面石 野面石は、稜線の明らかでない玉石で控長のほかは、面の形状、友面に制限のない控長 20 cm以上のものをいう。 4. 箆用詰石 箆用詰石は、天然石又は割ぐり石でその径は網目より大きなものを使用しなければならない。また、極端に扁平なもの及び細長いものであってはならない。 5. 品質規格■ クラッシュラン（C－30）及び再生クラッシュラン（RC－40）の品質規格は、本共通仕様書第2編 2－3－3 アスファルト舗装用骨材 第1項の規定によらなければならない。 第3節 骨 材 2－3－1 一般事項 1. 適合規格 道路用碎石、及びコンクリート用骨材等は、以下の規格に適合するものとする。 JISA5001（道路用碎石） JISA5308（レディーミクストコンクリート） 付属書 JA（レディーミクストコンクリート用骨材） JISA5005（コンクリート用碎石及び砕砂） JISA5011－1（コンクリート用スラグ骨材-第1部：高炉スラグ骨材） JISA5011－2（コンクリート用スラグ骨材-第2部：フェロニッケルスラグ骨材） JISA5011－3（コンクリート用スラグ骨材-第3部：銅スラグ骨材） JISA5011－4（コンクリート用スラグ骨材-第4部：電気炉酸化スラグ骨材） JIS A 5011-5（コンクリート用スラグ骨材－第5部：石炭ガス化スラグ骨材） JISA5015（道路用鉄鋼スラグ） JISA5021（コンクリート用再生骨材H） 2. 骨材の貯蔵 受注者は、骨材を寸法別及び種類別に貯蔵しなければならない。 3. 有害物の混入防止 受注者は、骨材に有害物が混入しないように貯蔵しなければならない。 4. 粒度調整路盤材等の貯蔵 受注者は、粒度調整路盤材等を貯蔵する場合には、貯蔵場所を平坦にして清掃し、できるだけ骨材の分離を生じないようにし、貯蔵敷地面全面の排水を図るようにしなければならない。 5. 水硬性粒度調整鉄鋼スラグ等の貯蔵 受注者は、水硬性粒度調整鉄鋼スラグ、細骨材、または細粒分を多く含む骨材を貯蔵する場合に、雨水シートなどで覆い、雨水がかからないようにしなければならない。 6. 石粉、石灰等の貯蔵 受注者は、石粉、石灰、セメント、回収ダスト、フライアッシュを貯蔵する場合に、防湿的な構造を有するサイロまたは倉庫等を使用しなければならない。

改正前（令和6年版）	改正後（令和8年版）																																
7. 海砂使用の場合の注意 受注者は、細骨材として海砂を使用する場合、細骨材貯蔵設備の排水不良に起因して濃縮された塩分が滞留することのないように施工しなければならない。 8. 海砂の塩分の許容限度 受注者は、プレストレストコンクリート部材に細骨材として海砂を使用する場合、シース内のグラウト及びプレテンション方式の部材の細骨材に含まれる塩分の許容限度は、原則として細骨材の絶乾質量に対し NaCl に換算して 0.03%以下としなければならない。 2－3－2 セメントコンクリート用骨材 1. 細骨材及び粗骨材の粒度 細骨材及び粗骨材の粒度は、表 2－3、表 2－4 の規格に適合するものとする。 表 2－3 無筋・鉄筋コンクリート、舗装コンクリート、プレパックスコンクリートの細骨材の粒度の範囲 (1) 無筋・鉄筋コンクリート、舗装コンクリート <table><tr><th>ふるいの呼び寸法(mm)</th><th>ふるいを通るものの重量百分率(%)</th></tr><tr><td>10</td><td>100</td></tr><tr><td>5</td><td>90～100</td></tr><tr><td>2.5</td><td>80～100</td></tr><tr><td>1.2</td><td>50～90</td></tr><tr><td>0.6</td><td>25～65</td></tr><tr><td>0.3</td><td>10～35</td></tr><tr><td>0.15</td><td>2～10 [注1]</td></tr></table> [注1] 砕砂あるいはスラグ細骨材を単独に用いる場合には、2～15%にしてよい。混合使用する場合で、0.15mm 通過分の大半が砕砂あるいはスラグ細骨材である場合には 15%としてよい。 [注2] 連続した2つのふるいの間の量は 45%を超えないのが望ましい。 [注3] 空気量が 3%以上で単位セメント量が 250kg/m³以上のコンクリートの場合、良質の鉱物質微粉末を用いて細粒の不足分を補う場合等に 0.3mm ふるい及び 0.15mm ふるいを通るものの質量百分率の最小値をそれぞれ 5 及び 0 に減らしてよい。	ふるいの呼び寸法(mm)	ふるいを通るものの重量百分率(%)	10	100	5	90～100	2.5	80～100	1.2	50～90	0.6	25～65	0.3	10～35	0.15	2～10 [注1]	7. 海砂使用の場合の注意 受注者は、細骨材として海砂を使用する場合、細骨材貯蔵設備の排水不良に起因して濃縮された塩分が滞留することのないように施工しなければならない。 8. 海砂の塩分の許容限度 受注者は、プレストレストコンクリート部材に細骨材として海砂を使用する場合、シース内のグラウト及びプレテンション方式の部材の細骨材に含まれる塩分の許容限度は、原則として細骨材の絶乾質量に対し NaCl に換算して 0.03%以下としなければならない。 2－3－2 セメントコンクリート用骨材 1. 細骨材及び粗骨材の粒度 細骨材及び粗骨材の粒度は、表 2－3、表 2－4 の規格に適合するものとする。 表 2－3 無筋・鉄筋コンクリート、舗装コンクリート、プレパックスコンクリートの細骨材の粒度の範囲 (1) 無筋・鉄筋コンクリート、舗装コンクリート <table><tr><th>ふるいの呼び寸法(mm)</th><th>ふるいを通るものの重量百分率(%)</th></tr><tr><td>10</td><td>100</td></tr><tr><td>5</td><td>90～100</td></tr><tr><td>2.5</td><td>80～100</td></tr><tr><td>1.2</td><td>50～90</td></tr><tr><td>0.6</td><td>25～65</td></tr><tr><td>0.3</td><td>10～35</td></tr><tr><td>0.15</td><td>2～10 [注1]</td></tr></table> [注1] 砕砂あるいはスラグ細骨材を単独に用いる場合には、2～15%にしてよい。混合使用する場合で、0.15mm 通過分の大半が砕砂あるいはスラグ細骨材である場合には 15%としてよい。 [注2] 連続した2つのふるいの間の量は 45%を超えないのが望ましい。 [注3] 空気量が 3%以上で単位セメント量が 250kg/m³以上のコンクリートの場合、良質の鉱物質微粉末を用いて細粒の不足分を補う場合等に 0.3mm ふるい及び 0.15mm ふるいを通るものの質量百分率の最小値をそれぞれ 5 及び 0 に減らしてよい。	ふるいの呼び寸法(mm)	ふるいを通るものの重量百分率(%)	10	100	5	90～100	2.5	80～100	1.2	50～90	0.6	25～65	0.3	10～35	0.15	2～10 [注1]
ふるいの呼び寸法(mm)	ふるいを通るものの重量百分率(%)																																
10	100																																
5	90～100																																
2.5	80～100																																
1.2	50～90																																
0.6	25～65																																
0.3	10～35																																
0.15	2～10 [注1]																																
ふるいの呼び寸法(mm)	ふるいを通るものの重量百分率(%)																																
10	100																																
5	90～100																																
2.5	80～100																																
1.2	50～90																																
0.6	25～65																																
0.3	10～35																																
0.15	2～10 [注1]																																

改正前（令和6年版）

(2) プレパックドコンクリート

ふるいの呼び寸法（mm）	ふるいを通るものの重量百分率(%)
2.5	100
1.2	90～100
0.6	60～80
0.3	20～50
0.15	5～30

表2－4 無筋・鉄筋コンクリート、舗装コンクリート、
プレパックドコンクリートの粗骨材の粒度の範囲

(1) 無筋・鉄筋コンクリート、舗装コンクリート

ふるいの呼び寸法(mm) 粗骨材の最大寸法(mm)	ふるいを通るものの質量百分率（%）								
	50	40	25	20	15	13	10	5	2.5
40	100	95～100	－	35～70	－	－	10～30	0～5	－
25	－	100	95～100	－	30～70	－	－	0～10	0～5
20	－	－	100	90～100	－	－	20～55	0～10	0～5
10	－	－	－	－	－	100	90～100	0～15	0～5

(2) プレパックドコンクリート

最小寸法	15mm 以上。
最大寸法	部材最小寸法の 1/4 以下かつ鉄筋コンクリートの場合は、鉄筋のあきの 1/2 以下。

2. 細骨材及び粗骨材の使用規定

硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験で、損失質量が品質管理基準の規格値を超えた細骨材及び粗骨材は、これを用いた同程度のコンクリートが、予期される気象作用に対して十分な耐凍害性を示した実例がある場合には、これを用いてよいものとする。

また、これを用いた実例がない場合でも、これを用いてつくったコンクリートの凍結融解試験結果から満足なものであると認められた場合には、これを用いてよいものとする。

3. 使用規定の例外

気象作用を受けない構造物に用いる細骨材は、本条2項を適用しなくてもよいものとする。

4. 使用不可の細骨材及び粗骨材

化学的あるいは物理的に不安定な細骨材及び粗骨材は、これを用いてはならない。ただし、その使用実績、使用条件、化学的あるいは物理的安定性に関する試験結果等から、

改正後（令和8年版）

(2) プレパックドコンクリート

ふるいの呼び寸法（mm）	ふるいを通るものの重量百分率(%)
2.5	100
1.2	90～100
0.6	60～80
0.3	20～50
0.15	5～30

表2－4 無筋・鉄筋コンクリート、舗装コンクリート、
プレパックドコンクリートの粗骨材の粒度の範囲

(1) 無筋・鉄筋コンクリート、舗装コンクリート

ふるいの呼び寸法(mm) 粗骨材の最大寸法(mm)	ふるいを通るものの質量百分率（%）								
	50	40	25	20	15	13	10	5	2.5
40	100	95～100	－	35～70	－	－	10～30	0～5	－
25	－	100	95～100	－	30～70	－	－	0～10	0～5
20	－	－	100	90～100	－	－	20～55	0～10	0～5
10	－	－	－	－	－	100	90～100	0～15	0～5

(2) プレパックドコンクリート

最小寸法	15mm 以上。
最大寸法	部材最小寸法の 1/4 以下かつ鉄筋コンクリートの場合は、鉄筋のあきの 1/2 以下。

2. 細骨材及び粗骨材の使用規定

硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験で、損失質量が品質管理基準の規格値を超えた細骨材及び粗骨材は、これを用いた同程度のコンクリートが、予期される気象作用に対して十分な耐凍害性を示した実例がある場合には、これを用いてよいものとする。

また、これを用いた実例がない場合でも、これを用いてつくったコンクリートの凍結融解試験結果から満足なものであると認められた場合には、これを用いてよいものとする。

3. 使用規定の例外

気象作用を受けない構造物に用いる細骨材は、本条2項を適用しなくてもよいものとする。

4. 使用不可の細骨材及び粗骨材

化学的あるいは物理的に不安定な細骨材及び粗骨材は、これを用いてはならない。ただし、その使用実績、使用条件、化学的あるいは物理的安定性に関する試験結果等から、

改正前（令和6年版）												改正後（令和8年版）																																																																																	
有害な影響をもたらさないものであると認められた場合には、これを用いてもよいものとする。																																																																																													
5. すりへり減量の限度																																																																																													
舗装コンクリートに用いる粗骨材は、すりへり試験を行った場合のすりへり減量の限度は35%以下とする。なお、積雪寒冷地においては、すりへり減量が25%以下のものを使用するものとする。																																																																																													
6. ■■■■■■																																																																																													
砂防工事に用いるコンクリートのうち、最大寸法 80mm の粗骨材の粒度は、表 2－5 の規格に適合するものとする。なお、粗骨材は、大・小粒が適度に混合しているもので、その粒度は次表の範囲を標準とする。また、ふるい分け試験は JISA1102 によるものとする。																																																																																													
表 2－5 粗骨材粒度の標準												表 2－5 粗骨材粒度の標準																																																																																	
<table><tr><th rowspan="2">粗骨材の最大寸法 (mm) 粗骨材の大きさ (mm)</th><th colspan="11">網ふるいを通る量の質量百分率</th></tr><tr><th>150</th><th>100</th><th>80</th><th>50</th><th>40</th><th>25</th><th>20</th><th>15</th><th>10</th><th>5</th><th>2.5</th></tr><tr><td>5～80</td><td>－</td><td>100</td><td>95～100</td><td>－</td><td>40～75</td><td>－</td><td>20～40</td><td>－</td><td>5～15</td><td>0～5</td><td>－</td></tr></table>												粗骨材の最大寸法 (mm) 粗骨材の大きさ (mm)	網ふるいを通る量の質量百分率											150	100	80	50	40	25	20	15	10	5	2.5	5～80	－	100	95～100	－	40～75	－	20～40	－	5～15	0～5	－	<table><tr><th rowspan="2">粗骨材の最大寸法 (mm) 粗骨材の大きさ (mm)</th><th colspan="11">網ふるいを通る量の質量百分率</th></tr><tr><th>150</th><th>100</th><th>80</th><th>50</th><th>40</th><th>25</th><th>20</th><th>15</th><th>10</th><th>5</th><th>2.5</th></tr><tr><td>5～80</td><td>－</td><td>100</td><td>95～100</td><td>－</td><td>40～75</td><td>－</td><td>20～40</td><td>－</td><td>5～15</td><td>0～5</td><td>－</td></tr></table>												粗骨材の最大寸法 (mm) 粗骨材の大きさ (mm)	網ふるいを通る量の質量百分率											150	100	80	50	40	25	20	15	10	5	2.5	5～80	－	100	95～100	－	40～75	－	20～40	－	5～15	0～5	－
粗骨材の最大寸法 (mm) 粗骨材の大きさ (mm)	網ふるいを通る量の質量百分率																																																																																												
	150	100	80	50	40	25	20	15	10	5	2.5																																																																																		
5～80	－	100	95～100	－	40～75	－	20～40	－	5～15	0～5	－																																																																																		
粗骨材の最大寸法 (mm) 粗骨材の大きさ (mm)	網ふるいを通る量の質量百分率																																																																																												
	150	100	80	50	40	25	20	15	10	5	2.5																																																																																		
5～80	－	100	95～100	－	40～75	－	20～40	－	5～15	0～5	－																																																																																		
2－3－3 アスファルト舗装用骨材																																																																																													
1. 碎石・再生碎石及び鉄鋼スラグの粒度																																																																																													
碎石・再生碎石及び鉄鋼スラグの粒度は、表 2－6、表 2－7、表 2－7－1 の規格に適合するものとする。																																																																																													
2. ■■■■■■																																																																																													
再生下層路盤材の粒度は、表 2－7 粒度範囲 40～0 の規格に適合するものとする。																																																																																													
3. ■■■■■■																																																																																													
再生下層路盤材は、セメントコンクリート発生材、アスファルトコンクリート発生材から製造したセメントコンクリート再生骨材、アスファルトコンクリート再生骨材及び路盤再生骨材を単独または相互に組合せ、これに必要な応じて補足材料（碎石、クラッシュャーラン、砂等）を加えて所要の品質が得られるよう調整した材料でなければならない。なお、セメントコンクリート再生骨材、アスファルトコンクリート再生骨材及び路盤再生骨材の混入率については、使用承諾を受けた混入率を超えてはならない。																																																																																													
4. ■■■■■■																																																																																													
再生下層路盤材は、アスファルトコンクリートの再生骨材が 70%を超えてはならず、均等質、清浄、強硬で、耐久性があり、木片、レンガ、瓦、細長いまたは偏平な石片、ごみ、泥、有機物などを有害量含んではならない。																																																																																													

改正前（令和6年版）																	改正後（令和8年版）																
表２－６　砕石の粒度																	表２－６　砕石の粒度																
ふるい目の開き 粒度範囲 (mm) 呼び名			ふるいを通るものの質量百分率（％）														ふるい目の開き 粒度範囲 (mm) 呼び名			ふるいを通るものの質量百分率（％）													
			106mm	75mm	63mm	53mm	37.5mm	31.5mm	26.5mm	19mm	13.2mm	4.75mm	2.36mm	1.18mm	425μm	75μm				106mm	75mm	63mm	53mm	37.5mm	31.5mm	26.5mm	19mm	13.2mm	4.75mm	2.36mm	1.18mm	425μm	75μm
単 粒 度 砕 石	S-80 (1号)	80～60	100	85～100	0～15												S-80 (1号)	80～60	100	85～100	0～15												
	S-60 (2号)	60～40		100	85～100	－	0～15										S-60 (2号)	60～40		100	85～100	－	0～15										
	S-40 (3号)	40～30				100	85～100	0～15									S-40 (3号)	40～30				100	85～100	0～15									
	S-30 (4号)	30～20					100	85～100	－	0～15							S-30 (4号)	30～20					100	85～100	－	0～15							
	S-20 (5号)	20～13							100	85～100	0～15						S-20 (5号)	20～13							100	85～100	0～15						
	S-13 (6号)	13～5								100	85～100	0～15					S-13 (6号)	13～5								100	85～100	0～15					
	S-5 (7号)	5～2.5									100	85～100	0～25	0～5			S-5 (7号)	5～2.5									100	85～100	0～25	0～5			
粒 度 調 整 砕 石	M-40	40～0				100	95～100	－	－	60～90	－	30～65	20～50	－	10～30	2～10	M-40	40～0				100	95～100	－	－	60～90	－	30～65	20～50	－	10～30	2～10	
	M-30	30～0					100	95～100	－	60～90	－	30～65	20～50	－	10～30	2～10	M-30	30～0					100	95～100	－	60～90	－	30～65	20～50	－	10～30	2～10	
	M-25	25～0						100	95～100	－	55～85	30～65	20～50	－	10～30	2～10	M-25	25～0						100	95～100	－	55～85	30～65	20～50	－	10～30	2～10	
ク ラ ッ シ ャ ラン	C-40	40～0				100	95～100	－	－	50～80	－	15～40	5～25				C-40	40～0				100	95～100	－	－	50～80	－	15～40	5～25				
	C-30	30～0					100	95～100	－	55～85	－	15～45	5～30				C-30	30～0					100	95～100	－	55～85	－	15～45	5～30				
	C-20	20～0							100	95～100	60～90	20～50	10～35				C-20	20～0							100	95～100	60～90	20～50	10～35				
〔注１〕　呼び名別粒度の規定に適合しない粒度の砕石であっても、他の砕石、砂、石粉等と合成したときの粒度が、所要の混合物の骨材粒度に適合すれば使用することができる。																	〔注１〕　呼び名別粒度の規定に適合しない粒度の砕石であっても、他の砕石、砂、石粉等と合成したときの粒度が、所要の混合物の骨材粒度に適合すれば使用することができる。																
〔注２〕　花崗岩や頁岩などの砕石で、加熱によってすりへり減量が特に大きくなったり破壊したりするものは表層に用いてはならない。																	〔注２〕　花崗岩や頁岩などの砕石で、加熱によってすりへり減量が特に大きくなったり破壊したりするものは表層に用いてはならない。																

改正前（令和6年版）

表2-7 再生碎石の粒度

粒 度 範 囲 (呼び名)		40～0 (R C－40)	30～0 (R C－30)	20～0 (R C－20)
通 過 質 量 百 分 率 (%)	53mm	100		
	37.5mm	95～100	100	
	31.5mm	—	95～100	
	26.5mm	—	—	100
	19mm	50～80	55～85	95～100
	13.2mm	—	—	60～90
	4.75mm	15～40	15～45	20～50
	2.36mm	5～25	5～30	10～35

[注] 再生骨材の粒度は、モルタル粒などを含んだ破碎されたままの見かけの骨材粒度を使用する。

改正後（令和8年版）

表2-7 再生碎石の粒度

粒 度 範 囲 (呼び名)		40～0 (R C－40)	30～0 (R C－30)	20～0 (R C－20)
通 過 質 量 百 分 率 (%)	53mm	100		
	37.5mm	95～100	100	
	31.5mm	—	95～100	
	26.5mm	—	—	100
	19mm	50～80	55～85	95～100
	13.2mm	—	—	60～90
	4.75mm	15～40	15～45	20～50
	2.36mm	5～25	5～30	10～35

[注] 再生骨材の粒度は、モルタル粒などを含む破碎されたままの見掛けの骨材粒度を使用する。

表2-7-1 再生粒度調整碎石の粒度

粒 度 範 囲 (呼び名)		40～0 (R M－40)	30～0 (R M－30)	25～0 (R M－25)
通 過 質 量 百 分 率 (%)	53mm	100		
	37.5mm	95～100	100	
	31.5mm	—	95～100	100
	26.5mm	—	—	95～100
	19mm	60～90	60～90	—
	13.2mm	—	—	55～85
	4.75mm	30～65	30～65	30～65
	2.36mm	20～50	20～50	20～50
	425μm	10～30	10～30	10～30
	75μm	2～10	2～10	2～10

[注] 再生骨材の粒度は、モルタル粒などを含んだ破碎されたままの見かけの骨材粒度を使用する。

表2-7-1 再生粒度調整碎石の粒度

粒 度 範 囲 (呼び名)		40～0 (R M－40)	30～0 (R M－30)	25～0 (R M－25)
通 過 質 量 百 分 率 (%)	53mm	100		
	37.5mm	95～100	100	
	31.5mm	—	95～100	100
	26.5mm	—	—	95～100
	19mm	60～90	60～90	—
	13.2mm	—	—	55～85
	4.75mm	30～65	30～65	30～65
	2.36mm	20～50	20～50	20～50
	425μm	10～30	10～30	10～30
	75μm	2～10	2～10	2～10

[注] 再生骨材の粒度は、モルタル粒などを含む破碎されたままの見掛けの骨材粒度を使用する。

改正前（令和6年版）	改正後（令和8年版）																																																																								
5. 碎石の材質 碎石の材質は、表2－8の規格に適合するものとする。 表2－8 安定性試験の限度 <table><tr><th>用 途</th><th>表 層 ・ 基 層</th><th>上 層 路 盤</th></tr><tr><td>損 失 量 %</td><td>12 以下</td><td>20 以下</td></tr></table> [注] 試験方法は、「舗装調査・試験法便覧（第2分冊）」の「A004 硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験方法」による。 6. 碎石の品質 碎石の品質は、表2－9の規格に適合するものとする。 表2－9 碎石の品質 <table><tr><th> 用 途 項 目 </th><th>表 層 ・ 基 層</th><th>上 層 路 盤</th></tr><tr><td>表 乾 密 度 (g / cm ³)</td><td>2.45 以上</td><td>－</td></tr><tr><td>吸 水 率 %</td><td>3.0 以下</td><td>－</td></tr><tr><td>すり減り減量 %</td><td>30 以下 [注 1]</td><td>40 以下 [注 2]</td></tr></table> [注 1] 表層、基層用碎石のすり減り減量試験は粒径 13.2～4.75mm のものについて実施する。 [注 2] 上層路盤用碎石については主として使用する粒径について行えばよい。 7. 鉄鋼スラグ 鉄鋼スラグは、硫黄分による黄濁水が流出せず、かつ、細長いあるいは偏平なもの、ごみ、泥、有機物などを有害量含まないものとする。その種類と用途は表2－10 によるものとする。また、単粒度製鋼スラグ、クラッシュラン製鋼スラグ及び水硬性粒度調整鉄鋼スラグの粒度規格、及び環境安全品質基準は JISA5015（道路用鉄鋼スラグ）によるものとし、その他は碎石の粒度に準ずるものとする。 表2－10 鉄鋼スラグの種類と主な用途 <table><tr><th>名 称</th><th>呼び名</th><th>用 途</th></tr><tr><td>単粒度製鋼スラグ</td><td>SS</td><td>加熱アスファルト混合物用</td></tr><tr><td>クラッシュラン製鋼スラグ</td><td>CSS</td><td>瀝青安定処理（加熱混合）用</td></tr><tr><td>粒度調整鉄鋼スラグ</td><td>MS</td><td>上層路盤材</td></tr><tr><td>水硬性粒度調整鉄鋼スラグ</td><td>HMS</td><td>上層路盤材</td></tr><tr><td>クラッシュラン鉄鋼スラグ</td><td>CS</td><td>下層路盤材</td></tr></table>	用 途	表 層 ・ 基 層	上 層 路 盤	損 失 量 %	12 以下	20 以下	用 途 項 目	表 層 ・ 基 層	上 層 路 盤	表 乾 密 度 (g / cm ³)	2.45 以上	－	吸 水 率 %	3.0 以下	－	すり減り減量 %	30 以下 [注 1]	40 以下 [注 2]	名 称	呼び名	用 途	単粒度製鋼スラグ	SS	加熱アスファルト混合物用	クラッシュラン製鋼スラグ	CSS	瀝青安定処理（加熱混合）用	粒度調整鉄鋼スラグ	MS	上層路盤材	水硬性粒度調整鉄鋼スラグ	HMS	上層路盤材	クラッシュラン鉄鋼スラグ	CS	下層路盤材	5. 碎石の材質 碎石の材質は、表2－8の規格に適合するものとする。 表2－8 安定性試験の限度 <table><tr><th>用 途</th><th>表 層 ・ 基 層</th><th>上 層 路 盤</th></tr><tr><td>損 失 量 %</td><td>12 以下</td><td>20 以下</td></tr></table> [注] 試験方法は、「舗装調査・試験法便覧（第2分冊）」の「A004 硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験方法」による。 6. 碎石の品質 碎石の品質は、表2－9の規格に適合するものとする。 表2－9 碎石の品質 <table><tr><th> 用 途 項 目 </th><th>表 層 ・ 基 層</th><th>上 層 路 盤</th></tr><tr><td>表 乾 密 度 (g / cm ³)</td><td>2.45 以上</td><td>－</td></tr><tr><td>吸 水 率 %</td><td>3.0 以下</td><td>－</td></tr><tr><td>すり減り減量 %</td><td>30 以下 [注 1]</td><td>40 以下 [注 2]</td></tr></table> [注 1] 表層、基層用碎石のすり減り減量試験は粒径 13.2～4.75mm のものについて実施する。 [注 2] 上層路盤用碎石については主として使用する粒径について行えばよい。 7. 鉄鋼スラグ 鉄鋼スラグは、硫黄分による黄濁水が流出せず、かつ、細長いあるいは偏平なもの、ごみ、泥、有機物などを有害量含まないものとする。その種類と用途は表2－10 によるものとする。また、単粒度製鋼スラグ、クラッシュラン製鋼スラグ及び水硬性粒度調整鉄鋼スラグの粒度規格、及び環境安全品質基準は JISA5015（道路用鉄鋼スラグ）によるものとし、その他は碎石の粒度に準ずるものとする。 表2－10 鉄鋼スラグの種類と主な用途 <table><tr><th>名 称</th><th>呼び名</th><th>用 途</th></tr><tr><td>単粒度製鋼スラグ</td><td>SS</td><td>加熱アスファルト混合物用</td></tr><tr><td>クラッシュラン製鋼スラグ</td><td>CSS</td><td>瀝青安定処理（加熱混合）用</td></tr><tr><td>粒度調整鉄鋼スラグ</td><td>MS</td><td>上層路盤材</td></tr><tr><td>水硬性粒度調整鉄鋼スラグ</td><td>HMS</td><td>上層路盤材</td></tr><tr><td>クラッシュラン鉄鋼スラグ</td><td>CS</td><td>下層路盤材</td></tr></table>	用 途	表 層 ・ 基 層	上 層 路 盤	損 失 量 %	12 以下	20 以下	用 途 項 目	表 層 ・ 基 層	上 層 路 盤	表 乾 密 度 (g / cm ³)	2.45 以上	－	吸 水 率 %	3.0 以下	－	すり減り減量 %	30 以下 [注 1]	40 以下 [注 2]	名 称	呼び名	用 途	単粒度製鋼スラグ	SS	加熱アスファルト混合物用	クラッシュラン製鋼スラグ	CSS	瀝青安定処理（加熱混合）用	粒度調整鉄鋼スラグ	MS	上層路盤材	水硬性粒度調整鉄鋼スラグ	HMS	上層路盤材	クラッシュラン鉄鋼スラグ	CS	下層路盤材
用 途	表 層 ・ 基 層	上 層 路 盤																																																																							
損 失 量 %	12 以下	20 以下																																																																							
用 途 項 目	表 層 ・ 基 層	上 層 路 盤																																																																							
表 乾 密 度 (g / cm ³)	2.45 以上	－																																																																							
吸 水 率 %	3.0 以下	－																																																																							
すり減り減量 %	30 以下 [注 1]	40 以下 [注 2]																																																																							
名 称	呼び名	用 途																																																																							
単粒度製鋼スラグ	SS	加熱アスファルト混合物用																																																																							
クラッシュラン製鋼スラグ	CSS	瀝青安定処理（加熱混合）用																																																																							
粒度調整鉄鋼スラグ	MS	上層路盤材																																																																							
水硬性粒度調整鉄鋼スラグ	HMS	上層路盤材																																																																							
クラッシュラン鉄鋼スラグ	CS	下層路盤材																																																																							
用 途	表 層 ・ 基 層	上 層 路 盤																																																																							
損 失 量 %	12 以下	20 以下																																																																							
用 途 項 目	表 層 ・ 基 層	上 層 路 盤																																																																							
表 乾 密 度 (g / cm ³)	2.45 以上	－																																																																							
吸 水 率 %	3.0 以下	－																																																																							
すり減り減量 %	30 以下 [注 1]	40 以下 [注 2]																																																																							
名 称	呼び名	用 途																																																																							
単粒度製鋼スラグ	SS	加熱アスファルト混合物用																																																																							
クラッシュラン製鋼スラグ	CSS	瀝青安定処理（加熱混合）用																																																																							
粒度調整鉄鋼スラグ	MS	上層路盤材																																																																							
水硬性粒度調整鉄鋼スラグ	HMS	上層路盤材																																																																							
クラッシュラン鉄鋼スラグ	CS	下層路盤材																																																																							

改正前（令和6年版）

8. 鉄鋼スラグの規格（路盤材用）

路盤材に用いる鉄鋼スラグは、表2－11の規格に適合するものとする。

表2－11 鉄鋼スラグの規格

呼び名	修正 C B R %	一軸圧縮 強 さ MPa	単位容積 質 量 kg/L	呈 色 判定試験	水浸膨張比 %	エージング 期 間
MS	80 以上	－	1.5 以上	呈色なし	1.0 以下	6 ヶ月以上
HMS	80 以上	1.2 以上	1.5 以上	呈色なし	1.0 以下	6 ヶ月以上
CS	30 以上	－	－	呈色なし	1.0 以下	6 ヶ月以上
試験法	E001	E003	A023	E002	E004	－

〔注1〕 呈色判定は、高炉徐冷スラグを用いた鉄鋼スラグに適用する。

〔注2〕 水浸膨張比は、製鋼スラグを用いた鉄鋼スラグに適用する。

〔注3〕 エージングとは高炉徐冷スラグの黄濁水発生防止や製鋼スラグの膨張性安定化を目的とし、冷却固化した高炉徐冷スラグ及び製鉄スラグを破碎後、空気及び水と反応させる処理をいう。エージング方法には、空気及び水による通常エージングと温水または蒸気による促進エージングがある。

〔注4〕 エージング期間は、製鋼スラグを用いた鉄鋼スラグの通常エージングに適用する。ただし、電気炉スラグを3ヶ月以上通常エージングした後の水浸膨張比が0.6%以下となる場合及び製鋼スラグを促進エージングした場合は、施工実績などを参考にし、膨張性が安定したことを十分確認してエージング期間を短縮することができる。

9. 鉄鋼スラグの規格（加熱アスファルト混合物用、瀝青安定処理用）

加熱アスファルト混合物、瀝青安定処理（加熱混合）に用いる鉄鋼スラグ（製鋼スラグ）は、表2－12の規格に適合するものとする。

表2－12 製鋼スラグの規格

呼び名	表乾密度 （g/cm ³ ）	吸水率 （％）	すりへり 減 量 （％）	水浸膨張率 （％）	エージング 期 間
CSS	－	－	50以下	2.0以下	3 ヶ月 以上
SS	2.45以上	3.0以下	30以下	2.0以下	3 ヶ月 以上

〔注1〕 試験方法は、「舗装調査・試験法便覧」を参照する。

〔注2〕 エージングとは製鋼スラグの膨張性安定化を目的とし、製鋼スラグを破碎後、空気及び水と反応させる処理（通常エージング）をいう。

改正後（令和8年版）

8. 鉄鋼スラグの規格（路盤材用）

路盤材に用いる鉄鋼スラグは、表2－11の規格に適合するものとする。

表2－11 鉄鋼スラグの規格

呼び名	修正 C B R %	一軸圧縮 強 さ MPa	単位容積 質 量 kg/L	呈 色 判定試験	水浸膨張比 %	エージング 期 間
MS	80 以上	－	1.5 以上	呈色なし	1.0 以下	6 ヶ月以上
HMS	80 以上	1.2 以上	1.5 以上	呈色なし	1.0 以下	6 ヶ月以上
CS	30 以上	－	－	呈色なし	1.0 以下	6 ヶ月以上
試験法	E001	E003	A023	E002	E004	－

〔注1〕 呈色判定は、高炉徐冷スラグを用いた鉄鋼スラグに適用する。

〔注2〕 水浸膨張比は、製鋼スラグを用いた鉄鋼スラグに適用する。

〔注3〕 エージングとは高炉徐冷スラグの黄濁水発生防止や製鋼スラグの膨張性安定化を目的とし、冷却固化した高炉徐冷スラグ及び製鉄スラグを破碎後、空気及び水と反応させる処理をいう。エージング方法には、空気及び水による通常エージングと温水または蒸気による促進エージングがある。

〔注4〕 エージング期間は、製鋼スラグを用いた鉄鋼スラグの通常エージングに適用する。ただし、電気炉スラグを3ヶ月以上通常エージングした後の水浸膨張比が0.6%以下となる場合及び製鋼スラグを促進エージングした場合は、施工実績などを参考にし、膨張性が安定したことを十分確認してエージング期間を短縮することができる。

9. 鉄鋼スラグの規格（加熱アスファルト混合物用、瀝青安定処理用）

加熱アスファルト混合物、瀝青安定処理（加熱混合）に用いる鉄鋼スラグ（製鋼スラグ）は、表2－12の規格に適合するものとする。

表2－12 製鋼スラグの規格

呼び名	表乾密度 （g/cm ³ ）	吸水率 （％）	すりへり 減 量 （％）	水浸膨張率 （％）	エージング 期 間
CSS	－	－	50以下	2.0以下	3 ヶ月 以上
SS	2.45以上	3.0以下	30以下	2.0以下	3 ヶ月 以上

〔注1〕 試験方法は、「舗装調査・試験法便覧」を参照する。

〔注2〕 エージングとは製鋼スラグの膨張性安定化を目的とし、製鋼スラグを破碎後、空気及び水と反応させる処理（通常エージング）をいう。

改正前（令和6年版）

10. 砂

砂は、天然砂、人工砂、スクリーニングス（砕石ダスト）などを用い、粒度は混合物に適合するものとする。

11. スクリーニングス粒度の規格

スクリーニングス（砕石ダスト）の粒度は、表2－13の規格に適合するものとする。

表2－13 スクリーニングスの粒度範囲

ふるい目の開き 呼び名 種類		ふるいを通るものの質量百分率　％					
		4.75mm	2.36mm	600μm	300μm	150μm	75μm
スクリーニングス	F.2.5	100	85～100	25～55	15～40	7～28	0～20

12. ■■■■■■

再生下層路盤材の材質については、表2－13－1によるものとする。

表2－13－1 再生下層路盤材の材質

項目	規格値
すりへり減量　％	40以下

〔注〕試験方法は、「舗装調査・試験法便覧」を参照する。

2－3－4 アスファルト用再生骨材

再生加熱アスファルト混合物に用いるアスファルトコンクリート再生骨材の品質は表2－14の規格に適合するものとする。

表2－14 アスファルトコンクリート再生骨材の品質

旧アスファルトの含有量（％）		3.8以上
旧アスファルトの性状	針入度　1/10mm	20以上
	圧裂係数　MPa/mm	1.70以下
骨材の微粒分量（％）		5以下

〔注1〕アスファルトコンクリート再生骨材中に含まれるアスファルトを旧アスファルト、新たに用いる舗装用石油アスファルトを新アスファルトと称する。

〔注2〕アスファルトコンクリート再生骨材は、通常20～13mm、13～5mm、5～0mmの3種類の粒度や20～13mm、13～0mmの2種類の粒度にふるい分けられるが、本表に示される規格は、13～0mmの粒度区分のものに適用する。

〔注3〕アスファルトコンクリート再生骨材の13mm以下が2種類にふるい分けられている場合には、再生骨材の製造時における各粒度区分の比率に応じて合成した試料で試験するか、別々に試験して合成比率に応じて計算により13～0mm

改正後（令和8年版）

10. 砂

砂は、天然砂、人工砂、スクリーニングス（砕石ダスト）などを用い、粒度は混合物に適合するものとする。

11. スクリーニングス粒度の規格

スクリーニングス（砕石ダスト）の粒度は、表2－13の規格に適合するものとする。

表2－13 スクリーニングスの粒度範囲

ふるい目の開き 呼び名 種類		ふるいを通るものの質量百分率　％					
		4.75mm	2.36mm	600μm	300μm	150μm	75μm
スクリーニングス	F.2.5	100	85～100	25～55	15～40	7～28	0～20

12. 再生下層路盤材の材質■

再生下層路盤材の材質については、表2－13－1によるものとする。

表2－13－1 再生下層路盤材の材質

項目	規格値
すりへり減量　％	40以下

〔注〕試験方法は、「舗装調査・試験法便覧」を参照する。

2－3－4 アスファルト用再生骨材

再生加熱アスファルト混合物に用いるアスファルトコンクリート再生骨材の品質の目標値は、旧アスファルトの針入度による評価を実施する場合は表2-14-1アスファルトコンクリート再生骨材の圧裂による評価を適用する場合は表2-14-2とし、いずれか一方の目標値に適合するものとする。

表2－14－1 針入度を適用するアスファルトコンクリート再生骨材の品質

項目	目標値
旧アスファルトの含有量　％	3.8以上
旧アスファルトの侵入度（25℃）1／10mm	20以上
骨材の微粒分量（％）	5以下

〔注1〕アスファルトコンクリート再生骨材中に含まれるアスファルトを旧アスファルト、新たに用いるアスファルトを新アスファルトと称する。

〔注2〕アスファルトコンクリート再生骨材の旧アスファルトの含有量，針入度および骨材の微粒分量は，実際の製造に用いる13～0mmの粒度に適用する。なお，13mm以下が2種類に分級されている場合には，それぞれの粒度区分を別々に試験して合成比率に応じて計算により13～0mm相当分を求めてもよい。

〔注3〕旧アスファルトの含有量および骨材の微粒分量は，アスファルトコンクリート再生骨材の乾燥質量に対する百分率で表す。

改正前（令和6年版）	改正後（令和8年版）								
相当分を求めてもよい。また、13～0 mmあるいは13～5 mm、5～0 mm以外でふるい分けられている場合には、ふるい分け前の全試料から13～0 mmをふるい取ってこれを対象に試験を行う。 〔注4〕アスファルトコンクリート再生骨材中の旧アスファルト含有量及び75 μm を通過する量は、アスファルトコンクリート再生骨材の乾燥質量に対する百分率で表す。 〔注5〕骨材の微粒分量試験は JISA1103（骨材の微粒分量試験方法）により求める。 〔注6〕アスファルト混合物層の切削材は、その品質が本表に適合するものであれば再生加熱アスファルト混合物に利用できる。ただし、切削材は粒度がばらつきやすいので他のアスファルトコンクリート発生材を調整して使用することが望ましい。 〔注7〕旧アスファルトの性状は、針入度または、圧列係数のどちらかが基準を満足すればよい。	〔注4〕骨材の微粒分量は「JIS A 1103:2014 骨材の微粒分量試験方法」により求める。 〔注5〕アスファルト混合物層の切削材は、アスファルトコンクリート再生骨材の品質に適合するものであれば再生加熱アスファルト混合物に利用できる。ただし、切削材は粒度がばらつきやすいので他のアスファルトコンクリート発生材を調整して使用することが望ましい。								
	表2-14-2 圧縮係数を適用するアスファルトコンクリート再生骨材の品質 <table><tr><th>項 目</th><th>目標値</th></tr><tr><td>旧アスファルトの含有量 %</td><td>3.8 以上</td></tr><tr><td>アスファルトコンクリート再生骨材の圧縮係数 (25℃) MPa/mm</td><td>1.70 以下</td></tr><tr><td>骨材の微粒分量 (%)</td><td>5 以下</td></tr></table>	項 目	目標値	旧アスファルトの含有量 %	3.8 以上	アスファルトコンクリート再生骨材の圧縮係数 (25℃) MPa/mm	1.70 以下	骨材の微粒分量 (%)	5 以下
項 目	目標値								
旧アスファルトの含有量 %	3.8 以上								
アスファルトコンクリート再生骨材の圧縮係数 (25℃) MPa/mm	1.70 以下								
骨材の微粒分量 (%)	5 以下								
	〔注1〕アスファルトコンクリート再生骨材中に含まれるアスファルトを旧アスファルト、新たに用いるアスファルトを新アスファルトと称する。 〔注2〕アスファルトコンクリート再生骨材の旧アスファルトの含有量および骨材の微粒分量は、実際の製造に用いる13～0mmの粒度に適用する。なお、13mm 以下が2種類に分級されている場合には、それぞれの粒度区分を別々に試験して合成比率に応じて計算により13～0mm 相当分を求めてもよい。 〔注3〕旧アスファルトの含有量および骨材の微粒分量は、アスファルトコンクリート再生骨材の乾燥質量に対する百分率で表す。 〔注4〕アスファルトコンクリート再生骨材の圧裂係数を求める場合は、13～5mm と5～0mm に分級し、これらを質量比1:1に調整した上で、最大密度の測定と供試体の作製に供する。作製した供試体の厚さは50.0±1.0mm とし、供試体が所定の空隙率（ノギスを用いる場合は9%、水中の見掛け質量を用いる場合は7%）を超えた場合、圧裂試験に供することができない。 〔注5〕骨材の微粒分量は「JIS A 1103:2014 骨材の微粒分量試験方法」により求める。 〔注6〕アスファルト混合物層の切削材は、アスファルトコンクリート再生骨材の品質に適合するものであれば再生加熱アスファルト混合物に利用できる。ただし、切削材は粒度がばらつきやすいので他のアスファルトコンクリート発生材を調整して使用することが望ましい。								
2-3-5 フィラー 1. フィラー フィラーは、石灰岩やその他の岩石を粉砕した石粉、消石灰、セメント、回収ダスト及びフライアッシュなどを用いる。石灰岩を粉砕した石粉の水分量は1.0%以下のものを使用する。	2-3-5 フィラー 1. フィラー フィラーは、石灰岩やその他の岩石を粉砕した石粉、消石灰、セメント、回収ダスト及びフライアッシュなどを用いる。石灰岩を粉砕した石粉の水分量は1.0%以下のものを使用する。								

改正前（令和6年版）							改正後（令和8年版）						
2. 石灰岩の石粉等の粒度範囲							2. 石灰岩の石粉等の粒度範囲						
石灰岩を粉砕した石粉、回収ダスト及びフライアッシュの粒度範囲は表2－15の規格に適合するものとする。							石灰岩を粉砕した石粉、回収ダスト及びフライアッシュの粒度範囲は表2－15の規格に適合するものとする。						
表2－15 石粉、回収ダスト及びフライアッシュの粒度範囲							表2－15 石粉、回収ダスト及びフライアッシュの粒度範囲						
ふるい目（μ m）		ふるいを通るものの質量百分率（％）					ふるい目（μ m）		ふるいを通るものの質量百分率（％）				
600		100					600		100				
150		90～100					150		90～100				
75		70～100					75		70～100				
3. 石灰岩以外の石粉の規定							3. 石灰岩以外の石粉の規定						
フライアッシュ、石灰岩以外の岩石を粉砕した石粉をフィラーとして用いる場合は、表2－16の規格に適合するものとする。							フライアッシュ、石灰岩以外の岩石を粉砕した石粉をフィラーとして用いる場合は、表2－16の規格に適合するものとする。						
表2－16 フライアッシュ、石灰岩以外の岩石を粉砕した石粉をフィラーとして使用する場合の目標値							表2－16 フライアッシュ、石灰岩以外の岩石を粉砕した石粉をフィラーとして使用する場合の目標値						
項 目		規 定					項 目		規 定				
塑性指数（PI）		4以下					塑性指数（PI）		4以下				
フロー試験　％		50以下					フロー試験　％		50以下				
吸水膨張　％		3以下					吸水膨張　％		3以下				
剥離試験		1／4以下					剥離試験		1／4以下				
4. 消石灰の品質規格							4. 消石灰の品質規格						
消石灰をはく離防止のためにフィラーとして使用する場合の品質は、JISR9001（工業用石灰）に規定されている生石灰（特号及び1号）、消石灰（特号及び1号）の規格に適合するものとする。							消石灰をはく離防止のためにフィラーとして使用する場合の品質は、JISR9001（工業用石灰）に規定されている生石灰（特号及び1号）、消石灰（特号及び1号）の規格に適合するものとする。						
表2－17 工業用石灰							表2－17 工業用石灰						
種類	等級	酸化カルシウム CaO（％）	不純物 （％）	二酸化炭素 CO ₂ （％）	粉末度残分（％）		種類	等級	酸化カルシウム CaO（％）	不純物 （％）	二酸化炭素 CO ₂ （％）	粉末度残分（％）	
					600 μ m	150 μ m						600 μ m	150 μ m
生石灰	特号	93.0以上	3.2以下	2.0以下	－	－	生石灰	特号	93.0以上	3.2以下	2.0以下	－	－
	1号	90.0以上	－	－	－	－		1号	90.0以上	－	－	－	－
	2号	80.0以上	－	－	－	－		2号	80.0以上	－	－	－	－
消石灰	特号	72.5以上	3.0以下	1.5以下	全通	5.0以下	消石灰	特号	72.5以上	3.0以下	1.5以下	全通	5.0以下
	1号	70.0以上	－	－	全通	－		1号	70.0以上	－	－	全通	－
	2号	65.0以上	－	－	全通	－		2号	65.0以上	－	－	全通	－
〔注〕ここでのいう不純物とは、二酸化けい素（SiO ₂ ）、酸化アルミニウム（Al ₂ O ₃ ）、酸化第二鉄（Fe ₂ O ₃ ）及び酸化マグネシウム（MgO）の合計量である。							〔注〕ここでのいう不純物とは、二酸化けい素（SiO ₂ ）、酸化アルミニウム（Al ₂ O ₃ ）、酸化第二鉄（Fe ₂ O ₃ ）及び酸化マグネシウム（MgO）の合計量である。						

改正前（令和6年版）

5.セメントの品質規格

セメントをはく離防止のためにフィラーとして使用する場合の品質は、普通ポルトランドセメント、高炉セメント、フライアッシュセメントとし、JISR5210（ポルトランドセメント）及びJISR5211（高炉セメント）、JISR5213（フライアッシュセメント）の規格に適合するものとする。

2－3－6 安定材

1.瀝青材料の品質

瀝青安定処理に使用する瀝青材料の品質は、表2－18に示す舗装用石油アスファルトの規格及び表2－19に示す石油アスファルト乳剤の規格に適合するものとする。

表2－18 舗装用石油アスファルトの規格

種 類 項 目	40～60	60～80	80～100	100～120	120～150	150～200	200～300
針入度(25℃) 1/10mm	40を超え 60以下	60を超え 80以下	80を超え 100以下	100を超え 120以下	120を超え 150以下	150を越え 200以下	200を越え 300以下
軟 化 点 ℃	47.0～55.0	44.0～52.0	42.0～50.0	40.0～50.0	38.0～48.0	30.0～45.0	30.0～45.0
伸度(15℃)cm	10以上	100以上	100以上	100以上	100以上	100以上	100以上
トルエン可溶分 %	99.0以上	99.0以上	99.0以上	99.0以上	99.0以上	99.0以上	99.0以上
引火点℃	260以上	260以上	260以上	260以上	240以上	240以上	210以上
薄膜加熱質量変化率 %	0.6以下	0.6以下	0.6以下	0.6以下	—	—	—
薄膜加熱針入度残留率 %	58以上	55以上	50以上	50以上	—	—	—
蒸留後の質量変化率%	—	—	—	—	0.5以下	1.0以下	1.0以下
蒸発後の針入度比 %	110以下	110以下	110以下	110以下	—	—	—
密 度（15℃）g/cm ³	1.000以上	1.000以上	1.000以上	1.000以上	1.000以上	1.000以上	1.000以上

[注] 各種類とも120℃、150℃、180℃のそれぞれにおける動粘度を試験表に付記する。

改正後（令和8年版）

5.セメントの品質規格

セメントをはく離防止のためにフィラーとして使用する場合の品質は、普通ポルトランドセメント、高炉セメント、フライアッシュセメントとし、JISR5210（ポルトランドセメント）及びJISR5211（高炉セメント）、JISR5213（フライアッシュセメント）の規格に適合するものとする。

2－3－6 安定材

1.瀝青材料の品質

瀝青安定処理に使用する瀝青材料（再生舗装工法における新アスファルトを含む）の品質は、表2－18に示す舗装用石油アスファルトの規格及び表2－19に示す石油アスファルト乳剤の規格に適合するものとする。

表2－18 舗装用石油アスファルトの規格

種 類 項 目	40～60	60～80	80～100	100～120	120～150	150～200	200～300
針入度(25℃) 1/10mm	40を超え 60以下	60を超え 80以下	80を超え 100以下	100を超え 120以下	120を超え 150以下	150を越え 200以下	200を越え 300以下
軟 化 点 ℃	47.0～55.0	44.0～52.0	42.0～50.0	40.0～50.0	38.0～48.0	30.0～45.0	30.0～45.0
伸度(15℃)cm	10以上	100以上	100以上	100以上	100以上	100以上	100以上
トルエン可溶分 %	99.0以上	99.0以上	99.0以上	99.0以上	99.0以上	99.0以上	99.0以上
引火点℃	260以上	260以上	260以上	260以上	250以上	250以上	250以上
薄膜加熱質量変化率 %	0.6以下	0.6以下	0.6以下	0.6以下	—	—	—
薄膜加熱針入度残留率 %	58以上	55以上	50以上	50以上	—	—	—
蒸留後の質量変化率%	—	—	—	—	0.5以下	1.0以下	1.0以下
蒸発後の針入度比 %	110以下	110以下	110以下	110以下	—	—	—
密 度（15℃）g/cm ³	1.000以上	1.000以上	1.000以上	1.000以上	1.000以上	1.000以上	1.000以上

[注 1] 各種類とも120℃、150℃、180℃のそれぞれにおける動粘度を試験表に付記する。

[注 2] 舗装用の新アスファルトである120～150、150～200、200～300は、「JISK 2207:2006 石油アスファルト」とは引火点が異なる。

改正前（令和6年版）										改正後（令和8年版）										
表2－19 石油アスファルト乳剤の規格 (JISK2208-2000)										表2－19 石油アスファルト乳剤の規格 (JISK2208-2000)										
種類及び記号 項 目		カチオン乳剤							ノニオン 乳剤	種類及び記号 項 目		カチオン乳剤							ノニオン 乳剤	
		PK－1	PK－2	PK－3	PK－4	MK－1	MK－2	MK－3				MN－1	PK－1	PK－2	PK－3	PK－4	MK－1	MK－2		MK－3
エングラ－度 (25℃)		3～15		1～6		3～40			2～30	エングラ－度 (25℃)		3～15		1～6		3～40			2～30	
ふるい残留分（質量%） (1.18mm)		0.3以下							0.3以下	ふるい残留分（質量%） (1.18mm)		0.3以下							0.3以下	
付 着 度		2／3以上				－			－	付 着 度		2／3以上				－			－	
粗粒度骨材混合性		－				均等であること		－		－	粗粒度骨材混合性		－				均等であること		－	
密粒度骨材混合性		－				均等であること		－		－	密粒度骨材混合性		－				均等であること		－	
土混じり骨材混合性(質量%)		－					5以下		－	土混じり骨材混合性(質量%)		－					5以下		－	
セメント混合性（質量%）		－							1.0以下	セメント混合性（質量%）		－							1.0以下	
粒子の電荷		陽（＋）							－	粒子の電荷		陽（＋）							－	
蒸発残留分（質量%）		60以上		50以上		57以上			57以上	蒸発残留分（質量%）		60以上		50以上		57以上			57以上	
蒸 発 残 留 物	針入度（25℃） (1/10mm)	100を超え 200以下	150を超え 300以下	100を超え 300以下	60を超え 150以下	60を超え 200以下	60を超え 300以下	60を超え 300以下	97以上	針入度（25℃） (1/10mm)		100を超え 200以下	150を超え 300以下	100を超え 300以下	60を超え 150以下	60を超え 200以下	60を超え 300以下	60を超え 300以下	97以上	
	トルエン可溶分 (質量%)	98以上				97以上				98以上				97以上						
貯蔵安定度（24hr） (質量%)		1以下							1以下	貯蔵安定度（24hr） (質量%)		1以下							1以下	
凍結安定度 (－5℃)		－	粗粒子、塊がないこと	－					－	凍結安定度 (－5℃)		－	粗粒子、塊がないこと	－					－	
主 な 用 途		及温 び暖 表期 面浸 処理 透用	及寒 び冷 表期 面浸 処理 透用	安及プ 定びイ 処理セム 層メコ 養ー 生ント 用ト用	タ ッ ク コ ー ト 用	粗 粒 度 骨 材 混 合 用	密 粒 度 骨 材 混 合 用	土 混 り 骨 材 混 合 用	安乳セ メン ト・ 処剤ア スフ アル 理フ アル 剤用ト	主 な 用 途		及温 び暖 表期 面浸 処理 透用	及寒 び冷 表期 面浸 処理 透用	安及プ 定びイ 処理セム 層メコ 養ー 生ント 用ト用	タ ッ ク コ ー ト 用	粗 粒 度 骨 材 混 合 用	密 粒 度 骨 材 混 合 用	土 混 り 骨 材 混 合 用	安乳セ メン ト・ 処剤ア スフ アル 理フ アル 剤用ト	
[注1] 種類記号の説明 P：浸透用乳剤、M：混合用乳剤、K：カチオン乳剤、N：ノニオン乳剤										[注1] 種類記号の説明 P：浸透用乳剤、M：混合用乳剤、K：カチオン乳剤、N：ノニオン乳剤										
[注2] エングラー度が15以下の乳剤についてはJISK2208（石油アスファルト乳剤）6.3エングラ－度試験方法によって求め、15を超える乳剤についてはJISK2208（石油アスファルト乳剤）6.4セイボルトフロール秒試験方法によって粘度を求め、エングラ－度に変換する。										[注2] エングラー度が15以下の乳剤についてはJISK2208（石油アスファルト乳剤）6.3エングラ－度試験方法によって求め、15を超える乳剤についてはJISK2208（石油アスファルト乳剤）6.4セイボルトフロール秒試験方法によって粘度を求め、エングラ－度に変換する。										
2. セメント安定処理に使用するセメント										2. セメント安定処理に使用するセメント										
セメント安定処理に使用するセメントは、JISR5210(ポルトランドセメント)JISR5211(高炉セメント)及びJISR5213(フライアッシュセメント)の規格に適合するものとす										セメント安定処理に使用するセメントは、JISR5210(ポルトランドセメント)JISR5211(高炉セメント)及びJISR5213(フライアッシュセメント)の規格に適合するものとす										

改正前（令和6年版）	改正後（令和8年版）
る。 3. 石灰安定処理に使用する石灰 石灰安定処理に使用する石灰は、JISR9001（工業用石灰）に規定にされる生石灰（特号及び1号）、消石灰（特号及び1号）、またはそれらを主成分とする石灰系安定材に適合するものとする。 第4節 木 材 2－4－1 一般事項 1. 一般事項 工事に使用する木材は、有害な腐れ、割れ等の欠陥のないものとする。 2. 寸法表示 設計図書に示す寸法の表示は、製材においては仕上がり寸法とし、素材については特に明示する場合を除き末口寸法とするものとする。 2－4－2 丸太材（素材） 1.      丸太材は、設計図書に示した場合を除き直材とし、寸法は樹皮を除いた部分について径及び長さにより区分する。なお、素材の曲りは30%以下とする（曲り百分率は丸太の径に対する内曲面の最大矢高の割合をいう）。 2.      丸太の径は最少径とする。 2－4－3 板材 1.      板材は厚さが7.5mm未満で幅が厚さの4倍以上のものをいい、死節があってはならない。 2.      板材は1等品とする。 第5節 鋼 材 2－5－1 一般事項 1. 一般事項 工事に使用する鋼材は、さび、くされ等変質のないものとする。 2. 鋼材取扱いの注意 受注者は、鋼材をじんあいや油類等で汚損しないようにするとともに、防蝕しなければならない。 2－5－2 構造用圧延鋼材 構造用圧延鋼材は、以下の規格に適合するものとする。 JISG3101（一般構造用圧延鋼材）	る。 3. 石灰安定処理に使用する石灰 石灰安定処理に使用する石灰は、JISR9001（工業用石灰）に規定にされる生石灰（特号及び1号）、消石灰（特号及び1号）、またはそれらを主成分とする石灰系安定材に適合するものとする。 第4節 木 材 2－4－1 一般事項 1. 一般事項 工事に使用する木材は、有害な腐れ、割れ等の欠陥のないものとする。 2. 寸法表示 設計図書に示す寸法の表示は、製材においては仕上がり寸法とし、素材については特に明示する場合を除き末口寸法とするものとする。 2－4－2 丸太材（素材） 1. 丸太材寸法  丸太材は、設計図書に示した場合を除き直材とし、寸法は樹皮を除いた部分について径及び長さにより区分する。なお、素材の曲りは30%以下とする（曲り百分率は丸太の径に対する内曲面の最大矢高の割合をいう）。 2. 丸太材径  丸太の径は最少径とする。 2－4－3 板材 1. 板材厚  板材は厚さが7.5mm未満で幅が厚さの4倍以上のものをいい、死節があってはならない。 2. 等級  板材は1等品とする。 第5節 鋼 材 2－5－1 一般事項 1. 一般事項 工事に使用する鋼材は、さび、くされ等変質のないものとする。 2. 鋼材取扱いの注意 受注者は、鋼材をじんあいや油類等で汚損しないようにするとともに、防蝕しなければならない。 2－5－2 構造用圧延鋼材 構造用圧延鋼材は、以下の規格に適合するものとする。 JISG3101（一般構造用圧延鋼材）

改正前（令和6年版）	改正後（令和8年版）
JISG3106（溶接構造用圧延鋼材） JISG3112（鉄筋コンクリート用棒鋼） JISG3114（溶接構造用耐候性熱間圧延鋼材） JISG3140（橋梁用高降伏点鋼板） 土留めに使用する波型鋼板は、JISG3101－1 種 SS330（黒皮品）の規格に適合したライナープレートとする。	JISG3106（溶接構造用圧延鋼材） JISG3112（鉄筋コンクリート用棒鋼） JISG3114（溶接構造用耐候性熱間圧延鋼材） JISG3140（橋梁用高降伏点鋼板） 土留めに使用する波型鋼板は、JISG3101－1 種 SS330（黒皮品）の規格に適合したライナープレートとする。
2－5－3 軽量形鋼 軽量形鋼は、以下の規格に適合するものとする。 JISG3350（一般構造用軽量形鋼）	2－5－3 軽量形鋼 軽量形鋼は、以下の規格に適合するものとする。 JISG3350（一般構造用軽量形鋼）
2－5－4 鋼 管 鋼管は、以下の規格に適合するものとする。 JISG3444（一般構造用炭素鋼鋼管） JISG3452（配管用炭素鋼鋼管） JISG3457（配管用アーク溶接炭素鋼鋼管） JISG3466（一般構造用角形鋼管） JISG5526（ダクタイル鋳鉄管） JISG5527（ダクタイル鋳鉄異形管）	2－5－4 鋼 管 鋼管は、以下の規格に適合するものとする。 JISG3444（一般構造用炭素鋼鋼管） JISG3452（配管用炭素鋼鋼管） JISG3457（配管用アーク溶接炭素鋼鋼管） JISG3466（一般構造用角形鋼管） JISG5526（ダクタイル鋳鉄管） JISG5527（ダクタイル鋳鉄異形管）
2－5－5 鋳鉄品、鋳鋼品及び鍛鋼品 鋳鉄品、鋳鋼品及び鍛鋼品は、以下の規格に適合するものとする。 JISG5501（ねずみ鋳鉄品） JISG5101（炭素鋼鋳鋼品） JISG3201（炭素鋼鍛鋼品） JISG5102（溶接構造用鋳鋼品） JISG5111（構造用高張力炭素鋼及び低合金鋼鋳鋼品） JISG4051（機械構造用炭素鋼鋼材） JISG5502（球状黒鉛鋳鉄品）	2－5－5 鋳鉄品、鋳鋼品及び鍛鋼品 鋳鉄品、鋳鋼品及び鍛鋼品は、以下の規格に適合するものとする。 JISG5501（ねずみ鋳鉄品） JISG5101（炭素鋼鋳鋼品） JISG3201（炭素鋼鍛鋼品） JISG5102（溶接構造用鋳鋼品） JISG5111（構造用高張力炭素鋼及び低合金鋼鋳鋼品） JISG4051（機械構造用炭素鋼鋼材） JISG5502（球状黒鉛鋳鉄品）
2－5－6 ボルト用鋼材 ボルト用鋼材は、以下の規格に適合するものとする。 JISB1180（六角ボルト） JISB1181（六角ナット） JISB1186（摩擦接合用高力六角ボルト、六角ナット、平座金のセット） JISB1256（平座金） JISB1198（頭付きスタッド） JISM2506（ロックボルト及びその構成部品） 摩擦接合用トルシア形高力ボルト・六角ナット・平座金のセット（日本道路協会） 支圧接合用打込み式高力ボルト・六角ナット・平座金暫定規格（日本道路協会）（1971）	2－5－6 ボルト用鋼材 ボルト用鋼材は、以下の規格に適合するものとする。 JISB1180（六角ボルト） JISB1181（六角ナット） JISB1186（摩擦接合用高力六角ボルト、六角ナット、平座金のセット） JISB1256（平座金） JISB1198（頭付きスタッド） JISM2506（ロックボルト及びその構成部品） 摩擦接合用トルシア形高力ボルト・六角ナット・平座金のセット（日本道路協会） 支圧接合用打込み式高力ボルト・六角ナット・平座金暫定規格（日本道路協会）（1971）

改正前（令和6年版）	改正後（令和8年版）
2－5－7 溶接材料 溶接材料は、以下の規格に適合するものとする。 JISZ3211（軟鋼、高張力鋼及び低温用鋼用被覆アーク溶接棒） JISZ3214（耐候性鋼用被覆アーク溶接棒） JISZ3312（軟鋼、高張力鋼及び低温鋼用のマグ溶接及びミグ溶接ソリッドワイヤ） JISZ3313（軟鋼、高張力鋼及び低温用鋼用アーク溶接フラックス入りワイヤ） JISZ3315（耐候性鋼用のマグ溶接及びミグ溶接用ソリッドワイヤ） JISZ3320（耐候性鋼用アーク溶接フラックス入りワイヤ） JISZ3351（炭素鋼及び低合金鋼用サブマージアーク溶接ソリッドワイヤ） JISZ3352（サブマージアーク溶接及びエレクトロスラグ溶接用フラックス）	2－5－7 溶接材料 溶接材料は、以下の規格に適合するものとする。 JISZ3211（軟鋼、高張力鋼及び低温用鋼用被覆アーク溶接棒） JISZ3214（耐候性鋼用被覆アーク溶接棒） JISZ3312（軟鋼、高張力鋼及び低温鋼用のマグ溶接及びミグ溶接ソリッドワイヤ） JISZ3313（軟鋼、高張力鋼及び低温用鋼用アーク溶接フラックス入りワイヤ） JISZ3315（耐候性鋼用のマグ溶接及びミグ溶接用ソリッドワイヤ） JISZ3320（耐候性鋼用アーク溶接フラックス入りワイヤ） JISZ3351（炭素鋼及び低合金鋼用サブマージアーク溶接ソリッドワイヤ） JISZ3352（サブマージアーク溶接及びエレクトロスラグ溶接用フラックス）
2－5－8 鉄 線 鉄線は、以下の規格に適合するものとする。 JISG3532（鉄線）	2－5－8 鉄 線 鉄線は、以下の規格に適合するものとする。 JISG3532（鉄線）
2－5－9 ワイヤロープ ワイヤロープは、以下の規格に適合するものとする。 JISG3525（ワイヤロープ）	2－5－9 ワイヤロープ ワイヤロープは、以下の規格に適合するものとする。 JISG3525（ワイヤロープ）
2－5－10 プレストレストコンクリート用鋼材 プレストレストコンクリート用鋼材は、以下の規格に適合するものとする。 JISG3536（P C 鋼線及びP C 鋼より線） JISG3109（P C 鋼棒） JISG3137（細径異形P C 鋼棒） JISG3502（ピアノ線材） JISG3506（硬鋼線材）	2－5－10 プレストレストコンクリート用鋼材 プレストレストコンクリート用鋼材は、以下の規格に適合するものとする。 JISG3536（P C 鋼線及びP C 鋼より線） JISG3109（P C 鋼棒） JISG3137（細径異形P C 鋼棒） JISG3502（ピアノ線材） JISG3506（硬鋼線材）
2－5－11 鉄 網 鉄網は、以下の規格に適合するものとする。 JISG3551（溶接金網及び鉄筋格子） JISG3552（ひし形金網）	2－5－11 鉄 網 鉄網は、以下の規格に適合するものとする。 JISG3551（溶接金網及び鉄筋格子） JISG3552（ひし形金網）
2－5－12 鋼製ぐい及び鋼矢板 鋼製ぐい及び鋼矢板は、以下の規格に適合するものとする。 JISA5523（溶接用熱間圧延鋼矢板） JISA5525（鋼管ぐい） JISA5526（H形鋼ぐい） JISA5528（熱間圧延鋼矢板） JISA5530（鋼管矢板）	2－5－12 鋼製ぐい及び鋼矢板 鋼製ぐい及び鋼矢板は、以下の規格に適合するものとする。 JISA5523（溶接用熱間圧延鋼矢板） JISA5525（鋼管ぐい） JISA5526（H形鋼ぐい） JISA5528（熱間圧延鋼矢板） JISA5530（鋼管矢板）

改正前（令和6年版）	改正後（令和8年版）
2－5－13 鋼製支保工 鋼製支保工は、以下の規格に適合するものとする。 JISG3101（一般構造用圧延鋼材） JISB1180（六角ボルト） JISB1181（六角ナット） JISB1186（摩擦接合用高力六角ボルト、六角ナット、平座金のセット）	2－5－13 鋼製支保工 鋼製支保工は、以下の規格に適合するものとする。 JISG3101（一般構造用圧延鋼材） JISB1180（六角ボルト） JISB1181（六角ナット） JISB1186（摩擦接合用高力六角ボルト、六角ナット、平座金のセット）
2－5－14 鉄線じゃかご 鉄線じゃかごは、以下の規格に準ずるものとする。なお、亜鉛アルミニウム合金めっき鉄線を使用する場合は、アルミニウム含有率10%、めっき付着量300g/m²以上のめっき鉄線を使用するものとする。 JISA5513（じゃかご）	2－5－14 鉄線じゃかご 鉄線じゃかごは、以下の規格に準ずるものとする。なお、亜鉛アルミニウム合金めっき鉄線を使用する場合は、アルミニウム含有率10%、めっき付着量300g/m²以上のめっき鉄線を使用するものとする。 JISA5513（じゃかご）
2－5－15 コルゲートパイプ コルゲートパイプは、以下の規格に適合するものとする。 JISG3471（コルゲートパイプ）	2－5－15 コルゲートパイプ コルゲートパイプは、以下の規格に適合するものとする。 JISG3471（コルゲートパイプ）
2－5－16 ガードレール（路側用、分離帯用） ガードレール（路側用、分離帯用）は、以下の規格に適合するものとする。 （1）ビーム（袖ビーム含む） JISG3101（一般構造用圧延鋼材） JISG3454（圧力配管用炭素鋼鋼管） （2）支 柱 JISG3444（一般構造用炭素鋼鋼管） JISG3466（一般構造用角形鋼管） （3）ブラケット JISG3101（一般構造用圧延鋼材） （4）ボルトナット JISB1180（六角ボルト） JISB1181（六角ナット） ブラケット取付け用ボルト（ねじの呼びM20）は4.6とし、ビーム継手用及び取付け用ボルト（ねじの呼びM16）は6.8とするものとする。	2－5－16 ガードレール（路側用、分離帯用） ガードレール（路側用、分離帯用）は、以下の規格に適合するものとする。 （1）ビーム（袖ビーム含む） JISG3101（一般構造用圧延鋼材） JISG3454（圧力配管用炭素鋼鋼管） （2）支 柱 JISG3444（一般構造用炭素鋼鋼管） JISG3466（一般構造用角形鋼管） （3）ブラケット JISG3101（一般構造用圧延鋼材） （4）ボルトナット JISB1180（六角ボルト） JISB1181（六角ナット） ブラケット取付け用ボルト（ねじの呼びM20）は4.6とし、ビーム継手用及び取付け用ボルト（ねじの呼びM16）は6.8とするものとする。
2－5－17 ガードケーブル（路側用、分離帯用） ガードケーブル（路側用、分離帯用）は、以下の規格に適合するものとする。 （1）ケーブル JISG3525（ワイヤロープ） ケーブルの径は18mm、構造は3×7G/○とする。なお、ケーブル一本当りの破断強度は160kN以上の強さを持つものとする。	2－5－17 ガードケーブル（路側用、分離帯用） ガードケーブル（路側用、分離帯用）は、以下の規格に適合するものとする。 （1）ケーブル JISG3525（ワイヤロープ） ケーブルの径は18mm、構造は3×7G/○とする。なお、ケーブル一本当りの破断強度は160kN以上の強さを持つものとする。

改正前（令和6年版）	改正後（令和8年版）
（2）支 柱 JISG3444（一般構造用炭素鋼鋼管） （3）ブラケット JISG3101（一般構造用圧延鋼材） （4）索端金具 ソケットはケーブルと調整ねじを取付けた状態において、ケーブルの一本当りの破断強度以上の強さを持つものとする。 （5）調整ねじ 強度は、ケーブルの破断強度以上の強さを持つものとする。 （6）ボルトナット JISB1180（六角ボルト） JISB1181（六角ナット） ブラケット取付け用ボルト（ねじの呼びM12）及びケーブル取付け用ボルト（ねじの呼びM10）はともに4.6とするものとする。 2－5－18 ガードパイプ（歩道用、路側用） ガードパイプ（歩道用、路側用）は、以下の規格に適合するものとする。 （1）パイプ JISG3444（一般構造用炭素鋼鋼管） （2）支 柱 JISG3444（一般構造用炭素鋼鋼管） （3）ブラケット JISG3101（一般構造用圧延鋼材） （4）継 手 JISG3101（一般構造用圧延鋼材） JISG3444（一般構造用炭素鋼鋼管） （5）ボルトナット JISB1180（六角ボルト） JISB1181（六角ナット） ブラケット取付け用ボルト（ねじの呼びM16）は4.6とし、継手用ボルト（ねじの呼びM16〔種別A p〕M14〔種別B p 及びC p〕）は6.8とする。 2－5－19 ボックスビーム（分離帯用） ボックスビーム（分離帯用）は、以下の規格に適合するものとする。 （1）ビーム JISG3466（一般構造用角形鋼管） （2）支 柱 JISG3101（一般構造用圧延鋼材） （3）パドル及び継手 JISG3101（一般構造用圧延鋼材）	（2）支 柱 JISG3444（一般構造用炭素鋼鋼管） （3）ブラケット JISG3101（一般構造用圧延鋼材） （4）索端金具 ソケットはケーブルと調整ねじを取付けた状態において、ケーブルの一本当りの破断強度以上の強さを持つものとする。 （5）調整ねじ 強度は、ケーブルの破断強度以上の強さを持つものとする。 （6）ボルトナット JISB1180（六角ボルト） JISB1181（六角ナット） ブラケット取付け用ボルト（ねじの呼びM12）及びケーブル取付け用ボルト（ねじの呼びM10）はともに4.6とするものとする。 2－5－18 ガードパイプ（歩道用、路側用） ガードパイプ（歩道用、路側用）は、以下の規格に適合するものとする。 （1）パイプ JISG3444（一般構造用炭素鋼鋼管） （2）支 柱 JISG3444（一般構造用炭素鋼鋼管） （3）ブラケット JISG3101（一般構造用圧延鋼材） （4）継 手 JISG3101（一般構造用圧延鋼材） JISG3444（一般構造用炭素鋼鋼管） （5）ボルトナット JISB1180（六角ボルト） JISB1181（六角ナット） ブラケット取付け用ボルト（ねじの呼びM16）は4.6とし、継手用ボルト（ねじの呼びM16〔種別A p〕M14〔種別B p 及びC p〕）は6.8とする。 2－5－19 ボックスビーム（分離帯用） ボックスビーム（分離帯用）は、以下の規格に適合するものとする。 （1）ビーム JISG3466（一般構造用角形鋼管） （2）支 柱 JISG3101（一般構造用圧延鋼材） （3）パドル及び継手 JISG3101（一般構造用圧延鋼材）

改正前（令和6年版）	改正後（令和8年版）
（４）ボルトナット JISB1180（六角ボルト） JISB1181（六角ナット） パドル取付け用ボルト（ねじの呼びM16）及び継手用ボルト（ねじの呼びM20）はともに6.8とする。 第6節 セメント及び混和材料 2－6－1 一般事項 1. 工用セメント 工事に使用するセメントは、普通ポルトランドセメントを使用するものとし、他のセメント及び混和材料を使用する場合は、設計図書によらなければならない。 2. セメントの貯蔵 受注者は、セメントを防湿的な構造を有するサイロまたは倉庫に、品種別に区分して貯蔵しなければならない。 3. サイロの構造 受注者は、セメントを貯蔵するサイロに、底にたまって出ない部分ができないような構造としなければならない。 4. 異常なセメント使用時の注意 受注者は、貯蔵中に塊状になったセメントを用いてはならない。また、湿気を受けた疑いのあるセメント、その他異常を認めたセメントの使用にあたっては、これを用いる前に試験を行い、その品質を確かめなければならない。ただし、保管期間が長期にわたると品質が変動する可能性があるので、長期間貯蔵したセメントは使用してはならない。 5. セメント貯蔵の温度、湿度 受注者は、セメントの貯蔵にあたって温度、湿度が過度に高くないようにしなければならない。 6. 混和剤の貯蔵 受注者は、混和剤に、ごみ、その他の不純物が混入しないよう、液状の混和剤は分離したり変質したり凍結しないよう、また、粉末状の混和剤は吸湿したり固結したりしないように、これを貯蔵しなければならない。 7. 異常な混和剤使用時の注意 受注者は、貯蔵中に前項に示す分離・変質等が生じた混和剤やその他異常を認めた混和剤について、これらを用いる前に試験を行い、性能が低下していないことを確かめなければならない。ただし、保管期間が長期にわたると品質が変動する可能性があるので、長期間貯蔵した混和材は使用してはならない。 8. 混和材の使用順序 受注者は、混和材を防湿的なサイロまたは、倉庫等に品種別に区分して貯蔵し、入荷の順にこれを用いなければならない。 9. 異常な混和材使用時の注意 受注者は、貯蔵中に吸湿により固結した混和材、その他異常を認めた混和材の使用に	（４）ボルトナット JISB1180（六角ボルト） JISB1181（六角ナット） パドル取付け用ボルト（ねじの呼びM16）及び継手用ボルト（ねじの呼びM20）はともに6.8とする。 第6節 セメント及び混和材料 2－6－1 一般事項 1. 工用セメント 工事に使用するセメントは、普通ポルトランドセメントを使用するものとし、他のセメント及び混和材料を使用する場合は、設計図書によらなければならない。 2. セメントの貯蔵 受注者は、セメントを防湿構造を有するサイロまたは倉庫に、品種別に区分して貯蔵しなければならない。 3. サイロの構造 受注者は、セメントを貯蔵するサイロに、底にたまって出ない部分ができないような構造としなければならない。 4. 異常なセメント使用時の注意 受注者は、貯蔵中に塊状になったセメントを用いてはならない。また、湿気を受けた疑いのあるセメント、その他異常を認めたセメントの使用にあたっては、これを用いる前に試験を行い、その品質を確かめなければならない。ただし、保管期間が長期にわたると品質が変動する可能性があるので、長期間貯蔵したセメントは使用してはならない。 5. セメント貯蔵の温度、湿度 受注者は、セメントの貯蔵にあたって温度、湿度が過度に高くないようにしなければならない。 6. 混和剤の貯蔵 受注者は、混和剤に、ごみ、その他の不純物が混入しないよう、液状の混和剤は分離したり変質したり凍結しないよう、また、粉末状の混和剤は吸湿したり固結したりしないように、これを貯蔵しなければならない。 7. 異常な混和剤使用時の注意 受注者は、貯蔵中に前項に示す分離・変質等が生じた混和剤やその他異常を認めた混和剤について、これらを用いる前に試験を行い、性能が低下していないことを確かめなければならない。ただし、保管期間が長期にわたると品質が変動する可能性があるので、長期間貯蔵した混和材は使用してはならない。 8. 混和材の使用順序 受注者は、混和材を防湿的なサイロまたは、倉庫等に品種別に区分して貯蔵し、入荷の順にこれを用いなければならない。 9. 異常な混和材使用時の注意 受注者は、貯蔵中に吸湿により固結した混和材、その他異常を認めた混和材の使用に

改正前（令和6年版）				改正後（令和8年版）			
あたって、これを用いる前に試験を行い、その品質を確かめなければならない。ただし、保管期間が長期にわたると品質が変動する可能性があるので、長期間貯蔵した混和材は使用してはならない。				あたって、これを用いる前に試験を行い、その品質を確かめなければならない。ただし、保管期間が長期にわたると品質が変動する可能性があるので、長期間貯蔵した混和材は使用してはならない。			
2－6－2 セメント				2－6－2 セメント			
1. 適用規格				1. 適用規格			
セメントは表2－20の規格に適合するものとする。				セメントは表2－20の規格に適合するものとする。			
表2－20 セメントの種類				表2－20 セメントの種類			
JIS 番号	名 称	区 分	摘 要	JIS 番号	名 称	区 分	摘 要
R 5210	ポルトランドセメント	(1)普通ポルトランド (2)早強ポルトランド (3)中庸熟ポルトランド (4)超早強ポルトランド (5)低熱ポルトランド (6)耐硫酸塩ポルトランド	低アルカリ形を含む 〃 〃 〃 〃 〃	R 5210	ポルトランドセメント	(1)普通ポルトランド (2)早強ポルトランド (3)中庸熟ポルトランド (4)超早強ポルトランド (5)低熱ポルトランド (6)耐硫酸塩ポルトランド	低アルカリ形を含む 〃 〃 〃 〃 〃
R 5211	高炉セメント	(1)A種高炉 (2)B種高炉 (3)C種高炉	高炉スラグの分量（質量％） 5を超え30以下 30を超え60以下 60を超え70以下	R 5211	高炉セメント	(1)A種高炉 (2)B種高炉 (3)C種高炉	高炉スラグの分量（質量％） 5を超え30以下 30を超え60以下 60を超え70以下
R 5212	シリカセメント	(1)A種シリカ (2)B種シリカ (3)C種シリカ	シリカ質混合材の分量（質量％） 5を超え10以下 10を超え20以下 20を超え30以下	R 5212	シリカセメント	(1)A種シリカ (2)B種シリカ (3)C種シリカ	シリカ質混合材の分量（質量％） 5を超え10以下 10を超え20以下 20を超え30以下
R 5213	フライアッシュセメント	(1)A種フライアッシュ (2)B種フライアッシュ (3)C種フライアッシュ	フライアッシュ分量（質量％） 5を超え10以下 10を超え20以下 20を超え30以下	R 5213	フライアッシュセメント	(1)A種フライアッシュ (2)B種フライアッシュ (3)C種フライアッシュ	フライアッシュ分量（質量％） 5を超え10以下 10を超え20以下 20を超え30以下
R 5214	エコセメント	(1)普通エコセメント (2)速硬エコセメント	塩化物イオン量（質量％） 0.1以下 0.5以上1.5以下	R 5214	エコセメント	(1)普通エコセメント (2)速硬エコセメント	塩化物イオン量（質量％） 0.1以下 0.5以上1.5以下
2. 普通ポルトランドセメントの規定				2. 普通ポルトランドセメントの規定			
コンクリート構造物に使用する普通ポルトランドセメントは、本条3項、4項の規定に適合するものとする。なお、小規模工種で、1工種あたりの総使用量が10m³未満の場合は、本条項の適用を除外することができる。				コンクリート構造物に使用する普通ポルトランドセメントは、本条3項、4項の規定に適合するものとする。なお、小規模工種で、1工種あたりの総使用量が10m³未満の場合は、本条項の適用を除外することができる。			
3. 普通ポルトランドセメントの品質				3. 普通ポルトランドセメントの品質			
普通ポルトランドセメントの品質は、表2－21の規格に適合するものとする。				普通ポルトランドセメントの品質は、表2－21の規格に適合するものとする。			

改正前（令和6年版）

表2-21 普通ポルトランドセメントの品質

品 質		規 格
比 表 面 積 cm ² / g		2,500 以上
凝 結 h	始 発	1 以上
	終 結	10 以下
安 定 性	パット法	良
	ルシャチリエ法 mm	10 以下
圧 縮 強 さ N/mm ²	3 d	12.5 以上
	7 d	22.5 以上
	28d	42.5 以上
水 和 熱 J/g	7 d	測定値を報告する
	28d	測定値を報告する
酸 化 マ グ ネ シ ウ ム %		5.0 以下
三 酸 化 硫 黄 %		3.5 以下
強 熱 減 量 %		5.0 以下
全 ア ル カ リ （ N a ₂ O e q ） %		0.75 以下
塩 化 物 イ オ ン %		0.035 以下

[注] 普通ポルトランドセメント（低アルカリ形）については、全アルカリ（Na₂Oeq）の値を0.6%以下とする。

4. 原材料、検査等の規定

原材料、検査、包装及び表示は、JISR5210（ポルトランドセメント）の規定によるものとする。

2-6-3 混和材料

1. 適用規格

混和材として用いるフライアッシュは、JISA6201（コンクリート用フライアッシュ）の規格に適合するものとする。

2. コンクリート用膨張材

混和材として用いるコンクリート用膨張材は、JISA6202（コンクリート用膨張材）の規格に適合するものとする。

3. 高炉スラグ微粉末

混和材として用いる高炉スラグ微粉末は、JISA6206（コンクリート用高炉スラグ微粉末）の規格に適合するものとする。

改正後（令和8年版）

表2-21 普通ポルトランドセメントの品質

品 質		規 格
比 表 面 積 cm ² / g		2,500 以上
凝 結 h	始 発	1 以上
	終 結	10 以下
安 定 性	パット法	良
	ルシャチリエ法 mm	10 以下
圧 縮 強 さ N/mm ²	3 d	12.5 以上
	7 d	22.5 以上
	28d	42.5 以上
水 和 熱 J/g	7 d	測定値を報告する
	28d	測定値を報告する
酸 化 マ グ ネ シ ウ ム %		5.0 以下
三 酸 化 硫 黄 %		3.5 以下
強 熱 減 量 %		5.0 以下
全 ア ル カ リ （ N a ₂ O e q ） %		0.75 以下
塩 化 物 イ オ ン %		0.035 以下

[注] 普通ポルトランドセメント（低アルカリ形）については、全アルカリ（Na₂Oeq）の値を0.6%以下とする。

4. 原材料、検査等の規定

原材料、検査、包装及び表示は、JISR5210（ポルトランドセメント）の規定によるものとする。

2-6-3 混和材料

1. 適用規格

混和材として用いるフライアッシュは、JISA6201（コンクリート用フライアッシュ）の規格に適合するものとする。

2. コンクリート用膨張材

混和材として用いるコンクリート用膨張材は、JISA6202（コンクリート用膨張材）の規格に適合するものとする。

3. 高炉スラグ微粉末

混和材として用いる高炉スラグ微粉末は、JISA6206（コンクリート用高炉スラグ微粉末）の規格に適合するものとする。

改正前（令和 6 年版）	改正後（令和 8 年版）
4. 混和剤の適合規格 混和剤として用いる A E 剤、減水剤、A E 減水剤、高性能 A E 減水剤、高性能減水剤、流動化剤及び硬化促進剤は、JISA6204（コンクリート用化学混和剤）の規格に適合するものとする。 5. 急結剤 急結剤は、「コンクリート標準示方書（規準編）[2018 年制定] JSCE-D102-2018 吹付けコンクリート（モルタル）用急結剤品質規格（案）」（土木学会 2018 年 10 月）の規格に適合するものとする。 2－6－4 コンクリート用水 1. 練混ぜ水 コンクリートの練混ぜに用いる水は、上水道または JISA5308（レディーミクストコンクリート）附属書 C（レディーミクストコンクリートの練混ぜに用いる水）の規格に適合するものとする。また養生水は、油、酸、塩類等コンクリートの表面を侵す物質を有害量含んではならない。 2. 海水の使用禁止 受注者は、鉄筋コンクリートには、海水を練混ぜ水として使用してはならない。ただし、用心鉄筋やセパレータを配置しない無筋コンクリートには海水を用いることでコンクリートの品質に悪影響がないことを確認したうえで、練混ぜ水として用いてもよいものとする。 第 7 節 セメントコンクリート製品 2－7－1 一般事項 1. 一般事項 セメントコンクリート製品は、土木工事施工管理基準セメントコンクリート製品取扱基準の規定による。また、セメントコンクリート製品は有害なひび割れ等損傷のないものでなければならない。 2. 塩化物含有量 セメントコンクリート中の塩化物含有量は、コンクリート中に含まれる塩化物イオン（Cl⁻）の総量で表すものとし、練混ぜ時の全塩化物イオン量は 0.30 kg／m³ 以下とするものとする。なお、受注者はこれを超えるものを使用する場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。 3. アルカリシリカ反応抑制対策 受注者は、セメントコンクリート製品の使用にあたって「アルカリ骨材反応抑制対策について」（国土交通大臣官房技術審議官通達、平成 14 年 7 月 31 日）及び「アルカリ骨材反応抑制対策について」の運用について（国土交通省大臣官房技術調査課長通達、平成 14 年 7 月 31 日）を遵守し、アルカリシリカ反応抑制対策の適合を確認した資料を監督員に提出しなければならない。	4. 混和剤の適合規格 混和剤として用いる A E 剤、減水剤、A E 減水剤、高性能 A E 減水剤、高性能減水剤、流動化剤及び硬化促進剤は、JISA6204（コンクリート用化学混和剤）の規格に適合するものとする。 5. 急結剤 急結剤は、「コンクリート標準示方書（規準編）[2023 年制定] JSCE-D102-2023 吹付けコンクリート（モルタル）用急結剤品質規格（案）」（土木学会 2023 年 9 月）の規格に適合するものとする。 2－6－4 コンクリート用水 1. 練混ぜ水 コンクリートの練混ぜに用いる水は、上水道または JISA5308（レディーミクストコンクリート）附属書 J C（レディーミクストコンクリートの練混ぜに用いる水）の規格に適合するものとする。また養生水は、油、酸、塩類等コンクリートの表面を侵す物質を有害量含んではならない。 2. 海水の使用禁止 受注者は、鉄筋コンクリートには、海水を練混ぜ水として使用してはならない。ただし、用心鉄筋やセパレータを配置しない無筋コンクリートには海水を用いることでコンクリートの品質に悪影響がないことを確認したうえで、練混ぜ水として用いてもよいものとする。 第 7 節 セメントコンクリート製品 2－7－1 一般事項 1. 一般事項 セメントコンクリート製品は、土木工事施工管理基準セメントコンクリート製品取扱基準の規定による。また、セメントコンクリート製品は有害なひび割れ等損傷のないものでなければならない。 2. 塩化物含有量 セメントコンクリート中の塩化物含有量は、コンクリート中に含まれる塩化物イオン（Cl⁻）の総量で表すものとし、練混ぜ時の全塩化物イオン量は 0.30 kg／m³ 以下とするものとする。なお、受注者はこれを超えるものを使用する場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。 3. アルカリシリカ反応抑制対策 受注者は、セメントコンクリート製品の使用にあたって「アルカリ骨材反応抑制対策について」（国土交通大臣官房技術審議官通達、平成 14 年 7 月 31 日）及び「アルカリ骨材反応抑制対策について」の運用について（国土交通省大臣官房技術調査課長通達、平成 14 年 7 月 31 日）を遵守し、アルカリシリカ反応抑制対策の適合を確認した資料を監督員に提出しなければならない。

改正前（令和6年版）	改正後（令和8年版）																																																				
2-7-2 セメントコンクリート製品 セメントコンクリート製品は以下の規格に適合するものとする。 JISA5361（プレキャストコンクリート製品 ー種類、製品の呼び方及び表示の通則） JISA5364（プレキャストコンクリート製品ー材料及び製造方法の通則） JISA5365（プレキャストコンクリート製品ー検査方法通則） JISA5371（プレキャスト無筋コンクリート製品） JISA5372（プレキャスト鉄筋コンクリート製品） JISA5373（プレキャストプレストレストコンクリート製品） JISA5406（建築用コンクリートブロック） JISA5506（下水道用マンホールふた） 第8節 瀝青材料 2-8-1 一般瀝青材料 1. 適用規格 舗装用石油アスファルトは、第2編2-3-6安定材の表2-18の規格に適合するものとする。 2. ■■■■■ 付着性改善型改質アスファルトの性状は、表2-22の規格に適合するものとする。 表2-22 付着性改善型改質アスファルトの規格 <table><tr><th>項目</th><th>規格値</th></tr><tr><td>針入度（25℃） 1/10mm</td><td>40 以上</td></tr><tr><td>軟化点 ℃</td><td>68 以上</td></tr><tr><td>伸度（15℃） cm</td><td>30 以上</td></tr><tr><td>フラス脆化点 ℃</td><td>－12 以下</td></tr><tr><td>引火点 ℃</td><td>260 以上</td></tr><tr><td>薄膜加熱質量変化率 %</td><td>0.6 以下</td></tr><tr><td>薄膜加熱後の針入度残留率 %</td><td>65 以上</td></tr><tr><td>タフネス kgf・cm</td><td>160 以上</td></tr><tr><td>テナシティ kgf・cm</td><td>80 以上</td></tr><tr><td>密度（15℃） g /cm³</td><td>1.0 以上</td></tr><tr><td>60℃ 粘度 poise</td><td>15,000 以上</td></tr><tr><td>粗骨材の剥離面積率 %</td><td>5 以下</td></tr></table> 3. ポリマー改質アスファルト ポリマー改質アスファルトの性状は、表2-23の性状に適合するものとする。なお、	項目	規格値	針入度（25℃） 1/10mm	40 以上	軟化点 ℃	68 以上	伸度（15℃） cm	30 以上	フラス脆化点 ℃	－12 以下	引火点 ℃	260 以上	薄膜加熱質量変化率 %	0.6 以下	薄膜加熱後の針入度残留率 %	65 以上	タフネス kgf・cm	160 以上	テナシティ kgf・cm	80 以上	密度（15℃） g /cm ³	1.0 以上	60℃ 粘度 poise	15,000 以上	粗骨材の剥離面積率 %	5 以下	2-7-2 セメントコンクリート製品 セメントコンクリート製品は以下の規格に適合するものとする。 JISA5361（プレキャストコンクリート製品 ー種類、製品の呼び方及び表示の通則） JISA5364（プレキャストコンクリート製品ー材料及び製造方法の通則） JISA5365（プレキャストコンクリート製品ー検査方法通則） JISA5371（プレキャスト無筋コンクリート製品） JISA5372（プレキャスト鉄筋コンクリート製品） JISA5373（プレキャストプレストレストコンクリート製品） JISA5406（建築用コンクリートブロック） JISA5506（下水道用マンホールふた） 第8節 瀝青材料 2-8-1 一般瀝青材料 1. 適用規格 舗装用石油アスファルトは、第2編2-3-6安定材の表2-18の規格に適合するものとする。 2. アスファルト規格■ 付着性改善型改質アスファルトの性状は、表2-22の規格に適合するものとする。 表2-22 付着性改善型改質アスファルトの規格 <table><tr><th>項目</th><th>規格値</th></tr><tr><td>針入度（25℃） 1/10mm</td><td>40 以上</td></tr><tr><td>軟化点 ℃</td><td>68 以上</td></tr><tr><td>伸度（15℃） cm</td><td>30 以上</td></tr><tr><td>フラス脆化点 ℃</td><td>－12 以下</td></tr><tr><td>引火点 ℃</td><td>260 以上</td></tr><tr><td>薄膜加熱質量変化率 %</td><td>0.6 以下</td></tr><tr><td>薄膜加熱後の針入度残留率 %</td><td>65 以上</td></tr><tr><td>タフネス kgf・cm</td><td>160 以上</td></tr><tr><td>テナシティ kgf・cm</td><td>80 以上</td></tr><tr><td>密度（15℃） g /cm³</td><td>1.0 以上</td></tr><tr><td>60℃ 粘度 poise</td><td>15,000 以上</td></tr><tr><td>粗骨材の剥離面積率 %</td><td>5 以下</td></tr></table> 3. ポリマー改質アスファルト ポリマー改質アスファルトの性状は、表2-23の性状に適合するものとする。なお、	項目	規格値	針入度（25℃） 1/10mm	40 以上	軟化点 ℃	68 以上	伸度（15℃） cm	30 以上	フラス脆化点 ℃	－12 以下	引火点 ℃	260 以上	薄膜加熱質量変化率 %	0.6 以下	薄膜加熱後の針入度残留率 %	65 以上	タフネス kgf・cm	160 以上	テナシティ kgf・cm	80 以上	密度（15℃） g /cm ³	1.0 以上	60℃ 粘度 poise	15,000 以上	粗骨材の剥離面積率 %	5 以下
項目	規格値																																																				
針入度（25℃） 1/10mm	40 以上																																																				
軟化点 ℃	68 以上																																																				
伸度（15℃） cm	30 以上																																																				
フラス脆化点 ℃	－12 以下																																																				
引火点 ℃	260 以上																																																				
薄膜加熱質量変化率 %	0.6 以下																																																				
薄膜加熱後の針入度残留率 %	65 以上																																																				
タフネス kgf・cm	160 以上																																																				
テナシティ kgf・cm	80 以上																																																				
密度（15℃） g /cm ³	1.0 以上																																																				
60℃ 粘度 poise	15,000 以上																																																				
粗骨材の剥離面積率 %	5 以下																																																				
項目	規格値																																																				
針入度（25℃） 1/10mm	40 以上																																																				
軟化点 ℃	68 以上																																																				
伸度（15℃） cm	30 以上																																																				
フラス脆化点 ℃	－12 以下																																																				
引火点 ℃	260 以上																																																				
薄膜加熱質量変化率 %	0.6 以下																																																				
薄膜加熱後の針入度残留率 %	65 以上																																																				
タフネス kgf・cm	160 以上																																																				
テナシティ kgf・cm	80 以上																																																				
密度（15℃） g /cm ³	1.0 以上																																																				
60℃ 粘度 poise	15,000 以上																																																				
粗骨材の剥離面積率 %	5 以下																																																				

改正前（令和6年版）									
受注者は、プラントミックスタイプを使用する場合、使用する舗装用石油アスファルトに改質材料を添加し、その性状が表2－23に示す値に適合していることを施工前に確認するものとする。									
表2－23 ポリマー改質アスファルトの標準的性状									
項目	種類	Ⅰ型	Ⅱ型	Ⅲ型		H型			
	付加記号				Ⅲ型－W	Ⅲ型－WF		H型－F	
軟化点		℃	50.0以上	56.0以上	70.0以上		80.0以上		
伸度	(7℃) cm	30以上	－	－		－	－		
	(15℃) cm	－	30以上	50以上		50以上	－		
タフネス（25℃）		N・m	5.0以上	8.0以上	16以上		20以上	－	
テナシティ（25℃）		N・m	2.5以上	4.0以上	－		－	－	
粗骨材の剥離面積率		%	－	－	－	5以下		－	－
フラス脆化点		℃	－	－	－	－	-12以下	－	-12以下
曲げ仕事量（-20℃）		kPa	－	－	－	－	－	400以上	
曲げスティフネス（-20℃）		MPa	－	－	－	－	－	100以下	
針入度（25℃）		1/10 mm	40以上						
薄膜加熱質量変化率		%	0.6以下						
薄膜加熱後の針入度残留率		%	65以上						
引火点		℃	260以上						
密度（15℃）		g/c m ³	試験表に付記						
最適混合温度		℃	試験表に付記						
最適締固め温度		℃	試験表に付記						

[注] 付加記号の略字 W：耐水性（Water resistance）F：可撓性 Flexibility

4. セミブローンアスファルト

セミブローンアスファルトは、表2－24の規格に適合するものとする。

改正後（令和8年版）									
受注者は、プラントミックスタイプを使用する場合、使用する舗装用石油アスファルトに改質材料を添加し、その性状が表2－23に示す値に適合していることを施工前に確認するものとする。									
表2－23 ポリマー改質アスファルトの標準的性状									
項目	種類	Ⅰ型	Ⅱ型	Ⅲ型		H型			
	付加記号				Ⅲ型－W	Ⅲ型－WF		H型－F	
軟化点		℃	50.0以上	56.0以上	70.0以上		80.0以上		
伸度	(7℃) cm	30以上	－	－		－	－		
	(15℃) cm	－	30以上	50以上		50以上	－		
タフネス（25℃）		N・m	5.0以上	8.0以上	16以上		20以上	－	
テナシティ（25℃）		N・m	2.5以上	4.0以上	－		－	－	
粗骨材の剥離面積率		%	－	－	－	5以下		－	－
フラス脆化点		℃	－	－	－	－	-12以下	－	-12以下
曲げ仕事量（-20℃）		kPa	－	－	－	－	－	400以上	
曲げスティフネス（-20℃）		MPa	－	－	－	－	－	100以下	
針入度（25℃）		1/10 mm	40以上						
薄膜加熱質量変化率		%	0.6以下						
薄膜加熱後の針入度残留率		%	65以上						
引火点		℃	260以上						
密度（15℃）		g/c m ³	試験表に付記						
最適混合温度		℃	試験表に付記						
最適締固め温度		℃	試験表に付記						

[注] 付加記号の略字 W：耐水性（Water resistance）F：可撓性 Flexibility

4. セミブローンアスファルト

セミブローンアスファルトは、表2－24の規格に適合するものとする。

改正前（令和6年版）			
表2－24 セミブローンアスファルト（AC-100）の規格			
項 目		規 格 値	
粘	度（60℃）Pa・s	1,000±200	
粘	度（180℃）mm ² /s	200 以下	
薄 膜 加 熱 質 量 変 化 率	%	0.6 以下	
針 入 度（25℃）	1 / 10 mm	40 以上	
ト ル エ ン 可 溶 分	%	99.0 以上	
引 火 点	℃	260 以上	
密 度（15℃）	g / cm ³	1.000 以上	
粘度比（60℃、薄膜加熱後/加熱前）		5.0 以下	
[注] 180℃での粘度のほか、140℃、160℃における動粘度を試験表に付記すること。			
5. 硬質アスファルトに用いるアスファルト			
硬質アスファルトに用いるアスファルトは、表2－25 の規格に適合するものとし、硬質アスファルトの性状は、表2－26 の規格に適合するものとする。			
表2－25 硬質アスファルトに用いるアスファルトの標準的性状			
種類		石油アスファルト	トリニダッドレイク
項目		20～40	アスファルト
針入度（25℃）	1/10 mm	20 を超え 40 以下	1 ～ 4
軟化点	℃	55.0～65.0	93～98
伸度（25℃）	cm	50 以上	－
蒸発質量変化率	%	0.3 以下	－
トルエン可溶分	%	99.0 以上	52.5～55.5
引火点	℃	260 以上	240 以上
密度（15℃）	g/cm ³	1.00 以上	1.38～1.42
[注] 石油アスファルト 20～40 の代わりに、石油アスファルト 40～60 などを使用する場合もある。			

改正後（令和8年版）			
表2－24 セミブローンアスファルト（AC-100）の規格			
項 目		規 格 値	
粘	度（60℃）Pa・s	1,000±200	
粘	度（180℃）mm ² /s	200 以下	
薄 膜 加 熱 質 量 変 化 率	%	0.6 以下	
針 入 度（25℃）	1 / 10 mm	40 以上	
ト ル エ ン 可 溶 分	%	99.0 以上	
引 火 点	℃	260 以上	
密 度（15℃）	g / cm ³	1.000 以上	
粘度比（60℃、薄膜加熱後/加熱前）		5.0 以下	
[注] 180℃での粘度のほか、140℃、160℃における動粘度を試験表に付記すること。			
5. 硬質アスファルトに用いるアスファルト			
硬質アスファルトに用いるアスファルトは、表2－25 の規格に適合するものとし、硬質アスファルトの性状は、表2－26 の規格に適合するものとする。			
表2－25 硬質アスファルトに用いるアスファルトの標準的性状			
種類		石油アスファルト	トリニダッドレイク
項目		20～40	アスファルト
針入度（25℃）	1/10 mm	20 を超え 40 以下	1 ～ 4
軟化点	℃	55.0～65.0	93～98
伸度（25℃）	cm	50 以上	－
蒸発質量変化率	%	0.3 以下	－
トルエン可溶分	%	99.0 以上	52.5～55.5
引火点	℃	260 以上	240 以上
密度（15℃）	g/cm ³	1.00 以上	1.38～1.42
[注] 石油アスファルト 20～40 の代わりに、石油アスファルト 40～60 などを使用する場合もある。			

改正前（令和6年版）

表2-26 硬質アスファルトの標準的性状

項 目		標準値
針入度（25℃）		1/10 mm
軟化点		℃
伸度（25℃）		cm
蒸発質量変化率		%
トルエン可溶分		%
引火点		℃
密度（15℃）		g/cm ³

6. 石油アスファルト乳剤

石油アスファルト乳剤は表2-19、27、28の規格に適合するものとする。

表2-27 ゴム入りアスファルト乳剤の標準的性状

項 目			記号	P K R-T
エングラー度（25℃）				1～10
ふるい残留分（1.18mm）			%	0.3以下
付着度				2/3 以上
粒子の電荷				陽（＋）
蒸発残留分			%	50 以上
蒸発残留物	針入度（25℃）		1/10mm	60 を超え 150 以下
	軟化点		℃	42.0 以上
	タフネス	(25℃) N・m		3.0 以上
		(15℃) N・m		－
	デナシティ	(25℃) N・m		1.5 以上
		(15℃) N・m		－
貯蔵安定度（24h r）質量			%	1 以下

改正後（令和8年版）

表2-26 硬質アスファルトの標準的性状

項 目		標準値
針入度（25℃）		1/10 mm
軟化点		℃
伸度（25℃）		cm
蒸発質量変化率		%
トルエン可溶分		%
引火点		℃
密度（15℃）		g/cm ³

6. 石油アスファルト乳剤

石油アスファルト乳剤は表2-19、27、28の規格に適合するものとする。

表2-27 ゴム入りアスファルト乳剤の標準的性状

項 目			記号	P K R-T
エングラー度（25℃）				1～10
ふるい残留分（1.18mm）			%	0.3以下
付着度				2/3 以上
粒子の電荷				陽（＋）
蒸発残留分			%	50 以上
蒸発残留物	針入度（25℃）		1/10mm	60 を超え 150 以下
	軟化点		℃	42.0 以上
	タフネス	(25℃) N・m		3.0 以上
		(15℃) N・m		－
	デナシティ	(25℃) N・m		1.5 以上
		(15℃) N・m		－
貯蔵安定度（24h r）質量			%	1 以下

改正前（令和6年版）	改正後（令和8年版）																																																						
表2-28 タックコート用高性能改質アスファルト乳剤の標準的性状 <table><tr><th>項</th><th>目</th><th>規 格 値</th></tr><tr><td>エングラー度</td><td>(25℃)</td><td>3～15</td></tr><tr><td>ふるい残留分</td><td>(1.18mm) 質量%</td><td>0.3 以下</td></tr><tr><td>付着度</td><td></td><td>2/3 以上</td></tr><tr><td>粒子の電荷</td><td></td><td>陽(+)</td></tr><tr><td>蒸発残留分</td><td>質量%</td><td>50 以上</td></tr><tr><td>針入度</td><td>(25℃) 1/10mm</td><td>10～30</td></tr><tr><td>軟化点</td><td>℃</td><td>55.0 以上</td></tr><tr><td>貯蔵安定度</td><td>(24hr) 質量%</td><td>1 以下</td></tr></table> [注1] アスファルト乳剤メーカーの資料等により、層間接着性が改質アスファルト乳剤（PKR-T）よりも優れていることを確認すること。 [注2] 現場における層間接着性を確実とするために、（注1）と同様、メーカーの資料等により、従来の乳剤（PK-4、PKR-T）よりもタイヤへの付着性が改善されていることを確認すること。 7. ゲースアスファルトに使用するアスファルト ゲースアスファルトに用いるアスファルトは表2-25 に示す硬質アスファルトに用いるアスファルトの規格に適合するものとする。 8. ゲースアスファルト ゲースアスファルトは、表2-26 に示す硬質アスファルトの規格に適合するものとする。 2-8-2 その他の瀝青材料 その他の瀝青材料は、以下の規格に適合するものとする。 JISA6005（アスファルトルーフィングフェルト） JISK2439（クレオソート油・加工タール・タールピッチ） 2-8-3 再生用添加剤 再生用添加剤の品質は、労働安全衛生法施行令（令和4年2月改正 政令第51号）に規定されている特定化学物質を含まないものとし、表2-29、表2-30、表2-31の規格に適合するものとする。	項	目	規 格 値	エングラー度	(25℃)	3～15	ふるい残留分	(1.18mm) 質量%	0.3 以下	付着度		2/3 以上	粒子の電荷		陽(+)	蒸発残留分	質量%	50 以上	針入度	(25℃) 1/10mm	10～30	軟化点	℃	55.0 以上	貯蔵安定度	(24hr) 質量%	1 以下	表2-28 タックコート用高性能改質アスファルト乳剤の標準的性状 <table><tr><th>項</th><th>目</th><th>規 格 値</th></tr><tr><td>エングラー度</td><td>(25℃)</td><td>3～15</td></tr><tr><td>ふるい残留分</td><td>(1.18mm) 質量%</td><td>0.3 以下</td></tr><tr><td>付着度</td><td></td><td>2/3 以上</td></tr><tr><td>粒子の電荷</td><td></td><td>陽(+)</td></tr><tr><td>蒸発残留分</td><td>質量%</td><td>50 以上</td></tr><tr><td>針入度</td><td>(25℃) 1/10mm</td><td>10～30</td></tr><tr><td>軟化点</td><td>℃</td><td>55.0 以上</td></tr><tr><td>貯蔵安定度</td><td>(24hr) 質量%</td><td>1 以下</td></tr></table> [注1] アスファルト乳剤メーカーの資料等により、層間接着性が改質アスファルト乳剤（PKR-T）よりも優れていることを確認すること。 [注2] 現場における層間接着性を確実とするために、（注1）と同様、メーカーの資料等により、従来の乳剤（PK-4、PKR-T）よりもタイヤへの付着性が改善されていることを確認すること。 7. ゲースアスファルトに使用するアスファルト ゲースアスファルトに用いるアスファルトは表2-25 に示す硬質アスファルトに用いるアスファルトの規格に適合するものとする。 8. ゲースアスファルト ゲースアスファルトは、表2-26 に示す硬質アスファルトの規格に適合するものとする。 2-8-2 その他の瀝青材料 その他の瀝青材料は、以下の規格に適合するものとする。 JISA6005（アスファルトルーフィングフェルト） JISK2439（クレオソート油・加工タール・タールピッチ） 2-8-3 再生用添加剤 再生用添加剤の品質は、労働安全衛生法施行令（令和5年9月改正政令第276号）に規定されている特定化学物質を含まないものとし、表2-29、表2-30、表2-31の規格に適合するものとする。	項	目	規 格 値	エングラー度	(25℃)	3～15	ふるい残留分	(1.18mm) 質量%	0.3 以下	付着度		2/3 以上	粒子の電荷		陽(+)	蒸発残留分	質量%	50 以上	針入度	(25℃) 1/10mm	10～30	軟化点	℃	55.0 以上	貯蔵安定度	(24hr) 質量%	1 以下
項	目	規 格 値																																																					
エングラー度	(25℃)	3～15																																																					
ふるい残留分	(1.18mm) 質量%	0.3 以下																																																					
付着度		2/3 以上																																																					
粒子の電荷		陽(+)																																																					
蒸発残留分	質量%	50 以上																																																					
針入度	(25℃) 1/10mm	10～30																																																					
軟化点	℃	55.0 以上																																																					
貯蔵安定度	(24hr) 質量%	1 以下																																																					
項	目	規 格 値																																																					
エングラー度	(25℃)	3～15																																																					
ふるい残留分	(1.18mm) 質量%	0.3 以下																																																					
付着度		2/3 以上																																																					
粒子の電荷		陽(+)																																																					
蒸発残留分	質量%	50 以上																																																					
針入度	(25℃) 1/10mm	10～30																																																					
軟化点	℃	55.0 以上																																																					
貯蔵安定度	(24hr) 質量%	1 以下																																																					

改正前（令和6年版）				
表2－29 再生用添加剤の品質（エマルジョン系）				
路上表層再生用				
項 目		単位	規格値	試験方法
粘 度（25℃）		SFS	15～85	舗装調査試験法便覧 A072
蒸 発 残 留 分		%	60 以上	〃 A079
蒸発残留物	引 火 点（C O C）	℃	200 以上	〃 A045
	粘 度（6 0℃）	mm ² /S	50～300	〃 A051
	薄 膜 加 熱 後 の 粘 度 比（6 0℃）		2 以下	〃 A046
	薄 膜 加 熱 質 量 変 化 率	%	6.0 以下	〃 A046

改正後（令和8年版）				
表2－29 再生用添加剤の品質（エマルジョン系）				
路上表層再生用				
項 目		単位	規格値	試験方法
粘 度（25℃）		SFS	15～85	舗装調査試験法便覧 A072
蒸 発 残 留 分		%	60 以上	〃 A079
蒸発残留物	引 火 点（C O C）	℃	200 以上	〃 A045
	粘 度（6 0℃）	mm ² /S	50～300	〃 A051
	薄 膜 加 熱 後 の 粘 度 比（6 0℃）		2 以下	〃 A046
	薄 膜 加 熱 質 量 変 化 率	%	6.0 以下	〃 A046

表2－30 再生用添加剤の品質（オイル系）				
路上表層再生用				
項 目		単位	規格値	試験方法
引 火 点（C O C）		℃	200 以上	舗装調査試験法便覧 A045
粘 度（6 0℃）		mm ² /S	50～300	〃 A051
薄 膜 加 熱 後 の 粘 度 比（6 0℃）			2 以下	〃 A046
薄 膜 加 熱 質 量 変 化 率		%	6.0 以下	〃 A046

表2－31 再生用添加剤の標準的性状				
プラント再生用				
項 目		試験値		
動 粘 度（60℃）mm ² /S		80～1,000		
引 火 点℃		250 以上		
薄膜加熱後の粘度比（60℃）		2 以下		
薄膜加熱質量変化率 %		±3 以下		
密 度（15℃）g/cm ³		報告		
組成（石油学会規格 JPJ-5S-70-10）		報告		

[注1] 密度は旧アスファルトとの分離などを防止するため0.95g/cm ³ 以上とすることが望ましい。				
---	--	--	--	--

表2－30 再生用添加剤の品質（オイル系）				
路上表層再生用				
項 目		単位	規格値	試験方法
引 火 点（C O C）		℃	200 以上	舗装調査試験法便覧 A045
粘 度（6 0℃）		mm ² /S	50～300	〃 A051
薄 膜 加 熱 後 の 粘 度 比（6 0℃）			2 以下	〃 A046
薄 膜 加 熱 質 量 変 化 率		%	6.0 以下	〃 A046

表2－31 再生用添加剤の標準的性状				
プラント再生用				
項 目		試験値		
動 粘 度（60℃）mm ² /S		80～1,000		
引 火 点℃		250 以上		
薄膜加熱後の粘度比（60℃）		2 以下		
薄膜加熱質量変化率 %		±3 以下		
密 度（15℃）g/cm ³		報告		
組成（石油学会規格 JPJ-5S-77-19）		報告		

[注1] 密度は旧アスファルトとの分離などを防止するため0.95g/cm ³ 以上とすることが望ましい。				
---	--	--	--	--

第9節 芝及びそだ				
2－9－1 芝（姫高麗芝、高麗芝、野芝、人工植生芝）				
1. 一般事項				
芝は、成育が良く緊密な根茎を有し、茎葉の萎縮、徒長（とちょう）、むれ、病虫害等のないものとする。				

第9節 芝及びそだ				
2－9－1 芝（姫高麗芝、高麗芝、野芝、人工植生芝）				
1. 一般事項				
芝は、成育が良く緊密な根茎を有し、茎葉の萎縮、徒長（とちょう）、むれ、病虫害等のないものとする。				

改正前（令和6年版）																																																				
2. 芝の取り扱い 受注者は、芝を切取り後、速やかに運搬するものとし、乾燥、むれ、傷み、土くずれ等のないものとする。 2－9－2 そ だ そだに用いる材料は、針葉樹を除く堅固でじん性に富むかん木とするものとする。 2－9－3 種 子 1. ■■■■■ 種子帯は帯状基材に種子・肥料及び土壌改良材等を接着または封入したものとし、規格は以下のとおりとする。 巾・・・7cm 種子配合・・・短冠性の牧草等 2. ■■■■■ 種子袋は長さ 50cm・巾 10cm・厚さ 1cm のものとし、種子及び肥料等は設計図書に示す場合を除き表 2－32 とする。なお、化成肥料の肥効期間は 3 ヶ月程度を目標とする。 表 2－32 種子袋わら伏工の種子及び肥料使用量（1 枚当り） <table><tr><th colspan="2">項 目</th><th>使用量 (g)</th><th>摘 要</th></tr><tr><td rowspan="10">種 子 名</td><td>ト ー ル フ ェ ス ク</td><td>0.6</td><td></td></tr><tr><td>ウイピングラブグラス</td><td>0.06</td><td></td></tr><tr><td>レ ッ ド ト ッ プ</td><td>0.015</td><td></td></tr><tr><td>ヨ モ ギ</td><td>0.01</td><td></td></tr><tr><td>ヤ マ ハ ギ</td><td>0.15</td><td></td></tr><tr><td>メ ド ハ ギ</td><td>0.1</td><td></td></tr><tr><td>カ ワ ラ ナ デ シ コ</td><td>0.04</td><td></td></tr><tr><td>セ キ チ ク</td><td>0.04</td><td></td></tr><tr><td>ヤ グ ル マ ソ ウ</td><td>0.15</td><td></td></tr><tr><td>コ ス モ ス</td><td>0.09</td><td></td></tr><tr><td colspan="2">化 学 肥 料</td><td>27</td><td>N， P， K等成分量 30%以上</td></tr><tr><td colspan="2">土 壌 肥 料 改 良 材</td><td rowspan="2">0.5（俵）</td><td rowspan="2">バーミキュライト等</td></tr><tr><td colspan="2">保 水 剤</td></tr></table> 第10節 目地材料 2－10－1 注入目地材 1. 一般事項 注入目地材は、コンクリート版の膨張、収縮に順応し、コンクリートとよく付着し、しかもひび割れが入らないものとする。				項 目		使用量 (g)	摘 要	種 子 名	ト ー ル フ ェ ス ク	0.6		ウイピングラブグラス	0.06		レ ッ ド ト ッ プ	0.015		ヨ モ ギ	0.01		ヤ マ ハ ギ	0.15		メ ド ハ ギ	0.1		カ ワ ラ ナ デ シ コ	0.04		セ キ チ ク	0.04		ヤ グ ル マ ソ ウ	0.15		コ ス モ ス	0.09		化 学 肥 料		27	N， P， K等成分量 30%以上	土 壌 肥 料 改 良 材		0.5（俵）	バーミキュライト等	保 水 剤		改正後（令和8年版）			
項 目		使用量 (g)	摘 要																																																	
種 子 名	ト ー ル フ ェ ス ク	0.6																																																		
	ウイピングラブグラス	0.06																																																		
	レ ッ ド ト ッ プ	0.015																																																		
	ヨ モ ギ	0.01																																																		
	ヤ マ ハ ギ	0.15																																																		
	メ ド ハ ギ	0.1																																																		
	カ ワ ラ ナ デ シ コ	0.04																																																		
	セ キ チ ク	0.04																																																		
	ヤ グ ル マ ソ ウ	0.15																																																		
	コ ス モ ス	0.09																																																		
化 学 肥 料		27	N， P， K等成分量 30%以上																																																	
土 壌 肥 料 改 良 材		0.5（俵）	バーミキュライト等																																																	
保 水 剤																																																				
2. 芝の取り扱い 受注者は、芝を切取り後、速やかに運搬するものとし、乾燥、むれ、傷み、土くずれ等のないものとする。 2－9－2 そ だ そだに用いる材料は、針葉樹を除く堅固でじん性に富むかん木とするものとする。 2－9－3 種 子 1. 種子帯■ 種子帯は帯状基材に種子・肥料及び土壌改良材等を接着または封入したものとし、規格は以下のとおりとする。 巾・・・7cm 種子配合・・・短冠性の牧草等 2. 種子袋■ 種子袋は長さ 50cm・巾 10cm・厚さ 1cm のものとし、種子及び肥料等は設計図書に示す場合を除き表 2－32 とする。なお、化成肥料の肥効期間は 3 ヶ月程度を目標とする。 表 2－32 種子袋わら伏工の種子及び肥料使用量（1 枚当り） <table><tr><th colspan="2">項 目</th><th>使用量 (g)</th><th>摘 要</th></tr><tr><td rowspan="10">種 子 名</td><td>ト ー ル フ ェ ス ク</td><td>0.6</td><td></td></tr><tr><td>ウイピングラブグラス</td><td>0.06</td><td></td></tr><tr><td>レ ッ ド ト ッ プ</td><td>0.015</td><td></td></tr><tr><td>ヨ モ ギ</td><td>0.01</td><td></td></tr><tr><td>ヤ マ ハ ギ</td><td>0.15</td><td></td></tr><tr><td>メ ド ハ ギ</td><td>0.1</td><td></td></tr><tr><td>カ ワ ラ ナ デ シ コ</td><td>0.04</td><td></td></tr><tr><td>セ キ チ ク</td><td>0.04</td><td></td></tr><tr><td>ヤ グ ル マ ソ ウ</td><td>0.15</td><td></td></tr><tr><td>コ ス モ ス</td><td>0.09</td><td></td></tr><tr><td colspan="2">化 学 肥 料</td><td>27</td><td>N， P， K等成分量 30%以上</td></tr><tr><td colspan="2">土 壌 肥 料 改 良 材</td><td rowspan="2">0.5（俵）</td><td rowspan="2">バーミキュライト等</td></tr><tr><td colspan="2">保 水 剤</td></tr></table> 第10節 目地材料 2－10－1 注入目地材 1. 一般事項 注入目地材は、コンクリート版の膨張、収縮に順応し、コンクリートとよく付着し、しかもひび割れが入らないものとする。				項 目		使用量 (g)	摘 要	種 子 名	ト ー ル フ ェ ス ク	0.6		ウイピングラブグラス	0.06		レ ッ ド ト ッ プ	0.015		ヨ モ ギ	0.01		ヤ マ ハ ギ	0.15		メ ド ハ ギ	0.1		カ ワ ラ ナ デ シ コ	0.04		セ キ チ ク	0.04		ヤ グ ル マ ソ ウ	0.15		コ ス モ ス	0.09		化 学 肥 料		27	N， P， K等成分量 30%以上	土 壌 肥 料 改 良 材		0.5（俵）	バーミキュライト等	保 水 剤					
項 目		使用量 (g)	摘 要																																																	
種 子 名	ト ー ル フ ェ ス ク	0.6																																																		
	ウイピングラブグラス	0.06																																																		
	レ ッ ド ト ッ プ	0.015																																																		
	ヨ モ ギ	0.01																																																		
	ヤ マ ハ ギ	0.15																																																		
	メ ド ハ ギ	0.1																																																		
	カ ワ ラ ナ デ シ コ	0.04																																																		
	セ キ チ ク	0.04																																																		
	ヤ グ ル マ ソ ウ	0.15																																																		
	コ ス モ ス	0.09																																																		
化 学 肥 料		27	N， P， K等成分量 30%以上																																																	
土 壌 肥 料 改 良 材		0.5（俵）	バーミキュライト等																																																	
保 水 剤																																																				

改正前（令和6年版）	改正後（令和8年版）																																																
2. 注入目地材 注入目地材は、水に溶けず、また水密性のものとする。 3. 注入目地材の物理的性質 注入目地材は、高温時に流れ出ず、低温時にも衝撃に耐え、土砂等異物の侵入を防げ、かつ、耐久的なものとする。 4. 加熱施工式注入目地材 注入目地材で加熱施工式のものは、加熱したときに分離しないものとする。 2－10－2 目地板 目地板は、コンクリートの膨張収縮に順応し、かつ耐久性に優れたものとする。 1. ■■■■■ 護岸等流水の影響のある箇所に使用する目地材は、樹脂発泡体で厚さ 10mm、他は表 2－33 によるものとする。 表 2－33 目地板の規格値 <table><tr><td>復元率</td><td>90%以上</td><td>KDKS0607-1968 による</td></tr><tr><td>圧縮荷重</td><td>0.15N／mm²以上</td><td>〃 50%圧縮時</td></tr><tr><td>硬 度</td><td>40 度以上</td><td>SRIS0101-1968 スプリングかたさ試験（加圧面接触時）</td></tr><tr><td>見かけ密度</td><td>0.06 g／cm³ 以上</td><td></td></tr></table> 2. ■■■■■ 河川構造物（樋管・樋門等）に使用する目地材は、天然ゴム・ステンレスゴム（一般合成ゴム）で、再生ゴム・ファクテスその他不純物を含まない成型板でなければならない。その規格は表 2－34 によるものとする。 表 2－34 目地板の規格値 <table><tr><td>復元率</td><td>90%以上</td><td>KDKS0607-1968 による</td></tr><tr><td>引張強度</td><td>2.0N／mm² 以上</td><td>（20℃±10℃）JISK6301 加硫ゴム試験法に準拠する。従横とも満足すること。</td></tr><tr><td>みかけ密度</td><td>0.3 g／cm³ 以上</td><td></td></tr><tr><td>硬 度</td><td>50 度以上</td><td>（20℃±10℃）JISK6301 JIS 硬度計 10sec 以内</td></tr></table> 第11節 塗 料 2－11－1 一般事項 1. 一般事項 受注者は、J I Sの規格に適合する塗料を使用するものとし、また、希釈剤は塗料と同一製造者の製品を使用するものとする。	復元率	90%以上	KDKS0607-1968 による	圧縮荷重	0.15N／mm ² 以上	〃 50%圧縮時	硬 度	40 度以上	SRIS0101-1968 スプリングかたさ試験（加圧面接触時）	見かけ密度	0.06 g／cm ³ 以上		復元率	90%以上	KDKS0607-1968 による	引張強度	2.0N／mm ² 以上	（20℃±10℃）JISK6301 加硫ゴム試験法に準拠する。従横とも満足すること。	みかけ密度	0.3 g／cm ³ 以上		硬 度	50 度以上	（20℃±10℃）JISK6301 JIS 硬度計 10sec 以内	2. 注入目地材 注入目地材は、水に溶けず、また水密性のものとする。 3. 注入目地材の物理的性質 注入目地材は、高温時に流れ出ず、低温時にも衝撃に耐え、土砂等異物の侵入を防げ、かつ、耐久的なものとする。 4. 加熱施工式注入目地材 注入目地材で加熱施工式のものは、加熱したときに分離しないものとする。 2－10－2 目地板 目地板は、コンクリートの膨張収縮に順応し、かつ耐久性に優れたものとする。 1. 護岸等流水の影響のある箇所に使用する目地材■ 護岸等流水の影響のある箇所に使用する目地材は、樹脂発泡体で厚さ 10mm、その他規格は表 2－33 によるものとする。 表 2－33 目地板の規格値 <table><tr><td>復元率</td><td>90%以上</td><td>KDKS0607-1968 による</td></tr><tr><td>圧縮荷重</td><td>0.15N／mm²以上</td><td>〃 50%圧縮時</td></tr><tr><td>硬 度</td><td>40 度以上</td><td>SRIS0101-1968 スプリングかたさ試験（加圧面接触時）</td></tr><tr><td>見かけ密度</td><td>0.06 g／cm³ 以上</td><td></td></tr></table> 2. 河川構造物（樋管・樋門等）に使用する目地材■ 河川構造物（樋管・樋門等）に使用する目地材は、天然ゴム・ステンレスゴム（一般合成ゴム）で、再生ゴム・ファクテスその他不純物を含まない成型板でなければならない。その規格は表 2－34 によるものとする。 表 2－34 目地板の規格値 <table><tr><td>復元率</td><td>90%以上</td><td>KDKS0607-1968 による</td></tr><tr><td>引張強度</td><td>2.0N／mm² 以上</td><td>（20℃±10℃）JISK6301 加硫ゴム試験法に準拠する。従横とも満足すること。</td></tr><tr><td>みかけ密度</td><td>0.3 g／cm³ 以上</td><td></td></tr><tr><td>硬 度</td><td>50 度以上</td><td>（20℃±10℃）JISK6301 JIS 硬度計 10sec 以内</td></tr></table> 第11節 塗 料 2－11－1 一般事項 1. 一般事項 受注者は、J I Sの規格に適合する塗料を使用するものとし、また、希釈剤は塗料と同一製造者の製品を使用するものとする。	復元率	90%以上	KDKS0607-1968 による	圧縮荷重	0.15N／mm ² 以上	〃 50%圧縮時	硬 度	40 度以上	SRIS0101-1968 スプリングかたさ試験（加圧面接触時）	見かけ密度	0.06 g／cm ³ 以上		復元率	90%以上	KDKS0607-1968 による	引張強度	2.0N／mm ² 以上	（20℃±10℃）JISK6301 加硫ゴム試験法に準拠する。従横とも満足すること。	みかけ密度	0.3 g／cm ³ 以上		硬 度	50 度以上	（20℃±10℃）JISK6301 JIS 硬度計 10sec 以内
復元率	90%以上	KDKS0607-1968 による																																															
圧縮荷重	0.15N／mm ² 以上	〃 50%圧縮時																																															
硬 度	40 度以上	SRIS0101-1968 スプリングかたさ試験（加圧面接触時）																																															
見かけ密度	0.06 g／cm ³ 以上																																																
復元率	90%以上	KDKS0607-1968 による																																															
引張強度	2.0N／mm ² 以上	（20℃±10℃）JISK6301 加硫ゴム試験法に準拠する。従横とも満足すること。																																															
みかけ密度	0.3 g／cm ³ 以上																																																
硬 度	50 度以上	（20℃±10℃）JISK6301 JIS 硬度計 10sec 以内																																															
復元率	90%以上	KDKS0607-1968 による																																															
圧縮荷重	0.15N／mm ² 以上	〃 50%圧縮時																																															
硬 度	40 度以上	SRIS0101-1968 スプリングかたさ試験（加圧面接触時）																																															
見かけ密度	0.06 g／cm ³ 以上																																																
復元率	90%以上	KDKS0607-1968 による																																															
引張強度	2.0N／mm ² 以上	（20℃±10℃）JISK6301 加硫ゴム試験法に準拠する。従横とも満足すること。																																															
みかけ密度	0.3 g／cm ³ 以上																																																
硬 度	50 度以上	（20℃±10℃）JISK6301 JIS 硬度計 10sec 以内																																															

改正前（令和6年版）	改正後（令和8年版）
2. 塗料の調合 受注者は、塗料は工場調合したものを用いなければならない。 3. さび止めに使用する塗料 さび止めに使用する塗料は、油性系さび止め塗料とするものとする。 4. 道路標識支柱のさび止め塗料等の規格 道路標識の支柱のさび止め塗料もしくは、下塗り塗料は、以下の規格に適合するものとする。 JISK5621（一般用さび止めペイント） JISK5674（鉛・クロムフリーさび止めペイント） 5. 塗料の保管 受注者は、塗料を、直射日光を受けない場所に保管し、その取扱いは関係諸法令及び諸法規を遵守しなければならない。 6. 塗料の有効期限 塗料の有効期限は、ジンクリッチペイントは、製造後6ヶ月以内、その他の塗料は製造後12ヶ月以内とするものとし、受注者は、有効期限を経過した塗料は使用してはならない。 7. ■■■■■■ 鋼橋塗装に使用する塗料は、JIS規格もしくは「鋼道路橋防食便覧」（平成26年3月（社）日本道路協会）による鋼道路橋塗装用塗料標準に適合した塗料を使用する。	2. 塗料の調合 受注者は、塗料は工場調合したものを用いなければならない。 3. さび止めに使用する塗料 さび止めに使用する塗料は、油性系さび止め塗料とするものとする。 4. 道路標識支柱のさび止め塗料等の規格 道路標識の支柱のさび止め塗料もしくは、下塗り塗料は、以下の規格に適合するものとする。 JISK5621（一般用さび止めペイント） JISK5674（鉛・クロムフリーさび止めペイント） 5. 塗料の保管 受注者は、塗料を、直射日光を受けない場所に保管し、その取扱いは関係諸法令及び諸法規を遵守しなければならない。 6. 塗料の有効期限 塗料の有効期限は、ジンクリッチペイントは、製造後6ヶ月以内、その他の塗料は製造後12ヶ月以内とするものとし、受注者は、有効期限を経過した塗料は使用してはならない。 7. 鋼製塗装の塗料について■ 鋼橋塗装に使用する塗料は、JIS規格もしくは「鋼道路橋防食便覧」（平成26年3月（社）日本道路協会）による鋼道路橋塗装用塗料標準に適合した塗料を使用する。
第12節 道路標識及び区画線 2－12－1 道路標識 標示板、支柱、補強材、取付金具、反射シートの品質は、以下の規格に適合するものとする。 （1）標示板 JISG3131（熱間圧延軟鋼板及び鋼帯） JISG3141（冷間圧延鋼板及び鋼帯） JISK6744（ポリ塩化ビニル被覆金属板及び金属帯） JISH4000（アルミニウム及びアルミニウム合金の板及び条） JISK6718-1（プラスチック－メタクリル樹脂板－タイプ．寸法及び特性－第1部：キャスト板） JISK6718-2（プラスチック－メタクリル樹脂板－タイプ．寸法及び特性－第2部：押出板） ガラス繊維強化プラスチック板（F．R．P） （2）支 柱 JISG3452（配管用炭素鋼鋼管） JISG3444（一般構造用炭素鋼鋼管） JISG3192（熱間圧延形鋼の形状、寸法、質量、及びその許容差） JISG3101（一般構造用圧延鋼材） JISG3106（溶接構造用圧延鋼材）	第12節 道路標識及び区画線 2－12－1 道路標識 標示板、支柱、補強材、取付金具、反射シートの品質は、以下の規格に適合するものとする。 （1）標示板 JISG3131（熱間圧延軟鋼板及び鋼帯） JISG3141（冷間圧延鋼板及び鋼帯） JISK6744（ポリ塩化ビニル被覆金属板及び金属帯） JISH4000（アルミニウム及びアルミニウム合金の板及び条） JISK6718-1（プラスチック－メタクリル樹脂板－タイプ．寸法及び特性－第1部：キャスト板） JISK6718-2（プラスチック－メタクリル樹脂板－タイプ．寸法及び特性－第2部：押出板） ガラス繊維強化プラスチック板（F．R．P） （2）支 柱 JISG3452（配管用炭素鋼鋼管） JISG3444（一般構造用炭素鋼鋼管） JISG3192（熱間圧延形鋼の形状、寸法、質量、及びその許容差） JISG3101（一般構造用圧延鋼材） JISG3106（溶接構造用圧延鋼材）

改正前（令和6年版）											改正後（令和8年版）																																																																																																																																																																																																								
JISG3136（建築構造用圧延鋼材） （3）補強材及び取付金具 JISG3101（一般構造用圧延鋼材） JISG3131（熱間圧延軟鋼板及び鋼帯） JISG3141（冷間圧延鋼板及び鋼帯） JISH4100（アルミニウム及びアルミニウム合金の押出形材） （4）反射シート 反射シートは広角プリズム型（フルキューブ）反射シートとし、色度範囲及び反射性能は表2－35・36のとおりとする。 また、反射シートは、屋外にさらされても、著しい色の変化、ひびわれ、剥れが生じないものとする。 なお、受注者は、表2－35、表2－36に示した品質以外の反射シートを用いる場合には、受注者は監督員の確認を受けなければならない。											JISG3136（建築構造用圧延鋼材） （3）補強材及び取付金具 JISG3101（一般構造用圧延鋼材） JISG3131（熱間圧延軟鋼板及び鋼帯） JISG3141（冷間圧延鋼板及び鋼帯） JISH4100（アルミニウム及びアルミニウム合金の押出形材） （4）反射シート 反射シートは広角プリズム型（フルキューブ）反射シートとし、色度範囲及び反射性能は表2－35・36のとおりとする。 また、反射シートは、屋外にさらされても、著しい色の変化、ひびわれ、剥れが生じないものとする。 なお、受注者は、表2－35、表2－36に示した品質以外の反射シートを用いる場合には、受注者は監督員の確認を受けなければならない。																																																																																																																																																																																																								
表2－35 色度範囲 <table><tr><th rowspan="3">色</th><th colspan="8">色度座標の範囲</th><th colspan="2" rowspan="2">Y値の限界 (%)</th></tr><tr><th colspan="2">1</th><th colspan="2">2</th><th colspan="2">3</th><th colspan="2">4</th></tr><tr><th>x</th><th>y</th><th>x</th><th>y</th><th>x</th><th>y</th><th>x</th><th>y</th><th>上限</th><th>下限</th></tr><tr><td>白</td><td>0.274</td><td>0.329</td><td>0.303</td><td>0.300</td><td>0.368</td><td>0.366</td><td>0.340</td><td>0.393</td><td>－</td><td>27</td></tr><tr><td>黄</td><td>0.479</td><td>0.521</td><td>0.438</td><td>0.472</td><td>0.498</td><td>0.412</td><td>0.558</td><td>0.442</td><td>－</td><td>15</td></tr><tr><td>赤</td><td>0.649</td><td>0.351</td><td>0.565</td><td>0.346</td><td>0.629</td><td>0.281</td><td>0.735</td><td>0.265</td><td>－</td><td>3</td></tr><tr><td>青</td><td>0.140</td><td>0.035</td><td>0.244</td><td>0.210</td><td>0.190</td><td>0.255</td><td>0.065</td><td>0.216</td><td>－</td><td>1</td></tr><tr><td>緑</td><td>0.026</td><td>0.399</td><td>0.166</td><td>0.364</td><td>0.286</td><td>0.446</td><td>0.207</td><td>0.771</td><td>12</td><td>3</td></tr><tr><td>蛍光黄</td><td>0.479</td><td>0.520</td><td>0.446</td><td>0.483</td><td>0.512</td><td>0.421</td><td>0.557</td><td>0.422</td><td>－</td><td>40</td></tr></table>											色	色度座標の範囲								Y値の限界 (%)		1		2		3		4		x	y	x	y	x	y	x	y	上限	下限	白	0.274	0.329	0.303	0.300	0.368	0.366	0.340	0.393	－	27	黄	0.479	0.521	0.438	0.472	0.498	0.412	0.558	0.442	－	15	赤	0.649	0.351	0.565	0.346	0.629	0.281	0.735	0.265	－	3	青	0.140	0.035	0.244	0.210	0.190	0.255	0.065	0.216	－	1	緑	0.026	0.399	0.166	0.364	0.286	0.446	0.207	0.771	12	3	蛍光黄	0.479	0.520	0.446	0.483	0.512	0.421	0.557	0.422	－	40	表2－35 色度範囲 <table><tr><th rowspan="3">色</th><th colspan="8">色度座標の範囲</th><th colspan="2" rowspan="2">Y値の限界 (%)</th></tr><tr><th colspan="2">1</th><th colspan="2">2</th><th colspan="2">3</th><th colspan="2">4</th></tr><tr><th>x</th><th>y</th><th>x</th><th>y</th><th>x</th><th>y</th><th>x</th><th>y</th><th>上限</th><th>下限</th></tr><tr><td>白</td><td>0.274</td><td>0.329</td><td>0.303</td><td>0.300</td><td>0.368</td><td>0.366</td><td>0.340</td><td>0.393</td><td>－</td><td>27</td></tr><tr><td>黄</td><td>0.479</td><td>0.521</td><td>0.438</td><td>0.472</td><td>0.498</td><td>0.412</td><td>0.558</td><td>0.442</td><td>－</td><td>15</td></tr><tr><td>赤</td><td>0.649</td><td>0.351</td><td>0.565</td><td>0.346</td><td>0.629</td><td>0.281</td><td>0.735</td><td>0.265</td><td>－</td><td>3</td></tr><tr><td>青</td><td>0.140</td><td>0.035</td><td>0.244</td><td>0.210</td><td>0.190</td><td>0.255</td><td>0.065</td><td>0.216</td><td>－</td><td>1</td></tr><tr><td>緑</td><td>0.026</td><td>0.399</td><td>0.166</td><td>0.364</td><td>0.286</td><td>0.446</td><td>0.207</td><td>0.771</td><td>12</td><td>3</td></tr><tr><td>蛍光黄</td><td>0.479</td><td>0.520</td><td>0.446</td><td>0.483</td><td>0.512</td><td>0.421</td><td>0.557</td><td>0.422</td><td>－</td><td>40</td></tr></table>											色	色度座標の範囲								Y値の限界 (%)		1		2		3		4		x	y	x	y	x	y	x	y	上限	下限	白	0.274	0.329	0.303	0.300	0.368	0.366	0.340	0.393	－	27	黄	0.479	0.521	0.438	0.472	0.498	0.412	0.558	0.442	－	15	赤	0.649	0.351	0.565	0.346	0.629	0.281	0.735	0.265	－	3	青	0.140	0.035	0.244	0.210	0.190	0.255	0.065	0.216	－	1	緑	0.026	0.399	0.166	0.364	0.286	0.446	0.207	0.771	12	3	蛍光黄	0.479	0.520	0.446	0.483	0.512	0.421	0.557	0.422	－	40
色	色度座標の範囲								Y値の限界 (%)																																																																																																																																																																																																										
	1		2		3		4																																																																																																																																																																																																												
	x	y	x	y	x	y	x	y	上限	下限																																																																																																																																																																																																									
白	0.274	0.329	0.303	0.300	0.368	0.366	0.340	0.393	－	27																																																																																																																																																																																																									
黄	0.479	0.521	0.438	0.472	0.498	0.412	0.558	0.442	－	15																																																																																																																																																																																																									
赤	0.649	0.351	0.565	0.346	0.629	0.281	0.735	0.265	－	3																																																																																																																																																																																																									
青	0.140	0.035	0.244	0.210	0.190	0.255	0.065	0.216	－	1																																																																																																																																																																																																									
緑	0.026	0.399	0.166	0.364	0.286	0.446	0.207	0.771	12	3																																																																																																																																																																																																									
蛍光黄	0.479	0.520	0.446	0.483	0.512	0.421	0.557	0.422	－	40																																																																																																																																																																																																									
色	色度座標の範囲								Y値の限界 (%)																																																																																																																																																																																																										
	1		2		3		4																																																																																																																																																																																																												
	x	y	x	y	x	y	x	y	上限	下限																																																																																																																																																																																																									
白	0.274	0.329	0.303	0.300	0.368	0.366	0.340	0.393	－	27																																																																																																																																																																																																									
黄	0.479	0.521	0.438	0.472	0.498	0.412	0.558	0.442	－	15																																																																																																																																																																																																									
赤	0.649	0.351	0.565	0.346	0.629	0.281	0.735	0.265	－	3																																																																																																																																																																																																									
青	0.140	0.035	0.244	0.210	0.190	0.255	0.065	0.216	－	1																																																																																																																																																																																																									
緑	0.026	0.399	0.166	0.364	0.286	0.446	0.207	0.771	12	3																																																																																																																																																																																																									
蛍光黄	0.479	0.520	0.446	0.483	0.512	0.421	0.557	0.422	－	40																																																																																																																																																																																																									
※色度座標は標準の光 D65 による ※試験及び測定の方法は JIS Z 9117 による											※色度座標は標準の光 D65 による ※試験及び測定の方法は JIS Z 9117 による																																																																																																																																																																																																								

改正前（令和6年版）											
表2-36 反射性能（反射シートの再帰反射係数）											
観測角		入射角	白	黄	赤	青	緑	蛍光黄			
12°	┐	5°	570	380	75	50	70	275			
		30°	235	190	45	16	25	160			
20°	┐	5°	400	280	54	30	50	190			
		30°	170	140	20	12	19	95			
30°	┐	5°	300	230	45	30	45	150			
		30°	170	140	20	12	19	100			
1°	┐	5°	120	70	14	5	10	50			
		30°	50	40	8	2.5	5	30			
[注1] 単位：cd/lx/m²											
[注2] 試験及び測定の方法は JIS Z 9117 による											
なお、交差道路標識（118-B、C（国道番号）、118の2-B、C（都道府県番号））の色度範囲及び反射性能は表2-37、表2-38のとおりとする。											
表2-37 色度範囲											
色		色度座標の範囲								Y値の限界 (%)	
		1		2		3		4			
		x	y	x	y	x	y	x	y	上限	下限
白		0.274	0.329	0.303	0.300	0.368	0.366	0.340	0.393	—	27
青		0.078	0.171	0.150	0.220	0.210	0.160	0.137	0.038	10	1
印刷色	淡い赤	0.585	0.290	0.560	0.370	0.380	0.360	0.350	0.320	30	5
	淡い緑	0.315	0.365	0.300	0.540	0.155	0.540	0.270	0.365	32	9
	淡い黄	0.510	0.450	0.520	0.390	0.370	0.365	0.330	0.440	45	10
※色度座標は標準の光 D65 による											
※試験及び測定方法は JIS Z 9117 による											

改正後（令和8年版）											
表2-36 反射性能（反射シートの再帰反射係数）											
観測角		入射角	白	黄	赤	青	緑	蛍光黄			
12°	┐	5°	570	380	75	50	70	275			
		30°	235	190	45	16	25	160			
20°	┐	5°	400	280	54	30	50	190			
		30°	170	140	20	12	19	95			
30°	┐	5°	300	230	45	30	45	150			
		30°	170	140	20	12	19	100			
1°	┐	5°	120	70	14	5	10	50			
		30°	50	40	8	2.5	5	30			
[注1] 単位：cd/lx/m²											
[注2] 試験及び測定の方法は JIS Z 9117 による											
なお、交差道路標識（118-B、C（国道番号）、118の2-B、C（都道府県番号））の色度範囲及び反射性能は表2-37、表2-38のとおりとする。											
表2-37 色度範囲											
色		色度座標の範囲								Y値の限界 (%)	
		1		2		3		4			
		x	y	x	y	x	y	x	y	上限	下限
白		0.274	0.329	0.303	0.300	0.368	0.366	0.340	0.393	—	27
青		0.078	0.171	0.150	0.220	0.210	0.160	0.137	0.038	10	1
印刷色	淡い赤	0.585	0.290	0.560	0.370	0.380	0.360	0.350	0.320	30	5
	淡い緑	0.315	0.365	0.300	0.540	0.155	0.540	0.270	0.365	32	9
	淡い黄	0.510	0.450	0.520	0.390	0.370	0.365	0.330	0.440	45	10
※色度座標は標準の光 D65 による											
※試験及び測定方法は JIS Z 9117 による											

改正前（令和6年版）						
表2－38 反射性能（反射シートの再帰反射係数）						
観測角	入射角	白	青	印刷色		
				淡い赤	淡い緑	淡い黄
12°	5°	570	14	125	110	140
	30°	235	7.7	70	50	75
20°	5°	400	10	80	75	95
	30°	170	4.9	40	35	45
1°	5°	120	2.8	25	20	25
	30°	50	1.8	11	10	15

[注1] 単位：cd/lx/m²

[注2] 試験及び測定方法は JIS Z 9117 による

接着力は、800g／25mm（7.84N）の静荷重を5分間かけて、貼付した試験片から50mm以上剥がれないものとする。

収縮性は、剥離紙を剥離後、10分間で0.8mm以上、24時間で3.2mm以上収縮しないものとする。

耐候性は、通常の使用条件にて設置後12年経過した時点においても、以下の条件を満たすものとする。なお、屋外暴露試験（JIS Z 2381 南面45暴露）により、12年間を5年間に短縮できるものとする。

- ・反射性能は、規格値の50％以上とする。
- ・色は、色度座標の範囲内とする。（淡い色は除く）
- ・ふくれ、ひび割れ、端の剥がれ、腐食等がないこと。
- ・アルミ基板から反射シートの剥がれがないこと。

2－12－2 区画線

1.

区画線の品質は、以下の規格に適合するものとする。

JISK5665（路面標示用塗料）

表2－39 常温式ペイント及び加熱式ペイント（1km当り）					
名称	規格	単位	数量		備考
			常温式	加熱式	
ペイント	JISK5665 1種	ℓ	50	－	ロスを含んだ数量である。
〃	〃 2種	〃	－	70	
ビーズ	JISR3301－1号	kg	39	59	

注：数量は「15cm幅の使用量」

改正後（令和8年版）						
表2－38 反射性能（反射シートの再帰反射係数）						
観測角	入射角	白	青	印刷色		
淡い赤	淡い緑	淡い黄				
12°	5°	570	14	125	110	140
30°	235	7.7	70	50	75	
20°	5°	400	10	80	75	95
30°	170	4.9	40	35	45	
1°	5°	120	2.8	25	20	25
30°	50	1.8	11	10	15	

[注1] 単位：cd/lx/m²

[注2] 試験及び測定方法は JIS Z 9117 による

接着力は、800g／25mm（7.84N）の静荷重を5分間かけて、貼付した試験片から50mm以上剥がれないものとする。

収縮性は、剥離紙を剥離後、10分間で0.8mm以上、24時間で3.2mm以上収縮しないものとする。

耐候性は、通常の使用条件にて設置後12年経過した時点においても、以下の条件を満たすものとする。なお、屋外暴露試験（JIS Z 2381 南面45暴露）により、12年間を5年間に短縮できるものとする。

- ・反射性能は、規格値の50％以上とする。
- ・色は、色度座標の範囲内とする。（淡い色は除く）
- ・ふくれ、ひび割れ、端の剥がれ、腐食等がないこと。
- ・アルミ基板から反射シートの剥がれがないこと。

2－12－2 区画線

1. **区画線の品質規格及び材料使用量**

区画線の品質は、以下の規格に適合するものとする。

JISK5665（路面標示用塗料）

表2－39 常温式ペイント及び加熱式ペイント（1km当り）					
名称	規格	単位	数量		備考
			常温式	加熱式	
ペイント	JISK5665 1種	ℓ	50	－	ロスを含んだ数量である。
〃	〃 2種	〃	－	70	
ビーズ	JISR3301－1号	kg	39	59	

注：数量は「15cm幅の使用量」

改正前（令和6年版）

表2－40 溶融式ペイント（1km当り）

名称	規格	単位	数量				備考
			15cm	20cm	30cm	45cm	
ペイント	JISK5665 3種－1号	kg	475	633	942	1417	t＝1.5mm ロスを含まない
ビーズ	JISR3301－1号	〃	20	26	40	60	
プライマ		〃	25	33	50	75	

2. ■■■■■

区画線設置の巾及び色彩は表2－41のとおりとする。

表2－41 区画線の巾及び色彩

種別	巾（cm）	色彩	摘要
車道中央線	15、20	黄・白	
車道外側線	15、20	白	
車道境界線	15	黄・白	
記号及び文字、その他	15、20、30、45	黄・白	

第13節 その他

2－13－1 エポキシ系樹脂接着剤

エポキシ系樹脂接着剤は、接着、埋込み、打継ぎ、充填、ライニング注入等は設計図書によらなければならない。

2－13－2 合成樹脂製品

合成樹脂製品は以下の規格に適合するものとする。

JISK6741（硬質ポリ塩化ビニル管）

JISK6742（水道用硬質ポリ塩化ビニル管）

JISK6745（プラスチック硬質ポリ塩化ビニル板）

JISK6761（一般用ポリエチレン管）

JISK6762（水道用ポリエチレン二層管）

JISK6773（ポリ塩化ビニル止水板）

JISA6008（合成高分子系ルーフィングシート）

JISC8430（硬質ポリ塩化ビニル電線管）

2－13－3 止水板

1. ■■■■■

ゴム製止水板の形状・寸法はJIS K 6773ポリ塩化ビニル止水板に準じるとし、良質な硬質ゴムで、主原料は天然ゴム又はブタジエンゴムとスチレンゴムの重合体もしくは混合物でなければならない。製品には主原料を質量で70％以上含み、ファクテス又は再生ゴムを含んではならない。

改正後（令和8年版）

表2－40 溶融式ペイント（1km当り）

名称	規格	単位	数量				備考
			15cm	20cm	30cm	45cm	
ペイント	JISK5665 3種－1号	kg	475	633	942	1417	t＝1.5mm ロスを含まない
ビーズ	JISR3301－1号	〃	20	26	40	60	
プライマ		〃	25	33	50	75	

2. 区画線の巾及色彩■

区画線設置の巾及び色彩は表2－41のとおりとする。

表2－41 区画線の巾及び色彩

種別	巾（cm）	色彩	摘要
車道中央線	15、20	黄・白	
車道外側線	15、20	白	
車道境界線	15	黄・白	
記号及び文字、その他	15、20、30、45	黄・白	

第13節 その他

2－13－1 エポキシ系樹脂接着剤

エポキシ系樹脂接着剤は、接着、埋込み、打継ぎ、充填、ライニング注入等は設計図書によらなければならない。

2－13－2 合成樹脂製品

合成樹脂製品は以下の規格に適合するものとする。

JISK6741（硬質ポリ塩化ビニル管）

JISK6742（水道用硬質ポリ塩化ビニル管）

JISK6745（プラスチック硬質ポリ塩化ビニル板）

JISK6761（一般用ポリエチレン管）

JISK6762（水道用ポリエチレン二層管）

JISK6773（ポリ塩化ビニル止水板）

JISA6008（合成高分子系ルーフィングシート）

JISC8430（硬質ポリ塩化ビニル電線管）

2－13－3 止水板

1. ゴム製止水板■

ゴム製止水板の形状・寸法はJIS K 6773ポリ塩化ビニル止水板に準じるとし、良質な硬質ゴムで、主原料は天然ゴム又はブタジエンゴムとスチレンゴムの重合体もしくは混合物でなければならない。製品には主原料を質量で70％以上含み、ファクテス又は再生ゴムを含んではならない。

改正前（令和6年版）	改正後（令和8年版）																																																																								
規格は表2—42によるものとする。 表2—42 ゴム製止水板の規格 <table><tr><td>硬 度</td><td>65±5度</td><td>JISK6253</td></tr><tr><td>引張り強さ</td><td>25N／mm²以上</td><td>JISK6251（23℃＋2℃）縦横ともに満足すること。</td></tr><tr><td>破断時の伸び</td><td>500％以上</td><td>引張速度 500±25mm／min</td></tr><tr><td>ひきさき強度</td><td>12N／mm²</td><td>JISK6252 引張速度 500±25mm／min</td></tr><tr><td>比重</td><td>1.13±0.03</td><td>JISK6350</td></tr></table> ひ管本体の継手に設ける場合の止水板の規格は表2—43によるものとする。 表2—43 止水板の規格 <table><tr><td>硬 度</td><td>65±5度</td><td>JISK6253</td></tr><tr><td>引張り強さ</td><td>25N／mm²以上</td><td>JISK6251</td></tr><tr><td>伸 び</td><td>350％以上</td><td>JISK6251</td></tr></table> 2. ■■■■■■ 砂防えん堤で使用する止水板は、センターバルブ・コンゲート型で塩化ビニル製品巾30cm厚さ7mm以上とする。 2—13—4 路盤紙 1. ■■■■■■ 路盤紙は取扱いが容易で、吸水しにくく、コンクリートの打込み、締固めの際に破れるものであってはならない。 2. ■■■■■■ 品質は表2—44を標準とする。 表2—44 路盤紙の規格 <table><tr><td>品 名</td><td>JIS</td><td>備 考</td></tr><tr><td>ポリエチレンフィルム</td><td>Z1702</td><td>呼び厚さ0.1mm以上のもの</td></tr><tr><td>ターポリン紙</td><td>Z1503</td><td></td></tr><tr><td>クラフト紙</td><td>P3401</td><td>MS—81、84</td></tr></table> 2—13—5 アルミニウム合金陽極 1. ■■■■■■ 電気防食は、アルミニウム合金陽極を使用した流電陽極方式によらなければならない。	硬 度	65±5度	JISK6253	引張り強さ	25N／mm ² 以上	JISK6251（23℃＋2℃）縦横ともに満足すること。	破断時の伸び	500％以上	引張速度 500±25mm／min	ひきさき強度	12N／mm ²	JISK6252 引張速度 500±25mm／min	比重	1.13±0.03	JISK6350	硬 度	65±5度	JISK6253	引張り強さ	25N／mm ² 以上	JISK6251	伸 び	350％以上	JISK6251	品 名	JIS	備 考	ポリエチレンフィルム	Z1702	呼び厚さ0.1mm以上のもの	ターポリン紙	Z1503		クラフト紙	P3401	MS—81、84	規格は表2—42によるものとする。 表2—42 ゴム製止水板の規格 <table><tr><td>硬 度</td><td>65±5度</td><td>JISK6253</td></tr><tr><td>引張り強さ</td><td>25N／mm²以上</td><td>JISK6251（23℃＋2℃）縦横ともに満足すること。</td></tr><tr><td>破断時の伸び</td><td>500％以上</td><td>引張速度 500±25mm／min</td></tr><tr><td>ひきさき強度</td><td>12N／mm²</td><td>JISK6252 引張速度 500±25mm／min</td></tr><tr><td>比重</td><td>1.13±0.03</td><td>JISK6350</td></tr></table> ひ管本体の継手に設ける場合の止水板の規格は表2—43によるものとする。 表2—43 止水板の規格 <table><tr><td>硬 度</td><td>65±5度</td><td>JISK6253</td></tr><tr><td>引張り強さ</td><td>25N／mm²以上</td><td>JISK6251</td></tr><tr><td>伸 び</td><td>350％以上</td><td>JISK6251</td></tr></table> 2. 砂防えん堤で使用する止水板■ 砂防えん堤で使用する止水板は、センターバルブ・コンゲート型で塩化ビニル製品巾30cm厚さ7mm以上とする。 2—13—4 路盤紙 1. 一般事項■ 路盤紙は取扱いが容易で、吸水しにくく、コンクリートの打込み、締固めの際に破れるものであってはならない。 2. 規格■ 品質は表2—44を標準とする。 表2—44 路盤紙の規格 <table><tr><td>品 名</td><td>JIS</td><td>備 考</td></tr><tr><td>ポリエチレンフィルム</td><td>Z1702</td><td>呼び厚さ0.1mm以上のもの</td></tr><tr><td>ターポリン紙</td><td>Z1503</td><td></td></tr><tr><td>クラフト紙</td><td>P3401</td><td>MS—81、84</td></tr></table> 2—13—5 アルミニウム合金陽極 1. 電気防食■ 電気防食は、アルミニウム合金陽極を使用した流電陽極方式によらなければならない。	硬 度	65±5度	JISK6253	引張り強さ	25N／mm ² 以上	JISK6251（23℃＋2℃）縦横ともに満足すること。	破断時の伸び	500％以上	引張速度 500±25mm／min	ひきさき強度	12N／mm ²	JISK6252 引張速度 500±25mm／min	比重	1.13±0.03	JISK6350	硬 度	65±5度	JISK6253	引張り強さ	25N／mm ² 以上	JISK6251	伸 び	350％以上	JISK6251	品 名	JIS	備 考	ポリエチレンフィルム	Z1702	呼び厚さ0.1mm以上のもの	ターポリン紙	Z1503		クラフト紙	P3401	MS—81、84
硬 度	65±5度	JISK6253																																																																							
引張り強さ	25N／mm ² 以上	JISK6251（23℃＋2℃）縦横ともに満足すること。																																																																							
破断時の伸び	500％以上	引張速度 500±25mm／min																																																																							
ひきさき強度	12N／mm ²	JISK6252 引張速度 500±25mm／min																																																																							
比重	1.13±0.03	JISK6350																																																																							
硬 度	65±5度	JISK6253																																																																							
引張り強さ	25N／mm ² 以上	JISK6251																																																																							
伸 び	350％以上	JISK6251																																																																							
品 名	JIS	備 考																																																																							
ポリエチレンフィルム	Z1702	呼び厚さ0.1mm以上のもの																																																																							
ターポリン紙	Z1503																																																																								
クラフト紙	P3401	MS—81、84																																																																							
硬 度	65±5度	JISK6253																																																																							
引張り強さ	25N／mm ² 以上	JISK6251（23℃＋2℃）縦横ともに満足すること。																																																																							
破断時の伸び	500％以上	引張速度 500±25mm／min																																																																							
ひきさき強度	12N／mm ²	JISK6252 引張速度 500±25mm／min																																																																							
比重	1.13±0.03	JISK6350																																																																							
硬 度	65±5度	JISK6253																																																																							
引張り強さ	25N／mm ² 以上	JISK6251																																																																							
伸 び	350％以上	JISK6251																																																																							
品 名	JIS	備 考																																																																							
ポリエチレンフィルム	Z1702	呼び厚さ0.1mm以上のもの																																																																							
ターポリン紙	Z1503																																																																								
クラフト紙	P3401	MS—81、84																																																																							

改正前（令和6年版）	改正後（令和8年版）
2. ■■■■■■ 防食電流密度及び耐用年数は、設計図書の定めによるものとする。 3. ■■■■■■ 陽極の陽極電位（閉路電位）は、-1,050mV以下（vs飽和甘こう電極（SCE））、発生電気量は2,600A・h/kg以上とする。なお、受注者は、試験成績表を事前に監督員に提出しなければならない。 2－13－6 防食塗装 防食塗装の種類及び品質は、設計図書の定めによるものとする。 2－13－7 被覆防食材料 1. ■■■■■■ 被覆防食の種類及び品質は、設計図書の定めによるものとする。 2. ■■■■■■ モルタル被覆に使用する材料は、次によらなければならない。 （1）コンクリートを使用する場合のコンクリートの強度は、設計図書の定めによるものとする。 （2）モルタル及びコンクリートの品質は、設計図書の定めによるものとする。 （3）スタッドジベル等の規格及び品質は、設計図書の定めによるものとする。 （4）モルタル被覆に使用する型枠は、次によらなければならない。 ① 型枠は、図面に定める被覆防食の形状寸法を正確に確保しなければならない。 ② 保護カバーとして残す工法に使用する型枠は、気密性が高く耐食性のすぐれた材質のものとする。なお、材質は、事前に監督員の承諾を得なければならない。 （5）受注者は、施工に先立ちペトロラタム被覆の保護カバーの材質について、監督員の承諾を得なければならない。 2－13－8 ゴム防舷材 1. ■■■■■■ 防舷材に使用するゴムは、次によるものとする。 （1）ゴムは、カーボンブラック配合の天然若しくは合成ゴム又はこれらを混合した加硫物でなければならない。 （2）ゴムは、耐老化性、耐海水性、耐オゾン性、耐磨耗性等を有しなければならない。 （3）ゴムは、均質で、異物の混入、気泡、きず、き裂及びその他有害な欠点がないものでなければならない。 2. ■■■■■■ 取付用鉄板内蔵型防舷材は、鉄板とゴム本体部を、強固に加硫接着し、鉄板が露出しないようゴムで被覆しなければならない。 3. ■■■■■■ ゴムの物質的性質は、次によらなければならない。 （1）ゴムの物理的性質は、「表2－45ゴムの物理的性質」の規格に適合しなければならない。	2. 繊維電流密度及び耐用年数■ 防食電流密度及び耐用年数は、設計図書の定めによるものとする。 3. 陽極電位等■ 陽極の陽極電位（閉路電位）は、-1,050mV以下（vs飽和甘こう電極（SCE））、発生電気量は2,600A・h/kg以上とする。なお、受注者は、試験成績表を事前に監督員に提出しなければならない。 2－13－6 防食塗装 防食塗装の種類及び品質は、設計図書の定めによるものとする。 2－13－7 被覆防食材料 1. 一般事項■ 被覆防食の種類及び品質は、設計図書の定めによるものとする。 2. モルタル被覆■ モルタル被覆に使用する材料は、次によらなければならない。 （1）コンクリートを使用する場合のコンクリートの強度は、設計図書の定めによるものとする。 （2）モルタル及びコンクリートの品質は、設計図書の定めによるものとする。 （3）スタッドジベル等の規格及び品質は、設計図書の定めによるものとする。 （4）モルタル被覆に使用する型枠は、次によらなければならない。 ① 型枠は、図面に定める被覆防食の形状寸法を正確に確保しなければならない。 ② 保護カバーとして残す工法に使用する型枠は、気密性が高く耐食性のすぐれた材質のものとする。なお、材質は、事前に監督員の承諾を得なければならない。 （5）受注者は、施工に先立ちペトロラタム被覆の保護カバーの材質について、監督員の承諾を得なければならない。 2－13－8 ゴム防舷材 1. 一般事項■ 防舷材に使用するゴムは、次によるものとする。 （1）ゴムは、カーボンブラック配合の天然若しくは合成ゴム又はこれらを混合した加硫物でなければならない。 （2）ゴムは、耐老化性、耐海水性、耐オゾン性、耐磨耗性等を有しなければならない。 （3）ゴムは、均質で、異物の混入、気泡、きず、き裂及びその他有害な欠点がないものでなければならない。 2. 取付用鉄板内蔵型防舷材■ 取付用鉄板内蔵型防舷材は、鉄板とゴム本体部を、強固に加硫接着し、鉄板が露出しないようゴムで被覆しなければならない。 3. ゴムの物理特性■ ゴムの物質的性質は、次によらなければならない。 （1）ゴムの物理的性質は、「表2－45ゴムの物理的性質」の規格に適合しなければなら

改正前（令和6年版）			
ない。「表2－45ゴムの物理的性質」によりがたい場合は、設計図書の定めによるものとする。			
（2）物理試験は、「表2－45ゴムの物理的性質」の試験項目を「JISK6250ゴム－物理試験方法通則」「JISK6251加硫ゴム及び熱可塑性ゴム－引張特性の求め方」「JISK6253－3加硫ゴム及び熱可塑性ゴム－硬さの求め方－（デュロメータ硬さ）」「JISK6257:1993加硫ゴムの老化試験方法」「JISK6259加硫ゴム及び熱可塑性ゴム－耐オゾン性の求め方」によって行わなければならない。なお、硬さ、老化及び耐オゾン性試験は、次の方法によらなければならない。			
硬さ試験（JISK6253-3）		デュロメータ硬さ試験（タイプA）	
老化試験（JISK6257:1993）		ノーマルオープン法	
		試験温度：70±1℃	
		+0	
		試験時間：96時間	
		-2	
耐オゾン性試験（JISK6259）		オゾン濃度：50±5pphm	
		試験温度：40±2℃試験時間：72時間	
		伸度：20±2%伸長	
表2－45 ゴムの物理的性質			
試験項目		基準値	
促進	引張強さ	加熱前値の80%以上	
	伸び	加熱前値の80%以上	
	硬さ	加熱前値の+8を越えないこと	
耐オゾン性	静的オゾン劣化	72時間後に目視で、き裂発生がないこと	

4. ■■■■■■

ゴム防舷材の耐久性は、次の性能を有するものとする。耐久性を有することについて、受注者は、ゴム防舷材耐久性証明事業を実施する機関の証明書を事前に監督員に提出し、承諾を得なければならない。

耐久性：市販されている形状・性能等が同等な最小サイズ以上の防舷材を用い、最大150秒間でメーカーの定める標準歪率まで3,000回の繰り返し圧縮試験を実施してもクラックや欠陥がないこと。

5. ■■■■■■

防舷材の取付金具の種類、材質及び形状寸法は、設計図書の定めによるものとする。

2－13－9 係船柱

1. ■■■■■■

係船柱及び付属品の材質は、「表2－46係船柱及び付属品の材質」の規格に適合しなければならない。

改正後（令和8年版）			
ない。「表2－45ゴムの物理的性質」によりがたい場合は、設計図書の定めによるものとする。			
（2）物理試験は、「表2－45ゴムの物理的性質」の試験項目を「JISK6250ゴム－物理試験方法通則」「JISK6251加硫ゴム及び熱可塑性ゴム－引張特性の求め方」「JISK6253－3加硫ゴム及び熱可塑性ゴム－硬さの求め方－（デュロメータ硬さ）」「JISK6257:1993加硫ゴムの老化試験方法」「JISK6259加硫ゴム及び熱可塑性ゴム－耐オゾン性の求め方」によって行わなければならない。なお、硬さ、老化及び耐オゾン性試験は、次の方法によらなければならない。			
硬さ試験（JISK6253-3）		デュロメータ硬さ試験（タイプA）	
老化試験（JISK6257:1993）		ノーマルオープン法	
		試験温度：70±1℃	
		+0	
		試験時間：96時間	
		-2	
耐オゾン性試験（JISK6259）		オゾン濃度：50±5pphm	
		試験温度：40±2℃試験時間：72時間	
		伸度：20±2%伸長	
表2－45 ゴムの物理的性質			
試験項目		基準値	
促進	引張強さ	加熱前値の80%以上	
	伸び	加熱前値の80%以上	
	硬さ	加熱前値の+8を越えないこと	
耐オゾン性	静的オゾン劣化	72時間後に目視で、き裂発生がないこと	

4. 防舷材の耐久性■

ゴム防舷材の耐久性は、次の性能を有するものとする。耐久性を有することについて、受注者は、ゴム防舷材耐久性証明事業を実施する機関の証明書を事前に監督員に提出し、承諾を得なければならない。

耐久性：市販されている形状・性能等が同等な最小サイズ以上の防舷材を用い、最大150秒間でメーカーの定める標準歪率まで3,000回の繰り返し圧縮試験を実施してもクラックや欠陥がないこと。

5. 防舷材の取付金具■

防舷材の取付金具の種類、材質及び形状寸法は、設計図書の定めによるものとする。

2－13－9 係船柱

1. 一般事項■

係船柱及び付属品の材質は、「表2－46係船柱及び付属品の材質」の規格に適合しなければならない。

改正前（令和6年版）	改正後（令和8年版）																																																				
2. ■■■■■■ 頭部穴あき型係船柱の中詰コンクリートは、上部コンクリートと同品質でなければならない。 <table><tr><th colspan="2">表2-46 係船柱及び付属品の材質</th></tr><tr><th>名称</th><th>材質</th></tr><tr><td>係船柱本体</td><td>JISG5101SC450</td></tr><tr><td>アンカーボルト</td><td>JISG3101SS400</td></tr><tr><td>六角ナット</td><td>JISB1181 並3級、4T</td></tr><tr><td>平座金</td><td>JISB1256 並丸、鋼</td></tr><tr><td>アンカー板</td><td>JISG3101SS400 又は JISG5101SC450</td></tr></table> 2-13-10 車止め・縁金物 1. ■■■■■■ 車止め・縁金物の材質、形状寸法及び配置は、設計図書の定めによるものとする。 2. 鋼 製 (1) 車止め及び付属品の材質は、「JISG3101一般構造用圧延鋼材(SS400)」に適合しなければならない。なお、材質は、「表2-47車止め及び付属品の材質規格」に示すものでなければならない。 (2) コンクリートは、上部コンクリートと同品質のものでなければならない。 (3) 塗料について、新設の場合は、第13編1-17-4車止・縁金物工、第13編1-23-2維持塗装工の規定によるものとする。なお、これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。 <table><tr><th colspan="2">表2-47 車止め及び付属品の材質規格</th></tr><tr><th>名称</th><th>規格</th></tr><tr><td>車止め</td><td>JISG3193 鋼板</td></tr><tr><td>アングル</td><td>JISG3192 等辺山形鋼</td></tr><tr><td>基礎ボルト</td><td>JISB1178 J形</td></tr><tr><td>六角ナット</td><td>JISB1181 並3、7H、4T</td></tr></table> 3. その他 鋼製以外の車止めは、設計図書の定めによるものとする。 2-13-11 アスファルトマット 1. ■■■■■■ マットの厚さ、強度、補強材及びアスファルト合材の配合は、設計図書の定めによるものとする。	表2-46 係船柱及び付属品の材質		名称	材質	係船柱本体	JISG5101SC450	アンカーボルト	JISG3101SS400	六角ナット	JISB1181 並3級、4T	平座金	JISB1256 並丸、鋼	アンカー板	JISG3101SS400 又は JISG5101SC450	表2-47 車止め及び付属品の材質規格		名称	規格	車止め	JISG3193 鋼板	アングル	JISG3192 等辺山形鋼	基礎ボルト	JISB1178 J形	六角ナット	JISB1181 並3、7H、4T	2. 中詰コンクリート■ 頭部穴あき型係船柱の中詰コンクリートは、上部コンクリートと同品質でなければならない。 <table><tr><th colspan="2">表2-46 係船柱及び付属品の材質</th></tr><tr><th>名称</th><th>材質</th></tr><tr><td>係船柱本体</td><td>JISG5101SC450</td></tr><tr><td>アンカーボルト</td><td>JISG3101SS400</td></tr><tr><td>六角ナット</td><td>JISB1181 並3級、4T</td></tr><tr><td>平座金</td><td>JISB1256 並丸、鋼</td></tr><tr><td>アンカー板</td><td>JISG3101SS400 又は JISG5101SC450</td></tr></table> 2-13-10 車止め・縁金物 1. 一般事項■ 車止め・縁金物の材質、形状寸法及び配置は、設計図書の定めによるものとする。 2. 鋼 製 (1) 車止め及び付属品の材質は、「JISG3101一般構造用圧延鋼材(SS400)」に適合しなければならない。なお、材質は、「表2-47車止め及び付属品の材質規格」に示すものでなければならない。 (2) コンクリートは、上部コンクリートと同品質のものでなければならない。 (3) 塗料について、新設の場合は、第13編1-17-4車止・縁金物工、第13編1-23-2維持塗装工の規定によるものとする。なお、これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。 <table><tr><th colspan="2">表2-47 車止め及び付属品の材質規格</th></tr><tr><th>名称</th><th>規格</th></tr><tr><td>車止め</td><td>JISG3193 鋼板</td></tr><tr><td>アングル</td><td>JISG3192 等辺山形鋼</td></tr><tr><td>基礎ボルト</td><td>JISB1178 J形</td></tr><tr><td>六角ナット</td><td>JISB1181 並3、7H、4T</td></tr></table> 3. その他 鋼製以外の車止めは、設計図書の定めによるものとする。 2-13-11 アスファルトマット 1. 一般事項■ マットの厚さ、強度、補強材及びアスファルト合材の配合は、設計図書の定めによるものとする。	表2-46 係船柱及び付属品の材質		名称	材質	係船柱本体	JISG5101SC450	アンカーボルト	JISG3101SS400	六角ナット	JISB1181 並3級、4T	平座金	JISB1256 並丸、鋼	アンカー板	JISG3101SS400 又は JISG5101SC450	表2-47 車止め及び付属品の材質規格		名称	規格	車止め	JISG3193 鋼板	アングル	JISG3192 等辺山形鋼	基礎ボルト	JISB1178 J形	六角ナット	JISB1181 並3、7H、4T
表2-46 係船柱及び付属品の材質																																																					
名称	材質																																																				
係船柱本体	JISG5101SC450																																																				
アンカーボルト	JISG3101SS400																																																				
六角ナット	JISB1181 並3級、4T																																																				
平座金	JISB1256 並丸、鋼																																																				
アンカー板	JISG3101SS400 又は JISG5101SC450																																																				
表2-47 車止め及び付属品の材質規格																																																					
名称	規格																																																				
車止め	JISG3193 鋼板																																																				
アングル	JISG3192 等辺山形鋼																																																				
基礎ボルト	JISB1178 J形																																																				
六角ナット	JISB1181 並3、7H、4T																																																				
表2-46 係船柱及び付属品の材質																																																					
名称	材質																																																				
係船柱本体	JISG5101SC450																																																				
アンカーボルト	JISG3101SS400																																																				
六角ナット	JISB1181 並3級、4T																																																				
平座金	JISB1256 並丸、鋼																																																				
アンカー板	JISG3101SS400 又は JISG5101SC450																																																				
表2-47 車止め及び付属品の材質規格																																																					
名称	規格																																																				
車止め	JISG3193 鋼板																																																				
アングル	JISG3192 等辺山形鋼																																																				
基礎ボルト	JISB1178 J形																																																				
六角ナット	JISB1181 並3、7H、4T																																																				

改正前（令和6年版）	改正後（令和8年版）
2. ■■■■■ 吊上げ用ワイヤーロープは、脱油処理されたものとし、滑り止め金具を取り付けなければならない。 3. ■■■■■ 受注者は、製作に先立ち、アスファルト合材の配合報告書を監督員に提出し、承諾を得なければならない。 2-13-12 繊維系マット 繊維系マットは、耐腐食性に富むものでなければならない。また、マットの厚さ、伸び、引裂、引張強度及び縫製部の引張強度は、設計図書の定めによるものとする。 2-13-13 合成樹脂系マット 合成樹脂系マットは、耐腐食性に富むものでなければならない。また、マットの厚さ、伸び、引裂、引張強度及び構造は、設計図書の定めによるものとする。 2-13-14 ゴムマット ゴムマットは、耐腐食性に富むものでなければならない。また、マットの厚さ、硬度、伸び、引裂、引張強度及び構造は、設計図書の定めによるものとする。	2. 吊上げ用ワイヤーロープ■ 吊上げ用ワイヤーロープは、脱油処理されたものとし、滑り止め金具を取り付けなければならない。 3. 配合報告書の提出■ 受注者は、製作に先立ち、アスファルト合材の配合報告書を監督員に提出し、承諾を得なければならない。 2-13-12 繊維系マット 繊維系マットは、耐腐食性に富むものでなければならない。また、マットの厚さ、伸び、引裂、引張強度及び縫製部の引張強度は、設計図書の定めによるものとする。 2-13-13 合成樹脂系マット 合成樹脂系マットは、耐腐食性に富むものでなければならない。また、マットの厚さ、伸び、引裂、引張強度及び構造は、設計図書の定めによるものとする。 2-13-14 ゴムマット ゴムマットは、耐腐食性に富むものでなければならない。また、マットの厚さ、硬度、伸び、引裂、引張強度及び構造は、設計図書の定めによるものとする。